

ISSN0549-365X

日本經濟政策学会編

世界の中の産業政策

ボーダーレス経済への対応

—日本經濟政策学会年報 XXXVIII —

1990



日本經濟政策学会
勁草書房発売

日本経済政策学会編

世界の中の産業政策

ボーダーレス経済への対応

——日本経済政策学会年報XXXVIII——

1990



日本経済政策学会

勁草書房発売

本年度共通論題

『世界の中の産業政策——ボーダーレス経済への対応——』

日本経済政策学会第四十六回全国大会は、平成元年五月一十七日(土)と二十八日(日)の二日間、青山学院大学において開催された。

前大会で学会四十周年記念事業を完了し、六年ぶりに会期を一日間に戻した本大会であるが、共通論題を初日に、自由論題を第二日に於ける日程の下に従来通りの稔り多き大会成果をあげうることを目標にプログラム編成が行なわれた。

こうして本大会の共通論題として、「世界の中の産業政策——ボーダーレス経済への対応——」が設定されることとなつた。

当初はプログラム委員会としても、この論題はジャーナリストイックなカレント・プロブレムの一つでもあり、学会といふアカデミズムの領域にははじみ難いのではないかとの危惧がもたれた。それにも拘らず、あえてこの論題がとりあげられた理由としては大きく三つある。

第一に、これまでの大会においても、産業政策については、その定義、内容、対象、効果等さまざまな視角から数多くの論議が交わされてきた経緯があるけれども、産業政策をめぐる環境が激変し、内外の関心が極度の高まりをみせていく現時点は、産業政策を改めて検討の俎上にのせる好機であろうと考えられたからである。

第二に、もっと具体的にいえば、世界的な規模で急激に変化しつつある経済環境、ボーダーレス経済ともいわれる情況の中にあって、従来一国基盤の上に立つものとみなされてきた産業政策の政策スタンスとそのあり方について世界的な視点から見直し、場合によっては再構築を試みることは、政策研究者にとって避けて通れない課題ではなかろうかということである。

第三に、現段階の日本経済に焦点を合わせると、アメリカのスーパー三〇一条に象徴される外圧の風の中で、わが国が主体的に産業構造の転換を促進するにあたって、産業政策をどのように位置づけ、どのように実施すべきか、あるいは実施すべきでないかを検討し示唆することは、本学会に課された使命ではないかということである。

以上のごとき理解と認識に立って、プログラム委員会は、上記の論題を提案し、各部会の合意をえて共通論題として最終

的に決定した。さらに同時に、座長、報告者、討論者はそれぞれこの問題のエクスパートに依頼するとともに、少なくとも報告者中の一名は学会外部にあって産業政策行政の経験を有する人に参加を求めるることを基本方針として諒承をえた。

幸いにして、座長二名 報告者三名、討論者二名に適任者をえ、学会会員を交えて終日活発な討議がなされたことは、プログラム委員会にとって大きな喜びであった。大会前日にアメリカにおいてスーパー3〇一条の対日適用が発効されたこと、ならびに会長講演が経済政策の国際的側面をとりあげたことなどはグッド・タイミングであったが、会場が満席になるほど多くの学会会員の参集をみたことからもこの論題に対する関心の深さが察知された。

なお、対米経済交渉の立役者の一人であり、今回報告者として学会外から参加し、討論を盛りあげて戴いた元通産省審議官・黒田眞氏には、この場をかりて感謝の意を表したい。

次に、会期が二日間となつたため、準共通論題もしくはそれに類する関連論題の設定は避けたが、その代りに自由論題報告の枠を工夫して共通論題との関連についてある程度配慮することとした。その結果、以下の六部門に分けて自由論題報告を求めるところとした。

第一部門 「経済政策原理および理論」

第二部門 「財政および金融政策」

第三部門 「産業および技術政策」

第四部門 「環境および地域政策」

第五部門 「国際経済政策」

第六部門 「公共政策」

この部門分類は厳密なものでなく、大凡の仕分け基準として設けたものである。そのねらいは、これによって若干の部門の中で共通論題に関する報告が期待できること、ならびに、ほぼ共通のテーマのセッションが構成できるので会場間の移動をある程度抑制できることにあった。だが他方、部門間の報告数の偏り、部門分類に收まらない報告の存在というデイメリットが生ずるおそれがあった。

実際には、自由論題報告の申込みが数的、部門的にもうまくバランスがとれており、午前と午後の四つのセッションにはとんど過不足なく組込むことが可能となつた。しかし、常にこのようにうまく収まるとはかぎらない。加えて、自由論題と銘打ちながら、一定の枠を設けることについては批判があるかもしれない。これは今後の学会運営上の課題となるう。

このようにして編成されたプログラムにしたがつて、好天に恵まれた初夏五月の二日間熱心かつ真摯な研究報告と討議が展開され、無事大会は終了した。

思えば、今回の学会プログラムが編成されたのは「昭和」の時代であり、実施されたのは「平成」の時代になつてからである。その意味では、第四十六回大会は、昭和年間の四十五回に及ぶ大会を承継してはいるものの、また「平成」時代幕開けを記念すべき大会でもあった。

最後に、本大会が「平成」時代の幕開けにふさわしい新しい発展と展望を当学会にもたらしたかどうかの判定はさし控えたいが、プログラム委員会としては所期の成果を十分あげえたものとして高く評価するとともに、学会会員諸賢の御協力に感謝する次第である。

一九九〇年一月

目 次

本年度共通論題『世界の中の産業政策——ボーダーレス経済への対応——』

.....第四十六回全国大会共通論題プログラム委員会.....1

△会長講演△

信頼社会の経済政策

.....—国際経済政策から国際的経済政策へ—

藤井 隆.....9

△共通論題△

産業に対する公共政策の国際的統一

.....日本の産業政策

植草 益.....21

.....—世界的視点に立って—

水平分業時代の産業政策

.....—市場機能のいっそうの拡張を—

鶴田 俊正.....38

コメント

新野 幸次郎.....48

コメント

尾上 久雄.....51

総括

清加 藤嘉治.....53

△自由論題▽

経済基盤の把握

—経済基盤政策論の基礎—

多元社会と経済政策目的

長尾聰哉 55

西ドイツの経済政策形成における助言機関

大西秀典 59

制御理論を用いた国際的政策協調の分析

井上健夫 63

累積債務の構造の一因と援助政策への課題

廣井松良 68

北米・ECの市場統合とわが国の経済政策

山本鑑造 76

産業調整と多国籍企業の役割

田中則仁 85

アメリカ自動車産業混迷・凋落の原因

石田壽朗 80

米国農業政策形成

松浦茂治 88

—農業立法と予算過程—

手塚眞 92

日本の技術開発メカニズムと政策

斎藤優 97

大規模小売り店舗法へのレントシーキングモデルの適用のための実証化

細野助博 101

垂直的取引制限と経済効率

桑原秀史 105

—米国における競争政策上の問題—

企業経済論の三分法の適用

永野仁 109

—従業員の出向を中心として—

私立大学の規模の経済性と設置基準

森田寿一 114

—競争と制度の関係—

水資源の希少性と配分組織

新沢秀則 119

西ドイツ国民経済における地域政策と地方財政

瀬尾茉巳子 127

土地価格形成の社会経済的考察

山田誠 123

—開放経済段階における社会・経済体制づくりの一事例に関する考察—

動学的レオンティエフ・モデルにおける最適安定化政策

伊藤幸雄 135

市場期待と金融政策

浜田文雅 139

租税回避行動と租税政策策

藤岡明房 142

規制緩和の政治経済学

小苅米清弘 151

—アメリカの航空輸送のばあい—

—シカゴ学派・ハーバード学派論争—

△書評▽

奥野信宏著『公共経済』

黒川和美 155

高木保興著『開発途上国の経済分析——I—重構造、開発援助、累積債務——』	今岡田出編	157
国ト国生著『海運』	佐々木實雄	159
序文		
記事		
Summary		
Presidential Address		
Industrial Change and Industrial Organization in Japan: Recent Evidence	Noriyuki Doi	iv
紹介(英)		
x	xiii	161

＜会長講演＞

信頼社会の経済政策

——国際経済政策から国際的経済政策へ——

藤井 隆
（名古屋大学）

はじめに

私が会長に就任してからこの3年間は、日本の経済にとっても、経済政策学という意味においても、また学会としても、一つの大きな転換の時期でありました。日本の経済は、過去百年をこえるキャッチアップの時代、つまりひたすらの日本の発展を求めての経済運営に専念した時代から、各国の対外政策の付き合わせの中で、摩擦にもまれながら発展の道を模索した短い時代を経て、世界経済の運営に對し、貢献しながらその発展の中に本国の進む道をきり拓いていかなくてはならぬ新しい時代に至りました。

私共の経済政策学も、自らの経済運営の経験の中から、輸入学問としての歴史をこえて、日本の現実の中から自生した学問として確立するというだけでなく、それを世界経済の運営に生むる経済政策学として、止揚していくいかなくてはならない段階に到達しておりました。加えて、わが学会四十周年の記念事業を完結しなくてはならない時期にあたっておりました。このようだ、政策史の上からも、また学説史の上からも、学会史の上からも、



重要な時期に会長職を務めさせていただいたことは、一人の政策学者としてこれに勝る喜びはありません。幸い、会員皆様のご指導とご協力によりまして、一昨年は記念事業としての専門部会の行事を完了、昨年は記念出版事業として、『経済政策学の誕生』『経済政策学の発展』の二冊を刊行することができました。これらの書物は、わが学会がこの重要な転機である学会四十年の節目にあたり、改めて日本の経済政策学の誕生を内外へ宣言し、その発展を期する学会であることを表明したのでありました。わが学会は、その歴史の中で日本の経済政策にかかわる多くの学会の母胎となってきたのですが、昨年の大会は戦後四十年の経済政策の回顧と展望として、「経済政策の転機と争点」という共通テーマで開催いたしました。詳細はお手元の年報の通りであります、日本学術會議の協力も得て、これら十指にあまる関係学会の方々もご招待して共に祝っていました。書物の方も国内ばかりでなく、広く海外の日本経済研究者に頒布、献本をいたしました。

現実の日本経済の発展が、その経済政策学的成績とみられていますが、日本が「経済政策学を学びに行く國」として、北欧が「社会保障の國」という以上に広く世界の学界から認められていることを、改めて知りました。会長としてこんな嬉しいことはございません。今はなき諸先輩に対しても、また皆様に対しても心からお礼を申し上げると共に、ご一緒に喜びたいと思います。

加えて、今次の大会は「ボーダーレス・エコノミーの経済政策」が大きなテーマであります。わが学会は、一つの大きな時代を乗り越えて、新しい時代へ、世界の経済政策学への止揚へむけて、その第一歩を踏み出したのであります。今次大会が、皆様のご協力によって大きな成果を生むことを期待するものであります。

一 國際的經濟政策の時代

さて、会長講演の本題でありますが、先ず私は対内政策と対外政策を明確に二分し、内外の均衡を中心課題とした経済政策の政策史や学説史、そして国際経済政策という名のもとに、各国の対外経済政策の相関を取り扱ってきたこれまでの考え方

方に対して、ここに全く新たに、「国際的經濟政策」と名付けた新しい分野の成立と、学会にもそれを取り扱う時代がきたことを申し上げたいのであります。

国際経済政策か、世界経済政策かという論争は、かつて赤松要教授が、国際経済評論でなくて世界経済評論だと雑誌名をきめられた時以来ですからご記憶の方もあると思います。現実には世界経済政策主体は存在しませんから、あえて世界経済政策といわば、国際的経済政策と申し上げるのでですが、「新しい地球時代の経済政策」がはじまつたということになります。私は今ここに三冊の自著を持ってきております。「国際的産業再配置論」「競争と協力」、そして英文の「Economic Policy Cooperation」つまり「国際的政策共同体論」であります。この三著の共通の主張は、「地域経済学と国際経済学の総合」の上に、新しい発展理論としての「経済政策学」を打ち立てるということであり、私にとっては多年の課題であります。

いまその時代を迎えて、学会のプログラム委員会が「ボーダーレス・エコノミーの経済政策」を共通論題として選んで下さいましたことは、会長任期を終えるものへの最高のはなむけとして、感謝に耐えないところであります。

二 主権の領域を越える政策課題の簇生と理論的展開

さて、今日増大した人口と交通・通信の発展の中で、工業化が進み、知識・情報の社会となりまして、市境・県境・国境・圏境を越えて移動するものが、商品と貨幣だけでなく、生産力、需要力、技術力、経営力、情報、知識、果てはもうもうの組織・制度・システムとなってまいりますと、経済のフレームワークは不斷の変動にさらされます。国内・国際を問わず、地上に領域を越える経済政策課題の簇生を見ました。それは南極や海洋・海底だけでなく宇宙にまで及んでおります。そこで課題とその領域・規模・内容にふさわしい経済政策ということになりますと、それはもうボーダーレスの経済政策を求めるということにならざるを得ません。

理論的展開という意味からいえば、それは二つの内容をもっていました。

(a) 経済統合の進行

価格理論・所得理論・成長理論という流れの中で、フローにかかる規模や範囲の経済学が生み出したのは、「商圏統合」の議論でした。しかし、生産・交換・分配・消費という経済循環の発展の動力を生む四大機能の中で、それは交換の機能の統合に過ぎません。

資本理論でいう二つの資本の運動法則、蓄積と集中が、複合機能概念として相互加速の「集積理論」となった時、このストックの運動の結果は、四大機能をふくむ「経済統合」の理論となりました。地域への集積が大都市形成の理論、企業への集積が大企業グループの理論となり、経済統合は、境域・国境・圏境を越えて進行することになりました。資本を生産力とする資本主義社会・社会主義社会いずれにあっても、フローとストックの両面における経済運営の政策が問われることになります。

(b) システムネットワーク社会の形成

統合経済発展の中で、経済のサービス化・情報化が進行し、生産力が「資本」から「知識」への比重を移すと共に、資本のインフラ化が進みました。知識を生産力とする知識主義社会にあっては、集積した資本を動かすハードな交通・通信のシステムネットワークだけでなく、ソフトな情報・知識のシステムズ・グロースが重要になりました。その結果、利潤極大日的是最適利潤追求となり、所得成長からシステムズ・グロースが、経済行動の第一目標になりました。銀行を例にいえば、オンラインネットワークの形成において「協力」、その上でマネーフローについてバンカーが「競争」する。その過程で、システムの新陳代謝、そしてシステムズ・グロースがおこるということになります。企業も國も、主体的発展を目指しますが、それと同時にフロー・ストックの移動というシステム回路で、市場的にも、制度・組織的にもこれらをどう継ぐかということが重要になりました。規制緩和・再規制という回路の創造の理論が、主体的構造改革の理論や、組織創造の理論と同様に重要になりました。知識主義では、人間重視の思想、知識によって知識を創造する理論、信頼社会の建設が、世界をつくりました。

なぐコミュニケーションを発展させます。ボーダーレス・エコノミーの政策課題が簇生することの理論的背景です。集積理論と知識主義経済の理論については別の著述を見ていただきたいと思います。

かくして経済統合もユニティではなく、システム統合として稠密なシステムズ・グロースのカバーするエリアとなりました。

三 企業の時代・政府の時代・地球の時代

さて、戦後世界が資本主義・社会主義の二つのモデルに分かれて対立した時代にあって、多国籍企業の世界的展開は、厳しい軍事的政治的対立にもかかわらず世界経済をブロック化から救う平和の役割を果たしてきました。それだけではありますせん。各種の現地法人をかかえた企業グループ化を生み、一企業成長の企業経営から、企業集団のグループ行政・企業経済政策まで生みました。企業グループのシステムズ・グロースの競争と協力が多様なM&Aやグループ内規制を生み、そのあらものは、政府による規制以上に企業行動を左右しました。企業王国の時代、あるいは「企業の時代」といつてよいかと思います。この中の貿易・産業摩擦が、しばしば国際経済摩擦に転換しました。各国の対外政策のつき合せがサミット会議を生み、政策協調の道を拓きました。内政干渉ともいえる国際的政策介入を生んでいったのです。

いまデタントの時代を迎えて、各國政府は急速にその軍事的政治的対立の争いから、各種のグローバルな経済政策課題における主導権争いに転じつつあります。真先に槍玉に上がったのが、フロンガスでありました。本当の影響についての科学的検証さえ十分でないまま国際政治課題となっています。軍事的戦争から経済的竞争への政府の関心の移行は、いま地上にある企業の時代に統いて「政府の時代」を現出しつつあるともいえます。その直接の対象が「産業規制」であり、CO₂課税であることはいうまでもありません。世界に「大きな政府」を生まないためには何が必要でしょうか。途上国の熱い視線の中にある日本政府の行動が微妙な立場にある、つまりむつかしい政策判定の岐路にあります。企業グループ間の競争と協力と、

この政府間における競争と協力の二重の相関が、地球の経済に大きな変動を生むだらうことは容易に想像できます。『競争と協力』の中で論じたことです。この変動に耐えうるためには、さまざまな「国際的政策共同体の形成」を必要とするでしょう。世界の産業政策・産業調整というばかりではありません。国内的にも多重参加市民社会の到来が自治体経営に多くの課題を生んでおりますが、国際的にもECなどでは「多国籍市民」の増大を生んでいます。移民や外国人労働力の問題を超えて、ボーダーレス・エコノミーの政策課題は、簇生しているのです。これらの課題を乗り越えて、はじめて経済政策学に「地球の時代」が来るということができます。今日の会議は、わが学会が日本の経済政策学を、この地球の時代の経済政策学に上揚する、その第一歩を記すものだと述べました。「国際的経済政策」として区別した理由でもあります。

四 政策学の課題の展開

さてそれでは「国際経済政策」から「国際的経済政策」にいたって「経済政策学」としては、いかなる課題や方法の展開をみるでしょうか。その一部はすでに国内的に実験済みですが、その重要性は地球時代の経済政策としてみるとまさに学の中心に位置するといわねばなりません。

(a) 民主的経済政策の単位主体

経済政策学研究の目標は、自らその中で生きる経済社会をその構成員たる主体が、自ら主人として運営していくための学問としての研究です。したがって構成員の「経済的自立」と「主体的自立」が条件となります。この主体性・アイデンティティの確立が、知識主義社会の発信・受信可能な主体ということになります。国内でも国際社会でもこの主体性の確立が民主的経済運営の基礎ですから、その自立のための経営課題が企業・政府を問わず政策研究の基礎となります。「いまや世界は地方の時代」というのはこのことです。主体性あってのシステムづくりです。

(b) 政策主体形成

ボーダーレス・エコノミーの政策課題では、その課題の範囲や規模・内容にふさわしい政策の主体は常に存在しません。既存の経済政策主体の経済政策でないからには、すべては民主的な手続きによって、構成員たる単位主体から「課題に相応しい政策主体」を形成する必要があります。各 government の協調、政策共同体、ゆるやかな関係組織からハードの主体組織まで、「政策主体形成論」は、社会選択や公共選択の議論を超えて、大きく展開する領域をもっているといつてよいでしょう。

(c) 政策意志形成

同じように、ユニークな歴史と社会の中から生まれる多様な価値の主観的・規範的意志を基礎に、政策意志を形成する研究が重要になります。どのような政策課題であっても、それは政策需要として多くの人間的 requirement をふくんでおります。しかしこれに応える政策供給は常にポジティブなものでなくてはなりませんから、最終的に形成された政策主体はどのような形成過程を経ようとも、実行力をもったポジティブな主体でなくてはなりません。これに対して政策意志の形成は、課題にふさわしく科学的に正常かつ人間に健全、つまり発展的機能性と主体的人間性の両立を必要とします。

国際社会の中でこの意志形成と主体形成をどのように進めるかは、国内的経験を超える大きな研究課題です。国際的政策のシステムづくりの三条件は、共通の目標形成、共通の理論・方法形成、共通の意欲形成といってよいでしょう。

(d) 政策の実行

国際的経済政策の実行にあたっては、その政策主体、政策意志がどのようなものであったとしても、実行主体としての経済的自立性を必要とします。政策計画の実行を支える収入と支出の「技術と組織」をもたなくては、実行主体として成立しません。国内でも政府は、政策主体である前に経済主体でなくてはなりませんでした。この条件の上で、量的・質的政策を実行できることになります。

それだけではありません。現代の大規模組織社会、ネットワーク社会では、それ自体政策主体ではない主体の投入が政策目的を果たします。「政策手段主体」と名付けましたが、市場モデルや組織モデルを回路として接合するインターフェイス

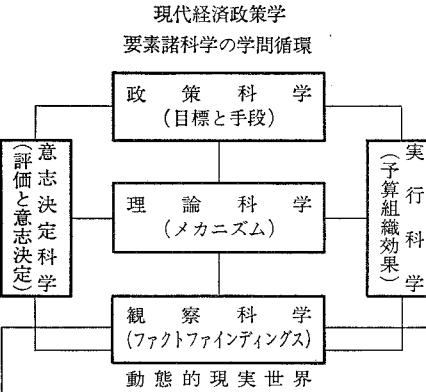
モデルとして、ハードな役割を果たす主体から、カウンターベイリングパワーをもつてソフトに役割を果たす主体までさまざまに工夫できるでしょう。

霸権をもたず、また目指すことのない日本の経済政策学が、世界経済をオーガナイズし、活性化するために、研究分野としてもつ重要性はいつそう高まるものと思います。

(e) 政策デザインと政策計画

国際的政策課題が簇生するというからには、多数の政策主体、政策意志、実行過程の課題の時間・空間的配置に応じて、それらの時間・空間的配置をその効果の評量と共にきめていかなくてはなりません。一つの政策デザインが、次の政策デザインをきめることになります。かつて私も試みましたが、記述や予測でなく、リカーシブタイプの政策モデルによるシナリオ判定が、これらのデザインを積んで「政策計画」を進める手段として一層発展しなくてはならないでしょう。

地球社会のシステムズ・グロースをいう以上「政策計画」もまた連続的にシステムズ・グロースをしなくてはならないからです。「政策計画」を実行する「計画行政」手法の研究が一層重要となるのはいうまでもないところです。



五 学問循環の国際的展開

ここに図示した学問循環については、繰り返し報告しましたから多くを語る必要はないと思います。観察科学の展開によって、現象概念と規範概念が見いだされ、現象概念から機能概念・理論科学へ、規範概念から評価意志決定科学へ進み、その政策需要にポジティブ理論を結合するところから、目的手段の政策科学へ、そして実行科学によって政策計画が実行されるとき、現実経済の経済史と政策史の相關が生まれて、

再び観察科学に戻るという図式です。

『経済政策学の誕生』で、戸田信正先生が整理して下さいましたが、わが学会はこの四十五年の間に転機の度に論争を経て、この学問循環を積み上げ、一つの自律的に発展する学問の体系として、日本経済の発展と共に日本の経済政策学としてその学問的蓄積を進めてきました。そのスパイラルは、天高くあがる夏雲のようだということもできるでしょう。

しかし知識主義社会の到来は、資本のシステム以上に知識のシステムに急速な陳腐化を強制します。自らの生きる現実の経済社会が、ボーダーレスの広がりを示し、経済史と政策史の相關が生み出す情報が、日本人の世界の枠を超えて異文化と遭遇を続けるとすれば、積み上げた学説史的遺産は、急速な遠い過去のものとなってしまうかも知れません。国際的経済政策を取り組む中で湧きおくる夏雲のようにパラダイムシフトをおこして一天の夕立となってしまうかも知れません。だがそれは学会の共通の知的遺産、コモンナレッジとして、次の学問循環の基礎となるでしょう。世界に資本主義のモデルと社会主义のモデルという二つしかないというのがむしろ異常なのです。現実には世界の各地にこの両体制でインフォーマルセクターとされた分野が、急速に拡大しています。自分で仕事を作る人達には失業はありません。夕立を繰り返す地域ほど地上に森は育ちます。システムネットワーク社会の中でそれはより稠密なシステムズ・グロースの統合地域になるでしょう。日本の経済政策学を世界の経済政策学として止揚しようとする以上、ボーダーレス・エコノミーを取り上げる以上、不断の学問的創造を覚悟してからねば、既存の権威にまたしがみつくことになるでしょう。

六 地球的課題と経済政策の条件

このような見透しの中にもあっても、わが学会は今もなお、日本の経済社会を運営していく理論的実践的研究を進める責任学会です。その研究の責任を、世界の発展の中に自らの発展を求める日本ということで果たさなくてはならなくなつたのが、今日の現実であります。

進化する地球と進化する人間と人間社会という視点から、経済政策学をいうとすれば、私達の目標は、地球の環境・風土という自らの存在条件を創造・維持・保全する事を考えなくてはなりません。現実の政治課題として、国際的先行を許し、国際的産業規制やグローバル・コモンズに対する課税が論議されているにもかかわらず、日本の経済学会は蚊帳の外というのが現状です。何段階にもわたる環境をめぐる経済研究に、積極的に取り組まなくてはならないでしょう。第二にシステムネットワーク社会の中で、経済発展の動力が経済循環の運行にあるとすれば、この地上の経済循環の運行条件の創造・整備・改革は、もう一つの必要条件です。回路ができると電流が流れないでは、市場開放はしたが買うものがない、先方へ出かけて造つてもつて帰るより他ないではないか、ということにもなります。私が需給均衡よりも国際的領域では、需給近接性の達成が、より重要な国際的政策課題だとする理由でもあります。

この二つの必要条件の上にはじめて、充分条件としての発展の条件を考えることができます。これを創造・維持・保全するとすれば、上述した「進化する地球」と「進化する人間と人間社会」という中での持続的発展となります。それは開発・テイクオフ・発展の激しい連続的再開発の体系ということにならざるを得ないでしょう。地球のボーダーレスの世界にあって、連続的再開発をいうとすれば所有や支配による既得権の「永久保全」は、人類の進化を阻害する「人間の劫」であります。が、やがて「陳腐化の餉食」であるということになります。安定と進歩の相克の中で不斷の活性化、新結合のオーガナイザーたることこそ、これから企業にとっても政府にとってもアントルブルヌールとして要求されるところ、すなわち学問においてもわが学会の活動分野ということになります。

国際的新秩序という研究は多いのですが、国際的経済政策学の学会として、また日本の学者として、柔軟な姿勢で取り組むことが大切だと考えております。

七 経済・学・学会の三位一体的発展

さて、そこで今日の世界における学術的状況を申しますならば、すでに話しましたように、環境をめぐる問題は地域や国レベルの課題から、地球的規模のマネジメント・オブ・グローバルエンバイロメントとなり、一部ではすでに近宇宙の環境をふくむ経済運営が話題になっています(ISSC)。また、メジャー・ソーシャル・エンジンとして、経済統合をめぐる世界的な課題、ECに対するアジア・太平洋、北米、南米、アフリカなど、そして中・ソの民主化運動に統いて、資本主義・社会主義を越える新しい時代の経済体制の研究と、時代のシフトは、国境を越えて急速であります(IFSSO)。ボーダーレスの世界の産業政策もまたその中の一環であります。

ニュー・フィールド・ビヨンド・ザ・トラディショナル・アカデミック・バウンダリーズと学問分野それ自体も再編成が進行しつつあります。そしてこれらが身近な経済運営の課題に直結しております(システムネットワーク社会の経営)。

わが学会もこういった新分野の研究をする会員が増加するものと思います。ボーダーレス化は、国境だけでなくこのように学問分野の間でも進行しています。わが学会は、この新しいボーダーレス化の二つの領域の中で展開する新しい学問を積極的に内包していくかなくてはならないでしょう。それでいて、日本経済運営の理論的実証的研究の責任学会であるという自負を保つためにはどうするか。ボーダーレス化の展開の中で、いかにして経済政策学の確立発展に対する「学問的求心性」を確保するか、これからわが学会の課題であります。パラダイムシフトの中で、どうしたらよいかわからないという課題状況の中で、学問循環の自律性の下に経済運営の研究課題に「取り組んでいく」。これがこれからの学会の進路だと思います。経済発展の自律性と、経済政策学発展の自律性と、学会発展の自律性の三位一体的発展が、わが学会の姿と先に総括いたしました。いつの時代にも経済政策学は、実践的社会科学の特色として、歴史と社会の進展の中で生まれ育まれるものであります。

むすび・信頼社会の経済政策

わが学会の発展は、日本経済と共に発展する。その日本経済が、世界経済の発展の中にその発展を求めなくてはならなくなつた。この現実は、わが学会、日本の経済政策学もまたボーダーレスに発展するであろう。この大会はその第一歩である。いまわが学会は新しい方向をもちました。こう考えます時、霸権をもたない日本が世界にその責任を果たす方法は、わが学会の経済政策学の発展によって、世界の経済システムを、世界の経済活動を、いかに活性化するかにかかっています。諸国民の福祉を越えて世界に信頼社会のネットワークを形成する経済政策の確立がその目標です。日本人は新しい世界システムを所有も支配もないが、常に人類社会をオーガナイズし、活性化したといわれたいものであります。その研究の責任学会こそわが学会であるという意味において、次の会長の指導のもとに、皆さまとご一緒に学会の発展を期したいと思います。この三年間まことに有難うございました。副会長、各委員長、学会本部のスタッフにかわって、お礼を申し上げ会長講演を終ります。

△共通論題▽

産業に対する公共政策の国際的統一

植 草 益

△東京大学▽

一 貿易摩擦と制度改革

現在、経済の国際的な緊密化が急速に進行している。それは商品およびサービスの世界貿易が急速に拡大していること、先進国間を中心として直接投資が拡大していること、規制緩和や技術革新の結果として金融市场が世界的なシステムに変容していること等に象徴される。しかし他方ではこのような経済の国際化の進展の過程で国際的な経済摩擦も拡大してきた。特に日本においては一九六〇年代後半から次第に対米貿易不均衡が拡大する過程でアメリカとの間で貿易摩擦が拡大し、七〇年代後半からはECとの間の貿易摩擦も加わって、貿易摩擦対策が政府政策の主要課題の一つになってきた。その歴史的経過についてはすでに多くの研究・報告があるので割愛するが(1)、時間の経過と共に次のような変化が出てきた。すなわち、七〇年代前半では一方でアメリカ国内において企業の輸入制限訴訟や政府の輸入制限措置が増加するとともに、他方で日本に対する対米輸出自主規制、輸出制限協定、OMA(輸出秩序維持協定)等の実施・締結や円上げの要請が強かつたが、七〇年代後半から

は日本に対する市場開放要求およびこのための関税・非関税障壁の緩和・撤廃の要求が強まってきた。

この変化は、日本において輸入(特に製品輸入)が輸出に比較して相対的に上昇しなかつたために、貿易収支の不均衡がいつこうに解消しないことであった。この過程でアメリカやEC諸国は日本市場には関税・非関税障壁が存在し、これが日本企業の国際競争から保護および外国企業の日本市場への参入制限となつてると攻撃し、市場開放要求を強めてきた。このような要求はすでに指摘したように一九七〇年当後半から引き続き行なわれ、現在も継続している。その典型はこの一九八九年四月二八日に発表されたアメリカ通商代表部の貿易摩擦報告書であつて、アメリカは三四項目にわたって貿易・投資障壁の撤廃・緩和を求めている。それは、①農産物等の輸入制限政策、②電気通信、医薬品等の基準認証や自動車等における保安・環境基準、③スーパー・コンピュータ等の政府調達、④特許、商標、著作権等の知的所有権制度、⑤サービス業、流通業、運輸業、金融業等における参入規制政策、⑥ハイテク分野の政府保護政策、⑦自動車産業や流通業等における下請・系列制度等を貿易・投資障

壁として指摘している。

①～⑦の項目はいずれも日本の産業に関連した法制度および日本の企業組織や企業慣習に関連したものであることに注目する必要がある。いまこれらを広く「制度」と呼び、さらに法制度（すなわち、法律・立法・司法・行政機関および法の運用・政策）を「フォーマルな制度」と呼び、また意思決定組織（企業組織や企業集団、下請系列、流通系列等の組織）およびその伝統的な慣習を「インフォーマルな制度」と呼ぶならば、アメリカ通商代表部の三四の対日通商要求項目はいずれも日本のフォーマルおよびインフォーマルな制度の両方の変革を要求していることを意味する。このような要求が出てくる背景は、これらの制度がアメリカの制度とは異なっており、しかも日本の制度が日本企業を国際競争から保護し、外国企業の日本市場へのアクセスを阻害している制度であり、したがって「不公平な制度」であるという認識にあるといえよう。はたしてこれらの制度が日本企業の保護・外国企業の参入阻止の役割を果しているか否かは検討する余地があり、またアメリカ側に誤解があつたり、アメリカ側の一方的エゴが強いものについては説得する必要があるが、現在のようにヒト・モノ・カネの国際的移動が活発化した段階では、少なくとも「経済活動に関する制度」の国際的な統一・調和は避けられない。

制度はそれぞれの国、民族、宗教、地理・風土、風俗、資源、経済発展段階、経済体制を基礎として形成されているので、制度変革は容易ではない。またすべての制度が統一される必要もない。この点は繰返して強調されるべき重要な事実である。しかし日本は、

国際社会の中でますます地位を拡大していくので、制度の国際的な調和・統一に向けて積極的に取組む努力なくしては、国際社会の中で円滑に貿易・国際交流を実施できなくなっていることも事実である。したがって、日本は他の国よりも一步も二歩も前進して、制度の国際的な統一・調和に向けて国内制度の改革に取組むべきである。もちろん、制度の国際的な調和・統一といつても上記の事情からしてすべての国すべての制度を調和・統一することを意味しない。

日本はこれまでの貿易摩擦への対処の過程で制度の統一に向けて努力してきたことを指摘しておく必要がある。すなわち、一九六〇年代における貿易・資本自由化措置、七〇年代以降における輸入制限品目の削減、関税率の引下げおよび税関手続の簡素化〇年代における臨調、旧行革審および新行革審による通商制度統一のための一連の行政改革が実施された。特に臨調では、電気通信業や金融業を中心とした政府規制の緩和や金融業における企業行動基準の国際的統一化に大きな成果をあげた。また、旧行革審では貿易制度（特に検査・検定制度）の国際統一化のために二五〇項目にわたるアクション・プログラムを策定・実施し、貿易障壁となる行政についての苦情処理委員会（オムズマン制度）を設置した。

さらに新行革審では、経済的規制が実施されているほぼ全産業分野（すなわち流通、物流、金融、情報通信、エネルギー、農産物等）

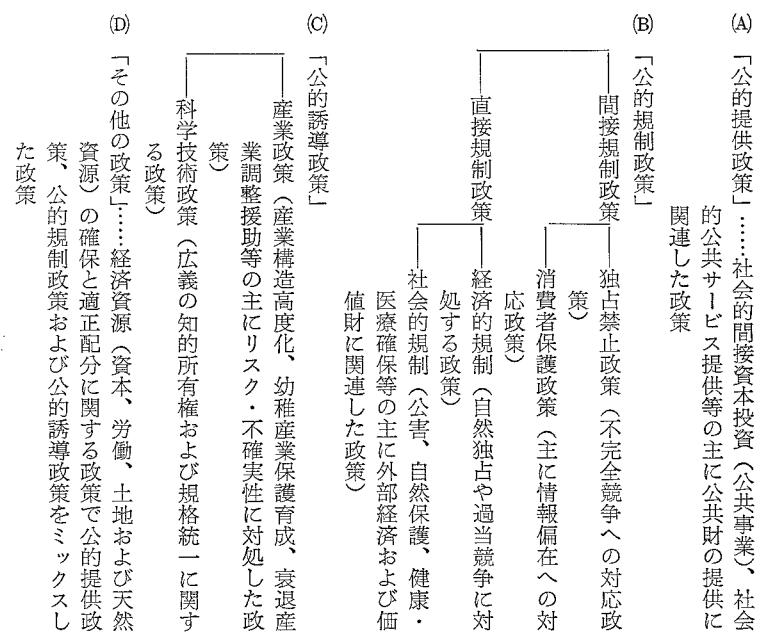
にわたって規制緩和を勧告し、さらに検査・検定制度および資格認定制度を中心に社会的規制についても規制緩和措置を勧告した。現在それらの実施が着々と進行している。

以上その他にも個別官庁ごとに貿易摩擦への対処の過程で多様な政策制度を変革してきたことも事実である。例えば通産省においては、一九六〇年代までの産業政策の中心であった特定産業保護・育成政策（ターゲッティング・ポリシー）が国際批判のなかで現在ではほとんど影を潜めた。このように日本内部においても市場開放や公平な国際競争の場の設定に向けて制度改革が実施されてきたが、これまでの制度改革は海外からの個別要求に対するアドホックな対応が少なくなく、また多くの場合にその場限りの消極的対応であつたため、総合的な施策が実施されていない。そのため今後とも対日市場開放要求は続くであろう。そこで産業に対する主要な公共政策を整理し、国際統一のための基本的方向とその意義について考えてみたい。

II 産業に対する公共政策の体系と

その国際統一の方向

産業に対する公共政策は市場機構に内在する問題（いわゆる「市場の失敗」、すなわち公共財、外部不経済、価値財、自然独占、不完全競争、リスク、不確実性等）を補正する政策の総体をいう。それは大別して「公的提供政策」、「公的規制政策」、「公的誘導政策」および「その他の政策」に分類可能であると思われる。それぞれは次のような政策を含む⁽²⁾。



公的提供政策や資源政策はそれらの影響を強く受ける。それゆえ、これらの政策の国際統一はそれほど進んでいない。公的規制政策や公的誘導政策でも国際的な差異は大きいが、少なくとも先進国間では統一化の方向に軌道が進みつつある。すなわち、最近の経済の国際化、技術革新の進展、産業構造の変化等を背景として、独占禁止政策、消費者保護政策、直接規制、産業政策および科学技術政策のいすれもが各国で変化し、しかもそれらの政策背景の変化が各国で同じように進んでいるので、政策変化の方向も軌道を1にしている。

まず独占禁止政策では、ハイテク化・情報化の技術革新の進展や産業構造の変化を踏まえて、アメリカでは企業の多角化・リストラクチャリングのための合併を容認する政策変更が実施され、イギリスもこれに追随し、日本も合併ガイドラインの変更はないもののこの種の合併を容認している。

また消費者保護政策では金融・証券・保険業の国際化と技術革新を進展を背景に情報開示、インサイダー取引制限、モラルハザード条項設定等が各国ともに進んでいる。

直接規制政策においても技術革新や経済の国際化を背景にアメリカ、イギリス、日本において規制緩和や公企業の民営化が実施され、ECにおいては一九九二年までの統合過程で大胆な規制緩和と公企業の民営化が実施されようとしている。特に注目すべきは、一九八八年に発表されたECの一九九二年の統合に向けての二七九項目の制度の統廃合計画である。その全容をここで紹介する余裕はないので割愛するが、経済的規制に関する事項だけに言及すると、一九八五年のEC報告ではエネルギー、運輸、電気通信および水道の経済

および④は公的規制政策に該当し、①、③および④は公的誘導政策に該当する。

まず具体的な改革プログラム作成の場として新たな審議会の設置ないし從来の審議会の活用を図るべきである。具体的な内容としてはまず海外主要国の公的規制政策と公的誘導政策に関する概要のまとめ(3)、わが国の政策の特異性と国際通商における問題点の整理、日本の政策の国際統一化へ向けての提言および海外の国々に対する制度改革の要請が含まれるべきである。

三 経済的規制の見直し

本稿では紙数の制約でこのプログラムを具体的に明示することはできないが、最近の対日市場開放要求の焦点の一つになっている經濟的規制と産業政策について若干言及しておくことにする。經濟的規制は、自然独占分野や過当競争分野において、おもに資源配分効率の確保の観点から、企業の参入・退出、価格、投資等を許認可制度によって政府が規制することをいう。その領域は国によって異なるが、先進国ではほぼ共通して公益事業(電気、ガス、水道等)、運輸(鉄道、航空、通運、海運等)、通信(郵便、電気通信、放送等)および金融(銀行、証券、保険等)であり、国によって農業、石油精製・販売、航空機製造、建設業、流通および特定の国有産業を含めている。日本ではそれらのほとんどが經濟的規制の対象産業となっている。近年、主要国ではこれらの産業の一部に対し、經濟的規制が緩和され、さらに国有企业の民営化が実施されてきた。日本でも金融、電気通信、通運、石油精製・販売、たばこ販売

的規制分野においては各国が從来の企業組織や規制制度を維持することを容認していたが、一九八八年報告ではこれら分野の政府調達をEC国内企業に開放することを決め、またこれらの分野における財・サービスのEC内自由取引・相互融通を促進する観点から、公企業の民営化を勧告している。特に電気通信分野では電話とテレックスを除くすべてのサービスの經濟的規制を一九九一年一月までに自由化して、公企業による独占を廃止することを勧告している。

産業政策では、一方で日本において特定産業を保護育成する政策を自肅する傾向が強くなる反面で、海外諸国において技術革新の発展や産業構造の変化を促す産業政策については積極的に導入する傾向が出ている。特にハイテク開発のための研究開発組合を容認する傾向が強くなっている。

科学技術政策については現在、知的所有権制度の新たな方向に関して各国間(特にアメリカとその他先進国との間)で利害対立が大きいが、コンピュータ・ソフトからコンピュータ・ネットワーク・ソフトに至る一連のソフト技術の統一と著作権の国際統一はごく近い将来に実現するであろう。

このような国際的動向を踏まえるとき、日本は産業に対する公共政策について国際的な統一に向けての制度変革を余儀なくされることは必至であり、いまから積極的に取組むべきである。特に最近アメリカやECが要求している市場開放に関する事項はそのほとんどが直接規制政策と公的誘導政策に関連していることを考慮すると、これらの政策や制度の変革を優先すべきであろう。例えば、先のアメリカ通商代表部の対日通商要求の①～⑦の項目のうち②、⑤、⑥

等の分野で規制緩和が実施され、また三公社を中心として一六の公企業が民営化された(4)。しかしそれらの産業でも参入規制や価格規制が残存しているものが少なくなく、またその他の規制産業ではないし、従来の審議会の活用を図るべきである。具体的な内容としてはまず海外主要国の公的規制政策と公的誘導政策に関する概要のまとめ(3)、わが国の政策の特異性と国際通商における問題点の整理、日本の政策の国際統一化へ向けての提言および海外の国々に対する制度改革の要請が含まれるべきである。

以降の規制緩和は競争産業を中心としていることに注目する必要がある。上記の観点に立つと、アメリカ通商代表部の流通業（特に大店法規制）、運輸業（通運事業法）、金融業（銀行業・保険業規制）等における参入規制の緩和・撤廃要求はむしろ当然出てくる要求である。それらが日米貿易不均衡の是正にどれほど貢献するかは別にして、日本は上記の理論的観点と日米制度統一の観点に立って、アメリカが要求している産業ばかりでなく競争構造産業における経済的規制の緩和ないし撤廃を検討すべきである。

自然独占分野についても言及しておくと、確かに電気、ガス、電気通信等の分野ではネットワーク型供給網を中心として規模の経済性や範囲の経済性が享受できるが、最近では小規模分散型エネルギー供給システムが発達し、また各エネルギー間の単位当たり価格も從来より接近してきたために、エネルギー間競合が急速に強まつた。また電気通信分野でも大規模ネットワークに対抗する小規模ネットワークの開発やコンピュータ技術を基礎とする各情報供給システム間の競合が進んだ結果、自然独占性は著しく低下した。この結果、電気通信産業では規制緩和が実施されたが、なお参入規制や価格規制が色濃く残っているので、各国ともに一層の規制緩和が必要になっている。またエネルギー分野でもエネルギー間競合の進展の結果として規制緩和の要請が急速に強まっているので、各国ともに近くない将来に規制緩和が実施されることになる。この情勢を踏まえて、日本も規制緩和の方向について検討すべきである。

序は積極的な対応をとっている。

筆者の観点からすれば、これらの批判はいずれも制度（ここでは政策）の国際間の差異から発生するものであって、この溝を埋めるには、単に日本の実状を誤解しているという反論や日本の経営組織・企業間組織の効率性を訴えるだけでは、なんらの解決にはならない。ウイリアムソン流の企業組織論、垂直統合論、リレイショナル・コントラクト論等に依拠すれば、確かに中間組織は合理性をもつていて、これらの組織が組織外企業に対して排他的性格をもつてていることも事実である。したがって、内部組織の効率性ばかりでなく内部組織の排他性に着目した研究が必要である。政策当局もその効率面を強調するよりは、むしろ排他性を除去することに努力すべきである。

- (1) 小宮隆太郎「日米経済関係の調整課題——貿易摩擦の経済分析——」（日本国際問題研究所、一九八三年）および小宮隆太郎他編『日本の産業政策』（東京大学出版会、一九八四年）。
- (2) この産業に対する公共政策の体系および詳しい説明は植草益『公的規制の経済学』（筑摩書房、近刊）を参照されたい。
- (3) 公的規制の国際比較については、臨時行政改革推進審議会事務局『規制緩和』（ぎょうせい、一九八九年）が参考になる。
- (4) 植草益「公企業——民営化の背景と成果」、小宮隆太郎・今井賢一編『日本の企業』（東京大学出版会、一九八九年）。
- (5) 植草益「石油危機以降の産業政策」、小宮隆太郎他編『日本の産業政策』（東京大学出版会、一九八四年）。

四 産業政策の見直し

筆者は別稿⁽⁵⁾で、日本の産業政策が一九六〇年代中頃を基点として大きく転換したと指摘した。すなわち、日本の産業政策はそれまでの主要重点産業を対象とし、多様な政策手段を駆使した保護育成政策から、その後の公害、国際経済摩擦、衰退産業等の調整政策へと比重を移し、さらに中小企業対策やハイテク分野の技術開発政策にても保護援助政策から経営資源の育成・活用や環境の整備を主眼とする政策へと転換した。このような転換は国際的にも評価されている面が少なもないが、次のような批判もある。

- (1) 衰退産業に対する構造調整援助政策にしても積極的調整政策（Positive Adjustment Policy）の精神が必ずしも尊重されずに、カルテル調整や關税保護等の消極的調整政策（Negative Adjustment Policy）が実施されてきた産業が少なくない。
- (2) 技術開発政策としての研究開発協同組合の設置・援助は、従来の国内企業の保護育成・国際競争力強化政策（ターゲッティング・ポリシー）と変わらない。
- (3) 中小企業対策の一環として中小企業の輸出競争力を維持強化するための援助政策は輸出補助の性格をもち、また流通分野の中企業に対する保護政策（例えば先の大店法）は外国企業の参入規制の性格をもつ。
- (4) 日本の企業経営組織に内在する企業集団、下請系列、流通系列の中間組織の形成・維持に産業政策は必ずしも関わってはいいが、それらが日本市場へのアクセスの障壁になっていることに官

（付記）
学会報告においては頂いた多数のコメントに感謝いたします。これらのコメントは本稿の作成にあたって、できうる限り配慮したつもりです。

日本の産業政策

——世界的視点に立つて——

黒田 真
（元通商産業審議官）

一 変化の時代——日本経済の優れた適応能力

まず、どういう世界にわれわれがいるかについて認識しておくことが重要である。それは恐るべき変化が今、起ころつつあるということである。その変化は技術革新（エレクトロニクス、情報技術、バイオテクノロジー、新材料など）によってひき起こされていると言えるわけだが、特に情報革命がわれわれの生活を変え、生産様式や産業組織を変え、金融の分野でも、あらゆる革新的なことが可能となってきたことをまず認識すべきである。さまざま不均衡の問題など、いわばその変化への適応過程での現象として捉えたい。

日本経済は、二度の石油ショックを乗り越え、八五年以降の急速な円高という激しい環境変化の下で、新しい変化の時代の要請うまく適応しつつある。日本経済が示しているパフォーマンスは非常にによろしい、あるいは適応力が非常に高いという評価が一般に受け入れられているところである。八六年のマイナス経済から、八七年後半以降、急速な立ち直りを示した製造業がこのことを示す事例とされている。確かに円高が急速かつ大幅に進行する過程で、輸出関連企業を中心とした企業が進めた「生き残り作戦」は徹底したものであり、その結果、産業構造にも大きな変化が生じているといえよう。

貿易収支が黒字だと批判を受けているわけであるから、是非、名目の世界で見ていただきたい。

一つだけ数字を挙げると、一九八〇年、第二次石油ショックの年ににおける日本の原油および石油製品の支払い額は約十三兆二千億円。当時のG.N.P.の五・五%を支払うという状況だった。その後、八四年まで大体十三兆円、十二兆円という規模の輸入代金の支払いをしていった。八八年は幾らであつたか、石油価格は半分になり、ドルの価格は円に対し半分になつたわけだから、まさに四分の一、三兆二千億円である。その間に日本のG.N.P.は拡大しているので、G.N.P.に対する比率でいうと〇・九%にまで下っている。それだけで十分、日本の黒字が説明できる。

日本の輸出受領額が八五年から八七年の間に九兆円も減ったのに、日本の景気がよくなつたというのは、その間に輸入代金の支払いが十兆円減ったことによるところが少なからず貢献しているはずである。石油関係だけで十兆円減税に相当することが一九八六年に起つたという事実を知っておく必要がある。円高差益が消費者の手元まで届いたかどうか議論されているが、日本経済全体としてみれば、対外売り上げの減少を上回る仕入れの減額が可能であったことは大変幸運なことであったと言わなければなるまい。もっとも、売り上げを減らしたところと仕入れを減額できたところとの間には離れており、その間で大きな調整が行われたわけだ。主体的な適応能力と客観的環境変化が果たしたそれぞれの役割の評価は、今後の研究課題であろう。

二 民間部門の自助努力と政府が果たした役割

民間の役割と政府の役割はどう違うのかということである。日本における日本の原油および石油製品の支払い額の源泉であり、いわゆるトレーダブル・グッズを生産する製造業の分野は、日本では民間の手に委ねられており、そこではマーケットの力が圧倒的に働いているということを言い切つていいだろう。これまた必ずしも十分には認識されない。何か違う力、すなわちここでは政府の力が関わっているのではないかと言われていることはいささか残念である。

前川レポートに関連して、日本で構造調整が進んでいるかどうかということについて、アメリカの、政治家たちは当然だが、著名な学者までが日本の構造調整への努力というのはかけ声だけあって、さっぱり進んでいないとか、役人が抵抗してさぼっているというような評価が語られている。それに対して日本側から同調する声は聞かれるが、反論はあまりされていないようだ。

日本企業の競争力を規定する為替レートが大幅に切り上がった環境の下で、まさに「市場原理」が貫徹し、民間部門のイニシアティブにより構造調整が進められた。円高不況と言われた八六年の状況から、今日、製造業の収益が完全に回復していることは、構造調整が進んだからだと言えるのではないか。

ただし、これで十分かということになれば、もちろん今後いろいろなことを行う余地があることは否定できないが、ここでは大きな構造調整がすでに起こっていることを認識する必要がある。

このような民間部門の構造調整に当たって、政府と民間の役割と

底したものであり、その結果、産業構造にも大きな変化が生じているといえよう。

ただ、ここで一つ見落とされているかもしれないのは、この変化の中で資源・一次産品の需給関係が変化し、豊富な供給と低廉な価格とに恵まれたということである。確かに戦後、長期にわたり資源小国なるがゆえに輸出に専念してきた。まさに「輸出か。しからず死か」であった。特にオイル・ショックおよび七〇年代を通じる資源価格高騰期には大変厳しい状況下に置かれた。しかし、ここ数年間の状況では、資源産業を国内に持っていない分だけ世界からいちばん安いものを買うことができたという身軽さが、大変大きなプラスに働いているということを特に強調しておきたい。

というのは、日本の黒字体质、黒字構造が何か恒久的なものであつて、戦後一貫して輸出に狂奔してきたからだという形で批判を下されているが、現実に統計をあたってみると、何が起つたかといえば、ここ数年、一次産品価格が下がり、その結果、大きな黒字を生じているということである。これは実質値ではよく分からぬ。実質ベースでは、日本の海外経常余剰は赤字になりつつあるのだ。われわれは名目で月給をもらい、借金を返し、税金を納め、

いえは、政府がやるのはしょせん環境整備である。まず民間が主体的に自らの意思で自発的に取り組むというのが構造調整の主体である。それに対して政府はお手伝いをする、環境整備をしていくというのがその役割で、その内容は、次に挙げる四項目に整理できる。

一つは大いに構造調整を進める必要があることを啓蒙し、構造調整が行われやすい雰囲気を作りだすことである。例えば民間が海外投資を進める際に政府の口出しはよけいなことであるとの議論もあり得る。しょせん、それは民間が決定すべきことであり、企業としての生死を賭けたある種の決定である。しかし、そこには産業の空洞化に対する懸念とか、労働組合からの不安の声が起り、もし国民的な支持が得られないどころかネガティブな反応が支配的であれば、多くの経営者たちは無外投資を躊躇するであろう。しかし、そうではない、これは必然の流れなのだという空氣をつくることによって海外投資をエンカレッジし、ファシリテートしていくことができるこというふうに言える。今日、通産省のやっている産業政策と言われるものの中で、掛け声をかけるような部分が意外に大きい。

第二番目は規制緩和である。企業活動が転換することを容易にするためにもろもろの規制はできるだけ緩和する、デイレギュレーションが進められるべきだということである。通産行政の分野で比較的早い時期に数多くの直接的な規制を諦めた、自由化をしたという実績がある。しかし、産業活動に対しても多くの規制が残っていることも事実である。

なぜ日本に規制が多いかということについて、指摘されているように行政当局がその権限を維持しようとする力が働いていることを

責務である。

以上の四本柱が、構造調整を進めるにあたって国の役割として見出しえるところである。

そして、たぶんこの全体をかぶせる形で内需振興策——景気を維持し、経済を拡大することによって変化のプロセス、転換のプロセスを容易にしていくというのが前川レポート以降進められてきた国

の政策の根本である。

前川レポートに対する評価として、確かに政府の行うべき規制緩和、政府の手に委ねられた部分の多い労働時間の短縮など、政府に対して行われた勧告の実現が十分かといえば、それは必ずしも十分ではないかもしれない。しかし、これは法律によって決まっている以上、必要な政治的なプロセスを踏まなければいけないわけで、当然、時間のかかることはやむを得ない。これに対し民間に対し行われた提言については相当な進展が図られているというの、私の前川レポートについての評価である。

それにしては、日本の対外黒字がさっぱり減少しないではないかという指摘があるが、収支尻をつくりだしている輸出と輸入の両面で起こっている大きな変化、ドルベースでは隠れている円ベースでの大きな変化を見るべきであると言つておきたい（付表参照）。

三 日本国の施策に対する海外からの批判

構造調整政策が輸入抑制効果を持つのではないか、日本の企業が倒産しないような国の施策は企業貿易を困難にしているのではないかとの批判、中小企業の事業転換対策について、輸出産業を形を変

否定しない。しかし、行政サイドだけが頑張って規制を維持できるというものではない。やはり規制に賛成する人たちがいるから規制が減らない。消費者運動が政府の責任を追及するところがあれば、そこで行政は割って入ろうということになる。行政需要をつくりだしている国民のあることも忘れてはならない。しかし、規制緩和は政府のやるべきことの中でいちばん大きな課題なのである。

三番目には、構造変化のアクションが起これば、当然、マイナスの影響を受ける弱者、被害を受ける人たちがいる。国内の石炭二千万トン目標を半減することになれば、当然、これまで炭鉱で働いてきた人たちをどうしてくれるかということになる。

円高が進み、構造調整の過程で悲鳴があがったときに、これらに

積極的な手を差し伸べていくことは政府の当然の責務である。これに対し中小企業の事業転換への支援が輸出促進につながるのではないかと米国政府からクレームがついたことがある。また特定不況産業の計画的事業縮小政策に対し、よけいなことをしているではないか、企業がつぶれないようにテコ入れするから輸入が増えないのではないか、企業買収が難しいのではないかという批判もあった。われわれは撤退のプロセスをできるだけ混乱の少ないものとし、影響を受けた労働者に対する手を差し伸べる。これは民主主義の下の政府としては当然の責務であると答えている。

四番目

は、新しいフロンティアの拡大のための科学技術政策である。

構造調整を進めるということが、産業構造を高度化することにつながるとすれば、民間だけでは行い難いような基盤的な技術開発を支援して、経済的なフロンティアを拡大することは政府の大好きな

えで維持しようとする輸出補助金の疑いがあるという指摘についてはすでに述べた。昨今、問題になっているのがターゲッティングボリシーについてである。日本政府が組織した超LSI研究組合が、今日の半導体産業の競争力の優位をもたらしたのではないか、といふ類の議論である。

最近、アメリカでは日本でやってきたような産業に対する介入なし支援が必要であるという意見を言う人たちが増えている。そこで面白いのは、政府と民間の関係が対立的な関係で発展しているアメリカで、それがうまく働くだろうかということが問題になつていていることだ。アメリカ政府がいったん個別産業の盛衰に手を染め始めた場合には、たぶんいちばん無意味なところへお金が流れていってしまうだろう。そもそも、そのようなことをするように行政組織はできていない、現実に人もいないではないか等々、批判的な議論がある。経済哲学として政府介入に反対する考え方の強いことは言うまでもないことである。

政府と民間の関係、労働者の行動、企業の経済形態などの経済体质がそもそも本当に相違しているのかどうか。そしてその相違が、産業政策の効果に有意な影響を与えているのかどうか。もし、そうであるなら、アメリカでは日本が行っている産業政策がワーカーしなくなることになる。

確かに日本企業の経営行動はアメリカと異なっているように見える。日本ではアメリカのように短期的な収益性と株価を重視するのではなく、生産性の上昇、マーケットシェアの拡大、長期的な技術革新と企業の発展を重視する一方、労働者の参加意識を高め、コミ

ユニティとしての企業への貢献を動機づけることにより、ヒューマニスティックな経営の確立に努力してきた。このように日本に広範に見られる現象を指摘し、アメリカとの差を強調する傾向が強いが、果たしてこれらることは「日本企業」にとってのみ可能なことと考える必要はあるまい。

さもないと議論は逆方向に動き出す。日本で政府介入がうまくいっているのは、民間とどうも特殊な関係にあるのではないか、あるいは日本の文化に特別なところがあるからだとなってくる。そして、日本政府の市場介入の結果は、他の国にはマイナスに働くと概念する。これは大変注意すべき傾向だと思う。

四 日本とアメリカは異なるのか

日本企業に一般的にみられる経営行動のそれぞれには企業行動の原則として合理的な点があるわけである。客観的アカデミックな分析・研究が進められる必要がある。従って、「日本式」という言方はできるだけ避けたほうが良いと思うが、むしろ最近のアメリカなどの状況はあらゆることを日本式で説明しようとする。ジエームズ・ファーローズのようなある種の日本分析論、どうも日本はアメリカと違うらしいという議論が大変にインテリの間で読まれているといふ。彼は非常にジャーナリストイックなセンスの豊かな人で、今、日本の膨張を抑えないと大変だ、日米の利害はしょせん対立するのだと書いているが、これは日本を批判することが目下流行で、そのように書くことで論文が売れるということを自覚しているわけだ、まず結論ありきと言わざるを得ない。

主張である。

それに対して、たぶん長期的な取引き関係を重視する人たちは、価格以外の要素、例えば品質とか供給の安定性とか、開発段階からの参加という要素を重視している。しかも、同じ価格要素といっても、それが今日の価格なのか、あるいはもとと長期間で考えた価格なのかということもあるはずである。今日の価格説をとれば、すべて入札が望ましいことになり、現にアメリカでは自動車メーカーの部品調達に当たっても入札が多用されているとの話も聞く。もし、日本人が意見知りだから、という理由だけで悪いものを高く買ひ続けているなどということはあり得ない。なぜなら、日本製品の価格競争力は大変優れているではないかということにしている。そうは言ても必ずしも相手に完全に理解されない。もう少し実証的な研究が必要だと思う。

チャルマーズ・ジョンソンが指摘するように、日本経済の成長の過程において、政府と民間は規制を通じて「対立」するのではなく、発展を指向して「協調」する関係を維持してきたことは事実であろう。しかし彼の主張の問題点は、七〇年代の初めまでの戦後の規制の厳しかった時代のものとの政策を前提としており、それ以降、民間が力を發揮してきた最近の状況を必ずしも十分に認識していないことがある。

しかし、だんだん議論していくと、今は何もやっていいかもしないが、かつてやったことの残存効果があるから、状況を正すためにはアフーマーティブ・アクションというか、逆差別をしてでも外国人ないし外国製品を優遇しろといわんばかりの議論が出てくる。

われわれは、このような議論に、今後、どうやって対応していくかという問題に直面しているのである。

昨今、日本経済の構造問題、特に流通機構の複雑性、非効率性の発生するのか。輸入を排除していることがあるのか。内外価格差はなぜ発生するのか。確かにある種の企業の輸出政策として国内の販売価格と海外における販売価格との間に差別を設けるという価格政策をとっている疑いがないわけではない。これは企業の価格政策そのものの問題である。もちろん流通機構がこのようなことを可能にしているのではないかと議論することはできるかもしれないが、その結果、何が起こっているのか。消費者の選択の機会が著しく制約されているとは考え難いよう思う。ただ、この点については反論があることは予想している。

むしろ問題は、生産財に関するある種の系列的な取引き、長期的な取引き関係であろう。特にそのような取引きが一般化していると、新しい人が比較的入りにくいういう指摘である。

長期取引き関係に対して批判的な人々は、たぶん価格情報に非常なウエイトを置いて、取引きは価格で決まるべきであると主張している。特に為替が二百五十円から百二十円に動いたのだから、おれたちが従来、日本で百円で売っていたものを六十円、七十円で売れるようになったはずだ。それなのに買わないというのはどういうことかというところに疑問が始まる。これはまさに価格情報、しかも、今日の価格というものに非常な大きなウエイトを置いている

背景には、日本人は力のみを理解するのだ。要するに圧力をかけなければ動かない、圧力をかけられれば動く。しかも圧力を歓迎している人たちが日本には多くいるらしい類の議論が『ハーバード・ビジネス・レビュー』などに掲載され、広く信ひられてゐるという問題がある。

この議論に対しては次のようないかんに反論している。人に言われてやれるのかどうのがある意味では率直な反応だらうとは思うが、それでは外圧にならな。たぶん外圧といふものが働く場合はあるだらう。国内で物事を変えようとしている改革派と、既存の権益や秩序を守らうとする現状維持派がせめめ合いつてゐる中で、改革派は外の力を利用しようといふことがどいに行われる。その限りにおいては、外圧といふものが働くことを否定はしない。

実はこれは先進国首脳会議やG5の政策協調といつものも、聞いてみれば外圧をつくるだけ仕組みである。現にピアーズ・プレッシャー（同僚の圧力）といふ言葉を使つてゐる。ただ、外圧がなければ動かない、圧力によってのみ動くというペーパーアプローチは國の品格を損う困ったことである。しかも、國民の気持の中にねむるナショナリズムをからたてかねない。日本の中でおかしなじがあるのだから、やめただけ早く田舎的に改善すぐおやめ。

H これがいの課題

わが国の産業政策を分析していく際には、やれやれの政策の内容や効果だけに焦点を当てるだけではなく、より広範なフレームワークの下で政策の客体としての総括構造を知り、客観的に分析するこ

とが求められていく。そもそも経済構造自体が、過去の政策の影響を受けつつ形成されたとも考えられるのである。
しかし、これのひとを日本社会の特殊性から分析するのではなく、合理的な経済行動に基づくものであることを世界に対し明らかにする試み（要するに英文で書かれたアカデミックな分析や主張）が、今後一層、学界においては求められることを期待した。

(付記)

一九八九年五月一十七日青山学院大学で行った報告に加筆修正を行つた。

付表 1 日本の GNP と輸出入の関係

(名目値単位 10 億円および%)

歴年	GNP (1)	海外経済 茶 (2)	輸出・輸入 (3)	商品輸出 (4)	商品輸入 (5)	うち(製 油輸入) (6)	うち(石 油輸入) (7)	うち(そ) (8)	(2)/(1)	(3)/(1)	(4)/(1)	(5)/(1)	(6)/(1)	(7)/(1)	(8)/(1)	USS\$ 当り (9)	
1955	8,624	75	-166	724	890	106	82	702	0.9	-1.9	8.4	10.3	1.2	1.0	8.1	360.00	
56	9,726	-19	-263	900	1,163	186	113	864	-0.2	-2.7	9.3	12.0	1.9	1.2	8.9	360.00	
57	11,080	-211	-513	1,029	1,542	354	177	1,011	-1.9	-4.6	9.3	13.9	3.2	1.6	9.1	360.00	
58	11,522	168	-56	1,036	1,092	237	148	707	1.5	-0.5	9.0	9.5	2.1	1.3	6.1	360.00	
59	12,926	142	-52	1,244	1,296	676	165	855	1.1	-0.4	9.6	10.0	2.1	1.3	6.6	360.00	
60	15,499	61	-157	1,460	1,617	354	211	1,052	0.4	-1.0	9.4	10.4	2.2	1.4	6.8	360.00	
61	19,126	-339	-587	1,525	2,092	506	260	1,326	-1.8	-3.0	8.0	10.9	2.7	1.4	6.9	360.00	
62	21,199	-7	-259	1,770	2,029	523	293	1,213	-0.0	-1.2	8.3	9.6	2.5	1.4	5.7	360.00	
63	24,464	-264	-462	1,963	2,425	588	360	1,477	-1.1	-1.9	8.0	9.9	2.4	1.5	6.0	360.00	
64	28,932	-147	-456	2,402	2,858	732	416	1,710	-0.5	-1.6	8.3	9.9	2.5	1.4	5.9	360.00	
65	32,707	366	102	3,043	2,941	661	471	1,809	1.1	0.3	9.3	9.0	2.0	1.4	5.5	360.00	
66	37,988	500	92	3,250	3,428	772	531	2,125	1.3	0.2	9.3	9.0	2.1	1.4	5.6	360.00	
67	44,525	-4	-440	3,759	4,199	1,112	647	2,440	-0.0	-1.0	8.4	9.4	2.5	1.5	5.4	360.00	
68	52,772	440	-5	4,670	4,675	1,266	756	2,653	0.8	-0.0	8.8	8.9	2.4	1.4	5.0	360.00	
69	62,097	829	348	5,756	5,408	1,574	827	3,007	1.3	0.6	9.3	8.7	2.5	1.3	4.8	360.00	
70	73,188	784	157	6,954	6,797	2,028	1,003	3,766	1.1	0.2	9.5	9.3	2.8	1.4	5.1	360.00	
71	80,592	2,089	1,483	8,393	6,910	1,913	1,270	3,727	2.6	1.9	10.4	8.5	2.4	1.6	4.6	349.33	
72	92,401	2,141	1,507	8,806	7,299	2,057	1,376	3,866	2.3	1.7	9.4	7.7	2.3	1.5	3.9	303.17	
73	112,520	52	-373	10,031	10,404	3,146	1,827	5,431	0.0	-0.3	8.9	9.2	2.8	1.6	4.8	271.70	
74	133,997	-1,246	-1,868	16,208	18,076	4,247	6,159	7,670	-0.9	-1.4	12.1	13.6	3.2	4.6	5.7	292.08	
75	148,170	-95	625	16,545	17,170	3,420	6,230	7,520	-0.1	-0.4	11.2	11.6	2.4	4.2	5.1	296.79	
76	166,417	1,179	636	19,935	19,299	3,970	6,910	8,419	0.7	0.4	12.0	11.5	2.5	4.2	4.9	296.55	
77	185,530	2,948	2,517	21,648	19,131	3,931	6,966	8,234	1.6	1.4	11.6	10.2	2.1	3.8	4.4	268.51	
78	204,475	3,625	3,828	20,586	16,728	4,189	5,458	7,081	1.7	1.8	9.9	8.0	2.2	2.7	3.3	210.44	
79	221,825	-1,723	-2,613	22,532	24,245	5,919	8,372	9,954	-0.8	-0.8	10.2	10.9	2.8	3.8	4.3	219.14	
80	240,098	-2,227	29,382	31,995	7,264	13,177	11,857	-0.9	-1.1	12.2	13.2	3.0	5.4	4.7	226.74		

付表2 日本のGNPと輸出入の関係(米ドル表示 単位:100万ドル)

歴年	GNP (1)	海外経常 余剰 (2)	輸出一輸入 (3)	商品輸出 (4)	商品輸入 (5)	うち (製品輸入) (6)	うち (石油輸入) (7)	うち (その他輸入) (8)	(注)
1955	23,956	208	-461	2,011	2,472	294	228	1,950	(1) 國民総生産額(名目値) —— 経済企画庁
56	27,017	-53	-731	2,500	3,231	517	314	2,400	(2) 國民所得計算における海外経常余剰(国際収支支計の貿易収支と貿易外収支の差と略々同じ) —— 経済企画庁
57	30,778	-586	-1,425	2,858	4,283	983	492	2,808	(3) 通関輸出額と通関輸入額の差 —— 大蔵省関税局(以下(8)まで同じ)
58	32,006	467	-156	2,878	3,033	658	411	1,964	(4) 通関輸出額
59	36,635	394	-143	3,456	3,599	774	468	2,357	(5) 通関輸入額のうち、製品類(SITC 5乃至9類)の輸入額
60	44,439	169	-436	4,055	4,491	994	600	2,897	(6) 通関輸入額のうち、石油及び石油製品の輸入額
61	53,629	-942	-1,574	4,236	5,810	1,422	740	3,649	(7) 通関輸入額のうち、石油及び石油製品の輸入額と(5)の差 —— 大蔵省関税局(以下(8)まで同じ)
62	60,836	-19	-721	4,916	5,637	1,462	833	3,343	(8) 銀行間直物中心値(1ドル当り円) 平均 —— 東京外為市場(1973年以降) なむ、それぞれの項目は独自の換算レートにより計算されている。
63	69,596	-733	-1,284	5,452	6,736	1,650	1,022	4,065	
64	81,795	-408	-1,264	6,673	7,938	2,046	1,182	4,709	
65	91,036	1,017	283	8,452	8,169	1,852	1,336	4,981	
66	105,759	1,389	254	9,776	9,523	2,170	1,475	5,878	
67	123,962	-11	-1,222	10,442	11,663	3,126	1,798	6,739	
68	146,736	1,222	-16	12,972	12,987	3,568	2,100	7,319	
69	172,405	2,303	966	15,990	15,024	4,438	2,298	8,288	
70	203,301	2,178	437	19,318	18,881	5,725	2,785	10,371	
71	231,919	5,980	4,307	24,019	19,712	5,643	3,622	10,447	
72	304,982	7,062	5,120	28,591	23,471	6,957	4,511	12,002	
73	414,318	191	-1,384	36,930	38,314	11,719	6,726	19,868	
74	458,175	-4,266	-6,575	55,536	62,110	14,714	21,162	26,235	
75	498,569	-320	-2,110	55,753	57,863	11,747	20,995	25,120	
76	561,858	3,976	2,427	67,225	64,799	13,951	23,286	27,562	
77	696,227	10,979	9,686	80,495	70,809	15,213	25,790	29,806	
78	986,878	17,221	18,200	97,543	79,343	21,224	25,706	32,413	
79	1,011,368	-7,863	-7,641	103,032	110,672	28,775	37,971	43,926	
80	1,066,899	-9,822	-10,721	129,807	140,528	32,110	57,851	50,567	
81	1,164,727	6,815	8,741	152,030	143,290	34,778	58,674	49,838	
82	1,082,084	8,503	6,900	138,831	131,931	32,827	51,409	47,695	
83	1,181,894	22,429	20,534	146,927	126,393	34,361	45,704	46,328	
84	1,254,826	36,654	33,611	170,114	136,503	40,614	45,486	50,403	
85	1,350,342	49,941	46,099	175,638	129,539	40,157	40,575	48,807	
86	1,982,645	86,461	82,743	209,151	126,408	52,781	24,117	49,510	
87	2,400,080	90,355	79,706	229,221	149,515	65,961	27,445	56,109	
88	2,870,154	83,738	77,563	264,917	187,354	91,838	25,807	69,708	
88 I	669,488	19,681	15,774	60,279	44,505	21,008	7,608	15,889	
88 II	687,070	19,565	17,919	65,179	47,260	23,150	6,651	17,459	
88 III	676,577	20,148	19,911	67,169	47,258	23,259	5,967	18,032	
88 IV	831,036	24,344	23,960	72,291	48,331	24,421	5,581	18,328	
89 I	704,540	17,762	17,100	68,247	51,147	25,588	5,147	20,412	
89 II	663,737	14,504	19,619	66,393	46,774	25,471	5,126	16,177	
89 III	91,642	2,003	2,282	2,191	8,707	6,516	3,260	661	2,233
89 IV	91,642	2,003	2,709	9,167	6,458	3,517	708	703	2,2
89 V	91,642	2,003	2,709	9,167	6,458	3,517	708	703	3,0
89 VI	91,642	2,003	2,709	9,167	6,458	3,517	708	703	10,0
89 VII	91,642	2,003	2,709	9,167	6,458	3,517	708	703	7,0
89 VIII	91,642	2,003	2,709	9,167	6,458	3,517	708	703	3,8
89 IX	91,642	2,003	2,709	9,167	6,458	3,517	708	703	0,8
89 X	91,642	2,003	2,709	9,167	6,458	3,517	708	703	2,4

(注) (1) 國民総生産額(名目値) —— 経済企画庁
 (2) 國民所得計算における海外経常余剰 —— 国際収支支計の貿易収支と貿易外収支の差と略々同じ) —— 経済企画庁
 (3) 通関輸出額と通関輸入額の差 —— 大蔵省関税局(以下(8)まで同じ)
 (4) 通関輸出額
 (5) 通関輸入額のうち、製品類(SITC 5乃至9類)の輸入額
 (6) 通関輸入額のうち、石油及び石油製品の輸入額
 (7) 通関輸入額のうち、石油及び石油製品の輸入額と(5)の差 —— 大蔵省関税局(以下(8)まで同じ)
 (8) 銀行間直物中心値(1ドル当り円) 平均 —— 東京外為市場(1973年以降)
 なむ、それぞれの項目は独自の換算レートにより計算されている。

水平分業時代の産業政策

——市場機能のいつそつと拡張を——

鶴田俊正

（専修大学）

一 政策環境

産業政策を構想するための世界経済ならびに日本経済の一九九〇年以降における政策環境は以下の特徴を有する⁽¹⁾。

第一は、アメリカの地位の低下と世界経済における役割の変化とがさらにはつきりしたことである。アメリカの地位の低下を端的に示す指標はアメリカが一九八五年に債権国から債務国に転落し、累積債務残高が一九八八年まで五三三五億ドルにのぼったという事実に象徴されていよう。

パックス・アメリカーナが終焉したことはすでにさまざまな機会で論じられ、また事実アメリカは世界経済の中でかつてのような強大な力を發揮できなくなっている。しかし、第二次石油危機以降のアメリカは保護主義が高揚する中で世界各国の輸入を一手に引き受け世界経済の成長に大きく寄与していたことは正当に評価されなければならない。

たとえば、アメリカの輸入額は一九八〇年の二四九八億ドルから八七年には四二二四四億ドルへと顕著に増加した。この結果、アメリカの貿易収支は一九八〇年の二五六億ドルから八九年には一、

メリカが輸入を抑制し、輸出を拡大することであって、それは明らかに八〇年代前半までは異なった循環構造が八〇年代後半から九〇年代にかけて国際経済の舞台に出現することを意味している。

第二は、日本の国際社会における位置と役割とが間違いなく変化したことである。日本の経済規模は円高を契機にしてまた一段と大きくなつた。一九八八年の日本のG.N.P.規模は三兆ドル弱、アメリカの四・九兆ドルの六〇%強となっており、とてもなく大きいことが分かる。

日本がアメリカに次ぐ経済大国となつたのは一九六八年であった。この年に日本のG.N.P.は西ドイツを抜き自由世界ではアメリカに次ぐ大きさとなつた。それ以来、日本には経済大国としての立ち振る舞いが事ある度に求められていたといえよう。しかし、経済規模という点に関していえば一九八五年以降の急拡大がひとときわ注目される。一九八五年にアメリカを一〇〇とした場合の日本の規模は三三であったが、円高によって八八年には一気に六〇にまで拡大したからである。六八年から八五年までの約二〇年間の日本を経済大国と呼ぶならば、プラザ合意以降の日本は経済超大国と呼ぶのが相応しいといえるであろう。

経済大国から経済超大国への転換は、国際社会における日本の役割に大きな変化が生じていることを意味している。前述したように、日本は外需に依存した成長をつづけていた。しかし、経済超大国日本はかつてのような外需依存型成長を、最早採りがたいことはいふまでもない。むしろ、アメリカの地位の低下と八〇年代までは異なった循環構造が九〇年代の国際経済の舞台に出現することを考

七〇三億ドルの赤字となつた。アメリカの貿易赤字の拡大はアメリカ経済という視点に立つた場合には、明らかにそのバフォーマンスの悪化を示すことになる。また、世界経済という視点に立つたとしても、為替の不安定化要因となつてゐることは避けがたい。しかし、アメリカが世界各国の輸入を一手に引き受けたことによつて、各国の有効需要を引き上げ、各国の経済成長率を高めるのに大きく貢献したこと、また、否定しがたいことである。

アメリカの輸入の拡大によって日本も大きな恩恵を蒙つてゐた。八〇年代に入つてからの日本の経済成長のかなりな部分は輸出に依存していたことは改めて指摘するまでもない。しかも、日本の輸出は主としてアメリカを中心として拡大してゐた。この結果、日本の輸出総額に占めるアメリカのシェアは八二年の二六%から最近では三七%に拡大することとなつた。八〇年代中葉までの日本経済にとって外需が極めて重要な意味をもつてゐた。

しかし、アメリカにこのような大きなアブソーブションを今後も望むことは、最早、不可能である。むしろ、アメリカに求められてることは財政赤字の改善と並んで経常収支の赤字を削減することである。このような政策課題をアメリカが実践していくことは、ア

えると、日本の役割は輸入を増やすことによって世界経済の拡大に貢献していくことが不可欠となつてきたといえよう。

日本の国際経済におけるこの役割がいかに重要であるかということは、日本の経済規模と輸入規模との関連をみるとことによつて、そう明らかとなる。八八年の日本のG.N.P.は西ドイツ、フランス、イギリスの三国分にほぼ匹敵する大きさである。しかし、日本の輸入規模は八八年の実績で一、八七四億ドルにとどまり、アメリカの四四%、西ドイツの八〇%弱の大きさでしかも、フランスの一・二倍にしか見合っていない。経済規模は西ドイツ、フランス、イギリスの三国分に匹敵しているのに対しても、輸入額はフランス一国分にしか見合っていないところに、日本経済の問題が、依然、残されているといえる。

第三は、アジア諸国が急速に成長し、日本にとっての強力な競争相手として成長しているだけではなく、アジアに巨大な輸入マーケットが形成されている事実である。たとえば、八八年の輸入規模はアメリカ四五九六億ドル、E.C.四、八六九億ドル（域内を除く）に対する日本とアジアN.I.E.S.合計で三、九六四億ドル、A.S.E.A.N.を含めると四、五四一億ドルでありアメリカとほぼ同額である（域内を含む）。アジアの動向を抜きにして、最早、世界経済を論じられないなくなつてきたといえる。

しかし、アジアN.I.E.S.、A.S.E.A.N.諸国の域内循環は必ずしも十分に形成されていない。この両地域ともアメリカ、日本への依存度が高く域内循環の形成は今後の課題となつてゐる。日本がこれら両地域からの輸入を引き受け、国際分業の輪をいつそつと深化させな

がら、これら両地域の域内循環をより高度なものに発展させていくことに日本の大きな役割があるといえる。

二 政策課題

日本をめぐる政策環境は以上のようにプラザ合意以降に大きく変化した。日本の政策課題もこのようない政策環境の変化に対応したものでなければならない。以下の諸点が重要である。

第一は、内需主導型の持続的成長をつづけていくことである。日本本の对外不均衡はマクロ経済バランスで見る限りはつきりと改善に向かっている。日本経済の八七八九年と内需中心の成長をつづけた結果、名目経常海外余剰の対GDP比率は八五年四・六%から八九年には二・三%にまで低下した。しかし、国際收支バランスでの經常収支は縮小したとはい、なお、六〇〇億ドル弱の黒字を計上している。この裏側にはアメリカの巨額の赤字が記録されている。日本の内需主導型成長への努力は続けられねばならない。

マクロ経済バランスの定義式によれば、輸出・入が均衡するためには、財政の経常的支出と歳入とが均衡している限りにおいて、貯蓄超過経済が解消に向かっていくことが必要不可欠である。財政均衡の条件が成立していれば、貯蓄・投資バランスと輸出・入バランスとはメダルの表裏の関係にあるからである。日本が一九九〇年度に赤字財政を克服し財政再建が完了したことは、財政の自由度を高め内需主導型成長をさらに推進していくことの可能性を高めたといえる。

一方、日本経済が持続的成長をつづけていくためには物価の安定

來の仕組みを思い切って再検討する視点こそが重要となっていく。第三は、新しい時代に相応しい産業構造をいかに形成していくかという課題である(1)。九〇年代の産業構造がどのような方向に転換していくかのキー・コンセプトはまだ定着していない。産業構造の形成に影響を及ぼす諸要素は「製品輸入」「水平分業」「海外進出」「ネットワーキング」「リストラクチャリング」「M&A」などであるが、これらを包括した産業構造のニュートレンンドをしめすキーワンセプトは国際分業型の産業構造に集約されるであろう。

ここでいう「国際分業型産業構造」とは以下二つの条件を満たしているような産業構造をさす。第一は、国内市場において海外製品に対しても十分な競争力を品質・価格の両面において有しているような産業構造であり、第二は、日本の直接投資の増加に伴い日本と海外での生産拠点との有機的なネットワーキングが形成されているような産業構造である。このような産業構造は明らかに高度成長期と石油危機下での産業構造とも異なっている。

高度成長期には日本は素原材料こそ海外諸国から輸入していたが、中間製品から部品、完成品にいたるまで日本国内で調達するのが当然とされた。ピラミッド型の産業構造はこのような垂直型の分業を前提として完成していったといえる。石油危機以降にこのような分業パターンは崩れはじめたが、当時、製品輸入比率が三〇%程度にとどまっていたことから類推できるように、それは、なお、部分的かつ限定的であった。大きな流れとなってきたのはプラザ合意以降のことであった。

このような内容をもつ産業構造は、従来以上に高付加価値型のそ

していることが不可欠である。物価を長期にわたって安定させていくためには、マネー・サプライ管理がことの他重要なが、マイルドな円高を推進しうるか否かによつても日本経済のパフォーマンスが左右されよう。一九九〇年代において内需主導型の持続的な成長を定着させていくために財政・金融などのマクロ経済政策の役割が極めて重要となっているのである。

第二は、市場開放をいつそう推進し、「輸入大国」へと転換していくことである。一九八五年のプラザ合意以降の円高の過程で日本の製品輸入は顯著に増加し、製品輸入額は八五年の四〇二億ドルから八九年には一〇五〇億ドル程度に達し、製品輸入比率も三〇%から五〇%を若干上回るようになった。このことは、閉鎖的だとされる日本の市場でさえ経済的条件が満たされれば、海外製品を十分に受け入れる余地のあることを示唆している。

しかし、日本の市場開放余地は、なお、大きい。日米構造協議でのアメリカ側の対日改善要求項目は、①日本の貯蓄・投資バランスの改善、②価格メカニズムの強化、③流通制度の閉鎖性の是正、④土地政策の改善、⑤企業の系列化がもたらす閉鎖性の是正、⑥排他的な取引慣行の是正などの広い範囲に及んでおり、これらアメリカの要求は対日市場開放という一点にしばられており、日本側の法制度・構造・慣行など幅広い内容を含んでいる。

前期のマクロ経済面における政策課題とこの市場開放へのミクロ

面の課題は、まさに構造研リポート(前川リポート)をいつそう推進することにつきるといえる。これらの課題を実践していくためには、政府規制制度の見直し、競争政策のいつそう厳格な適用など従来へと転換せざるをえないことを示唆している。八五年以降に顕著に増加している製品輸入は、日本と海外諸国との内外価格差を国際的に調整するものであり、品質に差がないと仮定するならば、比較生産費において日本が比較劣位となった場合に起くる現象である。当然、企業の生産品種は海外製品と競合しない高級品の分野にシフトせざるをえないといえる。「国際分業型産業構造」の核心は高付加価値型の産業構造の形成に成功するか否かに依存している。高付加価値型産業構造は、換言すれば高度加工型産業構造とも共通しているし、また、知識集約型産業構造とも一脈を通じるものがある。産業構造は経済の発展とともにあって高付加価値型のそれへと転換していくことは必然であり、また、高度加工型産業構造は人間の知識労働を抜きにしては論じられない。経済発展の普遍性とは、経済が発展すればするほど人間知識への依存度を高めることにある。

第四は、政府と産業との関係を、さらに、見直していくことである。戦後の産業政策の展開過程の特徴は、政府と産業との関係を時代の変化にしたがつて見直し、資源配分を市場機構に委ねていくためのプロセスと理解することができる。この論点は筆者がすでに詳細に論じたのでここではこれ以上立ち入らない(2)。しかし、九〇年代においても産業社会がダイナミックに発展し、また、国際分業が円滑に進展するためには政府と産業との関係は絶えず見直される必要がある。いわゆる政府規制制度の見直しである。

政府規制制度は参入規制や価格規制を行なうことによって産業の利益を保護する仕組みである。それは明らかに生産者余剰を増加させ、消費者余剰を減少させる。後述するように日本は規制王国であ

る。このことは日本が生産者優先社会であることを物語っており、九〇年代においては消費者・生活者優先社会へと日本は転換していくことが必要不可欠であり、ここに大きな政策課題があるといえる。

三 産業政策の視点とその方向

産業政策は「『市場の失敗（market failure）』に対処するための政策的介入である」という理論的整理が経済学の立場から行なわれている。市場の失敗の標準的なケースは、①費用過減、②外部効果、③公共財、④動学化と不確実性、という四つの類型があげられている。しかし、今井賢一氏はこのような整理に強い疑問を投げかけており、今井氏の議論は今日の段階で産業政策はどうあるべきかを考える有力な視点を提供しているといえる⁽³⁾。

今井氏の立論を要約すると次のようになる。「四つの市場の失敗をやや典型的な形で例示してみれば、規模の経済性によって費用が通減し、環境に対する正ないし負の外部効果をもち、たとえば研究開発のようにその成果を誰でもが原理的に共有しうるという性質の活動に携わり、将来が不確実な状況のなかで異時点間にまたがる資源配分を行なっている場合には、市場の失敗が生じなんらかの政策的対応が必要となる。このように整理すると市場の失敗の存在しない方が稀であり、多くの産業で市場は肝心な点でほとんど失敗してしまうことになるため、産業政策はあるゆる機会で機能することが期待されることになる。

仮に、このような市場の失敗に政府が組織的対応することが必要だとしても、このような介入が一定の成果と結びつくためには、政

りの適応を行なっていったといえる。その結果が、日本経済の優れたパフォーマンスと結びついていたのであり、企業者・経営者・従業員の学習こそが石油危機という困難を克服させたといえる。もっとも、石油危機以降においても政府の組織的な対応が全く行なわれなかつたわけではない。概ね以下の三点を指摘できる。

第一は、特安法（特定不況産業安定臨時措置法）、産構法（特定産業構造改革臨時措置法）による素材型産業の調整過程に対する政策介入である。多くの素材型産業は供給能力と現実の需要量とにギャップが生じ、素材型産業が石油危機後の市場環境に適応し、企業としての新たな成長機会を見いだしていくためには過剰な設備能力の廃棄、償却は避けがたいものとなつた。特安法と産構法は、①過剰設備の廃棄、償却を業界の協調によって実施し、②共同生産、共同販売などの事業の集約化を図り、素材型産業が長期不況から脱出することを目指したものであった。

第二は、貿易摩擦への対応である。石油危機以降、日米、日欧間の貿易摩擦が多く産業で起り、欧米諸国の保護主義をいかに克服していくかが通商政策の中心的課題となつた。日本政府の対応は、自由貿易体制の維持という大枠を主張しつつ、個別的には相手国との保護政策をいかに和らげていくかにあつた。

第三は、超LSIの技術開発に対する官民共同プロジェクトの発足であり、通産省主導の超LSI技術研究組合に主要企業の技術者が出向し、一九七六年一八〇年の四年間にわたり先端技術の開発に取り組んだものであった。事業費は総額七〇〇億円、うち政府の補助金は三〇〇億円であった。このプロジェクトこそが産業の育成とい

府が市場より賢明であることが必要となるう。しかし、政府が市場より賢明であるという保証は全くなく、多くのケースを観察する限り“政府の失敗”こそが問題とされねばならない。たとえば、戦後の経済発展のさまざまなプロセスを観察しても政府の介入が負の経済効果を伴ったケースは実に多くを数えることができる。むしろ、政府の組織的な対応がなされていなかつた分野においてこそ多くの成功例があり、ことに石油危機後に実際に多くの産業があのようなく確実性に見事に適応していくことを考えると政府よりも市場こそが賢明であったと結論しうるであろう。

今井氏は「教科書の世界では市場の失敗と考えられているケースが、現実の世界では成功に転じているのはなぜであろうか」と問い、「市場における活動主体である企業が広義のイノベーションを遂行し、その意志決定を行なう企業者・経営者は将来が不確実であるにもかかわらず、リスクを負ったかかんに投資決定を行なうこと」にこそ市場が効率的であるための基本的な条件であり、このような条件を満たす上で企業者の楽觀主義と企業者・経営者・従業員の学習（Learning by doing）が極めて重要であると指摘している。

このような与件の変化に対する企業の適応過程は、市場機構がほぼ田舎に働いていた場合には、産業構造の実にさまざまステージで生じることになる。石油危機のような大きな外的ショックであればあるほど、不確実性は極めて大きく、サプライサイドの調整過程はドラマチックなものにならざるをえない⁽⁴⁾⁽⁵⁾。この調整過程は、与件の変化によって生じた新たな市場実勢に企業が適応していくための個別的選択の過程であり、市場経済の枠組みの中で企業は手探

り点で最も産業政策らしさを保っていたといえる。

しかし、石油危機以降のこれらの産業政策は、外的ショックに対する全般的な企業の適応過程からみれば部分的かつ限定期的であり、新しい市場条件への企業の適応は、企業者・経営者のリスクへの挑戦、イノベーションへの積極的な取り組みが中心であったと評価しうる。それでは政府による組織的な対応は何時いかなる時代においても不要なのであるうか。第二次大戦後の産業政策を振り返ってみると次のように整理することができよう⁽⁶⁾。

日本において産業政策が極めて有効に機能したのは一九五〇年代であった。また、この時代においても政府の組織的対応が有効性をもちえたのは、産業政策が市場の動きを補完する間接的な介入である場合に限られていた。政府が直接的な介入を指向した場合には、時代を超えて有効な成果と結びつくことはまずありえなかつたといえる。

一九五〇年代の日本経済には以下のような特徴があった。まず、企業の経営資源の蓄積は必ずしも十分ではなく、また、企業の市場・経営・技術などに対する学習も十分な広がりをもつていていたわけではなかつた。経営者と従業員との関係も協調的であるよりは対決型となつていて、企業組織が市場システムに馴染みにくい仕組みとなつていて、いわば当時の日本経済は市場経済の発展が未成熟であり、このため政府がさまざまな情報を提供して経済の発展方向を示したり、保護育成政策を行なうことによってはじめて市場が有効に機能したといえる。

換言すれば、市場システムが十分に成熟し、経営資源が蓄積され、

企業の市場・経営・技術などに対する学習が満足する程度に行なわれていたり、企業内の経営者と従業員との関係が市場システムに馴染むよう組織化が進んでいた場合には、政府による組織的な介入は、資源配分・所得分配を歪めることになりかねない。また、政府が長期化した場合には、政府による企業の意志決定プロセスに対する介入をも誘発し、市場経済の発展を損なうケースも発生する可能性がある。

このように考えると水平分業時代の産業政策は政府が産業活動にさまざまな形で介入することが求められているのではなく、企業の学習が効果を發揮するように市場の働く余地をさらに拡張していくことが必要である。この視点は二つある。一つは、対外的な関係において、もう一つは、国内の資源配分上の問題としてである。前者については海外企業・製品の参入・輸入障壁を極力引き下げていくことが必要不可欠であり、後者については、政府と民間との関係を改めて見直していくことが重要である。この両者は、日本経済の仕組みを効率性と公正という観点から見直すという点で共通性を有しているといえる。

四 政府規制緩和の現代的な意義

日本経済が新しい時代において国際社会に広く貢献していくためには、内需中心の持続的成長を実現し、かつ、日本の市場をさらに広く開放していくことが求められている。いわば、前川リポートをさらに推進していくことが必要とされているといえる。前者についてはマクロ経済政策が、後者については競争政策の推進が有効であるといえる。

では、政府が産業活動に関与すべき分野は、自然独占や公共財の供給、外部性の存在など何らかの理由によって市場が円滑に機能しない場合に限られている。しかし、現実には政府の産業活動への介入は実に広い分野に及んでおり、このような政府介入によって資源の適正配分が歪められている。したがって、政府介入は市場で解決が困難な問題に限って行なわれるべきであり、このような市場経済システムの原理を大事にしていくことが必要である。原則自由・例外規制の視点を明確にすべきであろう。

第二は、内外価格差を縮小する視点である。内外価格差は、本来、それ自体としては大きな問題ではない。自由な市場を前提とすれば、内外価格差の存在は国家間の貿易を活発にし、貿易が行なわれるこ^とによって価格差は解消する筈だからである。生産要素の移動が自由に行なわれている場合にはサービス価格も平準化する筈である。したがって、内外価格差が長期にわたって認められる場合には、制度・構造・慣行など自由な市場の働きを阻害する要因が存在している場合に限られよう。

第三は、経済環境の変化にいかに迅速に対応していくかという視点である。以下の三点が重要である。

第1は、事業活動の革新という視点である。規制産業の事業活動が硬直的、画一的となっていることの結果として、技術革新・情報化の流れに立ち遅れるだけではなく、多様化した消費者行動に規制産業が対応できなくなっている。また、規制産業では参入規制が行なわれているために新たな革新的な事業者の参入の機会が閉ざされ、二重の意味で規制産業は資源配分上の問題を抱えているといえる。

る。とくに時代が求めている競争政策は、参入・輸入障壁となつている制度・構造・慣行を競争促進という視点に立つて再検討していくことにより、このような視点からも政府規制制度の緩和が緊急の課題となっているのである。

日本は競争社会であるといった評価がしばしばなされるが、政府規制制度の存在を考えるとこのような評価は必ずしも妥当性を有したものではなく、一面的であるといえる。むしろ日本社会の特徴は、市場が有効に機能し競争的な仕組みとなっている部分と市場が十分に機能せず法制度によって産業が保護され、非競争的となっている部分との二層の構造となっているところにあるといえる。それほど、今日の日本では政府がさまざまな形で市場機構に介入しており、このために資源配分・所得分配が歪められている(7)(8)。

日本は規制王国である。公正取引委員会が昭和六〇年の産業運営表を使って推計した結果によると、付加価値額ベースで政府規制分野のウエイトは全産業の総付加価値額の実に四〇・一%、なかでも強い規制が行なわれているのは二一・八%に及んでいる。この種の国際比較統計は存在していないので厳密な意味での比較は困難であるが、先進国の中では日本の政府規制分野のウエイトは、恐らく、最も高い部類に属するのではないかと推察される。また、これらの規制分野は特定産業に偏っているのではなく、第一次産業、第三次産業など国民生活に密接に関連した分野、主としてサービス分野で広く観察しうるところに問題の根の深さがある。

今日の段階で政府規制制度を見直す視点は以下の諸点である。

第一は、競争と規制との関係である。一般に、自由経済体制の下

第2は、国際化的視点である。日本の事業者は製造業だけではなくサービス産業においても海外の自由な市場において活発な事業活動を行なっている反面、海外企業の日本市場への参入は必ずしも自由ではなく、ことに参入規制が行なわれている政府規制産業の場合には参入障壁は高くなり、日本企業に対する以上の強い規制が海外企業に対して行なわれているケースさえもが存在している。

第3は、規制導入当時は事業者および消費者能力が必ずしも十分ではなく、したがって規制を行なうことによって市場や事業の安定確保が必要な場合があったと思われる。しかし、市場経済の発展とともに学習をかねることによって事業者や消費者能力が高まり、規制を行なう意味が薄れてしまつていてることが十分に想定できる。このように学習効果が十分に期待できるような場合には規制を行なっていることはかえって市場活力を殺滅し、資源配分上大きな問題を残すことになる。

政府規制制度の中心は参入規制と価格規制とにある。参入規制は免許制ないしは許可制といった強い規制のともなうケースが多く、価格規制は価格・料金の決定を企業が自由に行なうことができず、政府の認可料金となつてているような場合である。新規参入業者に対する免許ないしは許可の条件は、当該企業の参入によって需給の不均衡状態が生まれ、過剰供給が生じないか否か(需給調整条項)、新規参入業者が当該事業を適切に遂行していく能力を有するか否か(事業遂行能力)、または新規参入業者の人格が当該事業を遂行していく上で相応しいか否か(人格要件)などが審査され、適切であつた場合に限つて免許・許可が与えられる。

政府規制制度の問題点は以下の諸点にある。第一は、行政当局

が適切な需要予測能力をもつことができるかという問題である。免許付与の判断基準の一つとして需給調整条項が重視される前提には政府の需要予測に対する信頼がある。しかし、不確実性が存在する将来の出来ごとにに関する限り、政府予測は必ずしも正確ではなく、往々にして誤った予測が行なわれることとなる。この予測がもし過小予測であったならばそれは参入障壁を高めることとなるのは明白である。

第二は、既得権益の擁護に結びつき易いという問題である。まず、業者は規制が少しでも自己の経営上の利益となるようにさまざまに働きかけを行なったり、あるいは、新規参入や価格競争によって個別の事業者の経営の安定が脅かされるのを回避するようになるなど、規制制度は総じて既存事業者の利益擁護的な様相を帯びることになる。とくに需給調整につながるような参入規制や価格規制はこの傾向が顕著となる。

第三に、限界生産者を保護する仕組みだという点である。価格規制を行なう場合の認可基準は適正原価プラス適正利潤と不当な競争を起こす恐れがないものという考え方によっている。しかし、原価は企業によって著しく異なっている筈であって、各社一律という価格の決め方は限界生産者を温存しがちとなり、マージナルコストの低い企業の超過利潤を保証し、消費者利益に反するものとなる。また、政府の設定する価格は非競争的なものとなり、このため、事業者は規制制度に安住し競争を通じた事業者自らの合理化努力や新規商品・サービスの供給に消極的となり易くなる。事業者の協調体質

を定着させることになろう。

第四は、不透明性の問題がある。今日の規制制度は法令などによってその内容等が規定されている他に、行政指導によるインフォーマルな仕組みが政府規制制度をいつそう不透明なものにしている。規制の不透明性が高い場合には国内事業者にとっても不確実性を高める要因となるだけではなく、海外の事業者にとっては事実上の参入障壁となる可能性がある。また、参入に際して地元業者との調整が義務づけられている場合には明らかに地元業者の利益擁護となり、地元業者の承認がそられないことから免許申請から取得に至るまで多くの年月を要するようになる。

このように政府規制には資源分配、所得分配の両面において多くの問題がある。『市場の失敗』以上に『政府の失敗』が多く問題を抱えるようになっている以上、古きイデオロギーや長い間にわたっての慣行にこだわることがなく、政府と民間の関係は本来どうあるべきか、市場に資源配分を委ねることができない領域は何かなどの問題を冷静に考察し、対応していくことが必要不可欠となっている。自由主義の観点を明確にすることが求められているのである。

- (1) 以下の議論は、鶴田・中村編著『現代産業論——開放システム時代の企業社会——』中央経済社、一九八九年、第一章を参照のこと。
(2) 抽著『戦後日本の産業政策』日本経済新聞社、一九八二年参照。
(3) 今井賢一「総括コメント」、小宮・奥野・鈴村編『日本の産業政策』東京大学出版会、一九八四年所収論文参照。
(4) 植草益「石油危機以降」、小宮・奥野・鈴村編『日本の産業政策』

参照。

- (5) 抽稿「産業政策と企業行動」、堀岐・木村編『日本企業読本』東洋経済新報社、一九八五年参照。
(6) 抽著『戦後日本の産業政策』参照。
(7) 抽稿「いまなぜ規制緩和か」、東洋経済新報社『週刊東洋経済』一九八九年一二月二五日号参照。
(8) 鶴田編『規制緩和と競争政策』ぎょうせい、一九八九年参照(本書は公正取引委員会リポートを刊行したものである)。

コメンント

新野幸次郎

（神戸大学）

昨年度大会に関連してもたれた「日本学術會議経済政策研究連絡委員会」と本学会共催のシンポジウムの一環として、私は「戦後日本産業政策の回顧と展望」について報告させて頂いた。そのさい私は、今後の課題として、①小国モデル的発想の克服、②産業政策の跛行性（工業政策と農業や諸第三次産業などへの政策との間の）打破、③E・デルがその著『産業と政治的責任』で強調した産業政策の公平性と政治的アイデンティフィケーションの問題と関連して、産業政策の国内的協調と国際的協調の問題を明らかにすることの必要性についてのべておいた。

また、以上のこととの関連で、ガルブレイスの産業政策についての次の四つの原理、すなわち、①協調の原理、②バランスの原理、③実験の原理および④公開の原理についてもふれ、こうした諸原理のうち、とくに、OECDが産業調整政策と関連して強調した政策の透明性（transparency）の問題についてもふれておいた。その点、今日、共通論題「世界の中の産業政策——ボーダーレス経済への対応——」を報告された鶴田教授、植草教授および黒田日本長期信用銀行顧問のお三方が、基本的には、我が国産業政策の透明性の問題を一つの軸として、ご報告されたのは、事柄の性質上当然とは言え、共感できる。ボーダーレス経済になった今日、我が国産業政策が国

する公共政策の国際的統一の必要性および我が国産業政策見直しについて明快に論じられた。

しかし、教授自身強調しておられるように、フォーマルあるいはインフォーマルな経済制度はそれぞれの国の独自性のもとに歴史的に形成されたものであって、その変革は容易ではない。その変革を多少とも促進するためには、第一に、たんにその必要性を説くだけではなく、その改革のメリットとその手続、ないし、手順について説得的な説明が加えられることが望まれる。また、第一に、それとも関連して、教授のいわれる公的提供政策、規制政策および誘導政策の夫々について日米間の比較検討が行なわれることが望ましい。

もっとも、これらは何れも報告の時間的制約のせいであって、参考文献にあげられている諸報告で補充して理解すべきことであるといつた方がよいかもしれない。また、教授はその報告の中で、これらの三つの政策のうち、とくに市場開放と関連しては正当にも直接規制政策と公的誘導政策とが最優先的に変革されるべきものであると主張しておられる。しかし、これは、鶴田教授のご報告とも関連することであるが、アメリカやECの諸産業の競争力の低下が日本とアメリカなどの政府による直接規制政策や公的誘導政策だけの違いから発生したものでないとそれほど単純ではない。こうした点の説得性のある論証のためには更に一つの工夫が要請されるかもしれない。第三に、教授が本来的に競争的な構造をもつ産業においては、政府規制を緩和なり撤廃することを検討すべきだと提案されているのは原則的に支持できることである。最後に、教授はインフォーマルな経済制度といわれるいわゆる日本の企業経営組織

際的に透明なものとされ、理解されるものになることは何よりも必要なことである。ことに、座長の加藤寛教授もいわれたように、最近アメリカでは、ソ連の軍事力よりも日本の経済力の強化の方がアメリカにとって危険であるとの言い方もみられるこの頃である。もちろん、アメリカの一部には、アメリカ自身の国際競争力の強化、企業組織の再編、企業運営方式の改善等々が必要であるとの自覚もない訳ではない。しかし、日本政府の規制や産業政策がアメリカにとって不公正な結果を招いた主因であるとの認識が一部に声高に主張されていることは周知の通りである。

このような状況の中で今回「世界の中の産業政策——ボーダーレス経済への対応——」が共通論題としてとりあげられたことは極めて意義深い、同時に、報告者に人をえて内容的にも充実できたことを何よりもうれしく思う。

ところで、植草益教授は今日の貿易摩擦が何よりも諸国家の経済活動に関する制度の違いから発しているものが多い点に着目され、それを直ちに「不公平な制度」と批判するのは問題があるとしても、今日のようにひと・もの・かねの国際的移動が活発化した段階では、経済活動に関する制度は、その改革がいかに困難であるとしても、国際的な統一と調和を図ることが肝要であるとの立場から産業に対する

に内在する中間組織の問題について、一方では、ウイリアムソン流の合理性を認めつつも、その排他性に注目し、政策当局がその効率性を強調するよりも、排他性的除去に努力を傾注すべきだといわれる。これも基本的には容認さるべきことである。が、しかしそのためにもその中間組織の形成が教授のいわれるよう必ずしも政府の公的産業政策の帰結というより、特定の条件下での経済合理性追求の帰結であることを十二分に説得し乍ら行なわれることが必要であろう。

鶴田俊正教授は、「水平分業時代」ということとひっかけてわが国の産業政策のあり方について解説された。その際、植草教授のいわれる国際的な制度統一が必要なことを認めつつも、何よりもアメリカ自身の国際競争力の回復なし強化が問題との立場に立ちつゝわが国の戦後産業政策を三つの段階に分けて検討され、いくつかの興味ある問題提起がされた。規制緩和問題と関連して、大店法が中小企業の過度の保護だけでなく、大型店の超過利潤の保障機構となつてゐるとともに、それが名目所得と実質所得との乖離の一因となつてゐるとか、政府が産業活動に介入するとダイナミズムが衰退するとかといったものなどもそれであり、示唆に富むものであった。

しかし、時間の不足で言及されなかつたアメリカの国際競争力の弱体化の原因などについてもつと突込んだ説明をして頂ければ、より説得的になつたであろうことが考えられる。すなわち、もし、アメリカの競争力の低下がアメリカの産業政策のせいだけではなく、より積極的に他の諸要因に依存するのであれば、わが国が制度についての国際的統一を図るだけではアメリカの競争力の回復は必ずし

も可能とはならないからである。また、教授は日本の戦後の産業政策が有効性をもった条件として、市場経済の未熟性・企業内経営資源の不足・企業の経営関連の学習の不足および労使関係の不成熟などの要因をあげておられるが、途上国によっては、現在でもこのような諸条件をもっており、政府の何らかの産業政策があつてもそれが有効にならない原因は何かといった分析も必要となるであろう。

さらに、「ごく細かいことであるが、政府の市場への組織的な介入が「長期化」すると、市場経済のダイナミズムないし発展を損うと仰言つておられたが、それは単に「長期化」だけの問題なのか、長期化とはどんな条件が生れるときなのかについてもさらに時間をとつてご説明頂ければと思った。

この点、黒田眞さんは、産業政策の策定運用に従事してこられた経験から、戦後の産業政策を回顧しながら分析され、豊富な事例を示しつついくつかの学界関係者の分析課題を指摘された。ミクロ的産業政策の評価をマクロ政策の評価と切り離して行なうのではなく分ではないかとか、日本企業の行動原理は決して日本企業のみに特有なものではないのではないかとか、さらには、産業政策の評価にあたっては、たんにその内容や効果だけに焦点をあてるのではなく分であつて、より広範なフレームワークのもとで、政策の客体である経済構造を含めて客観的に分析することが必要ではないか、といったことがそれである。

黒田さんの問題提起は、いうまでもなく、アメリカの産業的競争力の低下を日本の産業政策のせいにするのではなく、アメリカ独自の政府や企業の行動、それを生み出した経済構造全体の枠組の中で

コメンント

尾 上 久 雄

▲大阪産業大学▼

ボーダーレス経済は第一に国境を越える経済活動を意味するが、第二に部門間、業種間の境を越える企業活動の意味にも使われる。日本経済はいま第一の意味での世界経済の変容を受けて、第二の意味での構造変化を企業生き残りのためのパフォーマンスの一つとして遂行していると同時に自らも水平分業への転換という型で第一の変化を惹き起こしている。この関連の各ポイントを植草、黒田、鶴田の三氏の報告を適格に捉えている。戦後の日本経済が一貫して常に世界的需要構造への適応として発展し、その産業政策がこの発展を公的に支えて来た積極的適応過程は、このタイプの分析によって充分理解出来る。しかし今世界の先進諸国の日本憎しという攻撃は、この発展タイプが継続し成功する限り解消しない。日本の側からすれば不当、無理難題と思われるような非難が多いけれども、この際こそわれわれは日本経済の深層にある問題点を見つめることも必要である。それは植草報告の言う「オーマルな制度的要因だけでなく、むしろインフオーマルな制度的要因にかかるものであるが、制度」というよりは経済的な分配構造などに関連する。

わが国では産業政策は通常、内外の需要に対応する供給構造の適応・調整として現れ、分配構造は省略されることが多い。しかし言うまでもなく、経済における支出・供給・分配の循環は切り離すことは不可能なからである。また、教授は日本の戦後の産業政策が有効性をもった条件として、市場経済の未熟性・企業内経営資源の不足・企業の経営関連の学習の不足および労使関係の不成熟などの要因をあげておられるが、途上国によっては、現在でもこのような諸条件をもっており、政府の何らかの産業政策があつてもそれが有効にならない原因は何かといった分析も必要となるであろう。

より明確に分析すべきだという含意をもつていて。それは私が今回この共通論題をお聞きし乍ら想つた一つの側面をついている。多くの人々は、既にそのことを意識して研究を進めているし、今日ご報告をして頂いた他のお二人も十分そのことを意識しておられることがあるが附記しておきたい。

とは出来ない。たしかに産業政策の守備範囲は経済政策よりは特殊的であるが、わが国ではむしろ産業政策が経済政策としてまり通りの傾向がある。

元来、戦後産業政策の原点とされる傾斜生産方式ですら、当初の主唱者である有沢広巳教授にあっては蓄積要因と並んで良い意味の「ゲモニー的要因」（直接生産者の合意獲得のための参加）を含んでいたのであるが後者はせいぜい食糧優先配給程度を残して前者のみが主として遂行された。

一九五五—七三年は輸出志向の新型重工業に、いわゆるターゲティング・ポリシーを適用し、前述の原志を飛躍的に拡充した。この間実質賃金も上昇したが、生産性はそれをはるかに上回り、レイバーチェアは低下する。

七〇年代後半の低成長期においてはアメリカの輸入制限、日本の対米輸出制限、さらに関税、非関税制限撤去とともに内需志向が課題となるが達成度は今なお高くない。一九八六年以降二一世紀に向けてリストラクチャーリングなどを通じて調整を行いながら成長率維持のため産業構造転換を推進している。

これらの戦後の全過程を通ずる政策は基本的には生産志向であり、少なくともこのパターンは基本的に変わっていない。強蓄積を伴つ

生産志向経済の方向を抑制、修正する力は、歐米先進国においては一般的に労働分配志向、福祉志向など内発的要因が主動となり、この政策志向を推進する社会勢力はカウンターヴェイリング・パワーである。日本においてはこの力は相対的に弱く、戦後一貫して外圧がカウンターヴェイリング・パワーの役割を演じて来た。ヒルズ長官の圧力でさえ、ある意味において客観的にはそのようなカウンターヴェイリング的側面を持っている。消費者としての日本国民は、この点を見逃すことは出来ない。また日本の産業政策は単に企業だけでなく、消費・福祉志向の側面を軽視してはならない。

およそ国民経済のパターンとしては、生産志向経済と消費・福祉志向経済の二つが挙げられる。生産志向経済においては、生産性の上昇率が実質労働費用の伸びを越え、労働時間は長く、種々の労働法規は緩く、社会福祉は不備であり、国内生産高は支出国民所得を越え、したがって貿易収支は黒字。貯蓄率は高く成長率は高い。消費・福祉志向経済においてはすべてはこの逆で、いわゆる福祉国家型で貿易収支は赤字勝ちで成長率は低い。

もちろんこれらの指標の特徴はすべて相対的で、一定の特殊な条件の上で部分的に逆の特徴を示すこともあり、歴史的には、かつて生産志向型であった経済で、いまは消費・福祉志向のものもあり、ある国民経済が永久にどちらかのパターンに属しつづけることはない。

しかし日本ほど長期にわたって持続的に生産志向経済のパターンを維持した例は少ない。生産志向経済は輸出志向経済になり易く、世界各国がすべて輸出志向になることは出来ないから、生産志向経

総括

総括 I

加藤 寛

加藤 寛
（慶應義塾大学）
清水 嘉治
（神奈川大学）

スーパー三〇一条の適用が発表された時、全国大会共通論題として「世界の中の産業政策」がとりあげられたのはまことにタイミングであった。

しかも報告者は日米経済摩擦の渦中にあってその対応にあたり、タフ・ネゴシエーターとよばれた元通産省議官・黒田氏をはじめ、鶴田氏、植草氏とともに公取委関係者であり、さらに植草氏は新行革審で規制緩和委員会の座長をされている当事者であり、実質的な報告と討論がおこなわれた。

三報告とも、多少の差はあるても、産業政策という産業保護的になり易い政府介入には批判的で規制緩和が提唱され、市場のパフォーマンスに比重がおかれていた。黒田氏・植草氏は、生産分野では競争市場が大きな範囲を占めているが、流通・消費分断では、中間組織のインフォーマルな制度が規制的であると指摘。鶴田氏も同じ

濟は貿易摩擦の原因者と目される。植草教授のいわれる「奪う者」と「奪われる者」の原因是、たしかにフォーマルないしインフォーマルな制度にあるが、根本的にはそれら制度に支えられた分配構造とかかわりがある。この構造は国内における価値争奪の勢力関係、「奪う者」と「奪われる者」の関係によって条件付けられ、後者は潜在的なカウンターヴェイリング・パワーであるが、そのボイスが弱いときに国際的な「奪われる者」が一種のカウンターヴェイリング的なボイスを発することになる。もちろん告発の動機は違い、国内の方は強蓄積に対する生活防衛であり、国際的ボイスは貿易収支の赤字、自己の市場防衛なし拡大である。

このようなコメントに対し鶴田教授は、「消費志向に転換せよ」といわれても問題があるが、福祉志向といふのであれば、わかる」と理解を示されたが、これはその通りである。いま日本経済で志向すべき消費はまず福祉関係の消費であり、投資にしても住宅投資、環境保全なし生活関連社会資本の拡充である。

以上を要するに私は三氏の報告に異説を唱えているのではなく、補完的な意味で別のポイントを加えたつもりである。しかもしもこの側面を見逃すならば、現実の政策的対応においても妥当性を欠き、内と外からの批判をまぬがれないであろう。

ところで貫かれている問題は、端的にいえば、日本産業の効率性は、市場の成功なのか政府の産業政策のためかという点であろう。尾上氏はこの点を生産指向型と消費指向型に分け、今の日本への批判は、狭義の産業政策ではなく、貯蓄高・長時間労働といった生産指向型であることだと指摘された。

もしこの転換をおこなうとすれば、規制緩和による市場機能に期待するだけができるだろうか。しかもこの規制緩和すら政治的利害にからむ以上実行困難なのである。これをおこなうには、第一に外圧方式が環境づくりとしておこなわれた。もちろん意図的にやったわけではないが、政府・官僚の日米交渉における小出し方式は、外圧を高めることになり、結果として自由化をすることになった。第二は、財政再建方式である。兵糧攻めとよばれるこの方式は第二臨調でおこなわれ、かなりの自由化を実現することになった。

しかし今やこの二方式は、対米国民感情および財政余剰の中で限界にきている。とすれば、第三の道は、ECの自由化と歩調をあわ

せた制度的統一を図ることであろう。第四は、消費指向型を福祉指向型に高めた内需拡大による輸入拡大方式であろう。

要約すれば、産業政策は今や経済構造政策として位置づけられ、経済的合理性を世界の中で貫くには政治算術が必要であり、これが経済政策の主要テーマとなってきたと言つてよい。

総括 II

清水 嘉治

いま日本経済を論じることは同時に世界経済を論じることに等しいとまでいわれるようになつた。世界は経済大国日本のあり方をたえず注目している。経済大国日本を担つてゐる産業の国際的あり方も同時に鋭く問われている。本年の共通論題は、こうした問題意識を踏えて、学問的に「世界の中の産業政策」を論じることにした。

第一の報告者植草氏は、日本の大幅貿易黒字基調に対し、米国、ECは、日本市場開放を厳しく要求し、それは日本の対外貿易の法・制度改革にまで進んでいることを示した。とくに八九年四月二八日の米国通商代表部の三四項目にわたる貿易・投資障壁の撤廃緩和の要求が、日本産業の法、慣習、制度の改革の問題に及んでいることを重厚に分析し、日本は産業に対する公共政策についての国際的統一に向けての制度変革を余儀なくされていることを解説し、国際的産業政策のあり方を示した。第二の報告者黒田氏は、日本経済が七〇年代の二度の石油危機を克服し、八〇年代の円高・ドル安の経

激しい世界経済にも見事に対応していることを主張した。とくに政府が民間の自助努力の条件整備を四本の柱で進めてきたことを評価した。(1)構造調整に対する積極的態度、(2)民間部門の規制緩和、(3)規模縮小の円滑化、当該部門の被害者救済、(4)新フロンティア拡大のための技術政策などである。世界の中の日本の産業政策は、当該政策の内容、効果だけに焦点を当てるだけではなく、広いフレームワークのもとでの政策の客体としての経済構造との関連で客観的に分析すべきであるという。第三の報告者鶴田氏は、世界の中での日本の産業政策は、輸出大国から内需拡大の持続性としての輸入大国への道を具体化すべきであって、そのために国際分業型の産業構造をいかに作るかにあらざるとして高付加価値型の産業構造への転換、競争政策の促進、政府規制緩和の推進を具体的に示した。

三氏の共通点は、プラザ合意以後の日本経済が内外ともに激動期に直面していること、その中で世界が求める産業政策を厳しく追求している点にある。尾上氏は日本の産業政策への要求を外圧としてではなく、内圧として受けとめるべきであるとして重厚な政策の方を示し、新野氏は、内外の産業政策の協調性の原理に基づいてコメントした。各人は個性的な報告とコメントをした。されば、世界経済の光と影の中で日本産業のあり方、産業の海外直接投資との反作用との関連性をも問うべきではなかつたか。この点、今後の課題であろう。

△自由論題▽

経済基盤の把握

——経済基盤政策論の基礎——

経済基盤は経済行為への素材や制約を与える点で経済を決定的に規定する領域である一方で、しかし同時にそれ自体は経済行為以前に存在する経済外的な領域でもある。経済が人間の形成行為の所産であるのに対し、経済基盤はこの行為への外的条件となる自然の所産と位置づけられよう。経済と深くかかわりながらそれ自体は経済ではないというその特質から経済基盤政策に特殊な問題も発生する。つまりこの政策は、他の経済政策にもまして経済外的な領域との意味的な統合を意識せねばならず、経済を包括した総合的な政策体系のなかで常に自らを相対化せねばならないのである。本稿では、紙幅の都合により、とくに経済基盤が従来の経済学のなかでいかに位置づけられてきたのかを三つの学派を中心としてみてみることにする。そのなかで経済基盤政策論の展開にあたって方法論のうえで留意すべき点が明らかにされよう。

経済基盤政策論の先駆者としてゼラフィム (H.-J. Seraphim) とハインリヒ (W. Heinrich) の名を挙げることがあるが、両者はそれぞれゾムバール (W. Sombart) やスパン (O. Spann) の経

済学の方法論を継いで独自の経済政策論を展開していた(1)。

—ゾムバルトーン・ユピートホーフ・ゼラフィムの経済体制論の流れ

長尾聰哉

▲神戸大学▼

ゾムバルトは経済を、精神—秩序—技術の三つの基本的構成要素を意味的に統合した精神統一體と定義した。そして経済に対する影響力の大小にかかわりなく、この精神性によって包括されえない領域を自らの経済体制論の対象の外にいた。このなかで自然の所産である経済基盤は精神による統一の及ばない存在領域として経済から明別され、彼の経済学の体系からは排除されたのである。自らの経済学の体系性を保つために、敢えて自然による影響という経験的事実を等閑視したのである。基本的にゾムバルトの体制論の手法を継ぐシュピートホフ (A. Spiethoff) は、これに対して経済基盤、とりわけ経済を取り巻く自然環境の影響力を無視し得ないものとみなして、ゾムバルトの三つの要素に加えて自然をも経済の基本的構成要素に位置づけた。彼は、いわば自然を経済へと内在化したのであり、

自然と経済行為のかかわりという経験的事実を重視することによって、自然を経済学の対象としたわけである。しかし他方でこの結果として、経済のなかに存在法則において全く異質のものを入れ、ゾムバールトが意図した経済の意味統一性とともに経済学の論理的体系を破壊してしまった。ゼラファイムは、この両者の欠点をうけて独特の経済基盤論を開拓した。彼は経済基盤を経済外的な領域と限定しながら、しかしこれを対象とする人間の経済形成行為を「対環境関係」(Umweltverhältnisse)としてとくに取り出し、経済主体や、精神的な態度を含む目的、社会関係とともにこれを経済の基本的構成要素と位置づけた。そしてこの対環境関係へと反映する限りで自然をはじめとする経済基盤そのものを経済的現象として経済学の対象としたのである。人間の形成行為としての「対環境関係」という新たな概念を定立することによって、彼は、ゾムバールトの精神統一性を尊重しつつ自然的要因を経済学のなかに取り入れることに成功したのであり、これはゾムバールトの体制論の方法論の線上にそれを拡張したものであるといえよう。

II シュパン－ハインリヒの先駆的経済学の流れ

シュパンは自らの全体論的観点にもとづく範疇論のなかで自然の領域と人間の形成行為の所産としての社会の領域とを全く異質の存在として明別していた。後者は意味統一的全体として「肢節性」(Gliedlichkeit)の範疇の内にとらえるべきであるのに對して、前者はどうした全体による媒介を伴わない個々の要素の連関として「因果性」(Ursächlichkeit)の範疇の適用のみを可能にするのである。

このようにゼラファイムとハインリヒは、それぞれの方法論の創始者であるゾムバールトやシュパンとは対照的に、自然的要素をそれが経済とかかわる限りで特に経済学の考察対象へと組み入れた。彼らにあっては、これらの自然的領域は潜在的に経済的な経済基盤として他の自然領域からは区別されていたとも考えられよう。このような自然的要素への注目はあるものの、両者とも経験的な事実に基づいて経済と自然の相互連関を確認しながら、しかし、経済という全体にかかる限りでのみ自然を取り扱っているにすぎないともいえる。あくまでも主要な対象である経済に対し自然は副次的な関連事項として問題とされていた。しかしローマクラブによる警鐘に代表される一九七〇年代以降の今日的な問題は、このような経済と自然の関係の把握そのものの限界を示している。今日の問題の解決のためには、経済にかかるかぎりでの自然を扱うのではなく、むしろ経済と自然をそれぞれ独立の全体として認識し、それらを相互に意味的に統合する必要があるのである。つまり経済と自然の相互連関という経験的事実の確認のみではなく、両者の関係の規範的な位置づけが急務となるのである。いわば経済基盤という、すなわち経済に付随的な自然環境という対象を越えて、経済と自然そのものの意味づけをすることが肝要となるのである。

III コスロウスキーの経済倫理学の流れ⁽²⁾

このような要請に對応しうるのがコスロウスキー(P.Koslowski)を中心とする最近の経済倫理学である。彼は倫理学をもじることによって経済の存在を相対比しようとするが、そのなかで経済と自然との関係も考慮される。彼は、まず自然を、経済のあるいは人間

る。彼は経済の把握のための範疇として「肢節性」を重視し、ここより経済学の問題として自然をはじめとする経済基盤を扱うことはなかった。もっとも彼は経済と自然との相互連関を無視したわけでもない。ただ両者を、それぞれ独立の全体として位置づけ、それらの分析を、先駆的全体の経験的世界への発現を把握するそれその専門科学に委ねたのである。さらにまた両者の関係それ自体の分析は、存在そのものについての学である、あるいは彼のいう先駆的全体の相互関係を省察する学である形而上学の体系へと組み込まれる方法を継ぐハインリヒは、しかし経済への自然の影響を経济という全体そのものにかかわる問題としてとらえる。彼は経済と自然を、一方における「因果性」、他方における「肢節性」という全く別の論理に立つものとして明別する一方で、この自然的環境のなかで経済の素材となる潜在的に経済的な領域をとくに経済基盤と定義した。彼は経済に対して、へ上層に社会によって設定された目的の世界を持ち、下層に素材の世界としての経済基盤を控えた意味統一的な行為体系との先駆的な定義を与えることによって経済基盤を彼の経済学の体系のなかに取り入れたのである。シュパンの範疇論を生かしながらしかし経済にかかる限りで自然的要因を基盤として経済学の考査対象に取り込んだものといえる。

*

*

*

このようにゼラファイムとハインリヒは、それぞれの方法論の創始

社会の論理に支配されるべきではない独自の存在領域として設定する。自然と経済とが対等の存在として対置されるのである。この意味でまた自然の領域では、経済行為へと限定的に向けられた、例えば市場に代表される調整システムの有効性は疑わしくなり、その円滑な機能がかえって自然を破壊するとされる。そこでは新たな調整原理が必要となる。このことと結んで彼は交換の正義(Tauschgerechtigkeit)に代表される経済学的な公正概念の適用範囲を拡大するなどを試みた。公正の問題は、単なる経済や社会の次元を越えてホロニックに、自然の相互作用の統御や、諸要求のエコロジー的なレベルでの調整にまで拡大されるべきだという指摘である(存在論的公正概念ontologischer Gerechtigkeitsbegriff)。彼は、へ自然と文化的の統一としての総体的現実へあるいはへ総体的な地球経済へといった概念を多用するが、そのなかで目指されているのは、従来の純粹経済学に対抗して人間存在を意識して構築された人間の経済学(Humanökonomie)を、さらに生態経済学(Bioökonomie)へと拡大することである。この際に、コスロウスキーは経済と自然とを人間の行為のうちに意味的に統合する論理として「善」への意志としての倫理を設定しているが、この意志の根柢となる内容として事物の存在の本性の実現をあげていた。このようにオントロジーに基づいて全体体系のなかで経済の存在を相対化するのが経済倫理学の課題であり、この点では、それはシュパンの形而上学的経済学の立場に近づく。それ故にまたこの体系はシュパンの範疇論などとなるんで、今日のエコロジー論への論理的な基礎となるのである。

* * *

じのように経済基盤やそれと結ぶ経済基盤政策の持つ意味は時代とともに変化する。セラフィムやハインリヒなどの経済基盤政策論の創始者の時代である一九五〇—六〇年代には、経済基盤は経済の従属物であり、基盤政策の主要課題も、経済の論理に従って自然をいかに有効に素材たらしめるか、すなわち自然を経済の論理の下にいかに統合するかにおかれていた。しかし今日では相互に対等の存在としての経済と自然の意味的統合に主眼がおかれており、基盤政策もこうした総合的な性格を以前にもまして意識しなければならないのである。また、このためには異質の全体同士を統合するための新しい観点が不可欠となる。それがエコロジー論であれ、ホロン理論であれ、あるいはより原理的にショパンの範疇論であれ、全体論的なものの見方が今日、再び経済学の前面にでの必要があるといえよう。経済は、そもそも人間の行為の領域のなかで自然と最も深い関係を持つ存在であるだけになおさらといったら、ショパンの流れを汲むウェーバー経済大学のGanzheitsforschungのグループが最近、エコロジー論への関心をみせてこられるのはいよいよ無縫ではな（註）。

(1) ブルベルト・ゼラフィム、およびショパン＝ハイニヒの流れの方法論について詳しく述べ、拙稿「経済成層論と経済基盤政策」、『国政経済雑誌』1六〇巻1号、平成元年、を参照。

(2) Vgl. P. Koslowski, *Prinzipien der Ethischen Ökonomie*,

Tübingen 1988 S. 298ff.; Derselbe, Über die Stütlichkeit und Effizienz. Notwendigkeit und Möglichkeit einer Wirtschaftsethik, in: D. Rahmsdorf/H.-B. Schäfer (Hrsg.), *Ethische Grundfragen der Wirtschafts- und Rechtsordnung*, Berlin Hamburg 1988 S. 111ff.

(3) Vgl. D. Kanatschnig, Wirtschaftsökologie-Ein ganzheitlicher Ansatz zur Harmonisierung von Wirtschaft und Umwelt, in: *Zeitschrift für Ganzheitsforschung. Neue Folge*/32. Jahr., Wien 1988

(付記)
本報告に際して、討論者の小林大造教授をはじめ、野尻武敏教授、足立正樹教授等多くの先生方から貴重な御教示御助言をいただきました。ここに深く感謝致します。

多元社会と経済政策目的

I はじめに

ここでは近代社会の経済・政治面の発展の中から生じた多元社会問題の考察をとおして今日の経済政策の課題を明らかにする。

現代の西側経済社会の特徴付けは多様であるが、一つの有力なそれは組織の社会的影響力に着目するものである。ゲット・ブリーフス（一八八九—一九七四）こそは早くからこのような角度からの議論を開いてきた人であり、ここでの多元社会問題の考察は彼の議論（註）に多くを負っている。

II 多元社会と経済の構造変化

多元社会(pluralistische Gesellschaft)の特徴は、社会の至る所

に利益団体が形成され、諸利益団体の力により社会全体が大きく動かされるようになってくることである。しかし近代社会の発展の当初は利益団体は散発的に形成されていても過ぎず、また個人主義の原理に反する異物として禁止・抑圧の対象でしかなく、社会的な影響力はわずかであった（従属変数）。

逆説的ではあるが、個人主義を原理とする古典的自由主義あるいは自由資本主義の体制が多元社会の母胎である。アダム・スミスに

大 西 秀 典

（尾道短期大学）

代表される経済的自由主義思想家によれば、レッセ・フェールを原理論とする経済政策の下での自由市場は効率的な生産と公正な分配とを約束するはずであった。が、正にその自由市場の中から労働者問題を中心とする社会問題が発生し、自由主義とは異なる原理による対応が求められることになった。社会的公正を実現するために一方では、経済全体から見れば部分的なものに過ぎなかつたにせよ、経済への国家干渉が再開され、他方では共通の利益を守るために利益団体が形成された。利益団体は当初、反体制的なイデオロギーと結び合っていたが、現存体制下での生存のための長い試行錯誤を経てからはアラグマティックな体制順忯的な性格のものへと変質した。が、このように変質することによって、社会から許容される道が開けたのである。

社会問題の発生を媒介として古典的自由主義は今日の多元社会と交代したが、両者を対比するならば、第一に経済主体が個人から団体へと交代した点、第二に経済への国家干渉が再開・増大している点、これらの点において両者は対照的である。しかし経済主体の行動原理は継承されており、相変わらずオートノミーあるいはインディゴイデュアリズムが原理となつている（Gruppen-Individualismus）。

以上のような経済面での近代社会の発展と相互に関連しつつ政治面でのそれが並行して進んだ。この発展の帰結が近代民主主義の変質、すなわち第一に政治的決定方式である民主主義 자체が価値あるものになったこと（Demokratismus）、第二に「社会的なもの」（das Soziale）」が優勢なエートスになったことである。これらの点を以下、順次説明しよう。

ブリーフスは近代民主主義の三つの発展局面を区別しているが、第一局面では宗教（キリスト教）、第二局面では人間理性が価値基準となって政治的決定的内容の当否が判定された。それに対しても第三局面では政治的決定内容の当否よりもむしろ、便宜的に政治的決定方式が民主的かどうかがより重視されるようになった。かような発展の全般にかかる要因は西洋精神の世俗化である。西洋精神の世俗化により、目に見えないものはとかく軽視されがちとなり、第一局面から第二局面にかけては人間の第三の次元（超越性の次元、絶対者への関連）が見失われ、もっぱら空間と時間という二つの次元で見られるようになり、第二局面から第三局面にかけてはこの傾向がより徹底して視野が極く狭くなり「ここで今」の便宜がもっぱら重視されるようになったのである。また、第二局面から第三局面への発展には西洋精神の世俗化の他にも民主主義の大衆化がその要因となっている。つまり、既に西洋精神の世俗化の中で空間や時間のように数量化可能な尺度を用いて行われる数量的思考方法が支配的となり、各人の政治的評価も加算可能なものとなっていた（最大

れらの理由により社会的利益の名において国家にますます多くの諸要求が向けられるようになると、それに伴い「社会的なもの」が優勢なエートスになるのである。

このようにして変質した近代民主主義の下では、多数を動かしする利益団体が自己利益実現の立場として国家の力を利用しうるようになった。利益団体は確立（Befestigung, establishment）し社会的影響力を著しく高めて経済・社会・政治過程の相対的独立変数となつたのである。

四 多元社会と経済政策目的

既述のように利益団体の行動原理はインディヴィデュアリズムであったが、これを言い換えるならば個の自己主張ということになる。個の自己主張は積極・消極の二面に分かれ、消極面は既述のオートノミーあるいはレッセ・フェールの主張となり、積極面は「モア・アンド・モア」の要求となる⁽²⁾。かような行動原理に立つ諸利益団体から成る今日の多元社会にはいかなる問題が生じてくるか。これを経済問題と社会問題に分けて、以下、順次検討しよう。

多元社会の多岐にわたる経済問題のうち、そこではインフレを取り上げる。インフレの原因は諸利益団体の所得要求が国民所得の規模を上回っていることである。諸利益団体の所得要求は経済過程でのそれ（例えばより多くの賃金や利潤の要求）と政治過程でのそれ（例えば法定の最低賃金や農産物パリティ価格の引き上げ要求）とに分けることができる。これらのうち政治過程での所得要求は一般利益（「社会的なもの」）の名において自己の特殊利益（所得増大）

多数の最大幸福）が、このような思想面の事情に加えて現実面でも平等の参政権を要求する社会運動があり、これらに推進されて一人一票が実現した。こうして各人の政治的評価の当否に拘らずに各人が平等の資格で政治的決定へ参加しうる方式としての民主主義自体が政治上何よりも価値あるものとなつた。今や政治的評価においては贅否の数の多少だけが問題とされるようになつたのである。

それでは、いかなる価値が政治的に高い評価を得ているのであるか。第三局面においてはそれは「社会的なもの」である。つまり「社会的」という形容詞を冠した諸政策——社会政策、社会保障、社会保険、社会法、社会権、社会国家など——が隆盛を極めているのである。「社会的なもの」が優勢なエートスになつていているのであり、これには二つの理由がある。第一に産業化が被用者化・都市化を推し進めたことにより一方では生活が社会化して個人的解決の困難な生活上の諸問題が増加し、他方ではこれら諸問題を解決する上で従来のよきな共同体的連帯に期待することが困難になつたため、いきおい諸問題の解決が社会（國家）に求められるようになる。第二に諸利益団体が市況に反しても自己の経済的諸要求を実現するため、たとえ自己の責任に属する事柄であつても社会的利益（社会的正義、共同善）の名においてその負担を国家へ転嫁するようになつた。オートノミーの原理に立ち国家に対してはレッセ・フェールを主張する諸利益団体が、他方では自己の利益実現に役立つ限りにおいて便宜的に社会的利益の名において国家干渉を積極的に要求するのである。かような行動様式が某の成果を収めた場合には模倣を惹起し、こうして同一の行動様式が一般化することになる。こ

経済の特徴は、経済固有の論理だけで経済が動いているのではなく、経済外の政治や社会、文化、国際関係などの諸要因の複合によって規定された経済が動いている点にある。そうであるならば、また分析対象に応じて必要な分析方法が定まるのであるならば、経済政策論の基礎となる経済分析には、困難なことではあるが、関連する諸科学の成果が動員されなければならないことになる。

次に実践面では人間作りが必要である。言つまでもなく経済を動かしているのは個人であれ団体であれ人間である。日本も含めて西側の各国の経済政策実践において用いられている主要な政策手段は、経済的に合理的に行動する、すくれて近代的な人間觀を前提にした間接的誘導方式である。このような方式の欠点は一般利益と特殊利益との選別が困難であることであり、そのため、言わば一般利益を人質にして特殊利益の実現を許容することである。これを打開するには一般利益と特殊利益との選別ができるような工夫をすることと合わせて、何よりも経済的合理的な近代的行動原理を克服しうる人間を作りいかなければならない。そのためには従来の経済政策実践の殻を破ると共に、関連する諸政策と連携することが必要となるであろう。

(1) とりわけ、彼の長年の利益團体に関する体制論的議論を集成成した次の論文を参照された。 Briefs, G.: *Staat und Wirtschaft im Zeitalter der Interessengesellschaften*, in: ders. (Hrsg.): *Laissez-faire-Pluralismus. Demokratie und Wirtschaft des gegenwärtigen Zeitalters*, Berlin 1966, S. 7-317.

西ドイツの経済政策形成における助言機関

大 西 健 夫
（早稲田大学）
井 上 孝
（玉川大学）

西ドイツの経済政策体系においては中立的（学術的）な助言機関が制度化されているが、その内容と存在意義を知ることは西ドイツの経済政策を理解する上で有益である。

一 連邦主義構造における政策決定

(1) 連邦主義国家における政策決定の分権主義

西ドイツは連邦国家であるから、連邦（Bund）を構成する十一の州（Land）は単なる地方公共団体ではなく、独自の国家権力と独自の憲法と法律をもった国家（Staat）である。従って、国家権力は、連邦と州に分配されている。このような連邦体制の下での連邦レベルでの政策決定には、もう一つの分権化とそれへの対処が考えられている。即ち、民主主義体制の下で結社の自由により認められる諸利益団体の利害が相反する場合であり、西ドイツでは利害関係者の調整を公的に制度化していることである。立法に際し、連邦各省の業務執行細則に利害関係者として公認される公的、私的な性格のあらさまな団体との協働が明確に規定されている。

(2) 「モア・アンド・モア」の要求の思想面の根柢はブリーフスの言ふべきガウス説的動機である。ペラギウスは原罪の教義に異論を唱え善説を唱えた人であり、彼の議論はルソーの議論を通じてものであるとされている (vgl. *ibid.*, S. 18, Ann. 16.)。ペラギウス説的動機が一八世紀の啓蒙主義においては人間の完全可能性の理念となり、これが更に一九世紀には直線的な進歩の理念へと発展したと考えられる。他方、現実面の根柢は第二次大戦後の高度経済成長下の樂観的な「高まる期待」の形成である。この期待をバックにして「モア・アンド・モア」（例えば毎年の賃上げ）の要求が生じて定着してきたのである。

(3) 西ドイツでこの問題が「新しい社会問題」として議論されてきたふる。

(付記)
座長の野尻武敏先生（大阪学院大学）からは政策意思形成上の市民団体の影響力の高まり、討論者の東條隆進先生（下関市立大学）からは「分析の総合化」や「人間作り」の全体主義化の危険、フロアの吉澤昌恭先生（広島経済大学）からは労組組織低下の如き多元社会化の逆行現象、といった数々の印象に残るコメントを頂戴致しましたが、これらを今後の研究の糧とさせて頂く所存です。

(2) 公的性格団体(halbstatistisch)と私的団体の内容と役割
公的団体としては、公法上の杜撰たる種々の経済会議所がある。会議所は、マイスターなどの資格認定の権限や、各経済部門の詳細なデータを有することから西ドイツの経済社会に大きな影響力をもっている。それは、州と連邦の各段階で必要に応じて政策形成に公的に関与する。さらに、使用者団体と労働組合は協約自治や協約強制力の権限の行使を通じて賃金政策や社会政策に影響を及ぼすのみでなく、公法上の組織（労働地方裁判所、等）の構成に参加する。私的団体も政策形成過程への公式の参加が認められている。例えば、種々の経済団体である。経済団体は狭義でいえば業界（同業者）団体であるが、広義では、同種の利益を有する経済主体が有機的にまとまった団体といえる。公法上の団体のような高権的権限はもたないが、政治的および経済政策的意志形成への参加は不可欠とされ、連邦各省の業務執行細則に明記されているのである。

このように、西ドイツでは連邦の政策決定（立法）にあたっては必ず利害関係者が加わることが公的に制度化されている。その理由として、分権化と同時に、連邦各省が独自の統計データをもたな

い」ともある。データは法律で限られた一定項目のみ、しかも連邦統計庁だけがもっている。それは情報の民主化のため、つまり、官

序が権力による情報の優位をもつことなく、この公開されたデータのみに立脚して国民が共通・対等の場で意志決定を行うためである。

だが、このことは一方で、各団体の細かいデータ及び専門知識を要求することになり、ここに問題も生じる。政府および政党がその情報源を利益団体に依存しがちになり、かつ世論も利益団体を通じて形成されがちになること、また当面の問題を解決する際にどうしても当事者の陥りがちな短期的視点ということである。そこで、その欠点を補うため、利害関係から超越しており、かつ専門的判断の可能な中立者であり、同時に経済社会の基本的問題を長期的観点に立て考へる機構が求められる。しかもその際、当事者および世論を納得させる根拠が必要である。かくして、学術的な (wissenschaftlich) 助言機関が設立される。

II 助言機関の制度と活動内容

助言機関を助言の形態によって分けると、①法的に特殊な地位をもつ、定期的な「所見」を求める機関、②法律に基づいて常設であるが、定期的な「所見」は求められていない機関、③半官半民の研究機関で、助言は非公式のものになる。①は「総合経済発展諮詢委員会」(Sachverständigenrat zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung) であり、②としては例えば「連邦経済省学術顧問委員会」(Wiss. Beirat beim BMWi.) を挙げうるし、③の代表的存在は西ドイツの五大経済研究所である。

在まだそれは十四にのべる。

(2) 「連邦経済省学術顧問委員会」

一九四八年、時の、統合地区経済長官であったエアハルトの要請で設立。委員会の性格は、学問的に高度で、かつ利害団体から独立した人で構成し、政策的観点をもちこまず、委員会の助言が客觀性と日々の政治的問題から一定の距離を守るために、議論のテーマを委員会自体で決めるということであった。設立時の委員は、ベニーム、オイケン、ミクシュ、ミュラー・アルマック、シラー等二十二人。現在の委員会の内容は、一九七一年五月に改正された条例によって、次のようになっている。

任務 委員会は経済政策のあらゆる問題で連邦経済大臣に、全く独立的に助言を与えること。助言のテーマは委員会で決める。経済相の希望を委員会は考慮する。

構成 経済学者および法学の大学教員から成り、経済学者では専門分野を適切に考慮する。委員の数は二十九人を越えてはならない。委員の任命と解任は、委員の発議で連邦経済相が行う。

経済相の権利と義務 経済相およびその代理人は委員会に出席でき、経済相はテーマに必要な情報を与える。所見は経済相に提出されるが、その公表の時期は経済相が決める。

かくして委員会は一九八九年五月までに「所見」は八十六回、「見解」を八回提出している。これまでの全所見の半数近くが社会的市場経済体制の基礎が固まる五〇年代前半までに集中し、その後は年一二回の所見発表のペースである。

以下では、紙幅の都合上、①、②についてのみ述べる。

(1) 「総合経済発展諮詢委員会」

一九六三年八月の同委員会「設立法」によって設立。同委は政府機関ではなく、かつ委員の兼職禁止によって政・財・官界およびあらゆる圧力団体の利害から免れ、独立性が保証されている。

構成 経済学の知識と経済的経験を有する五人の委員（大学教員および研究機関スタッフ以外、兼職は不可）を連邦政府の提議で事前に委員会の意見をきく連邦大統領が任命、任期五年、毎年三月一日に委員の一人が交代、委員会の決議には少なくとも三人の賛成が必要（少数意見の付与は認められている）。従来の委員はほとんど大学教授であり、一九八九年現在の委員および再任を含めて、これまでの委員経験者は二十三人である。

任務 経済政策に責任あるあらゆる機関、および世論の経済政策の判断形成を容易ならしめることであり、その内容は、毎年の全経済的状態の分析とその予見的発展の考察、市場経済秩序の枠内で、恒常的かつ適度な成長下に価格水準の安定、高い雇用状態、对外経済均衡がいかに保証されるかの考察、これらの目標を危うくするような現実のあるいは可能な原因の提示、等であるが、特定の経済政策的および社会政策的手段の効果は不可。毎年十一月十五日までに「年次所見」(Jahresgutachten: 以下では JG) を立法府と連邦政府に提出する（これに対し、政府は遅くも八週間以内に連邦議会に見解を表明しなければならない〔経済省年次経済報告〕）。年次所見のほか、緊急の課題があるときには特別所見を出すことができ、現

III 助言機関の活動実績と政策への影響

ところで、これら助言機関の、西ドイツの経済政策転換の時期における活動を通じてその機能と経済政策形成への影響をみてみよう。

(1) 一九六〇年代中葉の転換期

西ドイツ経済は、一九六七年初のマイナス成長となつた。政府は、六七年六月「経済安定・成長促進法」を成立させ、総合的な景気政策を図るが、その骨子は、財政均衡を五ヵ年単位で考える「中期財政計画」と貨上げを生産性上昇率の枠内に抑えるべく労使に求める「協調的行動」であった。これは財政を表面に出した「総合的説導」(globale Steuerung) を行うことによって、従来の社会的市場経済におけるよりの国家の比重を増大させることになった。

まず、「諮詢委員会」は、既に一九六五年末の第一回所見で生産性の低下を見通して、賃金政策で「協調的行動」の必要を指摘して上記の当該箇所を再掲載して注意を喚起した。一方、「經濟省學術顧問委員会」の方は、より早く、一九六三年十一月の『中期的な経済見通し』と題する所見で、中期展望の必要性を強調して、四年以上六年以下の期間を一単位とした展望の下で年度予算を作成し、それに立脚した経済誘導が可能となることを示唆した。両委員会の見解は、六六年未から六八年にかけて実行された所得政策及び財政政策に影響を及ぼしたことが想像できよう。

(2) 一九八〇年代初頭の転換期

第二次石油危機を契機に、西ドイツ経済は再び、成長率と生産性上昇率の低下、物価の上昇と失業率の飛躍的増大、経常収支の赤字という難局に陥った。また、上述の六〇年代中葉の政策転換による公共部門の拡大は民間の行動余地を縮小せしめたのみならず、社会保障水準の引き上げを通じて政府財政を悪化させ、これに伴って租税負担の増大、労働意欲の減退をも招いた。こうした構造危機は八二年初めによく一般に認識されるようになり、政権交替を機に、政策転換される。コール政権の政策は、ケインズ政策から市場重視の本来の社会的市場経済へ、総需要政策から総供給政策へ、規制から緩和へ、大きな政府から小さな政府への転換といふことである。

さて、この時期、「経済諮問委員会」は既に「一九七六年から再三」、「供給指向的経済政策への転換の必要を示唆」(JG 1976/77, 1981/82, 1982/83)、構造改善を妨げる補助金や保護措置を廃止すべし、規制を緩和し、私企業にはリスクの覚悟を訴えた(JG 1980/81, 1981/82)。財政・租税政策では、今後四・五年は政府支出の増加率をGNPの成長率以下におさえ(JG 1980/81, 81/82)、消費税を増税して所得税を減税する(同上)(JG 1980/81)、かねに構造問題解決のためには賃金差別化の可能性をも述べている(JG 1981/82)。

一方、「経済省学術顧問委員会」は、例えば一九七八年十一月の所見『市場経済における国家介入』で、国家介入主義は伝統的な社会的市場経済体制の理念に反するとして、市場機能と公的規制のあり方を論議した。また、一九八一年一月の所見『経常収支赤字下で

の経済政策』においては、西ドイツの国際競争力回復のためには供給サイドの経済政策の必要を提言し、政策目標として、生産革新と、市場でのリスク負担意識と能率意識を促進することを挙げている。この時期もまた、当時の政策形成への両委の影響は明白である。

四 助言機関の存在意義と問題点

上述したことから、西ドイツの経済政策形成における助言機関の存在意義は、次のようないふこと考えられる。

第一には、分権的な経済体制におけるいわば調整機関としての制度上の役割である。地方分権の強い連邦主義国家構造における調整、公的に政策形成過程への参加が認められてる各種利益団体間の調整である。第二に、そつした調整の根柢として専門家の意見の尊重と、それが個別利益と全体利益の中立であるところ一般の承認である。それは、政党政治が諸団体の強い影響を受け過ぎる際、官僚が特定の利益をめざす政治的圧力に立ち向かうために利用される。第三に、こうした助言機関の意見が現実の政策結果に反映されている。表明が義務づけられてこないことに由来する。所見の権威とその影響力は大きい。そして委員会の「政策勧告」は不可という規定から勧告はなされないが、事実上は最大の助言者の機能を発揮しているといえる。「経済省学術顧問委員会」の所見もその先見性は上述のむしろである。むろん、こうした助言機関に対する批判は問題点がむしろではない。(もちろん、上述のメリットのいわば裏返しで、政策や世論操作に利用されたり、隠れみのにめぐらしがある。あたし、

「諮問委」の例では、政策目標の尺度は与えられたが、法律によって目標の順位づけや勧告はできないのだ、助言に限度があるんだね。にもかかわらず、助言機関の存在は西ドイツの政治・経済体制の上からも、上述した過去の成果からも西ドイツの経済政策形成において意義あるものであろう。そして、学問やよび学者の経済運営における活用という観点から、我が国に關しても十分に示唆的だねいい。

(週記)

本報告に対し予定討論者の眞綾隆先生(名古屋大学)からの御質問質問とコメントを、また座長の野尻武敏先生(大阪学院大学)からのお有益ない示唆を頂いた。それらは本論に入れさせていただきます。記念して、感謝申し上げます。

- SACHVERSTÄNDIGENRAT ZUR BEGUTACHTUNG DER
GESAMTWIRTSCHAFTLICHEN ENTWICKLUNG,
Jahresgutachten 1964/65~Jahresgutachten 1989/90
BUNDESWIRTSCHAFTSMINISTERIUM(Hrsg.), Sammelband
der Gutachten des wissenschaftlichen Beirates Beim Bundesministerium für Wirtschaft Bd. 1~12.
BARTH, H.J., Der Sachverständigenrat zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung, WISU, 6, 1983, S. 269

- DIETZEL, G.T.W., Sachverständigenräte als neue Staatsorgane? Zur Kontroverse um Rechtsstellung und verfassungsrechtliche Zulässigkeit des Sachverständigenrats zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung, Der Staat, Jg. 4, 1978, S. 582-90.
KOCH, W., Wissenschaftlicher Beirat beim Bundesministerium für Wirtschaft, in: v. BECKERAT, E./H.GIERSCH(Hrsg.), Probleme der normativen Ökonomik und der wirtschaftspolitischen Beratung, 1963, S. 405-420.
LAMPERT, H., Die Wirtschafts- und Sozialordnung der Bundesrepublik Deutschland, 1978.
LAMPERT, H., Volkswirtschaftliche Institutionen, 1980.
OTT, A.E., Der Sachverständigenrat zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung — Einige Reminiszenzen— Jahr f. Nationalök. u. Stat., Bd. 205, 1, 1988, S. 1-10.
SCHMIDT, K., Der Sachverständigenrat zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung. Institution, Messkonzept und wirtschaftspolitische Leitlinien, 1985.
STREIT, M.E. et al.(Hrsg.), Wie funktioniert das? Die Wirtschaft heute, 1984.

制御理論を用いた国際的政策協調の分析

今 良 夫

△経済企画庁経済研究所▽

廣 松 裕

△東京大学▽

I はじめに

本稿においては、経済政策問題への制御理論の応用に関する研究の展望を試みた後に、われわれの実施した簡単なマクロ計量モデルを用いた実証的研究、すなわち各国が単独にその財政規模を最適化した場合と協調行動をとった場合との差を計測するため最適化の手法を応用する研究にふれ、その経済政策的意義について考えてみるとこととする。

II 経済政策問題への制御理論の応用の歴史

ティンバーゲンやタスチング等により方法論的基礎が与えられた経済政策問題への最適制御理論の応用分野では、理論的・解析的研究と数値的・計量的な応用研究が平行して発展してきた。この分野の個々の研究には様々な要素が含まれているので、それらを一律に分類して概観することは不可能である。しかし、あえて分類を試みるならば、これまでの研究は、経済理論の観点から主にTinbergenの問題を取り扱っていたと考えられる。第一は、Tustin (1953) など

の応用研究はかなり多く、最近のものとしては、平井 (1981), Rao (1987) などがある。

第三に、国際経済における政策協調問題への最適制御理論からのアプローチがあるが、この分野の研究の出発点はやはり Tinbergen (1954) である。最近行なわれているこの分野の研究を見ると、やはりに次の二つに分けることができる。

そのひとつは、システムにゲーム構造を仮定した上でそのシステム全体を制御しようとするアプローチである。このアプローチからは問題を集権的制御もしくは分権的制御の問題として定式化することが多い。この立場から国際協調問題を理論的に扱ったものには浜田 (1982), 早川 (1986), Hamada (1988) などがある。これらは、方法論的にはゲーム理論と数理計画法、さらには最適制御理論を用いている。また、小坂 (1982), de Zeeuw (1984), Kosaka (1985) などは計量経済モデルを利用した研究である。

もうひとつこの分野は Lasdon (1970) 等が体系化した階層制御理論に基づくものであり、Myoken (1983) などがこのアプローチを理論的に研究している。最近わが国で行なわれている一連の研究 [Ito (1987, 1988)] は地域経済問題や国際経済問題に関してこのようなアプローチから定量的な分析を行なおうとする試行的な研究である。

本研究の成果はこの分野に属するものであり、計量経済モデルをもつて複数主体の最適制御シミュレーションである。Oudiz-Sachs (1984) 以来の一連のサックス・モデルの研究は、この分野における先駆的な研究の一つである。しかし彼等のモデルは構造バラ

メータには、他の計量モデルのシミュレーション結果や理論的前提に基づいて、恣意的な仮設値が与えられているにすぎない。

ここで分析の大きな特徴は、小規模ながら、国際経済の相互依存関係を表わすモデルを実際に開発し、その動学的特性に関するシミュレーション結果を踏まえた上で、最適制御理論を適用している点にある。このような意味で、本研究は経済分析の手法としての最適制御理論の新たな応用分野を拓くとともに、国際的な政策協調問題の計量分析の分野で新たな可能性を探ろうとするものである。

III 分析に用いた計量モデルの特長

分析に用いたモデルの構造について、その要点をまとめておく。
LINK4と呼ばれるこのマクロ計量モデルは、小型の三ヶ国リンクモデルであって、
①線形な構造方程式体系からなる
②四半期モデルで、
③日本、米国、西独の三ヶ国のサブモデルから構成されている。
各國のサブモデルにおいては、
①実物経済のみが考慮されており、
②GDPは国内需要である消費C、民間投資IP、政府需要G、
その他の需要OTH(主として在庫の積み増し)と、海外経常
余剰(輸出等X-輸入等M)の和で与えられる。
③輸入と消費はGDPから決まり、これをもとに他国からの輸入
が国別に算出される。
④税収は名目GDPから決まる。

⑤投資は四半期毎に公定歩合（西独ではロンバートレート）により調整される。

⑥政府収支（名目）、国際収支（実質海外経常余剰）は、それぞれ定義式で与えられる。

各国の政府は、二つの政策変数、すなわち

①財政支出の規模

②公定歩合（西独ではロンバートレート）

を持っており、政策の目標となる変数については、

①GNP

②国際収支

③財政収支

の三つを持っている。

以下の分析においては、日本の財政政策による国際協調の問題を取り扱うが、各国が財政支出の規模を拡大すると、国内的には、

①GNPが増大（成長）するとともに、

②輸入の増加から国際収支が黒字の減少、または、赤字の増加の方向へ変化、

③財政収支も赤字を拡大する。

そして、国際的には財政支出の拡大が、

①他国の成長と国際収支のトレード・オフを緩和し

②同時に他国の成長と財政収支とのトレード・オフも緩和する効果を持っている。

このモデルは大変小型のモデルであるにもかかわらず、このような国内・国外への政策効果の波及する速度や大きさは、経済企画庁

経済研究所の大規模な世界経済モデルの結果と非常によく一致している。このため、米国の財政政策により大きな影響を日本が受けながら、その逆は非常に小さく、日本の政策の変化で米国はほとんど影響を受けないという政策効果の波及の非対称性も世界モデルのものほぼ同じである。

やがて、詳しいモデルの構造や性格については、廣松他（1989）

（付録：最適制御シミュレーション用モデル（LINK 14）の考え方とその動学的特性）に述べられている。

四 國際的政策協調の分析

以上の分析の目的は、実際の政策協調問題へ具体的な提言をするのを指向したものではなく、最適化の手法を確立するためのいわば試行的・方法論的な研究である。従って、上述の通り分析に使用したマクロ計量モデルもかなり簡略化したモデルである。また、このモデルに適用する最適化の手法も、かなり単純化したものとなつている。このような、簡略化を様々にほどこした目的は主として次の理由によるものである。

研究の目的が方法論的なものであり、しかもその方法はかなり難解なものである。これにさらに現実的な複雑さを持ち込んだ場合、かえって冗長なものとなるので、これを避ける配慮をしたこと。また、計量的・数値的分析であることから、ソフトウェアの開発を行ないつつ研究を進める必要があつたが、計算の過程や計算精度の確認のための検算が容易に実施できるためには対象となる問題の構造をできるだけ単純化する必要があつたこと。やがて、利用可能な計算資源の能力の限界を考慮せざるを得なかつたことなどが挙げられる。このため最適化の手法を応用する部分でも、問題の動学的性質を簡略化して、GNP比で一定率の財政支出規模の増減を行なう政策により、三年目の経済状態を所望の状態に近づけるような問題に定式化した。

具体的には以下のように問題を定式化する。日米両国が二次形式の目的関数を持っているものとする。つまり、各國は財政支出BGと、国際収支BFRの均衡といつ一つの政策目標を追求し、これら2つの目標の最適値（*）からの乖離の一次関数のウエイト付きの和で示される目的関数を持っている。

$$JA-GOAL = W_{JA-BG} \cdot (JA-BG - JA-BG^*)^2 + W_{JA-BFR} \cdot (JA-BFR - JA-BFR^*)^2$$

$$US-GOAL = W_{US-BG} \cdot (US-BG - US-BG^*)^2 + W_{US-BFR} \cdot (US-BFR - US-BFR^*)^2$$

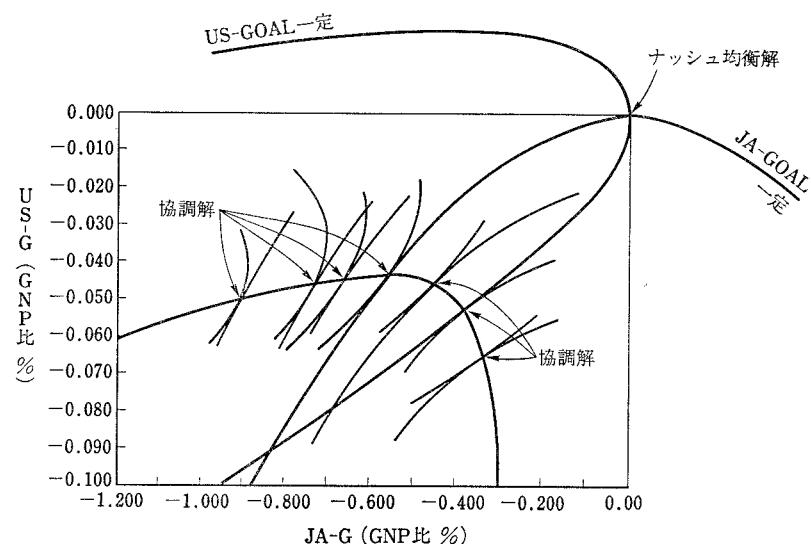
二次関数を用いるのは、△関数で表現される目的関数を各國が保有しているものとする、その最も単純な近似になつていているためである。これにより、一般的な非線形計画問題の解法だけでなく二次計画問題の解法によつても各國の最適化行動を数値的に解析できるのでソフトウェアの検算を行なうことができる。

次に、一九八三年から三年間に日米両国はナッシュ均衡の状況にあつたものと仮定する。これは、各種の協調交渉やサーベイアンスが実施される前の状況であつて、各國はそれぞれ自国の目的関数を最小化する行動をとつていていたと考えることができるからである。

五 日本における輸入構造や意識の変化によって生じる政策協調の余地の変化

最後に、この分析から得られる政策上の意義について考えてみよう。この分析は国際経済協調問題に実際の政策提言を行なうために実施したものではない。従つて、経済モデルや最適化のプロセスか

図 1 日米間の財政政策協調問題の構造

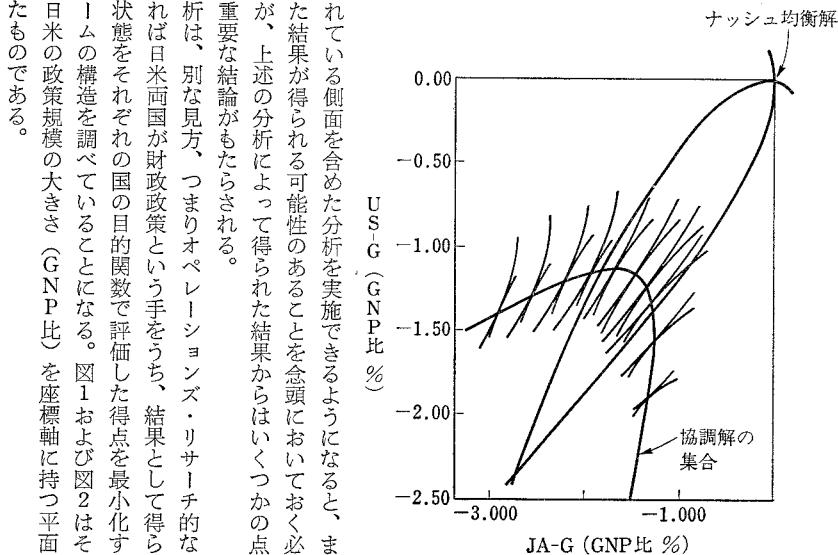


右上の角がナッシュ均衡解で、そこを通る無差別曲線が描かれている。US-GOAL一定とあるのが米国の無差別曲線、JA-GOAL一定とあるのが日本の無差別曲線である。この無差別曲線と平行に両国の無差別曲線群があり、これらの接するところに集権的な制御問題の解として求めたパレート解、つまり協調政策の解の集合がある。右上角のナッシュ均衡解との協調解の距離が大きい時協調の余地が大きく、逆に両者が接近している時協調の余地がないことを示している。

図1は、実際のマクロ計量モデルから計測された結果であって、日本でGNP比〇・五%程度の財政の縮小、米国で〇・〇五%程度の財政の縮小により、現状を改善できる協調が存在することを示している。しかし、米国の〇・〇五%という値は非常に小さいものであって、実際の政策の運用上ほとんど誤差の範囲にあるものと考えて良い。つまり、一九八三年頃の米国にとって日本との財政政策協調は、いってみればどうでも良いことであった。この結果は、Oudtza-Sachs(1984)以来のサックス型モデルの一連の研究により示されている結果と同様な結果になっていた。しかし、日米間の政策協調の余地はそれほど大きなものではなかったのである。

ところが、サックスの研究以後の日米には非常に大きな変化が生じた。そのひとつは、我国の輸入構造の変化である。GNPの増加に対しても生じる輸入の増加で計った限界輸入性向は、ここで使ったモデルでは約一%であり、さらにそのうちの一六%しか米国からの輸入は生じない構造になっていた。しかし、今日限界輸入性向は四一%に達し、米国からの輸入の割合も増加しているものと考えら

図 2 日本の輸入構造の変化と米国の政策上のプライオリティーの変化を考慮した場合の協調問題の構造



ら捨象している側面を含めた分析を実施できるようになると、また異なる結果が得られる可能性のあることを念頭においておく必要があるが、上述の分析によつて得られた結果からはいくつかの点で政策上重要な結論がもたらされる。

この分析は、別な見方、つまりオペレーションズ・リサーチ的な見方をすれば日米両国が財政政策という手をうち、結果として得られる経済状態をそれぞれの国的目的関数で評価した得点を最小化する微分ゲームの構造を調べていくことになる。図1および図2はその状況を日米の政策規模の大きさ(GNP比)を座標軸に持つ平面に図示したものである。

れる。もう一つの変化は米国の国内での意識の変化であつて、ブッシュ政権が誕生したことからもわかる通り、それまで軽視されてきた財政の均衡に留意する風潮が生じていることである。このモデルでは、目的関数の財政収支と国際収支ウエイト比が米国は一対九九、日本は二八対七二と計測されている。

そこで、本来ならば最近の統計に基づいて、モデルを推定し直し、最近のゲーム構造を書き直す必要があるのであるが、統計的分析の対象として意味のあるだけのサンプル数の資料を得るまではもう少し年月の経過を待たねばならない。そこで、次のような想定を導入して分析を行なつてみた。つまり、日本の限界輸入性向は四一%、バイ・アメリカン運動でその約半分を米国から輸入する。米国では財政重視の政策をとり日本並のウェイトを財政に与える。

この結果が図2である。つまり、協調の余地は大きくなり、日米両国が独自に政策を決める場合に比べて、協調行動をとることで両国共にGNP比一%余りの財政の縮小を行なうことができる。これを示している。このことは、その後、様々な形で両国間さらには先進主要国間で協調交渉が実施され、その成果が実現するようになったこととよく対応しており、ここで行なつたような計量分析が、現実の政策への応用可能性を持っていることを示すひとつの例証が得られたのではないかと考えている。

六 謝 辞

小論に取り上げた研究の過程で、経済企画庁経済研究所の同僚ならびに東京大学先端科学技術センター、教養学部の方々より多くの

御助力の施設の提供をいたしました。また、本学への報告は豊かな
藤幸雄、小島清、藤井隆、丹羽春喜の各先生方より、やむと、本誌
ノハリーナふるい編集委員長より大変有益なコメントを頂いた。御
社申し上げる次第であります。

参考文献

- Aoki, Masanao, *Optimal Control and System Theory in Dynamic Economic Analysis*, North-Holland, 1976, pp.175-191
- Aoki, Masanao, *Dynamic Analysis of Open Economics*, Academic Press, 1981, pp.1-341.
- Asoko, Kazumi, Satoru Kanoh, "Objectives and Controllability of Japanese Monetary and Fiscal Policies: 1968-1986", Discussion Paper appeared on "International Symposium on Macroeconomic Policy in the New Era", Ministry of Finance/NBER, November 1988, Tokyo, pp.1-39.
- Chow, Gregory C., "Development of Control Theory in Macroeconomics", C. Carraro and D. Sartore eds., *Developments of Control Theory for Economic Analysis*, Kluwer Academic Publishers, 1987, pp.3-19.
- Chow, Gregory C., *Analysis and Control of Dynamic Economic Systems*, John Wiley & Sons, 1975, pp.1-316.
- De Zeeuw, A. J., "Policy Evaluation with Conflicting Goals for a Linked Two Country Model", *Macro-Economic Planning with Conflicting Goals*, Proceedings of a Workshop Held at the Vrije Universiteit of Brussels Belgium, December 10, 1982, Springer-Verlag, 1984, pp.99-124.
- Gandolfo, Giacomo, *Economic Dynamics: Methods and Models*, North-Holland, 1971.
- Hamada, Koichi, "The Political Economy of International Economic Coordination", Discussion Paper appeared on "International Symposium on Macroeconomic Policy in the New Era", Ministry of Finance/NBER, November 1988, Tokyo, pp.1-35.
- Ito, Yukio, "Stabilization Policies of Hierarchical Econometric Models for Interconnected Linkage between National and Regional Economies", Discussion paper appeared on the 2nd. International Conference on Economic Modelling, '88 held at University of London, 28-30 March, 1988, pp.1-27.
- Ito, Yukio, "Decentralized Dynamic Games among Interdependent Economic Regions, the United States, Major European Countries and Japan" 朝日新聞経済部 一九八七年十二月二十九日、ベガス、一九八八年十月十五日、一一一三五。
- Kosaka, Hiroyuki, "The Optimization of an Interconnected System with Multiple Decision Makers", *European Journal of Operational Research*, North-Holland, Vol.21, 1985, pp. 233-244.
- Yasuo Murata, *Mathematics for Stability and Optimization of Economic Systems*, Academic Press, 1977, pp.1-418.
- Myoken, Hajime, *Dynamic Structures, Optimal Control and Stabilization in Multivariable Economic Systems*, Bunshindo, Tokyo, 1980, pp.1-229,

- Oudiz, Gilles, Jaffrey Sachs, "Macroeconomic Policy Coordination among the Industrial Economies", *Brookings Papers on Economic Activity*, 1: 1984, pp.1-75.
- Rao, M. J. Manohar, *Filtrering and Control of Macroeconomic Systems*, North-Holland, 1987.
- Tinbergen, J., *Centralization and Decentralization in Economic Policy*, 1954, pp.1-80.
- Tinbergen, J., *On the Theory of Economics*, North-Holland, 1952, pp.1-78.
- Tustin, Arnold, *The Mechanism of Economic Systems*, William Heinemann Ltd, 1953, (英語) 『経済』 国海編「金子敏光著」『四編編集』
『経済動学』 法政大学出版社 一九六一年、一-1100頁。
- 今井良夫, 「財政政策による国際協調の余地の計測方法」 『日本財政学会第五回大會報和歌山』 1-18-111頁。
- 小坂弘行, 「地域計画における集権・分権」 『地域学研究』 『本地域学』 第一回(昭和五十六年度) 年次大会年報 昭和五十七年十一月、111-1111頁。
- 浜田宏一, 『国際金融の政策統治学』 創文社、昭和四十七年、1-111
7頁。
- 早川英男, 「政策協調の国際的マクロ安定(ゲーム論的アプローチ)」 『研究資料』 (6-1) 第1-18、日本銀行金融研究所、1-111頁。
- 平井謹司, 『日本経済のシナリオ分析(最適制御理論の応用)』 创文社、昭和五十六年、1-1111頁。
- 廣松義、池田実、原田泰、龍谷川誠、若林恭雄、今井良夫、柴本芳郎、渡辺啓史、「最適制御理論の経済分析への応用」『経済分析』、雄洋企画社経済研究会「近刊」。

累積債務の構造の一因と援助政策への課題

山本 鑑造

（理学院大学）

大抵の重債務途上国は通貨を膨張させており、これらのインフレ国にプロジェクト援助をする場合、プロジェクト援助自身の中にも債務累積を加速する要因が内蔵されているのではないかと考えた。本論では工業投資計画と公共投資計画の二つの事例を分析し、その結果から今後の途上国援助政策への一つの方向を見出そうとしたものである。従ってマクロ計画全般を考慮に入れた戦略的な解決では無いことを初めておきたい。通貨膨張自身は政府の購買力の先取りであるが、援助が導入された場合のメカニズムを実証してみようと言うのが趣旨である。

一 財務分析

プロジェクト援助を供与する場合、援助効果を事前調査し検討する。生産物を売ったり料金を徴収する投資プロジェクトの援助には、その投資が実行された場合、生産物の価格ないしは料金体系をどうしなければ健全な運営が行なわれないかを検証し、公共投資なら所得の再分配機能の意味を超える赤字が予想される投資は棄却する。赤字を示す投資案件の原因は（大きな消費者余剰にある様な数少ない場合を除き）大抵は過大投資による場合が多い。過大投資や損失補填の原資は税金であるから社会的厚生を損う。

収も出来ないので、「料金賃約条項」と呼ぶ契約を結ぶこともある。また新規に借款をする様な事情が起こった場合、融資国と協議せざるを得ない「借入限度賃約条項」という指標を設定しておくこともあるが、二国間の借款ではこのように厳しい条件は出せない。たとえ条件としていてもユーロ・ドラーを借りて返済が統けられる限り融資側も苦情をつけ難い。世銀では毎年リビュー・ミッションを送つて誓約条項の遵守を点検しているが、それでも債務が累積した。インフレ国では初期投資はその年の市場価格で始まるが、料金は途中でどんどん値上げする。事例第二では、当初、年率ほぼ一〇%のインフレ下にあり、世界経済もまた米国を筆頭に年率平均五%位のインフレ下にあったから、四年間の工期内も工事費がドル額でも現地通貨でも値上がりするという見通しで費用を見積もつた。完成後にはインフレはアット・フローにもイン・フローにも同条件でかかるべくすると見做されているので考慮しない。為替レートが引き下げられるのに現地通貨表示の料金の改訂には手がつけられないことなどから、料金は調査時点の翌年から完成年次までの七年間に年率一二%の割りで値上げをする条件を設定し、これによって料金率が為替切り下げるに見合った水準に達するので、その後は値上げを設定せずに計算をしてある。

ドル額に換算したキャッシュ・フローを、この国の資本の社会的機会費用率である一二%で割り引いてみたところ、マイナス五六、五四四千ドルとなつた。つまり投資効率は一・六五%はあるが、一二%にまではとても回らず、仮に七年間に一二%の財務内部収益率（IRR）に達しようとすれば、年率二四・三%ずつ料金の値上げ

財務分析には予測財務諸表を用いず、割引現在価値法（DCF法）により、プロジェクト・ライフを通して資本の社会的機会費用率によって割引き、現在価値の合計を計算する方法をとった。（プロジェクト・ライフは、一回の投資の意志決定によって実行される投資の、主力設備や主な部分が、消耗するか陳腐化して使用に耐えなくなる期間。）財務分析では利益の源泉が関税障壁分であるうと政府補助金であろうと、独立事業主体として利益が出ればよい。DCF法では償却積立は再投資の資本を積立することになるので経費と認めず、また社会的機会費用率で金利を支払って、純現在価値が残るか否かを見るものであるから支払金利も除く。

事例第一の工業投資では OUT FLOW の原料価格や労賃の上昇に合わせて IN FLOW の製品価格を値上げできるので、期間中常に黒字を示す。事例第二のインドネシアのある港の予測財務分析ではアウト・フローは賃金・運営費・維持費・一般管理費・初期および中間における一部設備の更新費などが大きいが、イン・フローは港湾の使用料であり、年々の両フローの相殺であるNET CASH FLOW は、公共料金の値上げをせぬ限り赤字である。値上げすれば通常ある時点から黒字に変わつて行く。

公共投資には融資側としても貸付期間中は少なくとも赤字では回

を要するし、五%の IRR を得ようとすれば、年率一七・七%ずつ値上げを要する。しかし金利相当の一・五%の IRR を一四年間の改訂で到達するには年率七%の値上げでよく、五年間で達するには年率一八%の値上げが必要であることが判つた。

二 経済分析

利益がでも投資が国家的見地から資源の最適配分に適うか、といふ見地から見れば、必ずしも有益な付加価値があつたとか、純利益が残ったとか等と一致しないので経済分析も行う。発展途上国では私的収益も私的支出も、社会的（国際的と呼んでもよい）便益や社会的費用からひどくかけ離れているうえ投資原資も限られているので、多くの競合する諸部門の投資に当て嵌めることのできる共通な基準を見付けて、必要かつ有効な計画から着手する必要がある。経済分析では投資の商業的な採算を基にして、収入と支出の各項目を調整して、国家的見地から見た便益と費用に換算（convert）して資本の社会的機会費用率で割り引く。経済分析と財務分析を同率で割り引いて純現在価値を出した。財務分析の支出・収入と経済分析の費用・便益とは理論的性格が異なるが、元来同一の投資であり、先進国では乖離がなく、途上国に乖離があるので両者の相違点に問題が隠れている。

△潜在価格▽ 最大の違いは、財務分析が市場価格を用いるのに対して、経済分析が潜在価格を用いることにある。ここに用いる潜在価格は、高率の関税や補助金、政府の通貨膨張によって歪められている市場価格を、歪められた分だけ削り落とした国際価格ないし国

境価格である。O E C D 方式では交換可能な現地通貨つまり内貨で表示した単位を使うので、基軸通貨で表示しても同じである。貿易財は輸入品はC I F 輸出品はF O B という国際ないし国境価格であり、国内的なインフレの影響が排除された価格で表示される事になり。国内で産出される財・用役は非貿易財として、標準変換要素(Standard Conversion Factor)と呼ぶものを掛けてデフレートして国際価格つまり潜在価格に変える。S C F は全輸入のC I F 価格で、全輸出のF O B 価格を加えた額を、関税込み輸入全金額と、輸出関税引き後ないし、輸出補助金加算後の輸出全金額を加えた数字で除して、市場価格の至みの率を計算したものである。これによれば事例第一のS C F は〇・八であった。

事例第一の便益の計算は、表示された料金表に基づくものでは無く、この港を建設しなければ起じてくるもろもろの社会的費用の節減分である。結局、料金を取る本来の理由がそこに表示されていることになる。

三 両分析の関係から得られるもの

事例第一においては、製品の売値は原価の一・四倍で、財務内部収益率は二五・四%、経済分析のそれは二九・二%である。もし政府が通貨を増発して購買力を更に吸収することになれば、企業は直ちに販売価格をその割合に応じて値上げし、返済に困ることは起こらない。ただしインフレが激しくなると、企業家は資本を輸入先国に逃避させる現象が増える。また國に外貨準備が少なくなると、資材等の輸入が止まり操業困難となり、返済も困難となる。先進国から

四 累積債務軽減政策と今後の検討課題

分析の結果から、①通貨の膨張を、成長を許す範囲の一〇%以内に抑える。②関税率を引き下げ国内物価の潜在価格と市場価格の乖離を縮小する。③政府支出を削減する。④資本逃避は本人も帮助した銀行も国際的に厳罰に処することなどが教訓となる。

以上に対し、討論者丸尾直美先生から、①援助と成長を組み合わせ、被援助国に歓迎される案が必要であること、および債務発生問題を緻密に分析してあるが、②政府自体の便益以外に外部経済的な効果も含められる筈である。③償還には時間が掛かるので、インフレ率が高いと為替レートの影響も起る筈である。④社会的機会費用率という実質利子率一二%の中にそれを織込んでいるか否かも明白ではないという御指摘があつた。

また弊論全体の構図を式で表せば次式の通りとなる。

$$D'(i-\mu)e^{(1-\phi)}$$

ここで D = ベラメーター、 μ = 滞還率、 e = 為替レートの変化、 ϕ = discount rate

また

$$(X-M) = (x-m)(1+\hat{Y})(1-\hat{\rho})Y_t$$

X = 輸出額、 x = 輸出性向、 M = 輸入額、 m = 輸入性向、 \hat{Y} = 経済成長率、 ρ = 物価上昇率、 Y_t = 予測年度

Ax = 外貨流出、 Am = 外貨流入

この成長とインフレ抑制の両者を平行して進めるなら、どの水準が

の新規投資も手控えられる。公共事業である事例第一では、財務分析の純損失五六、五四四千ドルと経済評価のプラス六三四九千ドルの間に政府が消費者の膨大な便益が隠れている。関連した色々な主体が得る利益を除くと、最後に三九、六七七千ドルが表れてくる。このうち通貨発行主体としての政府が先取りする購買力分が一三、九〇八千ドルと計算され、結局のところ、二五、六九七千ドルが消費者余剩として残ることになる。ここでインフレ率を上げてゆくと、一五%インフレの場合は、通貨発行主体が二〇、九七〇千ドルを取り、消費者余剩が一八、七〇七千ドルとなり、一一〇%なら前者が二七、九六〇千ドル、後者が一、七一七千ドルとなり、インフレ率が二八・四%を越えると消費者余剩は全く無くなり、所得再分配機能は期待できない。インフレ率が三〇%を越えると、全便益の八三%以上を大蔵省が吸い上げ、かつ事業主体の赤字を地方自治体または中央政府自らが補償して行くことになる。

この際にI R F R を社会的機会費用率の一〇%に合わせると、先述通り、七年間に年率二四・三%ずつ値上げをせねばならず、これは政府の一種の消費税を住民が負担することになり、地方税の重税と等しくなる。援助は、購買力という便益を吸い上げられたあとの中高価な投資を、地方自治体が、究極的にはその地域の住民が税金や料金で支払わされることになる。政府はこの購買力を現存政権の延命に役立つ軍備などに用いる。またプロジェクト援助にはリベートや賄賂がつきもので、援助資金が先進国の銀行へ資本逃避して国の債務のみが累積する。

適切なのか、為替レートの経年的変化の影響をどう取り上げながらいか、さらに重要なことはこの体系と生産関数との関連をどう取り上げるかといった点を総合的に取り上げねば、具体的な政策が得られないのではないか、との批判を頂いた。これに対して、今回の分析は割引きという経年変化を含みつつも、あくまで static な分析に留まり、dynamic なものではないという性格から、ミクロ的財務分析とマクロ的経済分析の数値間に含まれる消費者余剩が、インフレによって消滅していくシステムの解明に注力したことを説明した。

累積債務の支払いと途上国自身の経済発展の関連については、丸尾先生の御指摘通りである。また、司会者小島清先生からも、細かい数値の積み上げの貴重な結果ではあるが、さらには具体的な尺度となる数値を得られる工夫がほしいという、研究の方向に対するコメントを頂いた。今後の貴重な指針として両先生に感謝申し上げたい。

北米・ECの市場統合とわが国の経済政策

石田壽朗

（帝京大学）

一 問題の提起

本年一月一日、米加自由貿易協定が発効した。名称は「自由」を冠しているが、同協定に盛り込まれている北米原産地規定期を満たしていない第三国製品に対しては、今後も従来どおり関税が適用されるため、米加二国以外の製品は（日本を含め）価格競争力が低下することになる。従ってこの協定によって、実質的には排他的な北米自由貿易圏が誕生したことになる。なお、米国はカナダに続き、メキシコなど米州各国と同じ趣旨の交渉をすすめていることが取り沙汰されている。

一方、EC一二ヶ国は一九九二年末を目標として、EC市場に同一の経済ルールを適用し、市場を統合する単一欧洲議定書を可決した（一九八七年一月）。統合が実現すると、人口三億二〇〇〇万人という世界最大の市場が出現する。その場合、ECの対外共通関税率は、工業品で六・八%となり、アメリカの五・六%、日本の五・九%よりやや高めに設定されることになるであろう。

このような北米・ECの地域主義的傾向に対し、わが国はいまや重要な岐路に立たされている。すなわち、①従来どおりGATTのグローバリズムに協力するか、②対抗的に東アジア経済圏の形成

を考慮するか、のオプションである。

この研究報告の目的は、①の選択はパックス・アメリカーナおよび戦後のヤルタ体制崩壊という国際政治・経済の現実および流動性を考慮した場合、不可であること、および②を選択した場合、日本安全保障条約にかかる東アジア集団安全保障体制を確立しうるか、また、経済圏として相互補完性は成立しうるか、などの論点を検証することにある。そのうえで、東アジアにおける経済秩序を基軸とした世界システムの再構築に、わが国が東アジア諸国（¹）と連帯して主体的に行動することが、わが国の歴史的使命であることを主張した。

二 世界貿易の現状と東アジア経済圏の成立基盤

提示された図および表（²）によって、次のことを立証した。

1、アジア諸国をめぐる貿易の発展は、①第一次石油危機以降の「機関車理論」および、②一九八五年のプラザ合意以降のドル高基調による構造調整を経て、まずアジアNIES（³）の工業化を達成し、次いでASEAN諸国との工業化を促進している。

2、日本、アジアNIES、ASEAN諸国との工業化の過程は、三極の重層構造となっているために相互補完性をもち、わが国から

の成熟技術移転によって、理想的に進行している。

3、2を資本蓄積の過程から立証するために、国内主要国について、ハロッドードーマーモデルによる資本の最適利用成長率 G_w を

計測し、現実の資本蓄積速度 G_a と比較した。その結果、この三極間には、①相互補完性が存在すること、②多くの国で $G_w > G_a$ の傾向をもっているので、現在の成長を維持していくためには、有効需要政策が必要であること、が検証された。

以上の分析結果をうけて、日本、米国、EC、それに日本を除くアジア地域間の貿易を、一九七〇年と八七年の貿易額・貿易量によつて比較してみると、次の点を指摘しよう。

1、アジア、ECにおける域内貿易の増大。

2、アジアに日本を加えた場合、1の傾向はさらに増幅され、GNPで三億ドル程度となる。この経済規模は北米・ECにほぼ匹敵しうる。

3、ECの対米貿易の縮少と対アジア貿易の拡大。対米黒字と対日赤字の増加。

4、アメリカの対EC貿易から対日・対アジア貿易へのシフト。両者とも入超。

5、総括すると、世界経済の中心は大西洋経済圏からアジア・太平洋経済圏にシフト。

いま米加自由貿易協定の発効をうけて、アジア・太平洋経済圏から米加両国を除き、東アジアを中心としたばかり、EC、北米・東アジア経済圏の規模は、GNPでそれぞれ5・5・3、輸出額で10・4・5（いずれも八七年価格）となる。けれども人口、

GNP年平均成長率では東アジアはEC・北米の二倍弱となつているため、二〇〇〇年にむけてこの三者は伯仲する。

三 東アジア工業化の歴史的意義とわが国の歴史的使命

歴史の評価により、わが国の対応はアジアとの連帯か、欧米への帰依かという選択がでてくる。大航海時代がヨーロッパの世界支配の魁となつたことに対応するかのように、トーマス・ホップス以降の西歐的近代化理論・自然哲学は、知の帝国主義を形成した。これに即応して、われわれ日本人は明治維新以来、欧米に追随してきたことを卒直に認めなければならない。けれども地球的規模で進行する環境破壊と、それに伴う第三世界の貧困は、アダム・スマスのパラダイムによる市場原理及び効率性の追求、その延長線上にある多国籍企業の活動に疑問符をなげかけている。巨視的にみると、ホップス以来の近代化は僅々四百年の出来事にすぎないので、近代以前の近世東アジアは世界経済の中心であり、生態系は世界的にみても維持されていた。

一九世紀を支配したパックス・ブリタニカは、第一次大戦の覇権交代期を経て、パックス・アメリカーナに引き継がれた。けれども一国による世界の霸権的支配構造は、終焉を迎えたように思われる。理由は、前者における世界的な制海権とポンド本位の基軸通貨制度に対応する後者の基盤、すなわち核抑止力とブレトン・ウッズ体制（ドルを基軸通貨とするIMF・GATT体制）が、すでに崩壊しそれに代るべきものは全人類の相互依存と連帯以外に考えられ

ないからである。核戦力に関しては、全人類的利益に反する戦略核戦力はソ連がすすめる相互抑止戦略により、また戦域核戦力はIN F全廃条約の相互批准により、両者ともにすでに有効性を失った。残る戦術核戦力は通常兵器レベルの問題であるから、例えば東アジア非核化地帯の設定のような地域的な課題となる。

ブレトン・ウッズ体制は、一九七一年のニクソン声明によって、ドルを基軸通貨とする金為替本位制度が停止されてから、すでに二〇年間機能していない。その後の経過は先ずIMF体制が崩壊し、次いで米国が自国の貿易収支赤字を自主規制という名の二国間貿易制限によって解決しようとしたために、残るGATT体制もまた深刻な形態矛盾に陥っている。何故ならば、比較優位を前提とする自由貿易の原則は、本質的に同一製品分野における非対称性の存在を前提としている。これがGATTのグローバリズムというものである。従って、同一対象分野（たとえば農産物、知的財産など）において対称性を求める二国間交渉はGATTの自由貿易原則と本質的に矛盾していることになる。これはGATT体制の事実上の崩壊を意味する。

一九八七年のブラック・マンデーは、構造的なドル危機のひとつの一例を示した。もし日本をはじめとするG5のドル買介入がなければ、ドルは即日暴落した筈である。また、八五年のプラザ合意と、その後に発生したブラック・マンデーの收拾過程で、米国がシニヨーレージ（通貨発行権）を放棄したため、ドル本位制度は名実ともに消滅した。現在、国際通貨制度はドル、円、マルクによる複数準備通貨制度のもとにある。

構造を破綻せしめ、ドルは暴落を免れることができない。そしてG5の調整がもはや限界に達している現在、共通通貨の設定によって、ドル暴落の影響を最低限度に止め、域内の資本移動を円滑にすすめることこそ喫緊の政策的要諦となる。

周知のように、IMF設立に際して、ケインズが主張したバンコール案は、ドル本位を主張したホワイト案によって葬られた。いまでもバンコールのような人工通貨の信認に關し、否定的な見解を表明する人が多い。けれども同じ人工通貨であるECUやAMC⁽⁴⁾はすでに流通しており、わが国でも日本開発銀行、日本道路公団、電源開発株式会社などではECU債を発行しているほどである。ケインズのバンコール構想は、国際通貨体制の重要な機能の一つ、国際流動性創出機能を、バンコールという人工通貨にゆだね、それをIMFという国際機関によって管理しようという画期的な構想であった。けれどもスコープが大きすぎたことや、時期尚早という点で、余りにも理想主義的であったように思われる。けれども、いまや旧IMF体制は崩壊した。スコープを縮少した最適通貨地域の共通通貨にケインズ案を適用したばあい、十分に信認に耐えうることを、ECUやAMCの十年余の歴史が立証している。そしてECUの安定にはマルクの安定が寄与していることを忘れてはならない。円の安定が続く限り、円が加入している東アジア経済圏の共通人工通貨もまた、必ず安定する。

(2) 共通有効需要政策

ハロッド＝ドーマーモデルによる国別計測値によって、東アジア

畢竟、この情勢は、近代以来の世界システムの転換・再構築と位置づけることができる。そこで、東アジアの諸国は、勤勉と高貯蓄率によって工業化を果し、自立した。比較優位を手にした東アジア経済圏はもはや西欧に跪坐する必要はない。従って、これに連帯するわが国側にも、「大東西共栄圏」の復活を云々されるような条件は皆無となる。主体的に日米安保条約を破棄して東アジア経済圏を非核戦力化し、この地域の安全と繁栄に寄与することが、わが国の歴史的使命であると考える。

四 東アジア経済圏成立の諸条件

(1) 共通通貨の設定

ECにおけるECU (European Currency Unit) の設定手続きを参考にしながら、東アジア地域の共通通貨の設定を急がなければならない。けだし、この地域の経済成長を支えている製造業の低賃金も、国際的な原材料の高騰傾向によって、いつ選ばれぬ脅威へ脆弱化する恐れがある。この地域全体に共通した金融政策を適用して、すでに時間の問題となっているドル暴落の影響（＝原材料価格のインフレによる高騰）からこの地域の経済を防衛する必要がある。

石油危機に端を発した原材料価格の高騰傾向によって、先進工業国はインフレ対策としての高金利政策を必要としているので、日本・西独の公定歩合も上昇傾向にある。このボリシー・ミックスは、円・マルクの低金利とのギャップによって円・マルクの流入を誘導し、経常収支の赤字を資本収支の黒字によって補填してきた米国の金融

経済圏の各国が、現在有効需要政策を必要としていることは、すでに検証したとおりである。けれども、資本蓄積が急速に進行しているこれらの諸国が、個別に有効需要政策を展開することは、必ずしも得策ではないばかりではなく、危険ですらある。けだし、均衡成長率 G_w (warranted rate of growth) が安定性をもたず、その上下に「遠心力」の場が存在していることもまた、ハロッドの重要な指摘であったからである。従って、有効需要政策には地域全体で整合性をもたせ、例えばECにおけるEC委員会や欧州投資銀行に準ずる機関を設けて、一定の投融资政策にもとづいて計画的に行う必要がある。この場合、これらの機関にわが国が積極的に参画し、出资と技術移転の中心的機能を果すことは、東アジア経済圏に対する共通有効需要政策を成功させるためには最低限度の条件を用意することになる。

アジアNIES、ASEAN諸国もまた、この相互補完性を十分に理解し、独走してはならない。ラテンアメリカで発達した従属性論・新国際経済秩序論の運動が、大国支配下に形成された国内社会経済構造や格差をそのままにして近代化・工業化を追求したために、却って経済危機と累積債務問題を惹起している。また「自力更生」を標榜した中国の文化大革命や、「自己変革」のガンジー理論も、文明批評としてはとにかく、経済政策としては成功したとはいえない。

人類はいまや相互依存と協調の時代にはいっており、東アジア経済圏の成功には、これから世界経済が恐慌を迎えるか、繁栄に向うかの帰趨がかかる。東アジア経済圏がもつエトスに期待す

る所以である。

(3) 東アジア経済圏の非核地帯宣言と東アジア集団安全保障体制の確立

わが国が国是として掲げる非核三原則と、米国がもつ核抑止力への依存とは明らかに矛盾している。それ故東アジア諸国は、いまだにわが国の再軍備に懸念を表明し、経済協力と「新大東亜共栄圏」を二重写しにして、わが国の主張を虚心坦懐に受け入れようとしているのである。一方、米国のが核抑止力は先述のとおり有効性を失い、ソ連もまた経済的に深刻な困難の中にある。中国も同様である。いまこそ脱冷戦構造に対応して日米安保条約を主体的に破棄し、わが国を含めた東アジア非核地域の設定と集団安全保障体制の確立に踏み出すときである。この政策的効果は、第一に核大国による東アジア経済圏に対する脅迫を未然に防止し、併せて核兵器の単独廢絶に応じていない中国や、台湾、インド、パキスタンなど潜在的核保有国の核武装を牽制することにある。第二の効果は、わが国の政策が一貫性を回復して地域の安全に脅威を与えないことを客観的に示し、圏内諸国の協調と信頼をかちとることにある。

八九年版「わが外交の近況」(外交青書)や八九年版「日本の防衛」(防衛白書)で提示されている軍拡路線は、論理的一貫性と歴史的省察に欠けているのみならず、経済理論的にみても検討が不十分である。すなわち、防衛費という公共財の価格分析において、限界費用と限界評価の均衡を無視した不見識な政策提言であって、国内外に対して説得力をもちうるものではない。

産業調整と多国籍企業の役割

一 はじめに

一九八五年九月からの円高が今日のようになり、四〇円台で安定的に推移してきたことにより、近年、日本企業の海外直接投資は著しく増加した。六〇年代から七〇年代初頭にかけての大企業の販売拠点設置を中心とした海外進出、その後の海外戦略の拡大に比べて、八五年以降の日本企業の海外進出には、幾つかの特徴がうかがえる。

- (1) 大企業では経済摩擦への配慮と、
- (2) 円高によりアメリカを含む諸外国での製造業平均賃金が相対的に低下し、企業採算上からも現地生産を目的とした海外直接投資が合理的な戦略になってきたこと(表1参照)。
- (3) そしてこれまで大企業に製品を納めてはいたものの外国との関係が全く無かった中堅・中小企業の海外進出が急速に増加したこと。
- (4) 海外直接投資が日本からアジアNIES、そしてASEAN四か国へと順次シフトしていること。
- (5) 企業のグローバル・ロジスティクスの進展により、複数本社制にみられるような、組織やシステムの再構築が進んだこと。

マクロ的な産業構造調整の問題と、ミクロの地場企業への影響は、

表1 製造業賃金比較(米ドル・ベース)

	1978	1985	1986	1987	1988
日 ア メ リ 本 カ	5.81	6.99	8.24	9.82	14.31
	6.17	9.54	9.73	9.91	10.17
韓 国 台 湾 シンガポール	(為替レート 208円 178円 123円)				
	0.84	1.31	1.41		
	0.66	1.54	1.69		
	0.99	2.04	2.38		

(出所)『東洋経済統計月報』他。為替レートはIMF・IFS平均値

多国籍化する企業の行動を通じて発生し、実態経済の中でその接点をもつてくる。そこで本報告では産業調整過程における比較生産費でみる効率性と経済協力・技術協力にみられる公平性の問題を多国籍企業の行動と技術の点から論じていきたい。

二 産業調整の効率性

田 中 則 仁
△神奈川大学▽

要素賦存の相違により貿易が発生し、より有利な生産要素を求めて企業が国境を超えて投資先を求めるところで、資源配分の効率性が高められてきた。またプロダクト・ライフサイクルにみられる財の生産と後発国の関係は、生産を通じての効率的な産業調整の姿を説明した。それでは今日この産業調整の効率性を論ずるとき、何が異なっているのであるか。本稿では特にアジア諸国と日本の関係に着目したい。アジア諸国をさらに

(1) この論文における東アジア経済圏とは、地理上の東北アジア・東南アジアから中国・北朝鮮を除外した地域を対象とし、別な表現をすれば、アジアNIES ASEAN諸国に日本を加えた「OKE」によって構成される。

(2) 報告では三十一枚の説明図・表を提示したが、紙数の制約上本稿ではすべて省略した。

(3) 周知のとおりアジアNICsはトロント・サミットでアジアNIESと改称されたことになったが、混同をさけるために、本稿ではトロント・サミット以前もすべてアジアNIESで統一した。

(4) Asian Monetary Unit(アジア通貨単位)のこと。一九七五年一月一日に発足したアジア決済同盟(Asian Clearing Union)においては、決済はSDRと等価のAMUあるいは加盟国の通貨単位によって行われる。この機構の加盟国は、バングラデシ、インド、イラン、ネパール、パキスタン、スリランカ、ミャンマーの七カ国で、本部はテヘランにある。

韓国、台湾、香港、シンガポールのいわゆるアジアNIES、シンガポールとブルネイを除くASEAN、そして周辺のアジア諸国に分ける。

アジアNIESに関しては資本集約的な先端技術分野においても、従来のプロダクト・ライフサイクル論を検証できるような民族資本、地場企業が育っている。最近の織維産業をめぐる日韓関係は、二〇年前の日米織維紛争を想起させ、アメリカ、日本、韓国と続く摩擦の拡大が懸念される。ところがNIESに追いつこうとするASEANとなると、消費財など地場産業として伝統のあるものは一部にみられるものの、総じて資本集約度が高まるにつれて、民族資本の影が薄くなり、外国資本の影響力が大きくなっている。このように外資の力で自国の産業構造が変化してきていることに関しては、ASEAN内部にも批判と反省が生まれている。いわゆる投資摩擦に関する問題ではタイ・NESDB（国家経済社会開発庁）スノー元長官は、①社会資本の不足、②財政赤字、③労働不足、④外資の増加による地場企業の漠然とした不安、を指摘している（タイ・ネーション紙、一九八八年十二月）。これらの点は多くのホスト・カントリーで共通する問題である。

本来、産業構造が変化し調整が進むことで、ASEAN各国に為替の変動による貿易利益と比較優位が発生していくが、地場産業の未成熟と外国企業の存在により、必ずしも効率的な調整にならない。言い換えれば調整利益が国外に漏出して、国内の経済循環に繋がっていないのがASEANの現状である。

三 多国籍企業の役割

企業の行動としては、より有利な生産要素を求めてグローバル・ロジスティックスを展開する。しかし進出国の経済規模や市場規模によつては、日本企業は自らが考えている以上に多大な影響力をを持つことになる。特にアジア各においては、日本企業の直接投資に対する期待と同時に、警戒感が広がっているのがその現れである。

企業の利潤動機、市場拡大意欲がその基本としても、産業構造が変化しようとするときに、投資国においても、何らかの貢献と役割が望まれている。

特に技術への関心は強く、進出企業の技術力は投資受入国政府にとって認可の際の重要な判断基準になっている。日本企業にとっては、これまで欧米諸国から高い対価を支払って得た技術であり、また多くの人材と資金を投入した技術であれば、そう簡単に公開したり、移転できるものではない。近年の知的所有権をめぐる国際間の厳しい対立を見ていると、技術を正当に評価し、開発者の利益を保護すると同時に、その利用の道を広げる工夫が痛感される。それは真に、これから経済発展の軌跡を辿ろうとするアジア諸国に対して、産業基盤技術の有償公開を通して、公平な機会を提供すると共に、各国間の競争条件を整備することになる。

四 今後の課題

- (1) 産業構造調整を産業協力といったマクロでみると、ODAの範疇に入るものがある。

先生方に感謝致します。

(2) 途上国からの要請が強いテレポートの建設などは社会資本整備として重要である。

- (3) また個々の技術に関しては、それぞれの企業に所有権が有る。そこで技術導入を円滑に調整するためには、技術を評価し、持っている企業からそれを必要とする途上国や企業に繋いでいく中立的な機関が必要である。途上国の経済発展には単に工業化のための技術だけでなく、その他さまざまな要素が関係することとは言うまでもない。しかし技術情報の提供を受けて、それが途上国の地場産業、企業育成の役に立つのであれば、外国からの進出企業にとっても、潜在的な市場の拡大になる（知的所有権の保護を途上国においてどのようにして制度化していくかが課題となる）。

多国籍企業は国際社会におけるその社会的責任と役割をどれだけ自覚できるかによって評価され、認められるであろう。特に日本企業の場合、アジア諸国からの要請に応えることが、むしろ中長期的な利益をもたらすと考えるべき時期になっている。

企業の現地化に関しては、さまざま議論がなされ、本大会においても質問を受けた。日本企業に関しては、事業活動を通じて利潤を上げることは当然のことであっても、その投資収益のどれほどを現地に再投資し、新たな乗数効果、波及効果を現地に提供し得るかが、ホスト・カントリーにおける日本企業の社会的責任ではなからうか。

最後になつたが、予定討論者として拙稿にコメントして下さった、東京経済大学教授増田祐司先生、ならびに大会で御質問いただいた

アメリカ自動車産業混迷・凋落の原因

松浦茂治

（愛知学院大学）

一 はじめに

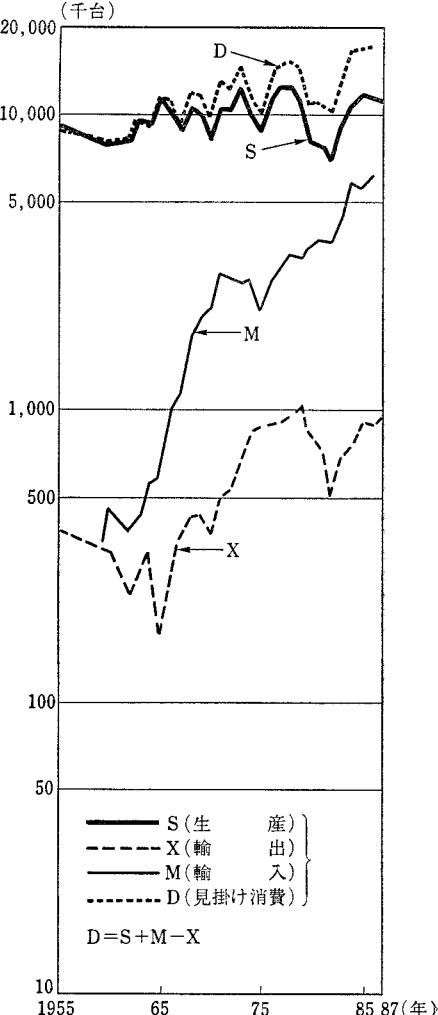
本論文は、赤松要博士が提唱された雁行形態的発展の分析方式に沿った研究である。博士は「雁行形態というのは、いくつかの意味を持つのであるが、一つの共通的な意味は後進産業国あるいは新興産業国の産業が先進産業国の産業を攝取し、それを追跡しつつ成長発展するばあいに一般的に成立する発展法則を指すのである」(1)とし、原則的には先進工業国に追い付くまでに限定される。しかし、輸入・生産・輸出と展開する三段階であるしながらも、別の箇所で、「また説明だけでつけ加えているように、『代替輸入』としてのM'が新たにおこつてくる四段階ともいうことができ」(2)として、キャッチ・アップした後で混迷・凋落の段階がくることを推定しておられる。

筆者はまさに、ある産業がピークに到達した後、やがて下降に転ずる理論と政策について、日本鉄鋼業を中心にして考察した(3)。その第一は資源および過密面よりの規制(Resource and Crowding Limit)であり、第二は輸出市場面よりの規制(Export Market Limit)である。この第二の規制は輸出の不安定性と輸出市場に対する限界である。この分析は主としてN・B・フォレスターによつておこなわれたが(4)、まとめたものである。

二 アメリカ自動車産業の発展

一九〇八年に、フォード一世がT-modelの大量生産を開始し、安価で単純化された車を提供し、車に対する需要を大きく伸ばした。大量生産によって大量消費が可能になったのである。二九年には戦前のピーク四五九万台の乗用車需要を持ったが、この頃には一方で上級車へのニーズも高まり始めた。GMはこの動きに対し「上級移行マーケティング」を採用し、大量生産との組み合わせにより販売を拡大し、三一年以降乗用車販売で不動の第一位を確立し

図 アメリカ自動車(乗用車・商用車計)
の雁行形態的発展(1955~1987)



(注) MとDは1986年まで。
(出所) 日産自動車編『自動車産業ハンドブック』1985~87
年版 紀伊國屋書店(米国自工会(MVMA)
"World Motor Vehicle Data"等による。)

たが(4)、最後の「輸出市場拡大に対する限界」は筆者が挿入したものである。

本稿では、世界自動車産業の中心であるアメリカにおいて、自動車産業が一九七〇年代後半から混迷の状態をみせ、日本に対しては輸出自主規制を求め、自国内では部品サプライヤーとの協力強化、部品の外注拡大等々の国際競争力強化策をとり、一九八三年には立ち直ったかに見えた。しかしこの回復は本格的なものではなく、現在では、混迷・凋落の影が濃くなつたと見られるようになつた。この凋落の色をもたらした原因について、主としてD・ハルバースタムにしたがつて(5)、まとめたものである。

三 アメリカ自動車産業の混迷・凋落原因

図により、七〇年代後半以降の生産停滞・輸出増のストップ・輸入急増化を読みとることが出来る。八〇年頃から、「見掛け消費」と生産の差が増大するが、これは輸入急増によって埋められている。第二次大戦後は、需要の急増・朝鮮動乱による好況から、乗用車国内需要は五〇年代に六〇〇万台に増大すると共に、大型化・デラックス化が一層進み、BIG3(GM, Ford, Chrysler)の高収益構造が出来上つていった。七〇年代は二度の石油危機で小型車需要が増大した。BIG3もサブコンパクト車(subcompact)の投入・大型車のサイズダウンを実施したが、成功しなかつた。またBIG3の収益の基礎となっていた大型車の需要も、品質・生産性の相対的低下とアメリカ経済低迷により需要が減少した。

(1) アメリカという「富の文化の国」には、勤労意欲の低下が見られるようになつた。七〇年代末になると、第二次大戦後ほぼ三五年間にわたつて溢れるばかりの豊かさが跡切れることなく続いたあとで、自動車産業黄金時代は黄昏の影を見せるようになった。そして黄金時代に創造された社会環境だけが尾を引き、労働者側も使用

者側も、かつての豊かであった頃の期待感を変更することは困難であった。

(2) 自動車産業界では、五〇年代に寡占が成立した。このため業界では競争と刺戟がなくなり、進歩と革新が弱体化し、停滞の色が濃くなつた。業界はB.I.G.3により、ほぼ独占され（乗・商用車生産台数計で六〇年には八八・七%、八七年では九一・五%を占めた）、事実上市場は分けあわれるようになつた。そこでは革新は金がかかるだけではなく、危険で不必要であると考えられた。

(3) 企業内では財務部門（finance men）の勢力が、経営指導権を把握していく。例えばフォードではなく、ハーリー・フォード一世時代には経理が混乱していた。孫のヘンリー・フォード二世はこの経理を整備したが、この財務部門の権力が、製造部門（manufacturing men）の上に出ることになったのである。寡占成立前は、業界は車を愛した製造部門の男たちの職場であった。そこでは人はよい車を作りたくて働いていた。財務部門の人々は、具体的な生産に関する知識はなく、抽象的な管理システムの能力によって、短期的な利潤増大・株価引上に強い意欲を持っていたのである。

(4) 三〇年代に、アメリカでは働いているそれぞれの企業とは関係なく、産業別組合（industrial union）が結成された。自動車産業ではUAW（United Auto Workers全米自動車労組）が三五年に作られた。このためフォードでストライキをやつても、損害は自動車産業に分散し、フォードの労働者の損害は少なくすんだ。しかし日本では企業別組合（enterprise union）であるため、日産でストライキを打てば日産労働者の損害は甚大であった。こうしてア

メリカ自動車産業はUAWとの間で取り決めている協定により、資金を著しく引き上げていった。

(5) アメリカ資本主義は個人の利益を第一義的に重視する。この傾向は前述(3)の財務部門優位の成立により拍車を加えられた。D.ハルバースタムは、日本と比較して次のように説明する。「日本では政府による指導があった。日本資本主義社会は政府指導の共同体的資本主義（Japan with its communal, state-guided capitalism）と呼ばれてよい体質を持っている。日本政府は、事業指導の役割を洗練されたやり方で果している」(6)。こうしてアメリカでは、利益は政府による指導があつた。日本資本主義社会は政府指導の共同体を少しでも大きくし、個人への分配を可及的に多くしよつと考へられていく。

(6) この国では、小型車を軽視する風潮がある。小型車からは小型の利益しか上がらないという考え方である。六〇年代末から、GMやフォードでも小型車の生産を始めたが、日本などからの小型車輸入は減少しなかつた。これは小型車製造技術の未熟による。

(7) 資本形成の面でアメリカの企業は主として株式市場に依存しているので、短期的見通ししか出来ず、株価の動きを常に重視し、長期的政策を樹立することが困難である。このため、車の買手よりも、むしろ株主を重く考える傾向がある。

四 結 び

現在、アメリカ自動車産業は八〇年代末を目標にして、前述の部品業界との協調・部品の外注拡大の他、一部工場の閉鎖・売却、内製部品事業の再編、日本・アジアNIES諸国・メキシコ製小型車

調達の拡大、生産ラインのフレキシブル化等により、業界立て直しに懸命である。またドル安を追風に、アメリカ車輸出を狙っている。アメリカ国民は自動車産業を含め、期待値の低い将来に自らを調整していくしかねばならない。豊かな資源をどのように活用していくのか、必要とされる犠牲をどのように分担していくべきのかという難しい問題に直面している。この産業が凋落していくことに確かに断言できないが、前途には混沌の途が存在すると思われる。

参考文献

- (1) 赤松要『金融貨と国際経済』東洋経済新報社、昭和四九年、一六五頁。
- (2) 赤松要、前掲書、一七四頁。
- (3) 松浦茂治『日本鉄鋼・電算機産業の発展分析と展望』出光書店、昭和五八年、一八~一〇頁。
- (4) Forester, N.B., *The Life Cycle of Economic Development*, Wright-Allyn Press, Inc., 1973, pp.55~68.
- (5) Halberstam, D., *The Reckoning*, William Morrow and Co., Inc., New York, 1986. (高橋伯夫訳『闘者の驕り——自動車・男だ女の産業史』(上)、(下)、日本放送出版協会、昭和六一年)
- (6) Halberstam, D., *ibid.*, p.30, p.273. (高橋伯夫訳、前掲書(上)、II〇頁、二八四頁)

（付記）

本報告の詳細は、拙稿「アメリカ自動車産業混沌・凋落の原因」世界経済研究協会『世界経済評論』6-1989 Vol. 33 No.6 平成元年六月を参照された。

答 (1) (2) (3) アメリカの自動車産業は需要側が、七〇年末頃から多品種・少量生産を求めるようになったのに、大量生産方式にこだわっていたのではな迷状態に追い込まれたのではないか。
答 (1) (2) (3) (7) うち②、③、⑦で筆者は考えていたし、D.ハルバースタムも全くで触れていた。しかし⑧以下に、新しく項目を設けた方がベターかも知れない。②については、雁行形態的発展の角度からする分析は、豊かな容忍力の大きい構想で、入れようとすれば何でも入つてしまふような膨大なもので、幾つもある中の一つの分析角度である。御質問のような疑問が出るとすれば、それは筆者の分析の弱さ・突込みの不足によるものである。雁行的発展としての分析に嵌め込む心考である。

米国農業政策形成

—農業立法と予算過程—

手 塚 真

（国会図書館）

一 はじめに

経済はますますグローバルな展開をみせる一方で、ナショナルな政治が国民経済の中ではたす役割が大きくなっている。米国の農業部門もまた、その例外ではない。

戦後、非農業部門においてほぼ一貫して推し進められてきた貿易の自由化は、農業部門においても今日さしまった問題となっている。しかも、かつてのように輸出入政策などの国境措置のみではなく、むしろ国内政策そのもの、国内農業政策の国際的影響関係との調整ということが問題の中心となっている点に、今日の国際政治・経済の一面の性格が如実に現れている。

農業部門における貿易歪曲的な諸制度は、通常何らかのかたちで国内農業政策の運営と密接にかかわっている。したがって農業貿易の自由化への道は、各の国内農業政策改革と不可分であり、また極めて多様な各国農業政策における共通の基準に関する合意を欠缺とする。O E C D が農業保護の指標として提案している「P S E (生産者補助金相当額)」や、米国が提案している非関税障壁の「関税化」なども、農業政策改革へ向けて各国の政策の「透明性」を増すところである。

(生産者補助金相当額)」や、米国が提案している非関税障壁の「関税化」なども、農業政策改革へ向けて各国の政策の「透明性」を増すところである。

しかししながら農業政策が本質的に「国内」政策である以上、たとえどのように「外圧」が高まるうと、農業政策改革は最終的には国内的な政治の場において実現されなければならない。以下、本論では、近年の米国農業政策形成をとりまく政治経済的な環境変化の概要を示し、とりわけ米国の財政状況と議会予算過程の農業政策に対する増大する影響力が、国際的な農業政策改革への様々な動きに呼応している状況が指摘される。

二 農業政策形成

(国際的背景)：ニューディール期以降の米国農業政策は基本的に國內志向的なものであり、三〇年代の米国農産物輸出は極めて低い水準にとどまっていた。六〇年代のなかば以降、米国の農産物の支払価格低下に伴い農産物輸出は上昇の傾向をしめすが、本格的な輸出拡大は七〇年代に、ドルの切り下げを一つの契機として、急激に進展した。

今日の米国農業は、その資本集約度の高さ、購入投入財への依存度の高さ、そしてとりわけ七〇年代以降は貿易への依存度の高さに

転支出計画を中心とする「エンタイトルメント」の改革はほとんど実現できず、空前の財政赤字が生じた。

この空前の財政赤字の下で、様々な計画は縮小する財政資金の分配をめぐる政治的戦いを激化させ、農業計画もまた激しい批判にさらされた。そして、農業政策の最近の幾つかの注目すべき改革・変更は、農業法の立法過程といつよりは、後述するようにむしろ予算過程において実現された。

三 農業財政支出

戦後米国農業の価格・所得支持計画の一般的な動向は、市場における農産物価格支持水準の実質的低下と、それとともに農業所得の減少を補填するための、農民に対する(国庫からの)「直接支払い」の増大である。このことは、農業計画の費用が、消費者による負担から次第に納税者による負担に移行したことを見出している。すなわち、かつて国内農産物の高価格というかたちで消費者が負担していた農業計画費用を、直接支払いというかたちで納税者がより多く負担するようになった。

一般に農民の所得水準を「直接支払い」で補償することは、価格支持をとおして実現するよりも市場価格の歪曲がなく、より効率的でありまた公平であるとして、多くの経済学者はこれを支持してきただ。さらに海外市場の重要性が増大してくると、高価格支持は輸出競争力を阻害するものとして輸出農産物の生産者にも支持されなくなつた。

しかしながら「直接支払い」は農業計画の費用を、価格支持によ

るよりも遙かに「可視的」なものとし、予算過程における公開の討議の対象とすることにより、政治的には大きな弱点となりかねないものであった。とりわけ「直接支払い」は通常、農産物の生産量、すなわち農場の規模と比例して行われるので、農業計画は「富者への補助金」として厳しい批判にさらされた。

四 農業立法

農業政策の大枠を決める農業法は、近年ほぼ四年の周期で「乗り合い農業法 (omnibus farm bill)」の形で制定される。同法は基本的に、農産物別の生産調整・価格・所得支持規定を取り纏めたものであり、一九三〇—四〇年代に制定された主要農業法の当該部分を一定の期間に亘して修正するものである。従って主要農産物計画に関する現行農業法の規定が一九九〇年に失効すると、一九三八年農業調整法や一九四九年農業法の規定が再び適用される。

近年、農業法の本会議通過は、極めて困難なものとなってきた。農業勢力の数的劣勢は明白となり、農業法の本会議通過には、何らかの形で都市部議員の支持を取り付けることが不可欠となつた。そのための一つの方策として、現在の農業法は都市住民を主な受益者とする食料配布計画の授権をも含んでいる。

農業計画の所得支持水準は、各農産物の「目標価格」として農業法の中に具体的な金額が明記されている。そして一定の条件を満たした農民に対して、実際の市場価格と「目標価格」の差額が、「目標価格 (＝所得支持水準)」と「融資単価 (＝価格支持水準)」の差

的近年まで事実上なかった。従って、農業委員会を中心にして策定された農業法が、議会予算過程において改訂を強制されることは稀であった。

その上、農業財政支出の主要な部分は、一定の条件を満たした農民に対して、政府が自動的に支払い義務を負う所謂「エンタイトルメント」であり、農業法の授権内容を改訂しない限り、毎年の通常の歳出予算ではその支出を統制することが出来ない。立法と予算の本来的な関係は、政策目的と政府活動の根拠が授権法 (authorizing act) により与えられ、かかる後にその法目的実現のための手段としての財政資金の使用が、歳出予算法 (appropriation act) により認められるというものである。しかし所謂エンタイトルメントは、この役割分担の関係を弱めた。

一九七四年議会予算法は、分散的な予算過程に一定の統合がないし調整をもたらす試みであった。同法により導入された「予算決議」調整過程は、レーガン政権の下において授権法の改訂を含む、大規模な歳出削減立法の手段となつた。八五年のグラム・ラドマン・ホーリングス法は、赤字削減日程と歳出の一律自動削減措置を導入することにより、議会予算過程における歳出削減の圧力を一層高めた。とりわけ同法の歳出自動削減措置は社会保険支出等を除外していたので、措置が発動された場合、農業支出は非国防費削減分の極めて大きな部分を負担しなければならなかつた。

しかしながらレーガン政権の下における赤字削減のための「調整法」の実際みると、少なくとも農業支出の分野に関していえば、その大部分が資産売却や会計上の処理に依存した一時的、名目的、

を限度とする「不足払い」として、直接支払われる。一九八五年以後、農務長官は与えられた権限の最大限度の農産物価格引き下げ政策をとつた。義務付けられた所得支持水準と下落する農産物価格の拡大する差は、農業財政支出の空前の増大を結果した。

非国防予算の大幅な削減を強く主張するレーガン政権において、

このような農業財政支出の急激な増大が黙認されたことは、以下の二つのことと関連しよう。まず国内的には農業不況の現実を無視し得なかつたこと。とのわけ六年の中間選挙で共和党が上院の過半数を制するかどうか微妙であったことが、こうした配慮を政治的に強めることになつた。そして国際的にはECとの農産物貿易紛争が危機的な段階にあり、その後のGATT交渉における米国の立場を強めるためにも国際市場における米国の競争力を維持し、ECに対して農業保護削減への圧力を、一時的な米国の財政支出増大にもかかわらず、かけ続ける必要があつたこと。

国際農産物市場に関する米国政府の認識は、戦後の世界的な農産物需給調整および国際価格の支持が多くの場合、米国の一方的負担により行われてきたというもののである。そして現在の農政の方向は、かつての経済力・政治力の圧倒的優位を失つた米国が、単独ではもはやそのような国際的負担をない続ける意志のないことを示している。

五 予算過程

または見せかけの支出削減である場合が多かつた。農業計画の支出を削減する最も実質的な方策は、農業法に規定された「目標価格」を引き下げるか、または「融資単価」の引き下げを制限することであった。しかし從来の議会予算過程において、農業勢力は「目標価格」の引き下げには頑強に抵抗してきた。

この抵抗が、一つの限界に達したのが一九八七年の議会予算過程であった。すなわち十月十九日の株価大暴落とそれに続く大統領・議会首脳の予算サミットにおいて八八会計年度の農産物価格支持支出の九億ドルの削減と、八九年度一六億ドルの削減が合意された。そして最終的な「調整」法 (十二月二十二日) には、総余曲折のすえ、ついに「目標価格」の引き下げが含まれることになつた。しかしその引き下げ幅は、サミットで合意された (と行政が主張する) 2%ではなく、1・4%であった。その他の削減は、おもに「融資単価」の引き下げ制限と、減反の追加によって実現されることとなつた。

一九八七年の議会予算過程は、「目標価格」が遂に引き下げられたことで極めて注目すべきものである。これは現在の米国農業政策の形成において、予算的制約、予算過程からくる圧力的重要性を証するといえるが、逆に十日十九日の株価大暴落が「目標価格」の一・四%の引き下げしか実現できなかつたことにも留意すべきであろう。

国際的には現在、GATTやOECDを中心に、先進諸国の農業政策改革へむけての大きな動きが存在する一方、国内的には、米国農業財政の現状が、農業政策改革の主要な原動力の一つとなつてい

る。そして、そのような予算過程の圧力に起因する農業政策の改革の動きが米国において重要な意味をもつ理由は、巨額な財政赤字の存在や最近の議会予算過程の統制力の増大にあるばかりではなく、米国農業政策自体が六〇年代以降、農業計画の費用を消費者による負担から、次第に納税者による負担に重点を移動させてきたところにあると言える。

(報告の機会を与えて下さった藤井隆先生、また貴重なコメントを下さった遠藤浩一先生、そして岸本裕一先生に感謝します。)

日本の技術開発メカニズムと政策

斎藤 優

△中央大学▽

本報告は、日本の産業技術の開発メカニズムと政府および企業の政策・戦略を分析し、日本的特点を明らかにし、かつ問題点を指摘しようとするものである。報告資料として『技術開発論・日本の技術開発メカニズムと政策』(斎藤 優、文眞堂、一九八八年)を使用した。本稿はそれを要約したにすぎない。

技術開発メカニズム

私は、技術開発メカニズムを分析する理論的パラダイムとしてN・R関係理論を考える。ここでNは技術開発ニーズまたは課題であり、Rは人材、研究開発資金、設備、情報……などのNを解決するのに必要な技術開発資源である。一般社会システムの中からNが抽出され、それに応答するRが調達されて、技術開発プロセスを行っていく。そのさい技術開発プロセスを進行させる駆動力となり、開発課題を解決していくのが創造力である。

技術開発のための創造力は三つの要因から構成される。すなわち(1)技術開発資源の創造力、(2)組織・機能・政策の創造性、(3)環境・風土の創造性である。(1)～(3)は企業や産業によって、あるいは国によって同じではない。とくに(1)の技術開発資源は量的に増大すれば、比例的に増大するとは限らない。たしかに日本は他国に比して技術

開発資源を急速に増大させてきたし、それによって先導グループにキャッチ・アップしてきた。しかし、よく言われるよう改良発明や追加的発明が多く、基礎的あるいは中核的重要発明はまだ相対的に少ないので現状である。政策情報の国際交流が容易になったので、(2)の国際間格差は比較的容易に縮小できるかもしれないが、(3)の環境・風土の創造性を向上させるには長期間を要する。

要するに、技術開発メカニズムはN・R関係を中心にして、開発成果からの利益をインセンティブとし、他方ではリスクを伴いながら、創造力が駆動力となって技術開発プロセスを行っていく。

一般に科学技術の性格として、(A)科学技術は水準的により高きを求める、より高きに集まる、(B)RはNの存在するところへ、NはRの存在するところへ行こうとする。つまりN・R間のコミュニケーション効果、(C)研究開発に関する集積効果、などがあげられる。

このような一般的メカニズムや性格を考慮して、これまでの日本の技術開発メカニズムを歴史的に考察すると、つぎのような特徴をあげることができる。

(1) キャッチ・アップ・メカニズムで急成長してきたこと
(2) 改良・応用に重点をおいた開発、追加的開発が支配的
(3) 行政指導を伴う民間主導からより競争を重視した民間主導へ

日本の技術開発構造

目的と手段の間の妥当性を判断する政策が有効的であるためには、政策対象となるものの構造が明らかにならなければならぬ。そこで日本の技術開発構造の構造的特徴を見るために、米国の技術開発構造と比較してみよう。

表 1 技術開発構造の日米比較

米国の技術開発構造	日本の技術開発構造
自由・分散型	中央・集中型
個人指向	グループ指向
ブレーク・スルー重視	組み合わせ・融合重視
先導型	「追い付き」型→「先導」型への転換期
成熟国際化段階	「受け入れ的」国際化→「進出的」国際化
割合を与えていた。これに対し日本は、	科学技術者数、研究費など量的な要因の 多くは、一九八〇年代にやっと米国に追 いついた段階である。両国の特徴はむし ろ質的な面で顕著である。米国の技術開 発構造が軍事技術に大きく偏り、政府資 金への依存が大きいのに対して、日本の 技術開発構造は民生技術がほとんどで、 民間主導の技術開発体制をとっている。 このほかの特徴は表1に示している。
表1中で、米国が自由・分散型で、日 本が中央・集中型と書いている。一般的 に言って、米国は世界の技術開発競争の トップを走ってきたので、フロンティア 開拓の自由が必要であつたし、またその ようなベンチャー・ビジネスに大きな役	表1中で、米国が自由・分散型で、日 本が中央・集中型と書いている。一般的 に言って、米国は世界の技術開発競争の トップを走ってきたので、フロンティア 開拓の自由が必要であつたし、またその ようなベンチャー・ビジネスに大きな役

集中型のほうが、より有効であった。自然科学者の集中度をみると、米国ではニューヨーク、ボストン、ワシントンの三大都市で全国の八%を占め、日本では東京、京都、大阪で二八%を占めている。特許出願の集中度をみると、米国は上位二〇社で九%、日本は上位一〇社で五四%（いずれも一九八三年）である。日本の技術開発は大企業に集中していることになる。

日本の技術開発構造は、大都市・大企業集中を中心とし、大規模な新事業分野には企業集団の対応をし、そして大企業と中小企業の間には技術開発の下請体制が存在していた。キャッチ・アップ段階にあった間は、ペイオニア行動に特徴的な異質性を尊重するよりも、一丸となって目的を達成する同質性が好まれ、研究課題の選択にも流行性が強くなる。そして政策は、技術開発の発生源よりも、途中の進行過程や結果を重視する傾向が強かった。

一九八〇年代に入り、日本は多くの産業技術分野でトップ・グループに追いついた。トップ・グループに入つて技術開発競争するには、これまでのキャッチ・アップ構造は有効ではなく、トップ・グループに適した技術開発構造に変革していくなければならない。そのさい次の三つの視点が重要である。

(1) 「先導型」の技術開発構造への再編成

(2) 研究開発の国際化の推進とグローバル戦略の形成

(3) 基礎研究体制の強化

表2 わが国技術開発メカニズムの発展段階と主要政策

年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代
要因				
N・R 関係 創造力	組織化 量的増大	制度化 組織化	システム化 コミュニケーション	国際化 国際的利用
インフラストラクチャ	インフラ整備	各部門の水準向上	各種インフラの システム化	国際化
技術開発行動	組織化	制度化	体系的マネジメント	国際化

化するための追加的技術開発が必要になる場合は多い。表2に示されるように、一九六〇年代は資源蓄積、組織化、インフラ整備といった政策が中心であった。一九七〇年代の研究開発機能の制度化を中心とした政策から、一九八〇年代に入ると技術開発のシステム化、科学的管理を可能にするような政策が重要視されるようになった。近年の進む技術開発の多角化・巨大化・国際化のなかで、そして技術開発構造を「追い付き型」から「先導型」に転換していくなかで、次々に新しい政策の開発が求められるようになった。

これからの政策開発

日本の技術開発構造の発展段階をみてわかるように、民間の研究開発機能が大きく増大してくるのは、戦後では一九六〇年代の高度成長期に入つてからである。キャッチ・アップ段階にある間は、技術開発ニーズ(N)は自国のほかに先導国から次々に入つてくる。したがつて技術開発資源の蓄積・調達に政策努力を集中すればよいことになる。全般的には、技術開発よりも技術移転が重視される。そのため、創造力も大切であるが、習得力を高める教育に重点がおかれ。もちろん先導国から移転した中核技術を適用・改良・現地

一九九〇年代には、日本の技術開発政策は技術開発メカニズムの国際化に対応できるようないものが求められる。N・R関係において、Rの国際化は相当に進んできたが、近年ではNの国際化が重要化しており、グローバリゼーションが大きな問題になりつつある。技術開発のグローバリゼーションが重視されるようになると、従来の南北問題的見方に加えて東西問題的対応が重要になってくる。技術開発・研究開発協力は日米間だけでなく、日本とソ連、日本と中国など社会主義圏との協力も必要性が増してくると考えられる。

国際関係において科学技術が重要なればなるほど、日本の技術開発政策は国際化が求められ、グローバルな対応が要求される。国際摩擦も従来は経済摩擦が中心であったのが技術摩擦の件数が大きくなってきた。技術摩擦の内容も技術移転摩擦から、日本の場合は技術開発関連の摩擦の比重が大きくなってきた。いま国際技術秩序が再編成されつつあるなかで、日本は、一方では自国の技術開発メカニズムの転換を考慮に入れ、他方では国際技術秩序の再編成を考慮した政策対応が求められているのである。

したがって結論としては、日本の技術開発政策は、世界の平和と持続的開発に貢献できるように、かつ段階的発展をしつつある技術開発メカニズムをさらに有効にするために、オープン・ポリシー、基礎研究能力の向上、技術革新に刺激的な環境・風土の醸成に力を注ぐべきである。

最後ではあるが、本報告に数多くの貴重なコメントをいただいた

増田裕司先生に深甚の謝意を表したい。

大規模小売り店舗法への

レントシーキングモデル適用のための実証化

一 概 略

戦後の一時期、大手小売り業といえばデパートくらいで、消費文化の多様化が小売業態をこれほど分化させ近代化させると当時は想像することができなかった。それが、戦後の復興から高度成長経済を体験することで大衆消費社会を実現するとともに、小売り業態の開発にあたってトップランナーであった米国の経験とノウハウを旺盛に攝取してスーパーを代表とする新業態を導入し日本型消費文化に対応するよう改良を重ねた。そしてこのいくぶん時代を先取りした試みは、當時中小零細企業に過ぎなかつた小売り店舗を大企業に育てた經營者を革新者として遇し、途中で挫折した經營者を無謀な賭博者として糾弾した。そして激烈ともいいうべき適者生存競争で生き延び、日本有数の大手小売業を輩出してきた。

しかし、旧態然とした小売り店舗も大衆消費社会では「漏出効果(trickling-down effect)」の効用と政府の手厚い援助、市場占有率をあげるためのメーカーによる系列化との抱き合せ的保護で、選択淘汰の荒波にもまれずに他の店舗とともに商店街という歴史的商業集積を形成保存してきた。日本の商業空間での競争は、このよう

にトップの椅子をかけた激しい競争と、巧みな棲み分けを基本とした生業店舗群で構成される典型的な空間的部 分寡占状態であった。

ところが第2次石油ショックを契機に高度成長経済は終わりをつげ、もはや膨らみそうもないパイプをめぐって棲みわけの垣根を除去して大中小の店舗がしのぎを削りあうようになってきた。そればかりではなくモータリゼーションの発達は空間的競争の範囲を大幅に拡大して、商圈間競争をも発生させた。二重の意味で激化した競争はまず限界的店舗から選択淘汰の対象にするに留まらず、限界的商店街をも対象にした。この動きに拍車をかけたのがチャーン展開を積極的にすすめる全国型スーパーを中心とする大手小売業であった。ここに既得権益をかたくなに主張する商店街が政治的パワーを利用してまで出店意欲旺盛なスーパーの参入を規制しようとする契機が発生する。これは大規模小売り店舗法の効力が政治的に歪曲化される契機の訪れでもあった。というのは、この法律の当初の目的はデパートとスーパーを共通の土俵にのせて競争させること、小売業の近代化を促進して消費者の利益を促進することであった。しかし、この法律は「政治的てこの原理」で幾度かの改正を重ねて経済的弱者であるという理由により、政治的強者である独立小売り店

細野助博

（帝京大学）

舗の利益擁護の色彩を次第に強めていくことになった。

しかし、現在この動きは二つの方向から挑戦をうけている。一つは消費者の情報と機動力による商店街の選別であり、もう一つは貿易摩擦から派生した日本の流通機構への外國からの批判と改善要求であった。この強烈な圧力に対して、行政を中心に大手小売り企業も交えて從来型政策の軌道修正を開始しようとしている。

以上の現状認識をもとに、本稿では「何故、このような政治経済過程を辿ったのか」をできるだけ大手小売り企業の成長過程を定量的に把握するとともに、一種の「レントシーキング」がいとも簡単に進行なわれてきたことをモデル化してみる。

II 店舗数別の成長特性の実証

最初に店舗数の成長を概観してみる。店舗数の変化は、大規模店舗法の干渉を色濃く残している。しかしその干渉の強さを単独で抽出することは並大抵のことではない。ただ経年的変化を追跡すれば、干渉の存在とその強弱が推測可能であろう。

そこで、店舗数でランク分け（ランク k は、 $2^{k-1} + 1$ から 2^k の店舗数）してその分布を経年的に比較する。

表1から分布が二峰形をしていることがわかる。当初はランク1とランク5であるが、昭和五十八年を境にランク5からランク6へふたつ目の峰の移動が観察される。これは実質売上げ高の分布にはみられなかった事例であり、成長の極（growth-pole）が二つにわかることとともに成長戦略も一極分化していることを示している。つまり一方では店舗数の伸びに対して消極的な企業群が存在し、他方

では店舗数の伸びに対し積極的な企業群が存在している。この積

極的企业群が峰の上方移転を促進した。

出店規制の本格化は大半のランクで成長率をゼロにすることになつた。出店規制の強化はそれに伴う諸費用を上昇させる。したがって、出店に伴う限界費用と限界収益のバランスで出店の可否が決定されるとすれば、規制強化は限界費用を大幅に上昇させた。この費用項目には地元商店街との取り引き費用も含まれる。上昇した費用の大半を製品価格に転嫁できない以上、出店のスピードは鈍化せざるを得なかつた。したがつて、多店舗展開による収益の向上が目覚ましい企業群であるほど、結果的に高ランクに属したといえよう。

ランクに関して実質売上げ高と店舗数を比較すると、売上げ高ではデパートに逆の傾向が見られる。しかし、スーパーや専門店ではやはり売上げ高と同じような傾向が見られる。それでも、デパートの変動係数の高さは注目に値する。そこでさらにランク別に店舗数の経年的変化をたどつてみよう。というのは、業態による成長の特性の違いが表1のようになってくるからである。

デパートは多店舗化をはかるグループとそうでないグループとで構成されていることがわかる。このグループ化はランク4（店舗数9から16のランク）をひとつ目の目安とする。というのは、ランク4以上では、成長率が衰退率より大半の期間で高くなっているからである。他方、スーパーは当初対称形に近い分布をしていたが、次第に負の歪度分布に変化していく。これは、成長意欲を持った企業群が一様に成長をとげるなかで少数の企業ではスピードが追い付か

表1 店舗数のランク別経年の変化（企業数分布）

type	rank	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
全 デ レ タ	1	38	40	37	36	35	36	38	38	38	37	35	35	34	34	34
	2	25	24	24	27	25	24	24	24	17	17	17	17	17	17	18
	3	17	13	17	13	13	13	11	10	17	19	16	14	12	12	12
	4	28	25	21	21	22	20	22	16	13	12	14	11	10	9	9
	5	42	42	42	42	44	44	36	37	36	34	29	29	29	30	29
	6	15	19	21	21	23	22	27	29	31	31	34	35	35	34	34
	7	12	15	15	16	14	16	15	18	18	18	16	17	18	19	16
	8	2	1	2	3	3	4	6	7	6	10	13	13	13	13	16
デ ペ ー ト	1	38	40	37	36	35	36	38	38	38	37	35	35	34	34	33
	2	22	21	24	26	25	24	24	17	17	17	17	17	17	17	18
	3	12	10	11	9	10	10	9	8	15	17	14	12	11	11	11
	4	6	6	5	5	6	6	6	6	5	7	7	6	5	4	4
	5	3	3	4	5	5	5	4	5	4	3	3	1	2	3	4
	6	1	2	1	1	1	1	1	1	2	3	3	4	4	3	2
	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ス ー バ ー	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	3	2	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	16	15	13	13	11	10	11	7	6	5	5	4	3	3	4
	5	29	27	27	27	29	28	24	25	23	23	20	20	19	19	18
	6	7	10	13	12	15	14	18	19	20	19	20	22	23	23	23
	7	7	9	7	8	7	9	8	10	9	10	10	9	9	9	9
	8	1	0	1	2	1	2	3	3	5	6	7	7	7	7	7
専 門 店	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	2	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1
	4	6	4	3	3	5	4	5	3	1	2	2	0	1	1	1
	5	10	12	11	10	10	11	8	7	9	8	6	8	8	8	7
	6	7	7	7	8	7	7	8	9	9	9	11	9	8	8	9
	7	5	6	8	8	7	7	7	8	9	8	6	8	9	9	6
	8	1	1	1	1	2	2	3	4	3	4	6	6	6	6	9

表2 大規模小売り店舗法をめぐる主体別レントシーキング

主 体	中小店舗群	専門店群	デパート	スーパー	消費者
受 益 内 容	競争低下	競争低下	空間寡占	空間寡占	
損 失 内 容	商店街の活力低下	商店街の活力低下	出店規制	出店規制	高価格 高移動費
活 動 費 用	組織化 低費用	組織化 低費用	高費用 分担	組織化 高費用	組織化 超高費用
成 功 確 率	高い	高い	やや高い	やや低い	低い
レントシーキング	積極的	積極的	消極的	消極的	不可能に近い

ない状況が推測できる。専門店では、それがもっと明確になる。専門店では、多店舗化を追求するグループとそうでないグループに分化しているが、大多数が同一のスピードで成長を達成していることを物語っている。これで見ると、大規模小売り店舗法の出店規制圧力が事業規模の大小を問わず最も軽微だったのは専門店ではなかつたか、という推論が成り立つ。

三 大規模小売り店舗法のレンントシーキング

実証結果から、専門店で大規模小売り店舗法の規制効果が軽微であることが判明したが、それ以上にこの法的規制を自らの業態の成長に積極的に利用したことが、業界団体の対応ぶりから伺える。そこで、この法律をめぐって登場する主体別にレンントシーカーとしての態度を表2のように類型化してみる。

この類型化について若干の説明をする。損失内容は短期、長期を並列した。組織化費用は利害や思惑の違いがなくとも、構成員の規模にともない増加するが政策的な補助で低下できる。成功確率は政治家、官僚の裁量に依存する。そして積極的レンントシーキングが持続する過程で大規模小売り店舗法は目的も変質し、調整能力も低下しかえって紛争をこじらす場合もあった。店舗の空間的集積はそれ自身町並みを魅力的にするとともに消費とともに機会費用を低下させる。しかし、その機能をレンントシーキング活動に積極的グループが十分担えてきたか否かは、大半の商店街が地盤沈下している現状から容易に判断可能である。レンントシーキングモデルの典型的応用問題として以上の議論は位置づけることができ、したがって政策策

上の教訓が数多く得られよう。

(謝辞)

本稿は発表時の予定討論者の川野辺裕幸先生（東海大学）、および鈴木安昭先生（青山学院大学）の適切なコメントを可能な限り採り入れたつもりである。両先生には記して感謝する。

参考文献

- (1) 細野助博「出店規制の政治経済学」、加藤、黒川編『政府の経済学』有斐閣、一九八七年。
- (2) 細野助博「共生現象の教訓」、『流通情報』一九八八年一月。
- (3) 細野助博「出店規制の数理モデル」（未発表）一九九〇年。
- (4) J.M. Buchanan et al (ed.), *Toward a Theory of the Rent-Seeking Society*, Texas A & M Univ., 1980.
- (5) C.K. Rowley et al (ed.), *The Political Economy of Rent-Seeking*, Kluwer Academic, 1988.

垂直的取引制限と経済効率

—米国における競争政策上の一問題—

一 序

本報告では、第一に、アメリカの競争政策が訴訟制度のもとで司法機関により実施されてきたという運用面での特徴を考慮しながら、垂直的取引制限の行為類型別に、一九六〇年以降の競争政策の基調に伴う実施基準の変遷を検討する。ここでこの実施基準の展開を考察する理由は、おむね二つである。一つは、一九六〇年代から七〇年代の垂直的取引制限規制や合併規制の運用は厳格にすぎたと説くシカゴ学派の優位を反映して、実際的にも一九八〇年代において、とくに司法省の八五年の垂直制限ガイドライン、八二および

八四年の合併ガイドラインの公表に見られるように諸規制の緩和が進みつつある経緯に基づく。さらに、アメリカの判例上発達した質的実質性の考慮事項だけでなく、垂直的取引制限規制のアプローチそのものについても、日本において不公正取引を判断する際、格好な手がかりを与えてくれることにある。また重要な事項については、わが国ではすでにアメリカでの慣用をかなり採り入れていることを指摘できるからである。つぎに、流通システムの取引連鎖の中で、既述した三つの取引様式が生起する原因について原理的な考察を行

桑原秀史

（関西学院大学）

う。これを前提として、垂直的取引制限の背後に作用している諸要因を究明するために、販売業者の空間競争と情報提供にともなう外部効果がいかなる状況下で、どのような垂直的取引制限の手段を選択するかを検討する。

そして最後に、垂直的取引制限のなかでも明白な効果を生み出す再販売価格維持制の経済効率に与える影響を考察し、流通政策のスタンスに係わる素材を提供することを意図している。

II 垂直的取引制限規制の沿革

テリトリリー制および顧客制限は、個々の状況における制限のもう一つの経緯に基づく。さらに、アメリカの判例上発達した質的実質性の考慮事項だけでなく、垂直的取引制限規制のアプローチそのものについても、日本において不公正取引を判断する際、格好な手がかりを与えてくれることにある。また重要な事項については、わが国ではすでにアメリカでの慣用をかなり採り入れていることを指摘できる。つぎに、流通システムの取引連鎖の中で、既述した三つの取引様式が生起する原因について原理的な考察を行

全般的にみて、司法省の今後の垂直的非価格制限についての施行方針を示したこのガイドラインの背後にある考え方は、シカゴ学派の影響を強く受けしており、制限に関して寛大かつ許容的态度をとっていることがうかがいう。シカゴ学派のなかでもとりわけR・A・ボズナーは、反トラスト法上の規制対象となるのは、暗黙の共謀を含むカルテル、大規模企業間の水平合併および略奪的行為に類似する行為の三つに集約されるとしている。まず第一に、垂直的取引制限を合理的の原則によって判断し垂直的取引制限を規制するケースを絞ろうというスタンスを表明している点については、司法省の見解とほぼ同一であるが、ボズナーの場合、規制手段が体系的に糾合されることを重視するので、垂直的取引制限を当然違法とし、反トラスト法上の行為類型としては垂直的取引制限を排除または廃止することを提案している。したがって、製造業者間のカルテルを容易にするための垂直的取引制限はカルテル規制の原則に服すればよいのであり、たとえ製造業者が指導することにより販売業者間にカルテルが形成されたとしても、一般的なカルテル規制したがえばよいことになる。そして第二に、再販売価格維持行為とテリトリリー制・顧客制限は本来同一基準を用いて取り扱われるべきであるという議論が展開されている。

II 垂直的取引制限の役割

垂直的取引制限とは、製造業者が再販売価格維持制、専売店制、テリトリリー制、フランチャイズ制などの諸手段を活用して卸・小売から消費者へ至る流通経路を統合化し、このようなチャネル・コン

のである。

このように、製造業者が单一の手段として卸売価格を操作するだけでは不十分であるという背景には、市場条件の帰結である(1)の潜在的外部性が示唆される。すなわち、垂直的外部性、L・G・テルサーなどが指摘した水平的な情報上の外部性および水平的な推測上の外部性である。そこで、垂直的取引制限のなかで製造業者と販売業者である加盟店との双方の契約関係によって成立するフランチャイズ制を吟味しよう。製造業者は、加盟店である小売業者の利潤を非負に保ちながらフランチャイズ使用料Yを徴収するので、

$$2[zn(A)(P-P^0)] \int_0^r f(P+t)dt - r_e A = G - Y = 0$$

となる。

別の観点からすれば、推測的外部性を内部化するためにクローバー・テリトリリー制の代わりに、小売価格に最低制限を課することによって、価格の一層の低下効果を抑制することができよう。したがって、製造業者は垂直外部性を内部化するために、単位生産費に等しい卸売価格を設定するじじにより、中立的な誘因経路を通してフランチャイズ制を利用して、同時に、小売価格を最低価格に維持させる方法を併用する。

四 結 び

流通における競争制限行為に対し米国の反トラスト法の解釈運用を概観すれば、最高裁の現行の立場は、シルベニア判決において述べられているように、垂直的な価格制限は当然違法であるが、垂直

トロールによって製造業者のマーケティング戦略をより有効なものにしようとする試みをさす。以下では、多くの実際の小売市場の性格のうち、とくに重要とおもわれる二つの一般的要素を組み入れたモデルにおいて垂直的取引制限の原理的な効果を分析する。まず第一に、小売市場は空間的に差別化されていること、そして第二は、すでに述べたように、小売業者が製品情報を消費者に提供する際に拡散効果という重要な役割をもつていているということである。このような背景では、垂直的取引制限は製造業者の利潤最大化によって効率的な卸売契約として働くのである。

一定の卸売価格のもとでの小売市場均衡から考察しうる。(P_i, r_i, A_i) は消費者に情報サービスを提供する第i小売店の価格、市場地域の半径および広告密度である。小売店舗についての需要は、すでに述べたように、小売業者が製品情報を消費者に提供する際に拡散効果という重要な役割をもつているといふことである。このよ

うな背景では、垂直的取引制限は製造業者の利潤最大化によって効率的な卸売契約として働くのである。

すなわち、製造業者が卸売価格のみ統制であるという一般的な市場取引のものでは、製造業者の観点からして、統合されていない販売段階でのレッシュ型小売行動は、小売市場において、他の条件を一定とすれば、小売企業は超過価格を設定し、不適切な広告を行う

$$\begin{aligned} \partial H / \partial P_i &= 2zn(A) \left\{ [P - P^0] \int_0^r f'(P + tl) dt - \frac{f(P + tr)}{2t} \right\} \\ &\quad + \int_0^r f(P + tl) dt \} + \frac{eA}{t} = 0 \end{aligned}$$

すなわち、製造業者が卸売価格のみ統制であるという一般的な市場取引のものでは、製造業者の観点からして、統合されていない販売段階でのレッシュ型小売行動は、小売市場において、他の条件を一定とすれば、小売企業は超過価格を設定し、不適切な広告を行う

的な非価格制限は合理的の原則に服するということである。テリトリリー制限や顧客制限等の非価格制限に関する裁判所の比較的寛大なスタンスは、再販売価格維持を正当化するために利用される古典的なサービス議論にふくまれる拡散効果またはフリー・ライダーの仮説、あるいは小売業の販売促進的な戦略行動に基づいている。この小売段階における拡散効果と生産段階における製造業者の市場支配力の両原理が利用されることにより、特定の垂直的制限契約がブランド間競争を促進する要素をもつていいか、あるいはそれによつてもたらわれるブランド内競争の制限要因が、ブランド間競争の促進要因より大きな役割をはたすかを、具体的に判断していくという態度がひじりの基調になつてゐるようと思われる。

しかし、小売業者の空間競争形態と広告の外部効果に焦点をしばり、このような外部効果を内部化するために、製造業者がいかなる状況においてどのような垂直的取引制限の手段を採用するかを検討した。その結果を簡単に要約すれば、小売業者の需要が小売店舗数と販売促進の支出に依存するという過程のものでは、通常の市場取引で行われている均一的な卸売価格契約は製造業者の視点からして非効率である。そして、推測上の外部性が生じないという一定の小売企業の推測のものと、情報の拡散効果が存在しないならば、フランチャイズ性という垂直的取引制限が最小限採用される。これに対して、情報上の外部性が加わるならば、再販売価格維持とフランチャイズ制が併用される。加えて、推測上の外部性が存在し、情報の拡散効果の影響を受けない場合には、フランチャイズ制とクローズド・テリトリリー制が利用される。

参考文献

桑原秀史『小売市場の経済分析』千倉書房、一九八八年。

桑原秀史「日本型流通システムの効率性を問う」、『EISOP』No. 203' 1

一九八九年三月。

桑原秀史「卸売構造と流通系列化要因」、『経済学論究』一九八九年。

(付記)

本報告には、討論者である鈴木安昭青山学院大学教授、伊東光晴京都大学教授から貴重なコメントをいただいた。また、座長の小西唯雄関西学院大学教授から有益な助言をいただいた。謝意を表したい。

企業経済論の三分法の適用

——従業員の出向を中心として——

はじめに

終身雇用と言われ続けてきた日本の大企業で、企業間の労働移動が目立つようになってきている。しかも、その移動の多くは「出向」という形態をとり、通常の労働移動とも異なっている。ここで出向とは、出向元企業との雇用関係を維持したまま、出向先企業との雇用関係に入り、出向先で就業する形態のことである。

以下では、このような動向に対し、最近の経済学はどういう説明を行っているのかを述べ、次いである調査の結果を紹介し、出向がなぜ発生するのか、問題点や必要な対策は何かを明らかにする。なお、以下ではホワイトカラーの出向を念頭において議論を展開する。というのは、ホワイトカラーの出向には様々な側面があり、分析上の意義も大きいと思えるからである。

一 企業経済論の展開

「企業経済論」は「内部組織の経済学」とも呼ばれている。これは、財やサービスの取引の場として、「市場」と「組織」の二つを想定し、両者の違いによって発生する成果の差を明瞭にし、伝統的

永野仁
△日本労働研究機構

な経済学では無視されてきた企業内の現象を分析しようとするものである。

この理論の最近の展開として、市場と組織の中間に「中間組織」を加えた三分法の登場がある。この議論では、中間組織の活用によって、市場取引に伴う「企業内での資源の固定化の回避」というメリットと同時に、組織内取引に伴う「信頼性の高い情報の取得」というメリットが得られることが主張される(今井賢一他、一九八二、参照)。この議論は、現実の企業活動が、一企業を単位としたものから企業グループを単位としたものに変化しつつある動向と符合して注目される。

しかし企業グループの活用が、この議論が想定するように、市場と組織双方のメリットを常に同時に獲得できるとは限らない。特に、企業グループ内とはいえ他企業から、いかにして企業内と同様に信頼性の高い情報を入手するかは問題となるだろう。そこで登場するのが、自社の従業員を他社に出向させ、その従業員を通じて信頼の高い情報を入手するという方法である。

従業員の出向は、第一次石油危機後の不況期に大規模に実施されたが、それ以降も連続と続けられている。また、労働市場論において、

ても、「企業内労働市場」と「外部労働市場」の中間領域として「準企業内労働市場」や「中間労働市場」を想定する三分法が提唱され、しかし、従業員の出向について本格的に分析したものは見あたらない。

二 四つの出向タイプ

ところで、ホワイトカラーの出向に着目すると、様々な側面があり、その内容や成果も個別ケースによる違いが大きい。しかし、多

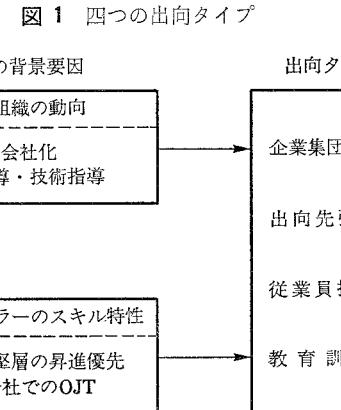


図1 四つの出向タイプ

様性だけの強調は、政策提言を不可能にしてしまう。むしろ多様な現実から、少数個のタイプを抽出し、各タイプ別の政策を議論することが必要だろう。

図1はそのために示したものだが、現在の出向は「企業組織の動向」と「ホワイトカラーオのスキル特性」を背景要因として、四つの出向タイプに分類できるだろう。

その第一は、企業集

団統合型である。近年、分社化を進める企業が多い。分社化により、狭い事業領域への特化を可能にし、意思決定をスピーディーにし、採算を把握しやすくなるなどの理由からである。しかし企業グループを維持・運営するためには、グループ全体を統合する作用も同時に必要となる。そこで、親会社と子会社の間の結び付きや情報交換を強めることを目的として出向が発生する。これが、このタイプの出向である。

第二は、出向先強化型である。現在、多くの企業は、中高年者の増大や団塊の世代の役職年齢への到達という事態に直面している。そこで、役職ポスト不足を防ぎ、賃金負担を軽減するために出向が発生する。つまり、従業員を企業外に排出する手段としての出向タイプである。

ところで、出向には、人材育成の有力な手段という側面もある。出向により自社内では得ることのできない経験ができるからである。第四のタイプとして、このような出向者本人の育成のために発生する教育訓練型がある。

なお、これらのタイプの出向は現実には重複しているが、どの出向タイプの色彩が強いかという見極めはできるだろう。

三 現実の出向とその対策

では、上場企業を対象として実施した雇用職業総合研究所（一九八七）の結果を見よう。

(1) 年齢別の出向タイプと問題点

出向の目的を多重回答で求めた結果からは、次の三つのが明らかになった。第一は、年齢層に関わりなく、出向先強化型が中心的な出向であること。第二は、五十歳未満の出向は教育訓練型が多く従業員排出型が少ないこと。そして第三は、五十歳以上では逆に従業員排出型が多く教育訓練型が少ないこと。

では、出向の問題点は、何だろうか。五十歳未満では、「給与以外の労働条件の調整がむずかしい」と「出向中の知識や能力の陳腐化」という指摘が多かった。他方、五十歳以上に関しては「出向の受け入れ先が限界に達しつつある」という指摘が多くなっていた。中高年者の出向に多い従業員排出型は、今後の拡大は望めず、何らかの対策が必要なことが示唆される。

(2) プルかプッシュかで決まる出向の内容

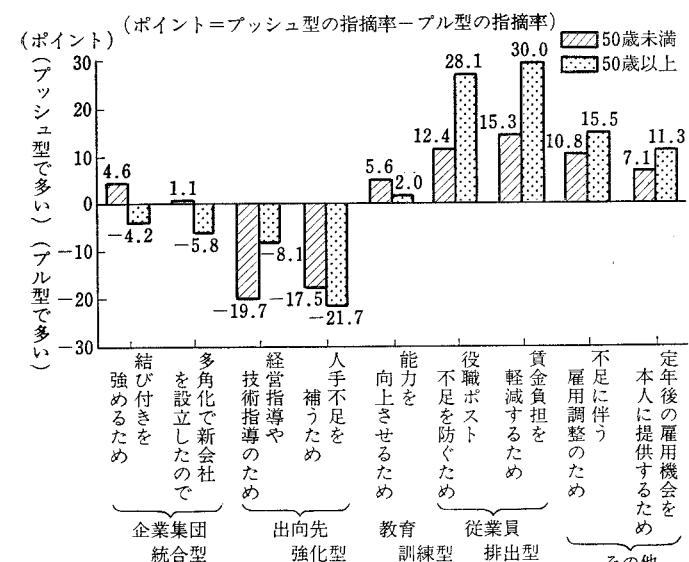
以上が年齢層別の全般的な傾向であるが、先に紹介した四つのタイプとは別に、どちらのニーズに基づいた出向かという観点から、二つのタイプが想定できる。すなわち、出向先からの要請に基づく「プル型」と、出向元の必要性に基づく「プッシュ型」である。調査では五十歳未満にはプル型が多く、逆に五十歳以上ではプッシュ型が多いという結果であった。しかし、それ以上に興味深い結果も見出せたのでそれを紹介しよう。

出向目的に関する図2と、出向の問題点に関する図3である。これらは、プッシュ型の出向についての指摘率からプル型のそれを引いたもの（偏差）を、年齢層別に各項目について示したものである。それゆえ、図のプラス側の項目はプッシュ型で多く指摘され、逆にマイナス側の項目はプル型で多く指摘されたことを示している。

出向目的に関する図2でまずわかることは、どちらの年齢層も同様の傾向を示すということである。このことはプルかプッシュかとすることにより年齢層にかかわらず出向目的、すなわち先の四つのタイプの構成が強く規定されることを意味している。とはいえ、年齢層別の相違も指摘できる。中でも特徴的なのは、五十歳以上の出向で、「役職ポスト不足を防ぐ」や「賃金負担を軽減」という従業員排出型を示す項目が、プッシュ型で際立って多く指摘されていることである。このことは、中高年者の出向で従業員排出型が多いのは、プッシュ型が多いからであることを示している。ちなみに、同じ中高年の出向であってもプル型では「人手不足を補うため」という出向先強化型の色彩が強いことがわかる。

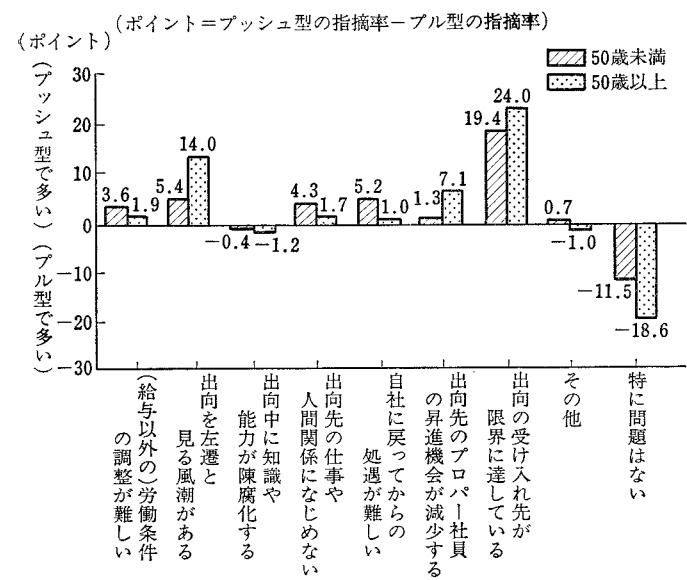
出向の問題点を見た図3からは、図2と同様に年齢層別の傾向は類似していて、プルかプッシュかということにより、出向の問題点が強く影響されていることがわかる。特徴的なのは、プル型の出向では問題点が「特にない」が多くなる一方、プッシュ型では「出向の受け入れ先が限界」が多くなることである。つまり今、問題となっているのは出向先の要請に基づくプル型ではなく、出向先の必要から発生しているプッシュ型である。

図2 出向目的の偏差（プルとプッシュ）



(資料出所) 雇用職業総合研究所(1987)。

図3 出向の問題点の偏差（プルとプッシュ）



(資料出所) 図2に同じ。

四 おわりに

(3) 今後とのべき対策
以上の結果は、プッシュ型を減らしプル型を増やす必要があることを示している。そのため、企業グループ戦略の確立、出向イメージの向上策、専門職制度の確立、企業グループを超えた活用の場の開拓という対策が必要となるだろう(詳しくは、永野一九八九参照)。

企業活動は、急速に一企業の経営から企業グループ経営へと移行しつつある。それに伴い、従業員のグループ内移動が活発になってきている。そのような動向に対応し適切な政策を構築するためには、企業経済論の三分法を適用した調査研究の積み重ねが、今後さらに必要になっていくだろう。

参考文献

- 今井賢一他(一九八二)『内部組織の経済学』東洋経済新報社。
- 雇用職業総合研究所(一九八七)『企業グループ内人材活用に関する調査研究報告書』。
- 永野仁(一九八九)『企業グループ内人材移動の研究』多賀出版。

(付記)

本稿は、日本経済政策学会第四十六回大会での筆者の報告に基づいている。報告に対して貴重なコメントをいただいた討論者の吉田良生会員(朝日大学)、および積極的な討論をしていただいた会場の会員諸氏に深く感謝したい。

私立大学の規模の経済性と設置基準

—競争と制度の関係—

森田 義一

（大阪経済大学）

はじめに

(1) 小論の位置づけ。教育の経済効果＝コスト・ベネフィットを分析する従来の教育経済学と、教育の社会的問題全体を扱う教育社会学の両極に対し、その接点にあり、未考究の教育産業の経済学的分析を目指にする。

(2) 高等教育経済政策のあり方。この政策は単に福祉政策ではないが、大学の研究という価値財への資源配分における効率と平等の対立（近時の東大理院問題）は、大学の教育にはあってはならず、平等一本でよい。しかし、それを破綻させずに保障するのは研究に較べて高等教育の私的財の性格の強さである。この私的性は、今まで需要面が経済学では強調されてきたが、これを供給面にも考慮したい。需給両面の準備財的性が私大と公的助成を組み合わせそのメリットを生む。それ故、私大の高等教育産業組織と國の高等教育政策の関連を探ってみたい。

II 設置基準と規模の経済性

規模の問題とそれを規定している一つの教育政策——設置基準の

$$\begin{aligned} \text{経常的支出／学生数} &= \text{教員数／学生定員} \\ \text{教員数} \times \text{教職員給与} / \text{教職員数} \times (1+J) &= \text{記号と若干の仮定} \end{aligned}$$

K: 一九八七年度（以下同年度）教員数（除助手）、K1: 教員数（含助手）、T: 学生定員数、Z: 学生実員数、RK: K/Z、RK1: K1/Z、RRK: K/T、RK2: K1/T、ROV: 定員超過率、KA: 経常支出、RC: KA/Z、RRC: KA/T、RRCC: 定員超過率O、給与を特大規模・大規模校の平均八、十五五千円に平準化したときの学生一人当たり経常支出（但し）、RRC、RRCC の算出には、八七年度のRN、J1 を安定的とみて使用）、RN: 教職員数／教員数、SL: 専任教員一人当たり給与、J1: マーク・アップ率、SSA: (KC - (KA - KB)) / T (但し)、KC: 帰属収入、KB: 経常収支差額）すなわち、学生一人当たり年間必要（＝定員超過率Oのじか）基本金繰入れ額、KKC: RRC + SSA、KKC: RRCC + SSAすなわち、学生一人当たり年間必要帰属収入他、KKC2: KKCC マイナス同じく寄付金、補助金、手数料収入他、KKC2: KKCC マイナス同上すなわち学生一人当たり年間必要納入金額（但し）、寄付金等収入は、八七年度の値を使用）、GN: 学生一人当たり1・1部院加重平均年間納入金（現状）、GMI: KKCI-GN、GM2: KKCI2-GN、RGN1、2: 同上必要上昇率、S: 規模（S=1~5、番号順に学生実員1万人以上、五千九十九人、一千万人~四九九九人、千人~九九九人、千人未満）、C: 学部類型（C=1~3、番号順に文系及び特大総合大（S=1）、理系、医歯・薬・芸・体育系）、L: log^o なや、記号のなかには表には紙幅上割愛したが計算手順を示すため、記号説明には残したものがある。

統計資料は国庫助成に関する全国私立大学教授会連合編『全国私立大学白書一九八八年版』を主に使った。これは八七年五月一日現

量的面——の関係を、私は高等教育産業・経済政策の深刻な問題として提起したい。それ自身分析されるべきだが、あと数年で始まる個別大学の経営上の危機からも考えておかねばならない。

規模の経済性——後述の(2)式の学生一人当たり経常支出で測るが何故起るかと云ふと、入学定員三百人規模の経済学部を例にすると、設置基準が定める教員一人当たり学生数の逆数である最小必要労働投入係数は、教養課程も含めて〇・〇一七五であるが、四百人では〇・〇一五〇、それ以上百人増す毎に限界係数は〇・〇一五〇となる。これは一学部が成立するにはある最低限の講義数のための最低限教員数が必要で、倍数の原理を保障しない規模があり、その上、いくつかの標準的規模に応じて平均投入係数を低下し、かつ低い限界係数を定めているからである。土地・建物の施設も同じである。

(1) 分析手法とデータ。つきの二式による。

$$\text{学生実員} / \text{学生定員} \times \text{教員数} / \text{学生実員}$$

①

$$\text{経常的支出} / \text{学生数} = \text{教員数} / \text{学生数} \times \text{教職員数} / \text{教員数}$$

②

第4表 規模の経済性の平均値表 $C=1$ の場合

諸変数	校数	平均値	標準偏差
$S = 1$			
ROV	12	1.232	0.109
RK	12	0.020	0.002
RRK	12	0.025	0.004
RC	12	652.266	63.001
RN	11	1.850	0.137
SL	11	9037.990	745.744
J1	11	1.840	0.141
RRC	12	803.682	103.054
RRCC	11	741.770	103.039
RGN2	2	0.189	0.012
$S = 2$			
ROV	14	1.311	0.115
RK	14	0.020	0.004
RRK	14	0.026	0.004
RC	13	537.332	95.631
RN	12	1.948	0.179
SL	12	7793.244	1592.529
J1	12	1.861	0.519
RRC	13	703.605	114.041
RRCC	12	775.065	212.750
RGN2	9	0.644	0.517
$S = 3$			
ROV	21	1.277	0.134
RK	21	0.024	0.005
RRK	21	0.031	0.006
RC	20	645.255	182.731
RN	21	1.923	0.172
SL	21	7291.654	1132.223
J1	20	1.785	0.223
RRC	20	826.521	254.700
RRCC	20	950.539	257.940
RGN2	18	0.653	0.376
$S = 4$			
ROV	12	1.259	0.120
RK	12	0.035	0.011
RRK	12	0.043	0.014
RC	10	697.373	155.728
RN	10	1.825	0.166
SL	10	6795.172	1182.994
J1	10	1.746	0.172
RRC	10	869.238	217.693
RRCC	10	1059.903	220.786
RGN2	8	0.728	0.306
$S = 5$			
ROV	12	1.270	0.377
RK	12	0.047	0.023
RRK	12	0.056	0.025
RC	8	754.222	133.425
RN	8	1.955	0.298
SL	8	5673.623	1162.578
J1	8	1.718	0.343
RRC	8	856.677	237.644
RRCC	8	1257.942	325.699
RGN2	6	1.014	0.666

八歳人口増大と、今から四年後に始まるその減少という相反する条件を考慮した最善の競争方法が実員の定員化＝定員拡大競争＝定員超過率低下競争である。しかし、この競争は逆に一項を下げ二項を上げる。大きくは日本の企業社会の変質の一つとして企業外教育への強化を無意識裏に予想した結果であり、直接には需要減退期に経営上許容できる限り教育の付加価値を高めることで、偏差値の高い本投入係数の任に耐えないとと思われる。これでは今後当分われわれる。このように設置基準が、過去には量的競争を主に施設・土地の規模の経済性を根源として大規模校に有利にし、そして現在の定員超過率低下競争という一つの質的競争下においても、以前同様大きい大学ほど小さい労働投入係数で競争を大規模校に有利にし規模の経済性が作用している。

(3) (2)式について。最初に経常支出に限り、固定資本に近い累積基本金及び単年度繰入れ基本金を直接分析しない二、三の理由を記す。それは将来投資の先取りであったり、幾校かにみられる財テク資金であつたりして、その内訳がほとんどわからないものが多く、資金で本投入係数の任に耐えないとと思われる。これでは今後当分われわれる。この手元に分析可能な資料が集まるとは思えない。また基本金問題を加えると、(2)式が示すよりも大きい格差があると予想されるから小規模の経済性を始源として大規模校に有利にし、そして現在の定員超過率低下は行政指導によるが、ごく少数校を除いて、見事に従われているのはこの目標からである。しかし、これも現時点の指導値一・三に従うだけで、教員が設置基準の何割増になる程にまで下げるのではない。全規模とも後述のよう経営上不可能だからであり、また上位校では将来もスクリーニングは残るという予想によると、前書きが長くなつたが、第2表、第4表は各々、規模の経済性が助成が経常支出に對するという直接的理由による。

前書きが長くなつたが、第2表、第4表は各々、規模の経済性が

規模の経済性を示す諸表（抜粋）

第1表 ①式に関して

学部系統別類型	回帰式の被説明変数	回帰式の説明変数		
		LT	LZ	定数項
1 + 2 + 3	LK	0.6729 (25.00)	—	-0.7390 ^a (-3.56)
1	LK	0.7217 (28.39)	—	-1.2203 (-6.09)
1 + 2 + 3	LK	—	0.6479 (22.70)	-0.7028 ^b (-3.09)
1	LK	—	0.7038 (24.27)	-1.2430 (-5.28)
1	LK1	—	0.7953 (29.18)	-1.9730 (-8.74)
2	LK1	—	0.5709 (8.22)	0.3386 ^c (0.610)

注：aは0.1%水準、bは0.5%水準、他はcを除いて0.01%水準で有意。

R²は自由度調整済み決定係数。()内はt値。
類型1:60校、2:10校、3:9校。

第2表 経常支出と学生実員

学部系統別類型	回帰式の被説明変数	回帰式の説明変数		
		LZ	定数項	R ²
1 + 2 + 3	LKA	0.7825 (19.53)	8.3520 (25.93)	0.8074
1	LKA	0.8687 (21.00)	7.5421 (22.19)	0.8664
2	LKA	0.5904 ^a (4.71)	10.1886 (10.29)	0.6683

注：aは1%水準、他は0.01%水準で有意。
類型、R²、()内の注は第1表に同じ。

第3表 ②式の各要因の変化率（寄与度%）C=1

要因	RC	RK1	SL	RN	J1	誤差
規模間	2-3	20.1	31.7	-6.9	-1.3	-4.1
	3-4	8.1	23.3	-6.8	-5.1	-2.2
	4-5	8.1	35.3	-16.5	-7.1	-1.6

- (1) RC を下げ、 SL , RN , $J1$ (教員数以外の教育条件の指標) をあげるにはそれに応じて $RK1$ が下がる必要があること、逆に $RK1$ が相応に下がると RC を下げ、 SL , RN , $J1$ をあげる。
- (2) RC と SL と $RK1$ の大半を決定である。
- (3) $RK1$ の増加 = 規模の減少につれて SL だけなく一部を除いて RN , $J1$ も低下するが、 RC , SL に較べるとはるかに度合は小さい。第4表で説明を続けよう。
- (4) SL の格差を認めて RC に規模の経済性指標をみるとそれができ、最小最適規模は $S=2$ である。

△ $RK2$ のうち、 SL の格差が現状のままと前記平準化の二つの場合の RC , $RRCC$ が示されている。更に記号説明のなかの諸仮定（該当性の詳説略）の下、学生納入金の必要上昇率も計算されている。つかみとくアは考慮されていない。

II 政策提言

時代も変化しているから、設置基準の定める規模に必要な適正諸条件も変わつてよいが、教育は食品・薬剤同様競争の陶冶に委ね切れない価値財的性格上、基本的な量的規制条件は緩和すべきでない。この点、大学審議会・大学教育部会による量的自由化、質的規制強化を目指す今回の大学設置基準大綱化の提言は倒錯している。それ故助成法で当面の目標とする経常支出の五割の助成においても、十八歳人口減少・定員超過率低下・給与格差解消から生じる学生一人当たり納入金格差を軽減するため相当の傾斜配分が必要である。また

水資源の希少性と配分組織

新沢秀則

（神戸商科大学）

日本においては、水利権の配分制度については法学や農業水利学、地理学によつて多くの議論がなされている。それらの議論の多くは、水利権配分の規制を緩和し、市場化すべきか否かというまさに経済学の問題であるにもかかわらず、経済学による本格的な考察はまだなされていない。一方アメリカにおいては、水資源の希少性の高い一部の地域すでに水利権の市場が成立しており、それらの地域を中心として経済学者による研究が少なからずなされている。それらの研究は、水利権を well-defined することによって水利権の売買とともにさうサード・パーティ・エフェクトを防止すれば、水利権は市場で効率的に配分可能であるという立場をとっている。

今回の報告では、水資源の量の配分、とりわけ水利権の配分に考察を限定した。まず、(1)水資源の財としての特徴を把握することからはじめ、(2)理論的に望ましい水資源配分の状態を明らかにし、(3)現行の水資源配分の問題点を指摘し、最後に、(4)水利権配分を市場で行うための必要条件をアメリカの事例を参考にしながら整理した。

水の財としての特徴のうち配分にかかる最も重要な特徴は、使われた水のほとんどがその場で排出されるという「需要の非消費性」である。「需要の非消費性」は、「再使用可能性」あるいは「需要の非競合性」と表現することもある。大規模な水資源開発が技

助成を補う作用もある連合大学化を推す。

なお規模と量的規制の関係とは別に、総量規制についても触れておく。「高等教育と参入規制」（小掠正立氏（埼玉大）『経セミ』一九八九年三月号）は昭和五十・六十年代の総量規制を批判し、自由化で浪人を減らすことを目標としている。しかし大量に、より下位の大学が上位を目指して浪人する者に歓迎されるようになるまで、浪人は単なる量的規制緩和では減らないことは前回の拙論「十八歳人口減少期の高等教育政策——倒産・自由化対連合・規制——」（本年報一九八八年版）で証明されている。このためには既存大学の大規模な連合化が必要である。

予定討論者の渡辺行郎先生（愛知教育大学）には渡辺の合った御意見に励まされたことも付記して感謝します。計算作業には大阪経済大学の泉弘志教授の全面的な御助力を得た。感謝の他ありません。また紙幅上御名前は割愛するが本報告作成に御助言を得た方々にも謝意を記したい。

術的に可能でなかつた時代、河川の流域では上流から下流にいたる間に同じ水を繰り返し利用することによって水資源の量的制約が緩和されてきた。つまり非競合性な需要を排除することなく、効率的な利水システムがつくりあげられてきた。そのような利水システムのもとでは、下流に位置する者の取水は上流の水利用者の排水の量に影響を受ける。つまり河川の水利用は、取水と水使用に関する外部性を前提としている。

取水と水使用について外部性があることが、水利権の私的所有が望ましくないということの論拠となつてゐる。しかし外部性があることは、必ずしも水利権の私的所有の否定につながらない。外部性は水利権の定義が不完全だから生じるということができるのである。取水量だけでなく、下流の取水量を確保するための還流量（量）も水利権の定義に含めることによって、還流量の需要を内部化することができる。上流から下流にかけて繰り返し水を利用することを前提とするならば、還流量を義務づけ、たとえ一度取水した水であつても義務づけられた還流量は勝手に処分することが許されない。

しかし今日の水資源開発が、河川の水を上流から下流にかけて繰り返し利用するというシステムを前提としていることを示唆するいくつかの根拠がある。そのような利水システムでは上流と下流の

取水者の間で少なくとも水量についての外特性はありえないことになるが、一方で上流から下流にかけてあらゆる需要者に別々の流量を配分しなければならないのだから河川全体としての水需要は増え、その分よけいに水資源開発を行わなければならない。水質の低下した排水をもとの河川に戻せば他の流量も汚染されるので、排水だから資源ではないということはできない。上流から下流にかけて繰り返し水を利用するシステムにするか、あるいは一度使った水はもとの河川に戻さず分離して海へ流すかは、水処理の費用と排水を分離する費用、新たな水資源開発の費用を比較して決めるべきである。新規の水資源開発の費用が相対的に高くなり、汚染した水を海へ流すこともできなくなれば、繰り返し同じ水を利用するシステムに戻らざるをえない。

効率的な水資源分配とは、各需要の限界使用価値あるいは限界生産物の価値が均等化した状態であり、同じ水を繰り返し使用するという意味で補完的な水需要者の消費的使用的の限界使用価値あるいは限界生産物の価値が等しくなる状態である。

現在の水利権分配は、河川法による規制のもとにおかれている。新たな水資源開発による新規の水利権の配分は、河川管理者と関係団体の話合いによる。また水利権の譲渡は、不要になった水利権を一旦河川管理者に返還し、管理者はあらためて新規需要者に配分するという手続きをふんでいる。つまり当事者どうしの直接的な売買を認めていない。水利権の転用を受ける者が、転用のための施設や工事の費用を負担することはあるが、それ以上の支払いをしてはならないことになっている。これらの手続きにおいて水需要量を最

取引費用を考慮すると、すべての還流水の使用者に補償をして取水量全部を転用するよりも、消費的使用量のみを転用するほうが現実的である。

水利権の市場が理想的に機能すれば、水利権の価格は機会費用を反映する。水利権の売買が自由に行える状況で、水利権を所有しているにもかかわらず水を使用していない者がいるとしても、それは配分が非効率的であることを意味しない。なぜならその者は、水利権を売った場合の収益およびそれに対する利子と将来自らがその水利権行使して行う事業の収益を比較のうえで水利権を留保しているはずだからである。しかし一方で、水利権の価格は希少性にもとづく地代を含むことになる。同時に、現行の制度下で低成本ゆえに比較的粗放的に水を使用している者に不労所得を与える。水利権市場は、水資源の希少性や水資源分配の非効率性が、制度の変更とともになうそのような分配上の影響より重大であるという社会的合意が成立したときに組織可能となる。ただし水の場合、価格がある程度あればダムなどによって新たな水資源開発を行うことができるし、排水を回収再利用することができるから需要は弾力的である。

日本の水資源分配の組織が、アメリカの水が希少な地域のそれと同じになるとはかぎらない。初期的な制度が違えば、それらの変遷過程も異なつものになるという想定のうえで比較をすべきである。

日本の場合、ほとんどの水需要者は直接水利権をもたず、上水道事業や工業用水道事業、あるいは土地改良区などの団体として水利権をもっている。地域全体としての水需要の変化は産業構造の変化や人口移動によって生じるが、それらは頻繁に生じるものではない。

最後に、大会当日に討論者の萩原清子先生（帝京技術科学大学）

したがって水利権配分が市場化されても、取引の機会は個々の経済主体が個別に所有する財ほど多くはならない。

アメリカで水利権の市場取引が進んでいる原因は、優先的専用主義のもとでの渇水リスクの非効率的な配分であった。日本の場合、渇水時の水利権配分は、農業用水、工業用水、上水道について一律に数十%削減するか、あるいは農業と工業用水の削減率を上水道より大きくするかである。後者のように差別的に削減する根拠は、実需要量が水利権量より小さいのだから削減率を多少大きくしても効率性を保てるという判断である。水利権配分が三部門に集約して行われるために、それぞれの部門の被害を平均的に把握することは、河川管理者にとって不可能な計算ではない。それは水利権の市場取引の動機を緩和しているといえるだろう。したがって、多くの需要者が異なる目的に水を使用する上水や工業用水の内部の配分に目を向けるべきであろうか。ひとつの着眼点として、現在の用水供給事業や工業用水事業の契約責任水量制や上水道の負担金制度を譲渡可能な一種の水利権として運用する方法が考えられる。

今回は水資源の量の希少性と配分の問題にしほって考察を行ったけれども、製造業などの排水の回収再利用は水道の料金よりも、下水道料金や排水基準を満たすための自己処理に要する費用によつてより大きく動機づけられていることをみると、制約条件として効いているのはむしろ環境の希少性であって、そのため排水の回収再利用がすすみ水需要の増加が頭うちとなるならば、水資源の量は制約として直接効くことはない」とすら考えられる。

終的に確定するのは需要者自身ではなく河川管理者である。河川管理者が必要水量を確定し余剰水利権を無償でとりあげることによって、既得権を縮小しようとしているのであるが、実際には転用はほとんど進まずかえって既得権が硬直化してしまっている。水利権の売買が認められないために、同じ河川を流れる水でも、基底流量であるのか、いつ開発された流量かによって水利権の価格は異なる。このように水利権に価格差がある場合、上に述べた効率的な水資源配分を達成することができず、価値の低い需要を温存したまま過剰な水資源開発を行わざるをえない。

水資源の希少性が増大すれば、より効率的に水資源を配分できるようになる。水利権配分の制度を変えていく必要がある。希少性の指標は、新規水資源開発の費用である。しかしながら規制を緩和すれば水利権配分が効率化するというわけではない。河川の上流から下流にかけて繰り返し同じ水を利用するシステムでは、水利権の定義に還流量を含める必要がある。また水利権を有する組織が水利権の売買に対応できなければならぬし、水利権の法的確実性が不可欠である。水利権の取引が成立するためには取引費用と移転費用が取引によって実現する余剰より小さくなればならない。取引費用としては、売り手と買い手の交渉に要する費用、取引によって還流水を使用していた第三者に影響が及ぶ場合にその第三者との交渉に要する費用を含む。移転費用とは水配分の空間的パターンの変更に要する施設の資本費である。また水利権の価格は、還流水の需要者に対する補償費も含むことになる。これらの費用を考慮すると、たとえ水利権市場が成立しても厳密には水利権価格は均等にはならない。

には、サード・パーティ・エフェクトと外部効果の概念の関係など、その他報告のあいまいな点を指摘していただいた。ここに記して謝意を表する。上記外部効果の点については、岡敏弘先生（琵琶湖研究所）からもコメントをいただいた。また城島先生（四日市大学）からは、水利権を権利として設定すると配分が僵直化してしまうという主旨のコメントをいただいたが、水利権を所有し続けることにコストのかからない現在の制度にこそ、そのような弊害があると理解している。今回の報告の詳細は「水資源分配の理論と現状の課題」（『商大論集』第四一巻第一号）に整理した。

西ドイツ国民経済における地域政策と地方財政

——開放経済段階における社会・経済体制づくりの一事例に関する考察——

山田 誠
（鹿児島大学）

II 二つの全国的な地域政策

日本経済の全面的な国際化をふまえた運営スタイル・構造の転換は、対外活動および産業構造の分野での先行がめだち、対応する国内の社会・経済運営のあり方の面では模索段階にあるといえよう。西ドイツの場合には、近年注目されている一九九二年のEC統合に対応した内政面での改革はこれまで表面化していない。だが、一九六〇年代末のEC共同市場の成立（域内関税の撤廃、共通農産物価格の設定）を契機に、大々的な社会・経済運営の変革を取りくんでいる。

この一大改革については、従来、それぞれの専門分野から個別テーマに絞って研究されていて、全体としての国内改革をどう評価すべきかという問題は取り上げられたことがない。しかし、これらの諸改革は、国家活動のあり方の点では対抗的な二つの側面を併せ持つており、総体としての国内改革との関連を無視して一側面だけを吟味した場合には、誤りをおかす可能性がある。ここでは、相互に密接に関連しあっている全国的な地域政策と地方行政の関連を例にとって、西ドイツの国内改革が提出している方式の意義を問う。

業への投資補助金である。

事業はあまりみるべき成果をあげなかつた。通説では、意欲的で実現可能性も高い構想だったが、予想外の第一次石油ショックとそれにつづく低成長経済への移行によって政策目標を実現させる条件がなくなつたとされる。つまり、主要な原因は、外部からの擾乱要因に求められている。しかし、私の分析によれば、政策構想そのものが開放経済に適合的な内容になつていなかつた。

周知のごとく、西ドイツ経済は日本に比して一段と貿易に依存した構造になっている。低付加価値の産業を切り捨てて高付加価値産業で置き換える政策構想が全面的に実現したとすれば、膨大な外貨が蓄積し、やがてマルク切上げや相対的に劣位にある分野の絶えざる切捨てに追い込まれるであろう。実際には、この政策が実績をあげた結果としてではなく、第一次石油危機の発生よりもずっと早い段階の一九六九年のマルク切上げでもってこの回路が作動し始めている。

その過程で、当初は国際競争力のあるとみられていた部門内においても品目ごとで国際的な競争力に著しい強弱が生じてきた。そこから製品の種類による国際分業の戦略が採用され、大量生産タイプの製品は、国内の停滞地域ではなく国外に工場を立地させる。他方、国内に残る特殊化された製品タイプにあっては、熟練労働力が生産の担い手となる。その場合、職業教育にもとづく資格要件が嚴格に確立していることの国の労働力市場のもとで、未熟練労働力しか供給できない停滞地域は競争力のある企業の立地する条件が備わつてないわけである（停滞地域の開発には、これとはまったく異なる

る構想が必要となる）。

もう一つの全国政策である空間整備政策の目標は、社会生活に欠かすことのできない民間・公共のサービスを整備して非大都市圏の住民にも現代的な生活条件を確保することである（地域的なナンヨナル・ミニマム）。全国的に整合的な政策を遂行するために一九六年に法律が制定されて以降、目標を具体化するための構想は、いくども修正してきた。その中において中心地振興の基本的な考え方方は一貫している。空間整備政策に占める重要性という点で、中心地構想に匹敵するものはない。

この構想によれば、基本的に全国共通の基準で四階層の中心地——上中心地、中位中心地、低位中心地、小中心地——を配置し、各階層の中心地ごとに提供すべき中心地サービスの一覧表を作成して、中心地の優先的な整備を図る。四階層でもとくに中位中心地を最重視する。かくて、あらゆる地域において現代的な社会生活に必要なサービスを、計画的、効率的に配備できる。この構想の基礎にはクリスタラー理論がある。中心地の認定に際しては、事前に研究者たちに実態調査を依頼している。政策対象となっているサービスが住民生活という観点から総合的に組み立てられている。これらの点を論拠にして、日本の地域政策研究者たちは空間整備政策を高く評価している。

三 空間整備政策と地方行財政の関係

その政策構想に対する高い評価にもかかわらず、構想の実現に関する本格的な実証研究は中心地構想の登場から二十年もたつた今日

までほとんど無いといってよい。空間整備政策は、「財政資金による誘導」という手法を用いずに、空間計画の調整機能だけでもって地域構造の形成に影響力を及ぼそうとする」方式であるから、財政面からの実証研究は容易でない。政策資金は、連邦政府が計上しているだけなく、州政府にあっても「一・二・三のごく小規模な予算項目が見いだされるにすぎない。財政学界を中心にして支持を集めている地方財政調整における独立項目の設定もシユレスヴィッヒ・ホルン・タイン州が採用しているだけである。つまり、財政制度面から中心地を優遇する明瞭な方策は末端の自治体にいたるまで認められない。それゆえ、財政活動の実態面から把握せざるをえない。

財政資金の流れを調べてみると、ニーダーザクセン州、バーデン・ヴュルテンベルク州とも中心地への資金の集中はみられなかつた。政策的に操作可能な投資援助金にあっても、中位中心地よりも下のクラスの市町村に多くの投資援助金が流れ込むという構想に反するパターンになっている。つぎに、バーデン・ヴュルテンベルク州について事例市町村を選び、市町村の支出の構造を分析してみた。中位中心地とそれをとりまく農村地域の市町村との間に構造的な相違は取り出せなかつた。また、中位中心地相互間に共通する支出パターンも存在しなかつた。

さらに、中心地サービスを提供するいくつかの施設の動向を調査した。すると、民間部門において一定の改善がみられるのとは対照的に、公共部門では施設数がほとんど増加していないばかりか、図書館とか病院などは減少してさえいる。これは、この間に多くの公共分野で提供サービスの高度化が進展し、人口密度の低い農村地域

での効率的な運営のためにサービスの到達範囲を一举に拡大しなければならなくなつたからである。この時注目されるのは、各中心地施設がカバーする範囲が一挙に拡大したにもかかわらず、それらは中位中心地だけに立地しているのではないという事実である。これららの中心地施設を利用するには自動車所有者ばかりではないから、現在以上に施設の統合を推し進めることは住民生活の利便性という点で問題が多い。

かくて、入手資料にもとづく分析は、現実の財政が空間整備政策を支持していないことを示している。そのうち、資金配分において優遇方策が組み込まれていないという収入の側面は制度上の問題であって、西ドイツの財政学者も気付いている。これまで明確にされていないのは、全国一律の基準によって中位中心地を整備しようとする構想自体がサービス享受の利便性の著しい後退を生じさせるという本質的な弱点である。それとは対照的に、現実の中心地サービスの動向において、中心地施設のサービスの高度化は、なぜ柔軟な設置数の調整をもたらすのであるか。通常、各自治体はスタイル・シンボルとして地元の中心地施設ができるだけ多く保持しようとするのであるから、過剰供給を回避するメカニズムが存在していると考えるほかはない。

西ドイツの地方財政にあっては、基礎自治体である市町村に地方財政調整を通じて、かなり高い一人あたり財政力が付与されている。そして、到達範囲の広い中心地サービスについては、郡および広域的な連合という中間レベルの地方団体がサービス提供施設の配置およびサービス量を決定している。これらの地方団体は、参加自治体

の納付金によって収支の帳尻合わせが行なわれる。これらの方針の場合には、資金を提供する自治体（あるいは、事実上、市町村を代表している議員）のコスト意識によって提供サービスを必要最小限に押さえ込もうとする作用がはたらく。その結果、地域的なナショナル・ミニマムの確保と効率的なサービス提供とをバランスさせる柔軟なシステムが機能することになる。

結論的にいえば、空間整備政策はアナウンスメントに留まっている。それだからこそ、当該圏域の地域構造や資金能力を勘案しつつ広域的サービスを柔軟に配備する仕組みが効果的に機能している。この西ドイツの地方財政の仕組みは、今日の先進国が直面している効率的な福祉国家システムのあり方に、一つの興味ある事例を提供しているように思われる。

四 むすび

異なる地域構造を抱えている国家が地域的なナショナル・ミニマムを効率的に追求する場合、各レベルの自治体にかなり広い裁量権を認め、しかも重層的な納付金制度を組み込んだ地方自治は、全国画一的な地域政策よりも有効な方法である。しかし、安定した現代福祉国家にとって地方自治が欠くことのできない制度的要件になっていることを主張しようとはすれば、経済活動の中心である大都市圏を論じたあとでなければならない。その点の考察およびここでの議論の基礎となったデータについては、私の著書を参照していただきたい。なお、森川教授の著作は、空間整備政策の内容に関する詳細な研究であり、私の議論の前提となっている。

参考文献

- 森川洋『中心地理論 III』大明堂、一九八八年。
山田誠『現代西ドイツの地域政策研究』法律文化社、一九八九年。

土地価格形成の社会経済的考察

一 問題設定

近年における大都市圏の土地価格の高騰は、社会問題となりつてゐるが、そのメカニズムの解明に関しては、尚充分な理論的考察がなされているとはいえないものがある。本稿では、単純な土地ストックに対する需要・供給の市場均衡理論が、現代の大都市圏における土地問題の提起する主要な論点に対しても的確な分析を与える得ないという事実認識の上に立って、代替的な接近に関する試論を提供すると共に、あわせてその政策的な含意を考察することを志向する。

単純な土地需要・供給モデルによれば、土地価格は他の財と同様に、基本的には土地市場における土地ストックに対する需要・供給関係によって定まるところである。この見解に従えば、地価の高騰は、土地供給の需要に対する相対的不足によって生じるものであり、土地供給の促進による需給不均衡の解消が、もっとも必要な施策であるとされることになる。

しかしながらこのモデルでは、現実の大都市圏やその近郊地域にみられる土地価格の騰貴という現象を正当に説明することはできない。

すなわち、(i)既に実証されているように、地価水準の高い地域

瀬尾 芙巳子

▲京都大学▼

程地価上昇率が高いという現象⁽¹⁾は、土地価格の上昇は供給を増加させても需要を抑制せず⁽²⁾、従ってそれのみでは価格の反転下降をもたらさないということを示している。また(ii)土地の高度利用が進む程地価が高騰する⁽³⁾ということは、土地供給の増加があつても、空間容積を帰属させた土地の単位当たり実効供給面積の増大が伴う場合には、それによってかえって地価を騰貴させるということを示している。

(iii)さらにより重要なことは、土地ストックに対しては、一般的の財と同様な市場が形成され得ないことを指摘しなければならない。すなわち、土地は他の一般の財と異なり、その本質的な契機として「場所」属性を有する財である。換言すれば、(a)土地は本来非可動的な物性を有するばかりではなく、(b)また取引財としてもそこにおける居住や業務等のための利用を提供する「場所」として、基本的には移動性（移転性）の低い基幹財（ストック財）としての性質をもつてゐる。従つて一旦投下された土地費用は回収性の低い「埋没費用（sunk cost）」として形成されるのが本来の性格である。(c)さらに「場所」属性に対しては、一般に特定の社会的関係が附随的に形成され、それによって種々な「範囲の経済」が生じる（便益閑数の superadditivity）。(d)こうした物性的・立地的・経済的・社会

的特性に對しては、所有者ないし利用者の独立の選好が附与される。これらの結果、土地ストックに關しては移転のコストがほとんど禁止的に高いのが通例である。このことから土地供給の価格彈力性は極めて小さく、土地市場における数量調節効果は極めて限定されたものとなる。これらの結果、土地市場は、消費財のような一般の市場財はもとより、又資本財のような他の「ストック」財の市場とも同一の範疇で把握することができないものである。特に近年の大都市圏の土地市場取引にみられるよう、所有者の選好に照らしてみた場合の所有權の非自發的移転、居住地の非自發的移動（urban exodus）（⁽⁴⁾）は、外部的要因による場所属性の quality の低下（立地条件の悪化⁽⁵⁾を含めて）は、独立した個人の選好行動を前提とする古典的な均衡市場の形成のための要件を欠落させている。

一般に適正な価格水準の形成とそこからの乖離について考察する場合には、価値理論についての再考が不可欠であるが、土地価格の決定に関するより適切な理論的分析の用具は Menger-Wieser⁽⁶⁾の帰属理論の中に見出すことができる。やがて Fisher⁽⁷⁾-Hirsch-Leifer⁽⁸⁾の利子理論はその動学的展開を可能にしている。以降ではこの理論的系譜の上で、現代的な土地市場における価格形成モデルへの接近を試みてみたい。

II 土地価格形成モデル（土地ストックに関する

過増型非線形需要曲線仮説）

(1) 均衡価格の決定

非消耗財としての土地ストックに対する資本投下は、事務用であ

れ、住宅用であれ、未來の持続的な利用（便益の獲得）のための現在の便益の犠牲を意味するが、未來の効用と現在の効用との交換には時間選好が働くので、延期された現在効用の機会費用として、時間選好率（トレード・オフ比）あるいは利子率が発生する。すなわち、非消耗財としての土地ストックは、持続的、反復的な用役を長期間にわたって提供するが、 $b_t^0, t=0, \dots, T$ を0時点で評価された t 期における土地用役からの便益の大きさを r_t とするが、 T 期間では

$$B = b_0^0 + b_1^0(1+r_1) + \dots + b_T^0(1+r_T) \dots (1+r_T) \quad (1)$$

の総便益を生み出すことになる。ここで b_t^0 は t 期の時間選好率（利子率）なしの貨幣プレミアムである。

ストックとしての土地に対する均衡価格（価値）は、土地用役の利用者（居住者）の享受することのできる用役（便益）の0時点での割引現在価値 w_0^j によって決定される。

$$w_0^j = b_0^0 + b_1^0/(1+r_1) + \dots + b_T^0/(1+r_T) \dots (1+r_T) \quad (2)$$

ここで割引率 $(1+r_t)$ は、 b_t^0 と b_{t-1}^0 との間の限界代替率を示す。すなわち個人 j の土地用役に対する T 期間の総便益関数

$$B^j = f(b_0^j, \dots, b_T^j) \quad (3)$$

が(1)式で表現される。また(2)式と変換可能集合（機会集合）の制約式 $g(b_0, b_1, \dots, b_T) = 0$ を用いて、ラグランジン関数の最適条件により

$$\begin{aligned} \frac{\partial b_t^j}{\partial b_0} w_0^j &= (1+r_1) \dots (1+r_T) = \frac{1}{\phi_t^j} < 0 \\ \frac{\partial b_t^j}{\partial b_{t-1}^j} w_0^j &= (1+r_1) \dots (1+r_{t-1}) = \frac{1}{\phi_t^j} < 0 \end{aligned} \quad (4)$$

が得られる。あるべき

$$B(x) = B(\bigcup_{j \in N} x_j) > \sum_{j \in N} B(x_j) \quad (7)$$

が成り立つ。これは、地域土地便益 B に関する strict superadditivity を示す。これは、「近隣外部性」の表現である。

(iii) 土地の空間的利用は、そこに発生する三次元空間の利用に伴う因子（discount factor）があり、その負号の逆数 $-\phi_t^j > 0$ 、 $-\phi_t^j > 0$ は「均衡価格」比率を示す。但し b_{t-1}^j, b_t^j をそれぞれの二つメートルとする。「均衡価格」比率は、ここでは個人 j によって附与された異時点の便益に対する相対的なウェイトを反映するものである。市場均衡においては $\phi_t^j = \phi_t^0, \phi_t^0 = \phi^0$ が成立し、各個人および各期の土地ストックに対する総便益 = 総費用のあとで、個人的満足の最大化が達成される。

以上の分析の含意は次の通りである。

(i) 均衡市場において形成される均衡価格比率は、 T 期間に亘る総便益関数(1)に依存しているが、ここで T は一般に長期であり、

$$B^j = C^j \quad (6)$$

によって均等化されるべき総費用 C^j は本来的な「埋没費用（sunk cost）」としての性質を表現している。すなわち「均衡価格」が表示する「利子率」（貨幣プレミアム）は $T \gg 0$ （土地ストックの利用の継続性）を予想している。

(ii) ある地域の土地利用による便益 B を構成する属性集合 $\{x_j\}_{j \in N}$ をある範囲における近傍の利用者の集合、 $j \in N$ 、である

$$(1+r)^j > (1+r_1) \dots (1+r_t)$$

$$(8)$$

となるとき、時間選好率 $\gamma_1, \dots, \gamma_t$ が(8)の左辺に對して調整される現象が発生する。われわれはこれを「擬制的市場の形成」とよぼう。ここでは土地ストックに対する擬制的な価値が、疑似的均衡価格として形成せられる。

三 擬制的市場の行動

擬制的市場の特質は、まず第一に土地所有者と供給者と需要者との間に土地用役の利用に対する直接的効用交換が行なわれず、用役源泉としての土地ストックの所有権の移転に関わる中間的取引者の独自の行動が大きい役割を有することである⁽⁹⁾。そのためには土地価格形成は、正常な市場価格形成の法則には従わない。第1図が示すように、土地市場における需要曲線は、予想価格の上昇による一定の供給曲線の上方シフト (S から S') に対して追随型に反応する、遞増型非線形の形状を有し、数量的変動にくらべて相対的に過大な価格変動を生じる性格を持っている。すなわち、土地ストックの供給量の増大に対し、土地の空間的利用によるより高い総便益の獲得を予想する需要者は、正の価格上昇(右上りの需要曲線)をもってより敏感に反応し、均衡点は A より B へ上方シフトする。均衡価格が下向に転じるのは、 C にみられるように、あまりにも高い価格形成によって、需要曲線が下降に転じて後である。

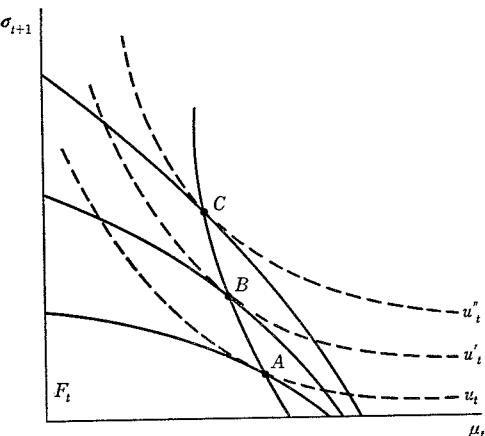
擬制的市場において遞増型需要曲線が発生する根拠は、土地需要が主として中間取引者によって喚起され、近未来における供給者としての行動が予想されるということにある。この意味で中間的取引を主として形成される市場における需要曲線は、供給曲線の偽装さ

れた形態、もしくはそれへの過渡的な行動曲線であることができる。

こうした擬制的市場における価格に対する上向感応的取引行動は、その恣意性、ないしリスク追求的選好行動の誘発によって、より投機的性格を強めることになる。

すなわち擬制的市場の特質は、予想地価上昇率 ρ が

第2図 擬制的市場の行動の異時点での変化



$$(1 + \rho)^t = \{(1 + r_1) \cdots (1 + r_t)\} + \beta(x) \quad (9)$$

によって決定されることである。ここで ρ は擬制的要因であり、 x は不確実量としての予想価格で、ある確率分布に従う。すなわち、

$$\beta(x) = h(\mu_t, \sigma_t) \quad (10)$$

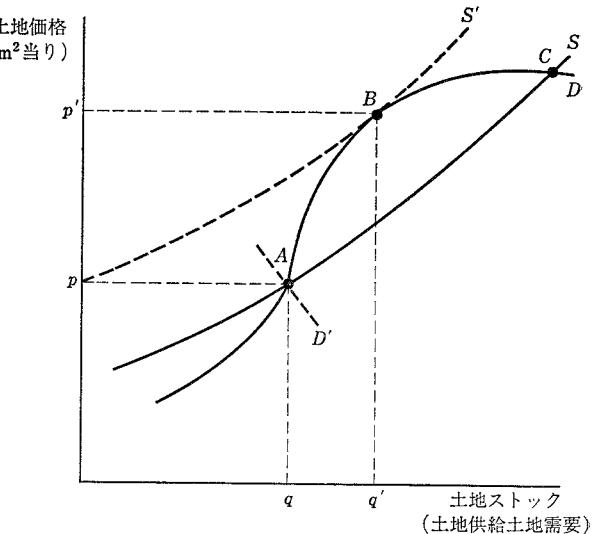
で表現される。ここに μ_t は平均地価、 σ_t はその標準偏差である。 μ_t, σ_t は心理的に決定される変換可能関数

$$F_t(\mu_t, \sigma_t) = 0 \quad (11)$$

により結合される。 F_t は一般に凸関数である。すなわち、より低い平均地価は、より高い予想将来価格の発生の可能性と結合してのみ選択されるが、両者の間の限界代替率は遞減的である。
いま擬制的市場の行動を μ_t 平面上で考えると、第2図で $A - B - C$ 点が選択される。しかしながら同図に見られる通り、擬制的市場における変換関数(11)の形状は初期には一般に平坦であるが(すなわち σ_{t+1} の μ_t に対する限界代替率は大きくなじ)、 μ_t の上昇に伴い勾配が急となる傾向があるので(投機の進展によるパラメーターの変化)、異時点間の「最適」点の選択経路は左上方へ急激な勾配をもって移行していく。すなわち、平均地価が上昇する程、「最適」点は平均地価に比して相対的によりリスク選好的な投機行動を含むことになる。このことは、递増的非線形需要曲線の性質をしての情報中枢機能の増大など)のもとでは、容易に擬制的市場の形成に導かれることがある。金融界におけるいわゆる「カネあまり」現象は、購買力の増大を通じて(8)の ρ を高め、(9)における擬制

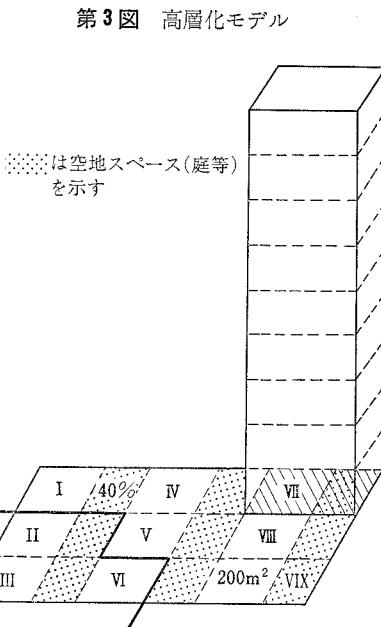
以上の分析を要約すると、非可動的な場所属性を有する用役財(非消耗財)としての土地に投下される費用は、本来的には「埋没費用」として、容易に回収されえない性格を持っている。しかし、その予想利用期間の長期性の故にかえって、不確実性の契機が大きく作用し、一定の条件(東京圏にみられるような国際金融センターとしての情報中枢機能の増大など)のもとでは、容易に擬制的市場の形成に導かれることがある。金融界におけるいわゆる「カネあまり」現象は、購買力の増大を通じて(8)の ρ を高め、(9)における擬制

第1図 土地市場モデル



的要因の発生を誘発・増幅する。この擬制的市場においては、空間的利用の価値を二次元平面としての土地ストックに帰属しうる機能を持った取引行為の独自の役割が大きく、その結果として、通常模型の非線形需要曲線の形成に導かれるが、それは均衡点のシフトにおいて数量的効果よりも価格効果が大きいという性質を持っている。そこに形成される「均衡」価格は擬制価格であり、価格上昇に伴う余剰利得は、もっぱらこのような三次元空間の用役価値を二次元平面の用役の価値に転化しうる機能を有する取引行為者に帰属する。その意味で土地価格は機能価格であって、通常考えられているような資産価格ではない。

こうした分析の政策的含意は次の通りである。



第3図 高層化モデル

まず第一に、土地の需給状況と住宅（等）の需給状況とを混同しないことが必要である。すなわち(4)(5)よりみられるように正常な市場における土地価格の変動を規定するものは基本的には土地用役に対する需給関係の変動であって、「資産」としての土地ストックに対する需給関係の変動はあくまでもその結果に過ぎない。

因みに、東京都における事務所の空室率は昭和五七年から六二年の間に○・八%から○・三%に低下していくことが指摘されている(10)が、陳腐化要因を考慮すれば、需給逼迫の状況がこの期間に急激に変化したとはいえないようであるし、また東京都の住居区域に関する空屋率は、昭和五八年では、都心三区（千代田区、中央区、港区）で一〇%内外、都下の「四市四区」域で六%—一・一%弱であることが分かる。

第一に、土地の空間的利用の促進＝高層化は、個人に対する住宅（等）の供給量を増大させるが、個人に対するストックとしての土地供給を逆に減少させる。すなわち高層化の進展がもたらす urban exodus は大都市のドーナツ化現象を促進しつつあるが、それによってかえりて宅地の稀少化が促進され、地価の高騰を招く。その結果、宅地需要は近郊から遠隔地や地方都市に波及し、そこでの地価上昇を惹起する。したがって都市区域の高層化は、適切な都市計画のむじで遂行されるべきであり、乱開発にゆだねるべきではない(11)(12)。

第三に、われわれの呈示した擬制的市場における通常型非線形需要曲線仮説は、地価対策を中心として中間取引における土地需要の抑制におくことの含意する。そのための施策としては、中間的取引行

為者による土地取引の規制（適性化）、特に国土利用法によるといふ監視区域制度や都市計画法の活用、土地担保融資の規制、超短期土地所有重課制度などの有効活用が必要である。

第四に、居住者に対する土地所有課税の重課は、擬制的市場の形成のむじでの土地問題の基本的な解決には成り得ない。土地供給の増加は、不本意な個人の urban exodus は依存するのではなく、正常な市場形成への復帰と投機的な需要の抑制による土地価格の沈静化を通じての自發的な土地供給の促進（これは土地入手の比較的容易になるむじによる移動の喚起による）によって行うべきである。

第五に、擬制的市場における土地ストックの所有権の移転に関する思惑投機を回避するためには、国公有地や私有地の利用、開発に当たって、所有権の移転を伴わない土地信託制度等を活用すべきである。また地価上昇による法人土地資産の含み益の発生は中間取引による土地投機への参入の動機づけともなるのだ、こうした志向を回避するため、法人土地調整税の附加等による調整を行つ。

これらの施策は戦後の日本社会の安定と健全性を支えてきた基盤である中産層の、大都市圏における地価高騰を通じての両極分化を阻止し、大都市中心部のスラム化を防ぎ、居住者に支えられた都市文化を保持するためにも必要であると思われる（ニューヨーク現象の防止）。

を持続している（東京都企画監議室『土地関係資料集』一九八七年版）。

(3) 例えば都市の地価上昇は不燃化率の上昇を上回っていることが示される（同上）、また高層化と地価上昇の因果関係については大都市近郊地域の経験的事実として知られている。

(4) 国土庁「土地購入者アンケート調査」（一九八七年）『国土利用白書』前掲、四一—四二ページ。

(5) その例は遠隔地への人口移動に表現される（東京都『住民基本台帳』による東京都の世帯と人口）昭和六二年一月。

(6) Friedrich v. Wieser, *Der Naturliche Werth*, 1889. Carl Menger, *Grundsatze der Volks-Wirtschaftslehre*, Zweite Auflage, 1923. (八木紀一郎、中林友太郎、中島芳郎訳『一般理論論述』) (7) ハウス (Haus), Friedrich v. Wieser, *Theorie der Gesellschaftlichen Wirtschaft*, Zweite Auflage, 1924 (Grundris der Sozialökonomik, I. Abteilung, II. Teil).

(8) Fisher, Irving, *The Theory of Interest*, 1930.

(9) 例えば、(i) 東京圏における土地取引において、民間法人による売買の比率が昭和五八年以後急上昇している、とくに東京都の占めていること、(ii) とくに個人の売越し、民間法人の買越しという現象が明らかになってることが示されている。(iii) また昭和六

一年には東京都10区(千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、品川区、目黒区、渋谷区、豊島区)において転売回数1回以上の転売件数が総取引件数に占める割合は一七・三%に上ること、そのうち三回以上の転売件数は総転売件数の一〇%を占めること、及び(iv)同年の練馬区を加えた都心一区の転売取引に占める法人の比率は八七・八%を占めることが明らかにされている。(v)その結果として、東京都下の民有地の所有者は個人から法人へと移転していく傾向が現われている(東京都企画審議室『土地関係資料』一九八七年度)。これらの事実は近年の東京圏における地価高騰には法人の転売取引を含む法人買いの行動が大きな役割を果たしていることを示している。これには更に土地売買をめぐる不法事案の発生(昭和六一年の一〇六件から六二年の九カ月で三〇九件へ)を伴つており、その八割は五大都市に集中している(国土庁『国土利用白書』昭和六三年版、六七一六九ページ)。

(10) 國土庁『國土利用白書』昭和六三年版、七五ページ。

(11) 総務省統計局『昭和五八年住宅統計調査報告』(第三巻その13、東京都)中のデータより算出。

(12) 最近の総理府による「土地問題に関する世論調査」は国民の間の持家一戸建志向が潜在的に依然として強いことを示している(国土

庁『國土利用白書』平成元年版、一〇八一一四ページ)。

(13) この点に関連して、いわゆる(ストックとした)「土地の有効利用」がスペースの過密をもたらすことを含意するのであれば問題をはらむであろう。第3図は建ぺい率を四〇%とした場合、一〇〇m²の九区画の宅地が高層化に伴ってⅦ号地に集約利用される例の図解である。従来通りの空地率を保持するためには五・四区画が別に必要で、この部分は日照・通風などの状況によっては尚過少ともみら

動学的レオンティエフ・モデルにおける最適安定化政策

伊藤幸雄

〔名城大学短期大学部〕

一 序

本報告では、戦後の日本経済、特に一九七三年の第一次オイル・ショック以降の石油大量消費型から節約型へのエネルギー需要の変換、および一九七九年の第二次オイル・ショックを契機とする円高と内需拡大政策による、日本経済のドラスティックな産業構造の変化を頭におき、政策論的観点から動学的レオンティエフ・モデルを使って、総需要政策としての最適安定化(制御)政策をしたと仮定した場合、各産業への影響、あるいは効果を見ようとするものである。この際、総需要を表すモデルとして、簡単な日本経済のマクロ計量モデルを前提とした需要喚起型の経済安定化政策を考察する。

ここでの目的は、動学的レオンティエフ・モデルにおける最適安定化政策の理論的枠組みと簡単な日本経済の年次マクロ計量モデルを使った説明的実証例によって、一つの政策構造の可能性を示すことにある。

各産業分類は、四三部門の産業連関表から、第一次産業、第二次産業、および第三次産業と分類する。
報告論文の構成は、次のとおりである。第二節では、動学レオンティエフ・モデルと結合した計量モデルを基礎とした最適安定化政

れるので、結局、住宅地域の高層化は、宅地供給の減少効果を通じて、土地価格の上昇を増幅させる以外の何ものでもないといえよう。市街地農地対策についても、こうした点を考慮し、不用意な投機を招く結果にならないよう、また災害対策との関わりを十分考慮する必要がある。

策の政策的枠組みと最適解の導出、および閉ループ経済システムの構成による各需要項目の産出と、逐次的レオンティエフ・オーブン・モデルによって、各産業の産出高を得る政策構造を明らかにし、第三節では、前節で展開された政策的アプローチの実際的応用性を検討するために、簡単な日本経済の計量モデルを構築し、推定し、結果を示す。第四節では、第三節の計量モデルを用いた制御政策による各産業の産出量のシミュレーション実験が示される。最後に、このような動学的レオンティエフ・モデルとマクロ計量モデルを結合した最適安定化政策の問題点と今後の課題を述べる。

II 最適制御政策とレオンティエフ・モデルの結合

今、次のような状態空間表示による誘導型線形計量モデルを考える。

$$y_t = Ay_{t-1} + Bu_t + Cd_t \quad (1)$$

ここで、 $y_t = n$ 次目標変数ベクトル、 $u_t = m$ 次元制御(政策)変数ベクトル、 $d_t = 1$ 次元外生(与件)変数ベクトル、 A 、 B 、 C は、それぞれ $n \times n$ 、 $n \times m$ 、 $n \times 1$ の推定済み係数行列である。一方、社会厚生損失関数として考えられる二次評価関数は、次の形で与え

今後厳密な検討を要する。(3)(2)と関連し、 B の符号によって、経路の違う場合、部門間別の目的関数を考えねばならないであろう、と答えた。

その他、清水氏の細部にわたる貴重なコメント・意見を頂いたので、紙面にて、深く感謝を致したいと思います。

主要参考文献

- (1) 伊藤幸雄「階層的計量モデルの安定化政策—分権的地域経済モデルへの適用」『日本経済政策学会年報』第三十六号、勵草書房、一九八八年、九七一〇三頁。
- (2) Livesey, D., "Control Theory and Input-Output Analysis," *International Journal of Systems Science*, Vol. 4, 1971, pp. 437-440.
- (3) 新飯田宏『産業連関分析入門』東洋経済新報社、一九七八年。

市場期待と金融政策

浜田文雅

（慶應義塾大学）

一 問題の所在

金融政策の貨幣・証券市場に対する効果について考察する場合、投資家の期待が果たす役割を看過することはできない。投資家の期待の相違の分布の平均値を、ケインズの示唆にしたがって、市場期待と呼ぶことにしよう。貨幣政策が、貨幣供給の変化を通じて利子率を変化させるのみならず、個々の投資家の期待の変化が市場期待を変化させ、それがマクロ経済全体の流動性選好を変化させることによって、利子率は変化するのである。この研究では、貨幣政策が市場期待に及ぼす効果、および市場期待の反応が鈍い（inelasticであるいは dampening）場合と過敏な（elastic）あるいは explosive）場合のそれについての利子率への効果の相違について考察する。

二 期待の分布と市場期待・利回りの変化

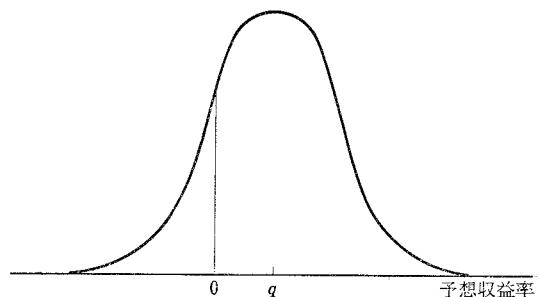
個々の投資家が証券の予想収益率に対してもつ期待は、将来に対するそれぞれの見解の相違を反映していると考えることができる。予想収益率がプラスならば、投資家は貨幣を手放して証券に投資する。予想収益率がゼロかマイナスであると考えるならば、その投資家は、証券を売って貨幣に換える。証券を保有せず、貨幣の形で資

産を保有していた投資家が、後者と同じ期待を持つならば、その投資家は貨幣を持ち続け、市場の様子を見守ることになるであろう。図1には、横軸に個々の投資家の予想収益率をとり、縦軸に対応する相対頻度が目盛られている。この図は、ケインズ（1936）およびトーマン（1958）にしたがう「見解の相違」理論に基づいて、浜田（1988, 1989）の中で描かれたものである。

図1において、市場全体としての平均予想収益率は、点 α で示されている。この図の場合には、平均予想収益率はプラスになっている。投資家は、貨幣または証券（一種類とする）ですべて同額の資産を持ち、貨幣と証券は完全代替の関係にあると仮定しよう。そうすると、図における斜線の部分に対応する予想をする投資家は、資産のすべてを貨幣の形で保有しようとするであろう。したがって、斜線の割合を α 、投資家の資産総額を W で表すとすると、 αW が貨幣の投機的需要である。

証券の予想収益率は、証券価格の予想変化率と利回り（以下においては、これを利子率と同一視する）の和に等しいと考えることになると、現行利子率の変化が証券の予想価格の変化率にどのような変化を生じるかについての仮定を置くことによって、市場期待の変化の方向にしたがって証券の需給関係、さらには証券価格・利回り

図 1 投資家の期待の分布



の変化を分析することができる。ある適切な前提のもとでは、予想収益率がプラスであると考える投資家の全体に占める割合が五割を超えるは、証券の価格は上昇し利回りは低下する。市場が均衡している状態において、利子率が r_0 として、証券価格が $1/r_0$ 上昇すると、利子率は r_0 % ポイント低下するであろう。このときにもし市場全体としての平均予想収益率が低下する（市場期待が dampening）ならば、証券の価格は低下し利子率は上昇する。しかし、逆に上述の変化に対して平均予想収益率が上昇する場合（市場期待が explosive）には、証券の超過需要が発生し、証券価格は上昇し利子率が低下する。証券価格の上昇による利子率の低下がそれと同一の平均予想価格の上昇をもたらす場合（市場期待が neutral）には、証券および貨幣需給はそれぞれに均衡したままであり、証券価格・利子率は初期の変化によるものだけが残ることになる。以上の考察では、ケインズ的な貨幣・証券市場が想定されている。したがって、ここでの新しい問題は市場期待が外性的な変化に対しても反応する型を減衰型（dampening）、発散型（explosive）や中立平行型（neutral）の三つに分類して、これらが貨幣政策の効果を考察するかどんどのような問題を生じるかを明らかにしなければならない。

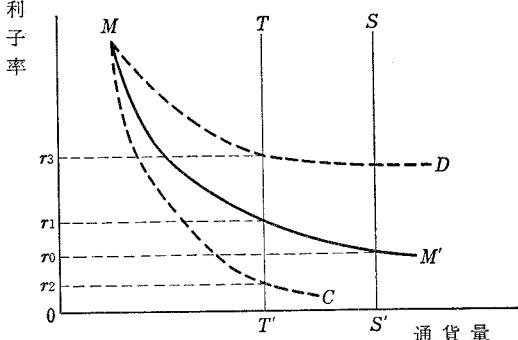
III 貨幣政策の効果

貨幣市場に対する通貨当局の最近の政策的介入は、オペレーショ等による短期資金市場の金利操作によるとされている。仮に、このような政策介入によってマネー・サプライをコントロールすることができたとしよう。図 2 の縦軸に利子率（証券利回り）をとり、横軸にマクロ経済の規模で調整した貨幣量（例えば、 M_2/CD ）をとる。マクロ経済の貨幣需要曲線は MM' によって、また貨幣供給は垂線 SS' によって表される。したがって、均衡利子率は r_0 である。そこで、貨幣当局が何等かの手段によって、マネー・サプライを引き締めたとしよう。新しい貨幣供給は垂線 TT' に移行する。ここで、市場期待は中立平行型であるとしよう。そうすると、貨幣需要曲線は MM' の位置に留まらか、均衡利子率は r_1 へ上昇する。これは全く教科書的な場合である。

IV 貨幣政策の間接効果

市場期待が減衰型の場合には、貨幣供給の引締めは、上述の議論にしたがって、証券価格の低下・利子率の上昇が平均予想収益率の上昇（予想価格の低下率の絶対値が利子率の増分より小）するなら、証券の超過需要が発生し、貨幣需要は利子率に対しても弾力的になるべきであらう。

図 2 貨幣政策の効果



期待の型は、通貨当局の行動に関する情報に対して、きわめて敏感に変化する可能性が強まっている。このことを考慮すれば、貨幣政策は、早めに予防措置の姿勢を取って、ゆっくりと着実に進められるべきであらう。

図 2 は、均衡利子率の上昇は起きないであらう。图 2 は、均衡利子率が逆に低下する場合を示している。
市場期待が発散的である場合には、通貨当局による貨幣供給の引

参考文献

- 浜田文雅（1988）「期待の分布と証券価格の変動」、理論・計量経済学会報告集III、九月二十四日。
- （1989）「期待の分布と証券価格の変動」、金融学会編『金融学会報』六十七号。
- ケインズ、J. M. (1936)『雇用・利子及び貨幣の一般理論』、塙野谷祐一訳、東洋経済新報社、第一五章。
- Tobin, J. (1958), "Liquidity Preference as Behavior towards Risk," *Review of Economic Studies*, 25, No. 67, reprinted in economics, Vol. 1, *Microeconomics*, North-Holland, Amsterdam, 1971.

五 結論

通貨当局は、その貨幣政策の実施に際して、市場期待の弾力性の大きさおよびその方向についての予測をしなければならない。市場よりも遙かに高く上昇してしまうであらう。

結論

租税回避行動と租税政策

藤岡 明房

▲静岡大学▽

一 租税回避行動

租税政策を検討するに当たって、納税者の行動についても分析しておることが重要である。納税者は税が課せられた場合、喜んで税を納めることは少ないであろう。通常は、なんらかの租税回避行動を行う。租税回避行動には、節税などの合法的な租税回避行動(tax avoidance)・脱税などの非合法的な租税回避行動(tax evasion)が存在する。また、納税者は家計と企業に分かれるが、各々の租税回避行動は同じではない。しかし、従来は家計(あるいは労働者)の租税回避行動の分析が中心であり、企業の租税回避行動の分析はほとんど行われてこなかった。そこで、企業の租税回避行動、特に間接税が課せられている場合の租税回避行動の分析を行うことにする。また、租税回避行動のうち非合法な租税回避行動、すなわち脱税の場合に限定して分析していく。

二 物品税と企業の最適化行動

間接税の代表として物品税を取り上げることにする。物品税とは、生産者が納税者であり、価格転嫁が行われて消費者が担税者になる租税制度である。物品税の課税方式としては、従価税と従量税があ

るが、ここでは従価税についてみてみることにする。そこで、従価税の税率を t 、消費者価格を v 、生産者価格を w とする。すると、従価税の関係式が得られる。

$$p = (1+t)v \quad (1)$$

物品税が課せられているとき、企業は脱税をしないとする。企業の主体的均衡条件は次のようになる。

[モデル1]

$$\begin{aligned} & \max \quad \pi = px - wl - tqx \\ \text{s.t.} \quad & x = x(l) \quad (x_l \equiv \frac{dx}{dl} > 0, \quad x_w \equiv \frac{dx}{dw} < 0) \end{aligned} \quad (2)$$

$$q = p/(1+t) \quad (4)$$

ここで、 π = 利潤、 x = 生産量、 w = 労働賃金、 l = 労働量、である。また、(2)式は物品税が課されている場合の利潤を表わし、(3)式は生産関数を表わし、そして、(4)式は生産者価格と消費者価格の関係を表わしている。

このモデル1を解くと、

$$p = \frac{(1+t)v}{x_l} \quad (5)$$

という最適条件が得られる。この最適条件に基づいて企業の供給関数が得られる。その供給関数の形状は、(5)式を満たす生産量 x と価格 v の組み合わせの軌跡になる。そして、賃金 w や物品税率 t が変化するとシフトする。

III 企業の租税回避行動の定式化

物品税が課せられているとき、企業は租税回避行動を行うものとする。この場合、企業は脱税が成功した場合の利益と失敗した場合の損失を比較しながら自分の行動を決定するはずである。そこで、ファン・ノイマン=モルゲンショーテルン流の期待効用理論を適用して分析することにする。分析の簡略化のため、以下の仮定を設ける。

仮定1 企業は危険中立的行動をとる。

仮定2 脱税が成功する確率 θ と失敗する確率 $(1-\theta)$ は一定。

仮定3 罰金の額は、不正をした物品税の脱税額の一割割合 ρ と

する。

脱税が成功した場合の利潤 π^a と失敗した場合の利潤 π^b は、

$$\pi^a = px - wl - t q x - V \quad (税率 \theta) \quad (6)$$

$$\pi^b = px - wl - T \quad (7)$$

となる。ここで、 T = 企業が物品税額のうち脱税せずに納税した額、 V = 摘発されて徵収される罰金額、である。

物品税の課税ベースのうち脱税した割合 κ ($0 \leq \kappa \leq 1$) で表わすと、 T となる。

ここで、企業が脱税を行う場合の最適労働量 x^* と、脱税を行わな

$$\max \quad EU(\pi) = \theta U(\pi^a) + (1-\theta)U(\pi^b) \quad (8)$$

$$\text{s.t.} \quad \pi^a = \frac{(1+k\rho)}{(1+t)} px - wl \quad (9)$$

$$\pi^b = \frac{(1-k\rho)}{(1+t)} px - wl \quad (10)$$

と整理できる。

物品税が課せられているとき、企業が脱税を行なえば、その最適化行動は次のように定式化できる。

[モデル2]

$$\max \quad EU(\pi) = \theta U(\pi^a) + (1-\theta)U(\pi^b) \quad (11)$$

$$\text{s.t.} \quad \pi^a = \frac{(1+k\rho)}{(1+t)} px - wl \quad (12)$$

$$x = x(l) \quad (13)$$

$$x = x(l) \quad (14)$$

$$x = x(l) \quad (15)$$

$$x = x(l) \quad (16)$$

$$x = x(l) \quad (17)$$

$$x = x(l) \quad (18)$$

$$x = x(l) \quad (19)$$

$$x = x(l) \quad (20)$$

この場合の労働量 \bar{t} を比較してみる。

$$\theta t \geq (1-\theta)\rho \text{ のとき, } l^* \geq l \text{ (復合同順)} \quad (17)$$

となる。そのため、脱税が成功したときの期待税率 $(\theta t - (1-\theta)\rho)$ が、脱税が失敗したときの期待罰金率 $((1-\theta)\rho)$ を上回っていける場合には、脱税をしたときの最適労働量 \bar{t} の方が、脱税をしなかったときの最適労働量 \bar{t} よりも大きくなる。逆は逆である。

最適条件に基づいて比較静学分析を行ってみる。

$$\frac{dl}{dp} > 0, \frac{dl}{dw} < 0, \frac{dl}{dt} = \text{sgn}\{-B\} \quad (18)$$

$$\frac{dl}{dp} < 0, \frac{dl}{d\theta} > 0, \frac{dl}{dk} = \text{sgn}\{B\} \quad (19)$$

ここで、 sgn は待機条件を表わす記号である。 $B \equiv \theta t - (1-\theta)\rho \geq 0$

\Rightarrow の式の結果に基づいて脱税を行った企業の供給関数を求めてみる。

$$x^s = x^s(p; w, t, p, \theta, k) \quad (19)$$

この供給関数の性質を調べてみる。

$$x_p^s = \frac{\partial x^s}{\partial p} = \frac{dx}{dp} - \frac{dl}{dp} > 0, \quad (\text{同様に}, x_w^s < 0, x_t^s \leq 0) \quad (20)$$

$$(\Leftrightarrow \text{sgn}\{B\}), x_p^s < 0, x_\theta^s > 0, x_k^s \leq 0 (\Leftrightarrow \text{sgn}\{B\}) \quad (20)$$

図 脱税を行なった場合の市場均衡分析

消費者の需要関数を、

$$x^d(p) = x^d(p; w, t, p, \theta, k) \quad (21)$$

故に、

$$\theta t \geq (1-\theta)\rho \Leftrightarrow \frac{dEU(\pi)}{dk} = 0 \quad (22)$$

25

この結果から、 $\theta t > (1-\theta)\rho$ のときは、脱税の割合 k を大きくした方が期待効用水準が高まるので、 $k=1$ に近づいていく最終的には完全に脱税する。逆は逆である。

五 脱税の厚生経済学的検討

脱税は、通常、社会倫理的には望ましくないと言われている。しかし、脱税の意味を経済的に明らかにするためには、厚生経済学的検討が必要である。そこで、脱税が経済の効率性に与える影響を調べてみることにする。

物品税が課せられたときに、企業が脱税を行わないものとするし、企業の供給曲線は $p = (1+t)w/x_l$ で表わされる。この供給曲線と物品税が課せられたときの供給曲線 ($p = w/x_l$) を比較してみると、物品税の分だけ乖離することになる。

次に、企業が脱税を行う場合の供給曲線は、主体的均衡条件から、 $p = (1+t)w/Ax_l$, ($A \equiv 1 + k$ [$y_t - (1-\theta)\rho$]) しない。そのため、 $\theta t > (1-\theta)\rho \Leftrightarrow A \geq 1$ である。ここで、 $\theta t > (1-\theta)\rho$ のケースについて、図1を利用して脱税の意味を調べてみることにする。 $A > 1$ のときの、脱税を行った場合の供給曲線は、脱税を行わない場合の供給曲線より下にいく。そして、脱税を行わない場合の死重損失 (dead weight loss) は $4aEE'$ 、脱税が行われる場合の死重損失は $4bEE'$ である。そのため、脱税が行われない場合より脱税が行われる場合の方が経済効率は高くなる。このことから、効率性の基準から判断すると脱税は経済的に望ましいことになる。しかも、脱税の割合 k も変化させる場合には、ますます脱税する傾向になら。

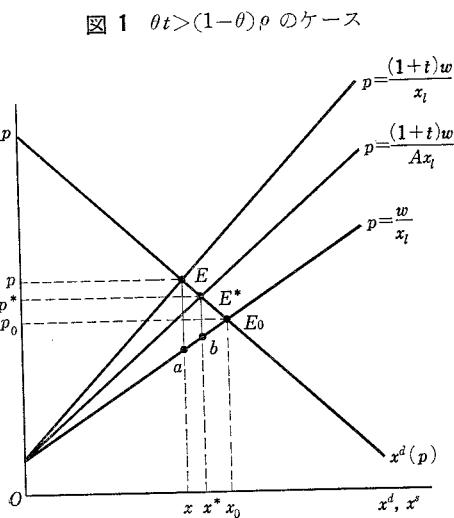


図 1 $\theta t > (1-\theta)\rho$ のケース

ため効率性は一層高くなる。

これに対し、 $\theta t < (1-\theta)\rho$ のケースでは、脱税を行う場合の供給曲線は、脱税を行わない場合の供給曲線より上になる。そして、脱税を行う場合の死重損失は、脱税を行わない場合の死重損失よりも大きくなる。そのため、このケースでは脱税によって効率性は低下する。しかしながら、このケースの場合脱税の割合 k を変化させると、最終的には脱税がなくなるため、供給曲線は脱税が行われていない場合の供給曲線と同じになってしまつ。

この定式化から、企業が脱税する場合の市場均衡条件は次のようになる。

$$x^d(p) = x^s(p; w, t, p, \theta, k), \quad \frac{dp}{dw} > 0, \quad \frac{dp}{dt} = \text{sgn}\{B\}, \quad \frac{dp}{dk} > 0, \quad (22)$$

六 結 語

本報告では、物品税が課せられているとき企業が脱税を行つたとしても、経済的には効率性が高まるケースが存在することが示された。これは、物品税が課せられたことによって生じた不効率性を、脱税という行動によつて是正したものといえる。しかし、本報告はあくまでも部分均衡分析の枠内での議論であり、限定された条件に基づくものであるため、脱税一般について成立するものではないことを付け加えておく。

(付記)

本報告に際して、討論者の中桐宏文先生（法政大学）より貴重なコメントをいただいた。また、フロアーより横山彰先生（城西大学）、牛丸聰先生（青山学院大学）、など何人の方々からもコメントや質問をいただいた。記して謝意を表します。

規制緩和の政治経済学

—アメリカの航空輸送のばあい—

榎原 肇 夫

（同上）

II

科学的に合理的と思われる経済政策がなぜしばしば住民の反対にあい、ゆきづまるかについては、いろいろな視点からの分析が可能であろう。そのなかのひとつ論点は、経済学が収入と費用を論じるように行政や政治にも住民の感情を反映した政治的な意味での収入と費用があり、経済的な利潤極大（限界収入＝限界費用）均衡と政治的な利潤極大均衡とのあいだに差があるということである（1）。しかしその論点からは規制緩和の方向への経済政策の転換は評価しにくい。なぜなら規制緩和はしばしば既得権益への挑戦であり、既得権益への挑戦は行政や政治家にとって自殺行為となりかねないからである。

そこでこの報告では規制緩和がもつと早くすんだ国のかつてあるアメリカをとりあげ、規制緩和の政治的プロセスをたどりながら、なぜ、そしてどういう環境のもとで政策の転換が可能であったかについて論じる（2）。そして規制緩和に関連して、経済学を応用した政治モデルの妥当性についても評価することにする。ただし規制緩和そのものの評価はこの報告の範囲ではない。

一方、政治家たちは民意を反映すると考えられる政治的なマジョリティ（M）を極大にしようとする仮定しよう。政策Aによって影響をうける人たちの総数をNとし、そのうち便益をうける人たちの数をn、したがって費用を負担する人たちをN-nとしよう。もし n人がすべて政策Aに賛成し、(N-n)人がすべてこれに反対するとすれば簡単に票をよむことができる。しかし現実には不確実性が

存在する。通常ある政策にたいする積極的な賛成や反対は利益享受者、費用負担者の一部である。影響をうける人のなかには少なからぬ無関心層や、それによって政治的立場を変えない人がいる。そこで便益享受者が賛成票を投じる確立を η 、費用負担者が反対票を投じる確率を φ としよう。そうすれば $M_a = np - (N-n)\varphi$ という公式が成りたつ。同じことを B についても計算することができる。その結果 $M_a > M_b$ であれば、政策 A は経済的にも政治的にも合理的な政策であるといえる。しかしもし $M_a < M_b$ であれば、政治家と経済学者のプライオリティーは一致せず、政治家は経済学者の意に反して B を採用することになろう。上式において右辺第一項を政治的収入、第二項を政治的費用と考えれば、 M の極大は政治的限界収入と政治的限界費用とを等しくすることによつて達成されることになる。

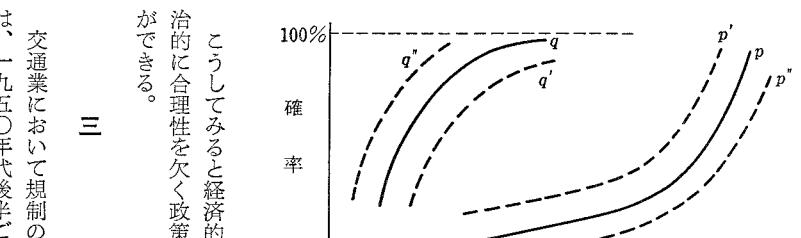
さて η と φ は何によつて決定されるであろうか。 η や φ を決定する要因には、(i) 便益と費用の総額、(ii) 便益享受者と費用負担者の数、(iii) 便益や費用の享受者および負担者にたいする配分、(iv) 賛成派をまとめ、反対派を抑える（あるいはその逆をする）ための運動費、宣伝・広告費などが考えられる。

いまある公共プロジェクトで便益の総額は費用の総額よりも大きいとしよう。しかし通常の公共プロジェクトでは便益享受者の数はきわめて大きく、一人当たり便益額は小さくなり、したがつてまた η も小さくなる可能性がつよい。一方、費用負担者の数は小さく、一人当たり費用は大きく、 φ も大きい。

一人当たり便益と確率 η との関係、一人当たり費用と確率 φ との関係は図のようであると想定される。

いまある公共プロジェクトで便益の総額は費用の総額よりも大きいとしよう。しかし通常の公共プロジェクトでは便益享受者の数はきわめて大きく、一人当たり便益額は小さくなり、したがつてまた η も小さくなる可能性がつよい。一方、費用負担者の数は小さく、一人当たり費用は大きく、 φ も大きい。

一人当たり便益と確率 η との関係、一人当たり費用と確率 φ との関係は図のようであると想定される。



こうしてみると経済的便益の総額は費用の総額よりも多くても、政治的合理性を欠く政策がありうることは少なくとも理解することはできる。

III

交通業において規制の緩和と競争の重視が必要であるという考え方で、反対派が何もしなければ多いほどかさばると考えられる（3）。

関係は図のようであると想定される。

確率曲線のかたちが異なるのは、現代人が便益をうけるのは当然、費用を負担するのは不當と考える傾向をもつからである。

運動を組織したり、宣伝・広告を積極的におこなえば、確率曲線はシフトする。賛成派が運動し、反対派が何もしなければ η は η' になるかもしない。反対派も同様に確率曲線に影響を与えることができる。

ただし確率曲線をシフトさせると必要な運動費は人数が多くなる（3）。

交通業において規制の緩和と競争の重視が必要であるという考え方で、反対派が何もしなければ多いほどかさばると考えられる（3）。

は、一九五〇年代後半から経済学者のあいだで論じられていた。

しかしそれは孤独で弱々しい主張にすぎず、声をあげている経済学者自身が交通業において競争が実現されるとは信じていなかった。彼らの多くは、規制機関は結局において産業を保護する立場にあり、規制は産業が獲得したものであつて産業の利益になるよう運営されると考えていた（4）。政治理論も同様で、規制機関は、企業や労働など競争から保護され、かつ強固な組織をもつた利益集団に奉仕する、自己保存本能をもつた団体であると論じていた。すでに述べた簡単な政治モデルでも政治家は M を極大にすること以外は何もしない存在として抽象化されている。

周知のようにアメリカにおける交通業の規制緩和は一九七五年から一九八〇年のあいだに一举におこなわれた。

航空についてみると規制緩和について当初すべての関係者は反対であるが無関心であった。航空業界はもちろん反対であった。運賃の高値設定と参入制限によって保護されてきた業界を競争の乱気流にさらそうとするのであるから、かれらがこそつて反対したのは当然であった。労働組合の反対も強力であった。規制緩和後に生じた首切り、賃金引き下げなどの事態を考えると、労働組合の反対も十分に理解しうる。

政策の転換にあたつては業界内部の利害対立を利用するというのもよく採られる手段であるが、当時の航空業界には大小、トランク、ローカルのあいだに利害の対立はなかつた。参入希望者はありましたとしても、経済的にも政治的にも弱体であった。

規制が民間航空の現状にあわなくなり、航空のいつそつうの発展を阻害していたという説もあるが、もしさうなら規制撤廃の動きは航

空関係者のあいだから生じていなければならぬ。しかし事実はそうでなかつた。

一九六七年から一九七三年のあいだにアメリカでは消費者保護、環境保全、職場における健康と安全などいくつかの社会立法が制定されている。それらの立法は、いわばよく組織された少数派の犠牲において組織されない大衆の利益を守ろうとしたものであつたといえる。規制緩和もそれらと同じような社会立法であるという考えがある。しかし民間航空についてみると、消費者のあいだに現状についてさほど大きな不満はなかつたし、規制問題について気づいていた人や政策転換を要望した人もいなかつた。ラルフ・ネーダーはたしかに民間航空における消費者保護運動を展開したが、消費者保護立法の成立にかけたほどの熱心さは示さなかつた。

こうしてみると、なぜアメリカが「オーピン・スカイ」にこだわったのであらうかという疑問が生じる。少なくとも既存の政治理論からみるかぎり、それはまるで「なぞ」である。自己保存本能をもつてゐるはずのCAB（民間航空局）はある段階から規制をつきと放棄し、やがて自分自身をも消滅させてしまつたし、政治家は消費者がたいして不満をもつていてない問題について既得権益との戦いをいどんだのであつた。

そこでこの報告では、規制撤廃に関与したおもなプレイヤーを取りあげ、それぞれの立場の分析からはじめる。プレイヤーのなかには航空会社、労働組合、規制機関に加えて、経済学者、研究機関、政治家（大統領と有力議員）、運輸省がふくまれる。

経済学者については、一九五〇年代に新たに産業組織論という領

事が成立し、個別の商業のパリティオーマンスの研究をつうじて競争の効率性にたいする実証的根拠が提供されたこと、産業の研究はブルッキングズなどの政策研究機関の資金援助をうけて、大量の書物やモノグラフをうみだしたこと、一九六〇年代に科学重視の時代ムードにものって若い経済学者が政府部門に雇用されたこと、そして

政治家についてはフォード、エドワード・ケネディ、カーターの考え方とかれらのはたした役割がとりあげられる。デレギュレーションはレギュラトリ一・リフオームの延長であつて、フォード政権下でインフレ対策としてはじまつたものである。それは雇用重視への「一七九度」の政策転換がおこなわれたのちも、部分的にはフォード自身の頑固さのゆえに「アメリカの理想」という哲学的根柢のもとに存続する。さらにE・ケネディ、カーターは規制緩和を異なる思想と異なる政治的理由でうけついでいく。そのようなプロセスが分析される。

そしてアメリカにおける運輸省の成立と規制機関との関係が論じられる。運輸省が設立されたとき、規制機関はすでに数十年も前から存在していたため、運輸省は最初から政策立案機関とならざるをえなかつた。運輸省は経済学者を多くやとい、つねに競争重視の政策展開を主張した(5)。

このようにみてくると、プレイヤーの数をふやし、便益・費用に非金錢的要因をふくめることによって自己利益の追求という政治経済学のモデルは有効性の喪失を避けができることができるようと思われる。

最近における米国公共政策の理論的根拠

——シカゴ学派・ハーバード学派論争——

反独占経済学をめぐるシカゴ学派・ハーバード学派の論争はすでに久しいが、反トラスト法運用の主要な執行機関である米国司法省の態度に劇的変化が生じたのは、レーガン政権誕生以来である。それ以前においては、趨勢的に厳しい独禁政策が展開されてきた。例えば一九六八年にカーター政権下の司法省が公表した「合併ガイドライン」に従えば、その設定された厳格な訴追基準によって大手企業間の合併はほとんど不可能となつた。それというのも、当時の司法省は反独占の理論的根拠をハーバード学派に求めたからである。ハーバード学派は周知の如く「構造・行動・成果仮説」に立つ⁽¹⁾。したがつてもし市場構造が独占的であれば、市場行動も非競争的となり、資源の最適配分は阻害されて市場成果は貧弱、といふ帰結となる。またハーバード学派は現実の市場構造は寡占的市場構造に転化しているとの現状認識に立つから、公共政策によって現実の市場を競争的市場構造に改変し、資源の最適配分を達成しなければならないと主張する。このような論理に依拠する公共政策は必ずしも独占とか合併に敵対的な「構造規制政策」という性格を帯びるわけであ

この点でレーガン政権下の司法省は全く違の発想に立った。ハーヴィング

運用指針を発表した。一九八二年及び八四年の「合併ガイド・ライン」、庄巻は「ノン」、一九八五年の「垂直的制限に関するガイド・ライン」、庄巻は「ノン」、一九八六年に議会に提案された五本の改正案、とくに「合併近代化法」であって、これは合併規制法として有名な「クレイトン法」を直接改変しようと意図したものであった。さすがに当法案は議会で論議を呼び事實上廃案になつたが、これらにみられる司法省当局の貫した姿勢は、独占を経済合理的存在と捉えようとする考え方である。もし独占が経済合理性に富むならば、厳しい独禁政策は害にこそなれ、米国経済に寄与するものなし、という帰結に至る。事実レーガン政権は、従来の厳格な反トラスト政策は、米国経済の国際競争力を阻害した元凶の一つという認識をもつ。このような独占に好意的な姿勢は、従来の独占に警戒的な政策運用と余りにも対照的である。もちろんこのような、レーガン政権下の大膽な政策転換に理論的根拠を与えたのが、まさにシカゴ学派に他ならない。それというのもシカゴ学派がハーバード学派の論理に反論し、独占の効率性を常に主張してきたからである。そこでシカゴ学派の理論的特徴を検討してみよう。

小茹米清弘
^東洋大學▼

東洋大學

(1) 林原勝夫「校閲論賞にまつわる風潮と癡迷」『文選刊』研究年報第
九十七号。

(2) ハの報告の詳しい内容については日本交通政策研究会の記念論集
『発表された予定である』。

(3) Peltzman, S., "Toward a More General Theory of Regulation," *The Journal of Law and Economics*, 1976.

(4) Stigler, G., "The Theory of Economic Regulation," *Bell Journal of Economics and Management Service*, 1971.

(5) Dertchick, M. and Quirk, P.J., *The Politics of Regulation*, The Brookings Institution, 1985.

な制度とアメリカ的な政治状況のもとで、いくつかの偶然も重なつて成立したことを探している。特殊アメリカ的な規制緩和が今は世界中にひるがりつつあることをみると、アメリカという国的新しさがあらためて認識される(5)。

Posner) は「独占の社会的費用論」を展開する(2)。すなわち独占の生み出す超過利潤は必ずや競争を刺戟し、参入を誘発する。その激しい競争は競争者間の費用条件を引き上げて、結局独占の超過利潤は社会的費用に転化して、社会全体に分散される。因式的にいえば、社会の限界費用曲線は上方に引き上げられて、独占価格と一致し、市場価格と限界費用との一致が実現される。このようなボズナーの論理には二種の重要な含意が流れている。(1)独占は競争促進要因であること、(2)独占は参入障壁を形成しないことである。第一点は前述したことから明らかであるが、とくに限界費用と市場価格との一致は完全競争の理論が明らかにする資源の最適配分の条件であるから、その限りではボズナーの社会的費用論と完全競争理論との相違は消滅してしまう。したがってボズナーの論理に従う限り、独占を擁護こそすれ、独占を批判する理論的根拠は失われることになる。第二点もハーバード流の伝統的な産業組織論と全く異なる点である。参入障壁はハーバード学派において極めて重要な分析概念である。独占は参入障壁そのものであって、それが独占的市場における高利潤を説明する。同時にそれは悪しき資源分配の証左となる。したがってハーバード学派において独占が参入を誘発するという発想はない。しかしボズナーにおいては、参入障壁という概念は欠落しており、寡占的市場においても、事実上激しい競争が展開されていると、想定している。

このもうなボズナーの論理はシカゴ学派に共通する理論的特徴を形成する。事実シカゴ学派のイースターブルック (Frank H. Esterbrook) 自身によるシカゴ学派の要約とボスナーの論理とは同じである。もとよりシカゴ学派はシカゴ学派に共通する理論的特徴を形成する。事実シカゴ学派のイースターブルック (Frank H. Esterbrook) 自身によるシカゴ学派の要約とボスナーの論理とは同じである。

あって、結局支配的企業が下位企業から利益を刈り取る企業戦略である。これは最近特に重要性を増してきたが、このような市場の戦略的操作は静態的なシカゴ学派によっては説明できない。

以上のようなホーベンカンプの批判に対しシカゴ学派に立つ前記イースターブルックは反批判を試みている(3)。先ず第一の効率性の問題であるが、長期において消費者は資源配分上及び生産上の効率を強調する政策から最大の満足をうる。と。第二の批判点は、わちシカゴ学派は余りにも単純モデルという点であるが、イースターブルックは反トラストへのどんな接近も単純化されねばならない。単純化はデータを説明する限りでは理論の欠点ではなく理論の優秀性の証左をなす、と。また第三の企業の戦略的行動についてであるが、複雑なモデルの開発とその有用性とは別の事柄であり、複雑性と正確性とは二律背反関係にある。複雑なモデルが単純モデルより優れているという論理的必然性はない、と反論している。このようにみてくると、ハーバード学派とシカゴ学派間の論争において、いざが反対の立場をとる。ハーバード学派とシカゴ学派においては効率性目標が最大の消費者権益を実現するし、多目的政策は反対の立場をとる。ハーバード学派とシカゴ学派は反対の立場をとる。ハーバード学派は単純化された結果を生み出すに過ぎない。また単純モデルとのはいかない。ハーバード学派の立場からは、分配目標を無視するのは反対の立場をとる。ハーバード学派とシカゴ学派は反対の立場をとる。ハーバード学派は単純化されるべきであるし、また、このような多様な行動を激しい競争から識別するのはほとんど不可能、と反論する。従ってこのような論争の最大の成果は、いずれの学派がより高次の理

論的体系を有しているかを明らかにした点ではなく、両学派の理論的特徴を鮮明に対比させたという点である。しかば両理論の相違は一体どこから発したか。ハーバード学派に立つフォックス (Eleanor M. Fox) に従えれば(4)、両学派の主要な乖離は社会的政治哲学の相違に求められる、と。すなわち、シカゴ学派は政府の力を最も恐れるが、その批判者は同様に私的力を恐れる。またシカゴ学派は効率を正義と信するが、ハーバード学派はそうは思わない。このようにフォックスによつて両学派の基本的相違は両者の政治経済哲学上の相違に求められたが、反トラスト経済学上の相違をすべて哲学の世界に取り込むことは社会科学としての自己逃避である。

そこで以上の考察を考慮に入れて改めて経済理論の領域に立ち戻り、両学派の理論的性格の相違を検討すれば、結局両者の基本的相違は市場を競争的と規定するかどうかにかかっている。シカゴ学派に従えば、独占的市場においても競争は激しく展開される。なぜなら独占利潤は競争を誘発し、従つて独占企業も利潤極大者として競争的行動する点にきわめて懷疑的である。この点で注意すべきは、レーガン政権の誕生以来大型合併が相ついでいる状況である。大型合併はいまや野放しといつてよい。それは現在の米国政府はシカゴ学派の論理に従い、大型合併は経済効率性を増進すると捉えるからである。もとより企業行動の成果を評価するのはきわめて困難であり、また昨今の大型合併の成果を測るには、もう少し長期の観察が必要であるが、果して大型合併が経済効率性に結びつくかどうかが、

両学派の理論的優位性に一定の帰結を与えることにならぬ。なぜならハーリー・ミルトン（Milton Friedmann）が述べるようによつて、理論としての優秀性は、こまだ十分に観察されない現象について、妥当で有意な予測を生み出すことがあらぬかどうかに求められるからである。

最後に討論者の土井教元教授（関西学院大学）、伊東光晴教授（京都大学）、小西唯雄教授（関西学院大学）等から有意義なコメントを頂いた。紙面を理由して感謝の意を表します。

参考文献

- (1) D. F. Greer, *Industrial Organization & Public Policy*, Macmillan Publishing Company, New York, 1980, pp.11-12.
- (2) R. A. Posner, *Antitrust Policy—An Economic Perspective*, The University of Chicago Press, 1976, pp.11-12.
- (3) F. H. Easterbrook, "Workable Antitrust Policy", *Michigan Law Review*, Vol.84, No.8, August 1986, pp.1700-1710.
- (4) H. Hovenkamp, "Antitrust Policy After Chicago", *Michigan Law Review*, Vol.84, No.2, November 1985, pp.226-264.
- (5) E. E. Fox, "Consumer Beware Chicago", *Michigan Law Review*, Vol.84, No.8, August 1986, pp.1718-1719.
- (6) M. Friedman, *Essays in Positive Economics*, University of Chicago Press, 1969, p.7. 岩波謙二・長谷川裕訳『実証的論理学の方法と展開』(岩波書店、昭和五十二年、七八一六)。

評
書
『公私共経済』
著者 宏信野
川和美
<法政大学>
黒川和美著
『公私共経済』
著者 宏信野
川和美
<法政大学>
東洋経済新報社, 1988年, 226ページ,
定価 4,100円

一つシックヌード、それらのまじめにいふても無駄なく、優れて魅力的に簡潔に要点を示し、読む側の煩わしさをなくしている。その意味で水準の高い著作であると共に、本書を理解するためには学部レベルの基本的な知識をマスターしている必要があり、その意味でも水準が高いといえ。

各章毎に、議論の内容を示すと、

1章 「公共サービスと公共部門」は問題領域の紹介と位置づけられる事ができる。少し、量的な位置づけを含めて記述を増やしても良いかも知れないが、専門家を対象としているとなれば、規模や量的記述より、公共部門や公共サービスの性質についての記述を加えることも考えられる。

2章 「公共サービスの供給と費用負担」では、ペレート基準、経済主体の行動、公共部門と市場との関係、最適供給、規模の経済・外部性のケース、次善の最適、そして公企業の独立採算制度のむじでの公共性と企業性について、理論的説明とそこに生じる問題点が指摘されている。

3章 「料金制度の経済分析」では、ピーカー・ローネ料金、一部料金制、非線型料金について、従来の議論の発展に沿って手際よく理論を展開している。

本書は、副題にあるように「社会資本の理論と政策」が対象であり、従来ありがちであった制度論ではなくて、社会資本の整備に関する経済学としての基礎的な理論的裏づけを与えておくことが著者の狙いである。前半四つの章までは社会資本の管理・運営に関する議論を、また後半の五つの章についてはストック形成に関する議論を開いて、分配問題の基本にまで論究している。議論の展開はオ

4章 「自然独占の規制と競争」では、单一生産物、複数生産物の自然独占、参入と競争、競争の意義と限界、自然独占の規制、公正報酬率規制についてきわめて的確な理論的サービスがなされており、本書の中でも充実した章である。

5章 「公共資本の形成」では、費用便益分析の意義と限界公共

投資の最適ルールの考え方が論じられている。

6章「公共投資と資本市場」では世代間モデルを通して、市場の資源配分機能の評価、及び世代間の所得の再分配機能の評価を論じ、将来を含む公共投資の最適ルールに言及し、公共投資の意味を考えさせている。

7章「公共投資と所得分配」では、貯蓄行動と所得分配の不平等、効率と分配のジレンマ、公共資本の形成ルールと課税の議論を通じて、分配問題を整理し、議論の要点を提示している。

8章「公共サービスの供給と資金調達」では、公共財の理論を背景にして、世代交差モデルでの最適化条件の整理、さらに世代間の分配問題を念頭において最適な政策の模索、公共財の供給ルール、非中立的課税と中立的課税、公共投資の最適ルールが示され、国債の役割が論じられている。

9章「公共資本の形成過程」では、現実の世界に戻り、わが国の公共資本の形成過程を振り返って、不足型発展タイプの公共資本形成過程として経済的な意味づけを行っている。

以上が本書の目次に沿った内容の紹介であるが、章立て構成に工夫がなされており、また問題点に関する理論の整理が行き届いており、本書全体がこの分野の研究者にとってはありがたい情報の提供となっている。

書評の任に応えるために敢えて本書に対して注文をつけるとすればそれは二つの点に集約されるだろう。第一の点は、本書の副題となっている「社会資本の理論と政策」の政策論に関する部分についてである。一般論をいえば、政策指針として理論的展開、とりわけ

『開発途上国の経済分析 ——二重構造、開発援助、累積債務——』

今岡日出紀
<三重大学>

東洋経済新報社、1988年、176ページ、
定価3,300円

本書は七つの章と三つの補論によって構成されているが、それぞれの章、補論は著者がこれまでに国内外の学術雑誌に公表したものである。したがって、各章、補論ともにそれぞれが密度の濃いものであり、また独立、完結した論文として読むことも可能である。しかし一冊の著書として公刊されていることから考えて、個別の論文をそれぞれに取り上げて議論することは著者にとっても本意ではないであろうし、評者に与えられているスペースもこれを可能にするほどのものではない。個別論文をめぐる議論はそれぞれの学術誌上でなされたことを前提として、ここでは「開発途上国の経済発展に関する研究は経済学の中でも遅れた分野である」(はしがき)との認識のもとに、「開発途上国の全体像を理解する」(はしがき)べく著者自身が本書で示している諸々の分析枠組ないしは理論モデル

の根底にあると思われる、著者による開発途上国における経済発展像といったものを抽出し、それについて議論することにしたい。

本書で分析対象とされているトピックスは二重構造、経済援助、債務累積、インフレーションと多様であるが、これらを貫く著者の関心は資本蓄積のメカニズムである。まず、第六章および第七章で想定されている資本蓄積メカニズムについて考えてみると、う。それぞれの章で若干の複雑化が施されているが、この二つの章で想定されている基本的メカニズムは、新古典派ソロー・タイプの資本蓄積メカニズムである。しかもこの二章では、新古典派成長モデルにおける定常状態の比較静的分析手法でこのメカニズムが分析されている(1)。したがって定常均衡の安定性を保証するためには、左のような関係が満足されていることが必要である。

$$\frac{dY}{dK} > n \quad (1)$$

ただし、 $s = \text{時蓄率}$ 、 $\frac{dY}{dK} = \text{資本の限界生産力}$ 、 $n = \text{人口}$ (又は労働力) 増加率。

この式の意味するところは、資本ストックの増加率(左辺)が人口成長率(右辺)を越えることはないので、資本ストックの増加率はつねに人口成長率に等しい水準へと収束してしまうことを意味する。新古典派の成長モデルとは若干異なるルイス型二重構造モデルによってはあるが、資本ストックの増加率が人口成長率を上回らないような経済では、ネルソン的低水準均衡の良いに陥ってしまうことが著者によって示されている(第三章)。著者のこのような悲観的な見方は、結局、開発途上国における時蓄率が低いという判断に依存

定性的分析の政策に関するインプリケーションが、資源配分論の抽象的な枠以上ではないことである。この点はもちろん著者の責任ではなく、エコノミストに共通のものであるが、現実的な政策の場に適用するには、現実の問題の方がはるかに複雑で、その他の要因が支配する部分が多くすぎるのかもしれない。

料金論、独占論、世代間の所得分配を考える枠組みと、登場人物つまり配役については、読者の理解を得られるけれども、問題を目前にして政策を実施する人に、口実として使われる理論以上の何かを与えることが一層求められる必要がある。

第一の点は、各章の展開についてである。式の展開よりも結論を整理することが、本書のシナリオであるが、この分野を学ぶ次の世代にはいま少し導きの手があつてもよいかもしれない。

いずれにせよ、政策学会として本年公刊された研究書の中できわめて優れた一冊であると推奨するのが本書である。この一冊の理論書から、更なる政策的展開が期待できるという意味でも本書は推薦に値し、多くの研究者の目に触れることを期待して止まない。

しているようである。このような経済では、援助による資本蓄積率の増大効果も、それに対する債務還済による貯蓄減少効果によって意外と早く休止してしまうことになる。第六章、第七章の債務累積、インフレーション、マイナス成長についての分析のベースには、このようなメカニズムが想定されているのである。

(1)式を見れば明らかなように、人口成長率を与えたものとすれば、(1)式の不等式の向きは、結局、貯蓄率と資本の限界生産力の大きさに依存することになる。世界銀行の世界開発報告書によれば、一九六〇年から一九七九年にかけての低所得国の人口成長率が二・一～二・二%、中所得国の人口成長率が一・四～一・五%である。また同期間の国内貯蓄率は、低所得国で一六～二三%、中所得国で一九～二五%である。限界資本係数を三と仮定すれば、(1)の不等式の向きは低所得国についても中所得国についても逆になる。このような実証はより厳密におこなう必要があることは勿論であるが、評者の直観的判断によれば、(1)式の不等号は逆向きではなかつたのかと思われる。

第二章、第三章、第五章では一転して資本蓄積の動力学過程そのものが分析されていて、(1)式の関係は想定されていない。第二章では、インドネシアにおける資本蓄積の動力学過程を分析することによって、経済の資本・労働比率が拡張経路上にあることを示している。第五章では、資本蓄積過程に援助が導入されているが、一方でこの援助への債務支払が国内で利用可能な投資資源をその分だけ減少させるような想定の下で、資本蓄積の動力学メカニズムが分析されている。第六章ではこのモデルによって、低所得国においても中所得国にお

いても資本蓄積の動力学経路上に鞍点が存在することを示し、資本労働比率が小さい領域では、資本・労働比率が低下しながら債務累積が進む可能性があることを示している。

著者も指摘しているように、資本蓄積の減衰過程への突入は、貯蓄率を引き上げることによって回避可能である。一九六〇年から一九七九年にかけて、低所得国の国内貯蓄率は一六%から二三%へ、中所得国では一九%から二五%へと増加している。ここに示されている貯蓄率の増加では、多くの開発途上国の債務累積国への転落を防ぐには十分ではなかつたのだろうか。

以上、著者の分析枠組に対しても若干否定的ニュアンスをもったコメントを展開してきた。このことは決して本書の貢献を否定するものではない。開発途上国の資本蓄積メカニズムを、人口成長率、貯蓄率、資本の生産性といったオーソドックスな変数、パラメータの織りなすメカニズムとして提示し、そのなかで累積債務、インフレ、マイナス成長などについて分析してみせた貢献は大いに評価に値するし、経済発展論研究者にとって一読すべき文献となる。

- (1) ただし、第六章の比較静学的分析において、二つの異なる動力学方程式における定常均衡を比較するという方法がとられているのは、評者としては納得し難い。具体的には、一三一ページの(3.7)式と(3.8)式は、異なる動力学方程式の定常均衡を示すものであると考へる。一三七ページの(4.10)式と(4.11)式についても同様に考へる。定常均衡の比較静学的分析は、同一の動力学方程式上の異なる定常均衡の比較によってのみ可能だと思うのだが。

宮下国生著『海運』

佐々木實雄
<八千代国際大学>

現代交通経済学叢書 第6巻、晃洋書房、
1988年、202ページ、定価1,900円

して日本の現代海運業が占める地位をセオリーどおり問い合わせていい。もちろん研究者によつては、そこに示される分析のスタンスに異論もあるが、著者の宮下氏は、別の立場からの建設的な批判を可能にするようなフェアな議論を展開している。出発点における見解が理路整然としているので、以後の論旨も明快で、全体の構成がすっきりとしている。明示的に区分されているわけではないが、著者自らが序文で述べているように、本書は三部構成の全十章からなっている。

第一部は、I章からV章まで、輸送機関としての船舶にまつわる伝統的な海運論の課題を歴史的視点から論じている。その際、著者は手堅く、これまで海運業の振興政策が国民経済の発展に果たしてきたといわれる役割の検証からスタートしている。そして、定期船市場と不定期船・タンカー市場において船舶建造技術の進歩と輸送サービスに対する需要変化が供給構造に与えた影響を分析した上で、世界の海運市場と海運政策が石油危機をさかにし激しい環境変化にあひてきた経緯を的確に叙述している。ここで著者の、次のような指摘は重要である。すなわち、ダイナミックな運賃競争が海運同盟を核とするアンシャン・レジームを崩壊させ、一九八四年の米国新海運法の成立やわが国の規制緩和政策を誘引してきたといふこと、またそこでは、海運各社は国策的な臭いのする総合的部門政策としての海運政策のよろいを引き剥がされ、いまや独立部門政策でしかない海運政策の下で自らの判断にしたがつて市場の不確実性には是非とも一読を勧めたい。

まず、著者による「海運業」の確認が、きわめて印象的である。通念に墮することなく、はじめに経済活動全般の中での、世界の、そ

第二部は、VI章からIX章まで、現代の海運業を取り巻く問題点を

産業組織論の枠組みに照らして検討している。現代の海運業を取り巻くもとも重要な問題のひとつは「コンテナ化」による競争の進展であるといわれているが、本書はこの問題をコンソーシアムの存在と関連づけて論評している。北米太平洋岸航路市場とニューヨーク航路市場とヨーロッパ航路市場の集中度比較は、ヨーロッパ航路市場の三大コンソーシアムが見かけの集中を高める効果よりもむしろ船腹調整を通じたコンテナ化の阻止を目的としたものであったという事実をあきらかにしている。また技術進歩による利潤効果をあらわす運賃の平均船型彈力性は、閉鎖的同盟のヨーロッパ航路市場では著しく弾力的であり、技術進歩が利潤の上昇につながる可能性がはるかに大きいということを示している。逆にいえば、その他の航路市場では複合輸送体制によるサービスの改善がいつそう緊要だということを意味している。ちなみに、米国新海運法によって規制が緩和された北米航路市場では、規制緩和後に従来のアウトサイドをも取り込んだ広域同盟が形成されカルテル集中度が上昇したにもかかわらず、操業度は低下し、運賃の実質的低下が認められる。これは、宮下氏によれば、規制緩和すれば市場はコンテストブルになるという単純な議論が成り立たないということであり、そもそも実質的な参入規制がなく競争の激しい開放型定期船市場では、規制緩和によって、いつそうの競争の激化をはかる意義はないという結論になる。コンテストアリティーにもとづく海運政策は理論的には埋没費用を発生させるようなサービス競争によってチャレンジされることになるが、そのような戦略として、例えば複合輸送ネットワークの構築などが考慮されなければならない。

実際、近年になって空運による高価値海運貨物の奪取が進み、国際物流の航空化と呼ばれる現象が注目されている。背景には、輸出品目の高価値軽量貨物への傾斜である。空運は三・四年内周期の循環を描きながら、事務機器やテープレコードや半導体など、特定の成長貨物に依存しながら成長を遂げてきている。しかし、読者の関心をそそるのは、すでに見た海運のコンテナ化と国際物流の航空化との関係であろう。この点について、著者は「コンテナ船輸送と空運は工業品の分業的輸送分野」であると捉え、トータルコストと機会費用の概念を用いて、それらの間に広範な補完性と部分的代替性があることを説いている。そして、その代替性を異時空間に拡大することによって、複合輸送市場における補完的結合関係が形成されることを示そうとしている。

第三部のX章は、アド・ホックに、我が国内航海運問題を論じている。そこでは、外航から隔絶された内航海運の領域が政策的技術進歩要因に強く依存しているということ、ところがその構造調整政策は、標準運賃の規制を暗黙の前提とする結果、うまく機能していないということが指摘されている。

最後に、評者の勝手な感想をいくつか述べれば、①望ましい海運政策の体系を積極的に提示してほしかったということ、②海運と空運の関係について（評価の難しい技術的な議論に終始せず）クリアな展望を与えてほしかったということ、③巻末にグローサリーと索引を付けてほしかったということ、④産業に固有な専門用語にはルビを付けてほしかったということ、等々である。

学 会 記 事

第四六回大会について

日本経済政策学会第四六回大会は、青山学院大学が主催校（準備委員長、原豊委員長）となつて、五月二七日（土）、一八日（日）の両日開催された。

第一日 I 共通論題報告

「世界の中の産業政策——ボーダーレス経済への対応——」

座長 加藤 寛（慶應義塾大学）

清水嘉治（神奈川大学）

産業に対する公共政策の国際的統一

報告者 植草 益（東京大学）

（2）日本の産業政策——世界的視点に立つ

報告者 黒田 真（日本長期信用銀

行顧問）

（3）水平分業時代の産業政策

報告者 鶴田俊正（専修大学）

II 共通論題討論

討論者 新野幸次郎（神戸大学）

尾上久雄（大阪産業大学）

共通論題は、午前中に研究報告、午後に予定討論者と報告者の討論、および一般討論が行なわれ、五時過ぎに終了した。

なお、正午より理事会が開かれ、次いで総会に先立つて午後一時から藤井隆会長の特別講演が行なわれた。引き続き、午後一時三十分より野尻武敏副会長（大阪学院大学）を議長として会員総会が開催された。まず、報告事項として、会員会務報告、本部会務報告、各委員会報告、各部会報告が行なわれた後、協議事項に移り、新入会員の承認、柏崎利之が承認された。

第二日 II 自由論題報告

（1）セッション1「経済政策原理および理論」

報告者 大西健夫（早稲田大学）

討論者 井上 孝（玉川大学）

（2）セッション2「国際経済政策」

報告者 真総 隆（名古屋大学）

討論者 井上 孝（玉川大学）

（3）セッション3「国際基督教大学」

報告者 小島 清（国際基督教大学）

討論者 小島 清（国際基督教大学）

（4）課題

報告者 今井良夫（経済企画庁）

討論者 廣松 稔（東京大学）

（5）討論

報告者 伊藤幸雄（名城大学）

討論者 伊藤幸雄（名城大学）

（6）課題

報告者 山本鎌造（聖学院大学）

討論者 石田壽朗（帝京大学）

（7）課題

報告者 丸尾直美（中央大学）

（8）課題

報告者 佐々木實雄（八千代国際大学）

（9）課題

報告者 五井一雄（中央大学）

(1) 日本の技術開発メカニズムと政策

報告者 斎藤 優（中央大学）

討論者 鵜野公郎（筑波大学）

(2) 大店法のレントシーキング・モデル

報告者 細野助博（帝京大学）

討論者 川野辺裕幸（東海大学）

(3) 垂直的取引制限と経済効率——米国における競争政策上の一問題——

報告者 桑原秀史（関西学院大学）

討論者 鈴木安昭（青山学院大学）

(1) 水資源の効率的な配分方法について

報告者 新沢秀則（神戸商科大学）

(2) 西ドイツ国民経済における地域政策と地方財政——開放経済段階における社会

・経済体制づくりの一例に関する考

察

報告者 山田 誠（鹿児島大学）

討論者 城島国弘（四日市大学）

(3) 土地価格形成の社会経済的考察

報告者 瀬尾美巳子（京都大学）

討論者 鈴木 守（東海大学）

△午後の部▽

セッション1 「財政および金融政策」

座長 横井弘美（名古屋学院大学）

(1) 動学的のレオンティエフ・モデルにおける最適安定化政策

報告者 伊藤幸雄（名城大学）

(2) 法人税の帰着——その方法論、分析、政策——

報告者 浜田文雅（慶應義塾大学）

(3) 租税回避行動と租税政策

報告者 古田精司（慶應義塾大学）

(4) 産業調整と多国籍企業の役割

報告者 田中則仁（神奈川大学）

(5) アメリカ自動車産業混迷・凋落の原因

報告者 松浦茂治（愛知学院大学）

(6) 私立大学の規模の経済性と設置基準——競争と制限の関係および教育税制——

報告者 森田寿一（大阪経済大学）

(7) 計算機による公共政策

座長 中村秀一郎（多摩大学）

(8) 規制緩和の政治経済学

報告者 植草益（東京大学）

(9) 会員登録と会員登録料

報告者 永野仁（雇用職業総合研究所）

(10) 企業経済論の三分法の適用——從業員の出向を中心として——

報告者 永澤義衛（青山学院大学）

(11) 産業投資と金融環境——日英製造業の経験——

報告者 清水雅彦（慶應義塾大学）

(12) 企業経済論の三分法の適用——從業員の出向を中心として——

報告者 永澤義衛（青山学院大学）

本部部会

全国常務理事・幹事会 平成元年五月二六日

(金) 青学会館

一大会校挨拶 青山学院大学より挨拶があつた。

二 報告事項 次の事項について報告がありました。会長会務報告 藤井隆会長が行つた。

(1) 会長会務報告

横井弘美常務理事よ

(2) 本部会務報告

横井弘美常務理事よ

三 審議事項 次の事項について審議の上承認された。

(1) 新入会員承認の件

名譽会員推薦の件 小島清国際基督教

(2) 最近における米国公共政策の理論的根拠——シカゴ学派・ハーバード学派論争

報告者 小茹米清弘（東洋大学）

討論者 土井教之（関西学院大学）

(3) 日本の安全保障支出

報告者 吉野文雄（高崎経済大学）

討論者 今井良夫（経済企画庁）

以上、今大会は二日間にわたり延約四五〇名の出席を得、プログラム通り盛会裡に終了することができた。会員各位に対して主催校として感謝の意を表したい。

（熊谷彰矩記）

り会員状況その他について報告があつた。

(3) 各委員長報告

(1) 選舉管理委員会 吉田徳三郎委員長よ

り日本學術會議経済政策研究連絡委員会主催のシンポジウムについて報告があつた。

(ii) 組織委員会 吉田徳三郎委員長よ

り日本學術會議経済政策研究連絡委員会主催のシンポジウムについて報

告があつた。

(iii) 國際交流委員会 柏崎利之輔委員長より活動状況の報告があつた。

(iv) 出版編集委員会 近江谷幸一委員長より学会年報三七号の報告があつた。

(v) 各部会報告 関東（加藤壽延）、中部（梅下隆芳）、関西（土井教之）、西部（今泉博国）から報告があつた。

(vi) その他 大会開催校よりプログラムの一部変更について報告があつた。

三 審議事項 次の事項について審議の上承認された。

(1) 新入会員承認の件

名譽会員推薦の件 小島清国際基督教

会長会務報告 藤井隆会長が行つた。

(2) 本部会務報告

横井弘美常務理事よ

三 審議事項 次の事項について審議の上承認された。

(1) 新入会員承認の件

名譽会員推薦の件 小島清国際基督教

会長会務報告 藤井隆会長が行つた。

(2) 本部会務報告

横井弘美常務理事よ

(2) 最近における米国公共政策の理論的根

拠——シカゴ学派・ハーバード学派論争

（3）各委員長報告

報告者 小茹米清弘（東洋大学）

討論者 土井教之（関西学院大学）

(3) 日本の安全保障支出

報告者 吉野文雄（高崎経済大学）

討論者 今井良夫（経済企画庁）

以上、今大会は二日間にわたり延約四五〇名の出席を得、プログラム通り盛会裡に終了することができた。会員各位に対して主催校として感謝の意を表したい。

（熊谷彰矩記）

教大学教授、小松雅雄早稲田大学教授、中村秀一郎多摩大学教授が推薦された。なお、四〇年以上の古参会員を各部会から推薦して、永年会員として奥野ことについて審議された。

(3) 本部会計報告 山田健治幹事より決

算報告があつた。

(4) 年報編集の件 近江谷幸一編集委員長より書評対象邦文文献として、奥野

信宏『公共経済』、高木保興『開発途

上國の経済分析——二重構造、開発援

助、累積債務——』、宮下国生『海運

結果、新常務理事会が成立し、互選に

より柏崎利之輔常務理事を新会長に選

出し、副会長、理事、会計監事、委員

長、本部幹事、部会幹事の任命を承認

した。

(5) 役員の改選・選出の件 役員選挙の

結果、新常務理事会が成立し、互選に

より柏崎利之輔常務理事を新会長に選

出し、副会長、理事、会計監事、委員

長、本部幹事、部会幹事の任命を承認

された。

(6) 予算の件 山田健治幹事より原案の

説明があり承認された。また、大会費

の増額の必要性、年報出版費の増加などから学会費の改定について話し合われた。

(6) 米国農業政策形成——農業立法と予算

過程——

報告者 手塚眞（国立国会図書館）

討論者 遠藤浩一（日本大学）

(1) 動学的のレオンティエフ・モデルにおける最適安定化政策

報告者 伊藤幸雄（名城大学）

(2) 法人税の帰着——その方法論、分析、

政策——

報告者 古田精司（慶應義塾大学）

(3) 租税回避行動と租税政策

報告者 藤崎明房（敬愛大学）

(4) 産業調整と多国籍企業の役割

報告者 田中則仁（神奈川大学）

(5) アメリカ自動車産業混迷・凋落の原因

報告者 松浦茂治（愛知学院大学）

(6) 私立大学の規模の経済性と設置基準——競争と制限の関係および教育税制——

報告者 森田寿一（大阪経済大学）

(7) 計算機による公共政策

報告者 中村秀一郎（多摩大学）

(8) 規制緩和の政治経済学

報告者 植草益（東京大学）

(9) 会員登録と会員登録料

報告者 永野仁（雇用職業総合研究所）

(10) 企業経済論の三分法の適用——從業員の出向を中心として——

報告者 永澤義衛（青山学院大学）

(11) 産業投資と金融環境——日英製造業の経験——

報告者 清水雅彦（慶應義塾大学）

(12) 企業経済論の三分法の適用——從業員の出向を中心として——

報告者 永澤義衛（青山学院大学）

(7) 明年度大会の件 同志社大学にお願いすることになり、野間俊威常務理事より挨拶があった。

(8) 総会議長候補の選出の件 野尻武敏 常務理事を選出した。

(上沼正明記)

常務理事・幹事会 平成元年九月二二日(金) 早稲田大学

一本部事務局について 事務分担について報告があった。

二 共通論題について 開催校同志社大学の原案について審議した。

三 関東部会研究報告会について 平成二年一月二〇日(土)に日本大学経済学部で行うこととした。

四五〇回大会について 平成五年には五十回大会になるので、何らかの記念事業を行なうべく検討を西野萬里常務理事にお願いした。

五 ニューズレターについて 大会報告をまとめて、近く発送することになった。

六 学会財政について 近年財政が悪化してきているので、学金費の改定の必要性について話し合われた。

七 その他 日本学術會議経済政策研究連絡会議主催のシンポジウムについて、吉田徳三郎委員より説明があった。

常務理事・幹事会 平成二年一月二二日(土) 日本大学経済学部

一大会について 共通論題について開催した。

二 日本経済学会連合評議員について審議した。

(上沼正明記)

常務理事・理事・幹事会

(1) 平成元年二月十六日 名古屋大学経済学部

本年度の関東部会大会は、平成二年一月二十日(土)、午後一時半より日本大学経済学部本館会議室で開催された。大会のプログラムは次の通りである。

第一報告 座長 丸尾直美(中央大学) 「A. Leijonhufvud のN理論とその政策含意」

報告者 北村宏隆(日本大学)

討論者 岡村宗二(大東文化大学)

(2) 平成元年四月十二日 名古屋大学経済

新役員紹介の後、中部部会の部会活動

及び中部地方大会のプログラムについて協議した。

(3) 平成元年六月二十四日 キタンクラブ

全国大会及び書評について協議した。

(4) 平成元年九月九日 中京大学

中部地方大会のプログラムについて協議した。

報告者 横山彰(城西大学)
討論者 佐々木實雄(八千代国際大学)
各セッションごとに、報告と予定討論がなされた後、フロアからの熱心な討論があり、五時に閉会した。出席会員は約四十名であった。

(近江谷幸一記)

中部部会報告

(上沼正明記)

常務理事・理事・幹事会

(1) 平成元年二月十六日 名古屋大学経済

本年度の関東部会大会は、平成二年一月二十日(土)、午後一時半より日本大学経済学部本館会議室で開催された。大会のプログラムは次の通りである。

第一報告 座長 丸尾直美(中央大学) 「A. Leijonhufvud のN理論とその政策含意」

報告者 北村宏隆(日本大学)

討論者 岡村宗二(大東文化大学)

(2) 平成元年四月十二日 名古屋大学経済

新役員紹介の後、中部部会の部会活動

及び中部地方大会のプログラムについて協議した。

(3) 平成元年六月二十四日 キタンクラブ

全国大会及び書評について協議した。

(4) 平成元年九月九日 中京大学

中部地方大会のプログラムについて協議した。

(5) 平成元年九月九日(火) 神戸大学

平成元年七月二二日(土) 神戸大学

次年度(第四回)大会の共通論題について協議し、また、秋の研究会の日程等を検討した。

(6) 平成元年九月五日(火) 神戸大学

次年度(第四回)大会の共通論題および報告テーマについての協議と、秋の研究会の日程、報告者等の決定が主たる議題であった。

(7) 平成元年九月二二日(土) 丹羽春喜氏(京都産業大学)

恒例の工場見学会が二〇数名の参加をえ

て、平成元年四月二七日(木)に開催された。

今回は白鶴酒(株)を見学し、醸造過程のセ

ミナーおよび見学会を行った。この場をかり

中部地方大会

本年度の中部地方大会(第二十四回)は、所を見学した。

(梅下隆芳記)

大会委員長沈晩慶教授のもと、平成元年十一月十七日(土)、中京大学で開催されおよそ四十名弱の会員が出席し、熱心な討論がなされた。部会大会の報告者およびテーマは次の通りである。

(1) 「フランスの金融政策——マネタリー・ベースを中心として——」宇恵勝也(愛知教育大学)

(2) 「国際通貨調整下のアジア経済」足立文彦(名古屋大学)

(3) 「松阪市総合計画について」寺本博美・相原正・中村亨(松阪大)

(4) 「On Strategic and Decentralized Planning Procedures」木村徳丸(名古屋女子大学)

(5) 「地域環境政策における企業の適応行

動」小山直樹(名古屋市立大学)

春の研究会は平成元年四月二二日(土)に

関西文化サロンにおいて、近畿大学を主催校

として開催された。また、秋の研究会は「経

済体制の変容」を統一テーマとして、平成元

月十六日(金)、三十五名程の参加のもと、

恒例の工場見学会は、部会大会の前日、十一月十六日(金)、三十五名程の参加のもと、

济体制の変容」を統一テーマとして、平成元

月十六日(金)、三十五名程の参加のもと、

济体制の変容」を統一テーマとして、平成元

月十六日(金)、三十五名程の参加のもと、

济体制の変容」を統一テーマとして、平成元

月十六日(金)、三十五名程の参加のもと、

恒例の工場見学会が二〇数名の参加をえ

て、平成元年四月二七日(木)に開催された。

今回は白鶴酒(株)を見学し、醸造過程のセ

ミナーおよび見学会を行った。この場をかり

恒例の工場見学会が二〇数名の参加をえ

て、平成元年四月二七日(木)に開催された。

今回は白鶴酒(株)を見学し、醸造過程のセ

ミナーおよび見学会を行った。この場をかり

て、当セミナーの講師および説明等お世話をいただいた資料館長阪本登氏に心からお礼申し上げる。

(田中康秀記)

本年度の年報は、昨年五月青山学院大学で行われた第四六回大会における報告に基いて編集されている。

収録された論文は、会長講演一篇、共通論題報告三篇、自由論題報告二篇、展望論文（英文）一篇及び書評三篇である。

本年度の共通論題は「世界の中の産業政策——ボーダーレス経済への対応——」である。従来一国を基盤としてきた産業政策が、近時の国際化の進展に伴い、ボーダーレス経済ともいわれる状況にあって、どのように対応していくかを問うものである。これは、一国の産業政策が世界的視野の中で運営されねばならないことと、併せて、産業政策自体が一国経済の枠をこえた世界の産業政策として考察されねばならないことを示している。カレントなトピックであるだけに、多くの会員の関心をひく問題である。

自由論題報告は、ほぼ六部門から成り立っており、報告の時間的順序によらないで掲載されている。毎年のことであるが、自由論題

報告については、頁数の関係で紙数制限を厳しくしている。この点報告者各位の御理解と御寛容を願う次第である。

自由投稿論文は、昨年と同様、自由論題報告の投稿から二篇掲載した。

展望論文（英文）は、本年度の共通論題との関係から、土井教之氏にお願いした。共通論題と併せて読んで戴けたらと考えている。

書評については、昨年度の方針を踏襲して、邦文文献の書評のみを掲載することとした。最後に、年報編集に御配慮戴いた全国大会当番校青山学院大学原豊教授、熊谷彰矩教授、本部事務局及び各部会幹事と勤草出版社センターの方々に厚く御礼申し上げる。

（近江谷幸一）

付記

本年度の刊行については、出版費の一部として文部省科学研究費（研究成果公開促進費）の交付を受けた。

Industrial Policy for Horizontal International Specialization

Toshimasa Tsuruta, Senshu University

Japan's policy issues in 1990s may be summed up as follows: firstly, to promote the economic growth driven by domestic demand; secondly, to open more Japan's markets and import more manufactured-goods; thirdly, to build up a new industrial structure desirable for the new era; and finally, to make market function work more efficiently in Japan, reconstructing the relationship between the government and industries.

It is evident that Japan's economic growth should be driven by domestic demand. Trade imbalance has not completely improved yet. Accordingly, Japan has to open more domestic markets and import more manufactured goods. This could contribute to the development of the world economy. The greater domestic demand should be supported by the macro economic policy. For the opening of the markets, trade barriers that shut out overseas companies and products should be removed.

A new industrial structure needs the following two conditions. Firstly, domestic products should be highly competitive against overseas products in the domestic market in terms of both quality and price. Secondly, production bases should be well organized both domestically and overseas, while Japanese manufactures' overseas direct investments are expected to grow. The former could enhance horizontal international specialization, without making Japan fall into conservatism. The latter is indispensable in order to keep the efficiency of production. This will ask Japan's more efforts to build up a new industrial structure with highly-value added products and make up a framework where manufactures could accomplish innovations under fair market functions.

The relationship between the government and industries has been always reviewed in the after-war development of Japan's industrial policy, while the viability of market forces has been growing gradually but steadily. Today, the governmental regulations made on Japanese industries, especially the agriculture and service industries, should be adjusted to put allocation of resources under the market forces.

authorization and qualification systems; (3) the necessity to enact an administrative procedure law in order to secure transparency of administrative guidance; and (4) the need to promote the entry of foreign companies into Japan's subcontracting system and other intermediate organizations.

〈Summary〉

Industrial Policy of Japan

Makoto Kuroda, Ex-Vice-Minister, MITI

We are in the midst of substantial changes triggered by the technological innovations such as the information revolution. Changes are taking place in our daily life in terms of production processes, financial mechanisms as well as our society in general. Japanese economy has shown good performance in adapting to the changes. "Operation Survival", pursued by manufacturing firms, was very successful in adapting and transforming the Japanese economy under the precipitous appreciation of the yen, fortunately accompanied with an abundant and cheap supply of oil and other resources. (In 1980, the payment for oil products amounted to 5.5 % of the Japanese GNP, or 13 trillion yen; in 1988 that amount was reduced to 0.9 % of the GNP, or 3 trillion yen.)

"Force of the market" is overwhelmingly dominant in the process of changes while private initiative is crucial in the market. Contrary to a widely held mis perception, the role of the Japanese government is only of secondary importance in creating an environment conducive to structural transformation, to dismantle regulations, to extend assistance to weak people who suffer most in the process of transformation, and to encourage scientific and technological R & D.

One argument insists that the industrial policy is only effective in Japan because of the special relations between government and business. In the U.S., it is argued, there is no basis for adopting industrial policy because of its government structure, or that government involvement should be kept to a minimum. Business practices of Japan and the U.S. seem to be different, especially when viewed from a time-framework of their business judgement. A long-term view-point is a generally applicable and reasonable business principle. Any difference should be explained not by cultural features, but rather by a historical course of development. Effects of government policy on business should be analysed in relation to the economic structure. Academic analyses of business practices prevailing in Japan are most opportune in this context.

tem of our global society is and will be renewed by new knowledge created as *systems growth* goes beyond the capital accumulation and income growth. Future internationalistic Economic Policy will be implemented through the human communication on the basis of mutual trust. Mankind will be developed beyond the material limit of the earth, because the trustable communication is an unlimited resource for us. New Economics of Policy should be developed along this line. We have a bright common future in our Association. Thank you.

〈Summary〉

International Coordination of Public Policy toward Industry

Masu Uekusa, University of Tokyo

The United States Trade Representatives (USTR) submitted the annual trade report to the Congress in April 28, 1989, and the report pointed out that seven fields of government regulation, industrial policy and corporate organizations in Japan might come under the "unreasonable trade barriers clause" of Super 301 of the Omnibus Trade and Competitiveness Act. They include ① import restrictions on agricultural products, ② qualification systems of medical goods and equipments, ③ government procurement of super-computers, ④ intellectual property rights, ⑤ economic regulation in distribution and financial sectors, ⑥ targetting policy toward high-technology sectors and ⑦ subcontracting system and other intermediate organizations.

All seven are either "formal institutions" (laws and government policy) or "informal institutions" (corporate organizations and their traditional practices). The USTR report then goes to urge changes in various Japanese institutions. But it is not easy to change such institutions, because they have been formed over a long period of time and reflect each nation's dissimilarity in races, religions, climate, possession of natural resources, stage of economic development, economic and political system and so on. But the recent rapid progress in the internationalization of economic activities has forced national governments to unify and coordinate their domestic institutions along internationally accepted lines. Having rapidly elevated its position in the world economy, Japan needs to revise and/or eliminate economic and social rules which cause international frictions.

From this point of view, the author, first of all, gave an outline of all public policies toward industry; secondly, focused on and examined international moves to unify government regulations and industrial policies; and thirdly, examined various near-future alternatives aimed at relaxing and eliminating economic and social regulations, and at changing Japan's industrial policy in Japan. In conclusion, the author stressed (1) the need for a wide range of deregulations in industries having a competitive market structure (especially, in the transportation, financial, wholesale and retailing and telecommunications sectors); (2) the necessity of an international unification of inspection,

<Presidential Address>

Economic Policy for Global Society of Trust

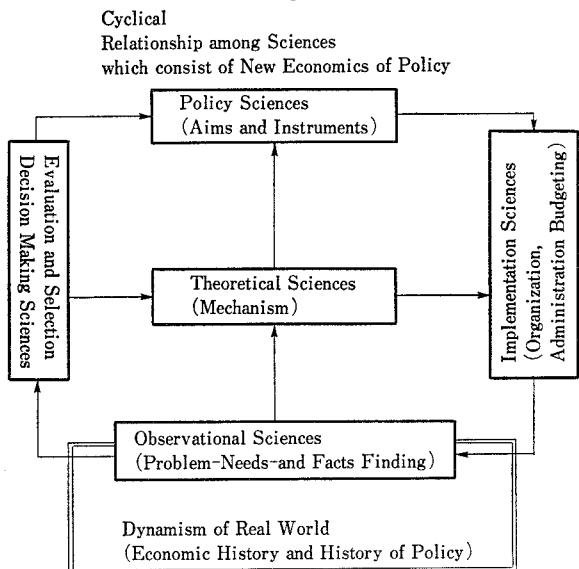
—Towards *Internationalistic* Economic Policy—

Takashi Fujii, Nagoya University

This Presidential Address was a declaration about how a New Economics of Policy has born in the history of Japanese economic development and how the time has come to evolve it *borderlessly* for global development through the academic activities in our Japan Association of Economic Policy. Notable in our discussion were the following three points.

1. Economics of Policy will autonomously evolve as a system of sciences interacting, joined with observational sciences. (refer to Fig. 1)

Fig. 1



This recycling system was observed 7 times during the last 4 decades in Japan with a certain shift of paradigms. If this feedback system is properly operated, the autonomous evolution of economic policy will be related with real economic development. Our Association must be organized and developed with them in cooperation with scientists, scholars and thinkers, who cooperate and

compete with each other in this system of sciences.

Problems- and/or needs- and fact-finding of the real economic society for observational sciences will provide the basic ground of this New Economics of Policy in correlation between economic history and man-made Policies.

2. Towards an *internationalistic* economic policy beyond present *inter-national* foreign policy.

Contemporary needs of human societies and problems of economic policy are going to take place beyond national borders and traditional borders of science, regardless of any differences between domestic and international aspects, as the global mobility of human activities increases.

To meet and to supply those needs and demands for properly planned economic policy (Plan of Policies) in the future *internationalistic* domain of problems, we must create and establish necessary methods for (1) formation of economic policy subjects which are suitable for facing *internationalistic* problems among related governments and entities, (2) formation of a common-will or a system of value of them for decision-making on necessary plan of policy(ies), and (3) know-how or technology for implementation of them (Planning Administration Methods as a whole). Several achievements in those research and study were introduced. And then urgent importance for research and study was demonstrated. In addition, training of peoples who are able to take responsibility for the implementation are requested by our Association as an important element of meeting national needs.

3. Economic Policy for a Global Society of Trust

For these purposes, Identity of Entity, in other words, subjective independence beyond economic independence (economic man) must be emphasized more and more, because operation and stirring of autonomous development in *economic circulation* depends upon the human efforts for free and democratic competition and cooperation among them. On these conditions, creating and sustaining natural and societal environments, human communication among them (even market system is treated as a subsystem) will construct the global society of trust where hard and soft systems will be continuously renewed according to the *developing cycle* in our New Economics of Policy.

Lastly the President Address emphasized that Knowledge Society has emerged in which the basic factor of production is knowledge. The roles of capitalism and socialism are fading out where the basic factor of production was capital in industries. After the informational revolution, hard and soft sys-

the current public policies: if performance is improved after deregulation, the result supports both the "regulatory failure" and the cases for deregulation.

Deregulation and privatization are gradually reshaping the market structure of deregulated industries. For example, prices have been falling and efficiency has been improved. Therefore, now there is an increasing number of studies which examine the performance following deregulation. In Japan, Professors M. Uekusa, T. Nanbu and other "telecom economists" have proposed significant research and policy proposals on telecommunications (for example, Nanbu *et al.* [1989], Ide [1989]). Also, it is necessary to derive Japanese lessons from foreign deregulatory policies and performance. Some studies examine in detail foreign cases, in particular the U. S. and U. K. cases. Foreign findings suggest that industry performance following deregulation is likely to depend on the conditions of competition after deregulation; performance has been improved where competition was promoted or maintained.

5. Industrial Change and Industrial Policy Makings

Industrial change may influence industrial policy makings as well as industrial organization. Major research interest is in the role of government under a changing or new industrial environment.

We have many excellent studies (among main economists who contributed to the problem are Professors K. Niino, M. Tsuruta, M. Uekusa, K. Imai, T. Konishi, K. Suzumura and others) about the past "industrial policy". Those studies have been surveyed in the previous *Annual*. We would like to add one interesting study to the list; Lynn [1988] who examines Japanese industrial policy makings from the viewpoint of the functions and activities of business associations.

Currently, Japanese government is less free to apply the "administrative guidance" and interventions than it did before. There is a paucity of analytic work on recent industrial policies. Anti-monopoly policy is more important, since industrial change is inducing competitive industrial organization. But the changes also may act against competition. Therefore, we must accumulate fuller examinations of the relationship between industrial change and competition, and then suggest policy proposals, based on them.

Reference

- (1) Casson, M.(1987), *The Firm and the Market*, Basil Blackell.
- (2) Doi, N.(1988), "Fluctuations in Foreign Exchange Rate and Industrial Organization: IC Industry," in Fair Trade Commission, *The Impacts of Yen Appreciation on Industrial Organization*, pp.63-86.

- (3) —(1989), "Foreign Trade and Industrial Performance: 1986-87," forthcoming, *Nihon-Keizai-Kenkyuu*.
- (4) Flath, D.(1989), "Vertical Restraints in Japan," *Japan and the World Economy*, Vol.1, No.2, pp.187-203.
- (5) Gold, B.(1989), "Forces Tending to Reduce Concentration Levels in US Industries," *Managerial and Decision Economics*, Vol.10, No.2, pp.115-20.
- (6) Howell, T. R. *et al.*(1988), *The Microelectronics Race*, Westview.
- (7) Ide, H.(1989), "Industrial Organization in Highly Concentrated Industry: Domestic and International Telecommunication Industries," in Hatta, E. and H. Ide(eds), *Economics of Oligopoly Industries*, Keiso-shobo, pp.95-114.
- (8) Itami, H. *et al.*(1988), *Dynamism of Reversal; a Comparative Study on Japanese and U.S. Semiconductor Industries*, NTT Shuppan.
- (9) Keen, P.W.(1988), *Competing in Time; Using Telecommunications for Competitive Advantage*, Ballinger.
- (10) Lynn, L. H. and T. J. McKeown(1988), *Organizing Business: Trade Associations in America and Japan*, American Enterprise Institute.
- (11) Mansfield, E.(1989), "Technological Change in Robotics: Japan and the United States," *Managerial and Decision Economics*, Special Issue, Spring 1989, pp.19-26.
- (12) Maruyama, M.(1988), *Economic Analysis of Distributions: Information and Transaction*, Sōbun-sha.
- (13) Ministry of International Trade and Industry (1988), *The Trend and Problems of Industrial Technology*, Japan Government Printing Office
- (14) Nanbu, T. *et al.*(1989), "Deregulation in Japan," in Crandall, R. and K. Flamm(eds.), *Changing the Rules: Technological Change, International Competition and Regulation in Communications*, The Brookings Institution.
- (15) Nelson, P. P. and S.G. Winter(1978), "Forces Generating and Limiting Concentration under Schumpeterian Competition," *Bell Journal of Economics*, Autumn, pp.524-48.
- (16) Niida, H. *et al.* (1987), *Structural Changes and Industrial Organization in Japanese Economy*, Toyo-keizai-shinpo-sha.
- (17) Nishida, M. (1987), *Technological Progress and Industrial Organization*, Nagoya University Press.
- (18) Shinjo, K.(1988), "The Impacts of Yen Appreciation on Industrial Organization: Overview," in Fair Trade Commission, *The Impacts of Yen Appreciation on Industrial Organization*, pp.1-20.
- (19) —(1989), "Exports and Foreign Direct Investment in Japanese Firms," *Kokumin-Keizai Zasshi*, Vol.159, No.1, pp.33-54.
- (20) Uekusa, M.(1982), *Industrial Organization*, Chikuma-shobo.
- (21) —(1987), "Industrial Organization: The 1970's to the Present," in Yamamura, K. and Y. Yasuba(eds.), *The Political Economy of Japan, Volume I: The Domestic Transformation*, Stanford U.P., pp.469-515.
- (22) Wakasugi, R.(1989), *Foreign Trade, Direct Investment and Japanese Industrial Organization*, Toyo-keizai-shinpo-sha.

the influences of the entry and growth of foreign-affiliated firms on market structure, behavior, and performance in Japan.

2. Economic Softization and Competition

A Japanese-English neologism used to describe our economy is "softization", which means the increasing role of software-oriented factors in firm decisions or economic activities. It very likely affects behavior for both firms as an user of software-oriented inputs and a producer of software-oriented services.

First, softization has significantly increased the relative importance of individual service industries, or the "tertiary sector" which includes them in one lump. This fact suggests the importance of the industrial organization analysis of service industries. Industrial economics has centered on manufacturing. We should now address the tertiary sector. There is an increasing number of industrial organization studies on the industries, in particular financial institutions, telecommunications and various transportations (which also are all related to the regulation problem discussed later).

Second, the software-oriented inputs like information, R & D, marketing and advertising are increased in weight of business activity. They may facilitate alternations in the form that competition may take. R & D and advertising have both been frequently examined in industrial economics. But the relationships between industrial organization and those factors are still an open problem. Under the changing environment, a greater deal of time and effort could well be devoted to the problems. Also, we feel that the relation between competitive strategies and information should be examined (Keen [1988]). For example, the "strategic information system (SIS)", an information-oriented strategy for competitive advantages, is a crucial strategy in the U.S. firms. Also, information is inducing organizational restructuring, which turns up as intra-firm and inter-firm networkings. It may lead to industrial concentration (for example, computer reservation systems in the U.S. airlines).

Finally, marketing distribution channels, a major industry of the tertiary sector, are a current topic, particularly in relation to trade friction. How do marketing channels or practices have a pro-competitive or anti-competitive effect? The controversy is underway. There are many *a priori* discussions (an excellent study is Maruyama [1988]), but some problems remain to be solved. For instance, the relation between producers' competition and distribution channels is not fully addressed. Also, studies are scarce which empirically test the relation. Doi [1989], although tentatively, shows that wholesale and retail distribution channels are likely to bring about less competitive perform-

ance in Japanese industries. Also, Flath's study [1989] is interesting; it concludes that Japanese marketing practices are similar to U.S. counterparts.

3. Technical Progress and Competition

Technical progress is remarkable throughout economic sectors, particularly in the hi-tech fields like microelectronics, information technology, biotechnology, robotics, and fiber optics (for Japanese technological activities, see MITI [1988]). The advances in technology are, as suggested above, related to globalization and softization, since they may induce, or be induced by cross-border competition and the "information revolution". Also, such a technological leadership in Japan is regarded as the "Japanese Challenge". And technological diffusion attracts greater research interest (Mansfield [1988] for robotics, and Howell *et al.* [1988] for microelectronics).

Technological advances (R & D, innovation and diffusion processes) may influence the conditions of competition in a number of ways; first, technology itself is a form of competition, both within industries and across boundaries; second, it may alter market behavior and in turn market structure. One of the remarkable impacts is so-called "industrial fusion" or "industrial linkages". Therefore, we are much interested in the interrelationship between technological progress and industrial organization. Japan is an interesting agenda for analysis, since our country is one of technological leaders. Then, it is helpful to clarify the relationship by illustrating individual case to date; case studies are quite rich (for example, Nishida [1987], Itami [1988]). Uekusa [1987] refers to some cases.

Take for example the impacts of technological advances on industrial concentration. Gold [1989] shows that technological advances are helping to reduce concentration in the U.S.. But Nelson and Winter [1978] suggest the opposite relation. Thus, they may serve both to promote concentration and to provide the counterpressures. Unfortunately we are short of evidence in recent Japan.

Thus, a fuller theoretical and empirical attention should be given to technical progress.

4. Deregulation and Privatization

Deregulation is a world-wide trend. In Japan, railways, telecommunications, tobacco, and oil are among deregulated industries. The central question as a matter of course is: "Does deregulation work?" Deregulatory performance suggests a test for the theories of deregulation and regulation as well as for

〈Survey〉

Industrial Change and Industrial Organization in Japan: Recent Evidence

Noriyuki Doi, Kwansei Gakuin University

There is little doubt that the Japanese economy has experienced, and now still is experiencing a remarkable structural change in its industrial environment. There is equally little dispute that this change has had, and continues to have a direct and profound impact on Japan's industrial organization. Among the structural changes are globalization, "softization" (or increased software-oriented economic activity), technical progress, and deregulation (see Niida *et al.* [1987]). These factors are no doubt mutually related. They have had, and continue to have influences on Japanese business behavior and also on public policies toward industry. Therefore, the 1980's is an interesting decade for economists. Now, we have a crucial question; "Does industrial change induce or require major rethinking in economic theory and public policy?"

The primary purpose of this short paper is to review the relationship between recent industrial change and industrial organization, based on existing studies (by foreign as well as Japanese economists). This review is the preliminary step for answering the above-mentioned question. The industrial organization of the 1970's and early 1980's is excellently reviewed by Professor Uekusa [1982, 1987]. Therefore, this paper reviews the industrial environment for the middle years of the 1980's to the present, with suggestions for further research. Four trends are observed; globalization, softization, technical progress and deregulation.

1. Globalization and Competition

The main strategy for internationalization by Japanese firms remains exporting, with gradually shifting outward strategy away from exporting to foreign direct investment. But exporting is still dominant in the outward activity. Such an internationalization at the same time has induced increasing foreign presence in the domestic markets: imports and inward direct investment. The globalization has been accelerated by the yen appreciation, in particular since the fall of 1985, and also by heated trade friction. EC integration scheduled for 1992 is also an additional factor.

Globalism was thought likely to have an impact on domestic industrial

organization. First, exports-oriented industries suffered from the exchange exposure; they were subjected to reduced exports through both the "conversion" and "competitive" or "path-through" effects of a stronger yen (Doi [1988], Wakasugi [1989]). As a result, it was evident that the larger the weight of exports is, the less the profitability of an industry (Doi [1989]). This finding reflects that domestic markets became more competitive because of reduced exports. In fact, it is true that the export weight is negatively associated with the change in domestic wholesale price among industries (Doi [1989]).

Second, imports are expanding largely because of yen appreciation. In detail, imports of finished products are increasing instead of materials. In addition, Japanese consumers tend to become more price-conscious in their purchasing decisions. The imports, as many existing studies suggest, are likely to promote competitive industrial organization. Therefore, it is necessary to remove imports barriers, to promote import competition which may result in economic gains. But at the same time attention should be paid to the fact that import competition is not so fierce as to overpower the market power effect of industrial concentration.

Third, outward direct investment or overseas production is increasing, due to stronger yen, trade friction, and EC integration. But overseas production is of small level, which was not more than 4 % of manufacturing sales in 1987. Shinjo [1988, 1989] shows some interesting findings about Japanese industry; the larger a firm's export weight is, the higher the degree of overseas production is; also, there is a positive relationship between firm size and the degree of overseas production.

However, there is no study which examines the association between the degree and market structure. U. S. studies show that distinctive features of industries with larger investment are oligopoly, advertising-intensiveness, and R & D-intensiveness (Casson [1987]). This finding suggests that competition is likely to have an influence on outward investment. A better understanding is needed of the association between industrial organization and foreign direct investment in Japan. In addition, a fuller theoretical analysis (particularly based on oligopoly theory) of foreign direct investment is necessary.

The final factor is inward direct investment. This type of investment is steadily expanding. Japan now is an attractive country for foreign capital, since the country is a technological leader, and has big and growing markets. But their presence in Japan is of a small level—less than 3 % of manufacturing sales. Some studies examine behavior of foreign-affiliated firms, but such studies are still scanty (Niida *et al.* [1987]). It is necessary to analyze

(1988).

The Association's themes printed in the annual reports are as follows:

- “Conditions of Economic Independence for Japan” (1950)
- “Patterns of Economic Control” (1951)
- “Planning in Economic Policy” (1952)
- “Industrial Structure and Economic Policy” (1953)
- “Policy for Self-supporting Economy of Japan” (1954)
- “Japanese Post-War Economic Policy” (1955)
- “Post-War Economic Policy in the World” (1956)
- “Objects and Methods of Economic Policy” (1957)
- “Type of Economic Planning” (1958)
- “Structural Analysis and Economic Policy” (1960)
- “Government's Role in the Present Economy in Japan” (1961)
- “Economic Planning in Japan” (1962)
- “Big Business and Economic Policy” (1963)
- “Economic Policy of Regional Development” (1964)
- “Change of Economic Structure in Japan” (1965)
- “Economic Regimes in the World and Economic Policy” (1966)
- “Economic Policy in Transformation Period” (1967)
- “Economic Policy during Post-War Twenty Years” (1968)
- “Capital Liberalization and Economic Policy” (1969)
- “Oligopoly and Economic Policy” (1970)
- “A Reappraisal of Recent Japan's Economic Growth” (1971)
- “Pollution and Economic Policy” (1972)
- “International Comparison of Present Economic Policy” (1973)
- “Internationalization and Industrial Organization” (1974)
- “Contemporary Inflation and Distribution Policy” (1975)
- “Resource Problems and Economic Policy” (1976)
- “Welfare Policies under the Slower Rate of Economic Growth” (1977)
- “Transformation Policy of Industrial Structure in Japan” (1978)
- “Economic Policy During Thirty Years after World War II in Japan —Prospect and Retrospect—” (1979)
- “Efficiency and Justice in Economic Policy” (1980)
- “International Cooperation and Economic Policy in Japanese Economy” (1981)
- “Pacific Ocean Community and Japanese Economy” (1982)
- “Demand Side and Supply Side in Economic Policy” (1983)
- “Science and Technology in Economic Policy” (1984)

- “Regional Development and Economic Policy” (1985)
- “Role of Government in Japanese Economy” (1986)
- “Privatization and Government Regulation” (1987)
- “The Dynamism of Economic Development and Welfare Criteria” (1988)
- “Debates at the Great Turns in the Economic Policy Making” (1989)

The Association is administered by a board of 25 members elected every three years. Present members are: M. Ito (Prof., Kyushu Kyoritsu Univ.), M. Uekusa (Prof., Tokyo Univ.), K. Echigo (Prof., Shiga Univ.), H. Onoe (Pres., Shiga Univ.), K. Omiya (Prof., Nihon Univ.), T. Kashiwazaki (Prof., Waseda Univ.), H. Kato (Prof., Keio Univ.), J. Kato (Prof., Asia Univ.), T. Konishi (Prof., Kwansei Gakuin Univ.), K. Goi (Prof., Chuo Univ.), Y. Sato (Prof., Keio Univ.), Y. Shimizu (Prof., Kanagawa Univ.), T. Suzuki (Prof., Kinki Univ.), K. Niino (Pres., Kobe Univ.), M. Nishino (Prof., Meiji Univ.), T. Nojiri (Prof., Osaka Gakuin Univ.), T. Noma (Prof., Doshisha Univ.), Y. Hara (Prof., Aoyama Gakuin Univ.), T. Fujii (Prof., Nagoya Univ.), K. Masamura (Prof., Senshu Univ.), N. Maruo (Prof., Chuo Univ.), T. Mizuno (Prof., Chuo Univ.), H. Yokoi (Prof., Nagoya Gakuin Univ.), T. Yoshida (Prof., Nihon Univ.).

Prof. T. Kashiwazaki was elected the president of the Association in 1989 and appointed as the administration of the head office, while Prof. K. Omiya was appointed as a chief editor of annual reports.

The Association adopts as one of its objectives co-operation with similar foreign associations, though the society has not yet to realized effectual steps towards this aim. However, the Association welcomes from time to time some foreign scholars who show their interest and attend the annual meeting. The Association is now intending to broaden international liaisons in various forms as extensively as the budget permits.

- United States Agricultural Policy-making: Agricultural
 Legislation and Budget Process *Makoto Tezuka*
 R & D Mechanism and Policies of Japan *Masaru Saito*
 An Application of Rent Seeking Model
 to Regulation Law of Large Store Location *Sukehiro Hosono*
 Vertical Market Restrictions and Economic Welfare *Hidechika Kuwahara*
 Analysis from the View of Economic of Internal Organization
 —On the Reallocation of Human Resources
 within a Corporate Group— *Hitoshi Nagano*
 Private Universities' Scale Economics and Academic Standards
 —Competition vs. Institution— *Toshikazu Morita*
 Institution for Scarce Water *Hidegori Niizawa*
 Spatial Policy and Local Government Finance
 in West German Economy *Makoto Yamada*
 A Treatise on Land-price Formation
 and its Socio-economic Aspects *Fumiko Seo*
 Optimal Stabilization Policies
 in Dynamic Leontief Input-Output Models *Yukio Ito*
 Distributed Expectations and Monetary Policy *Fumimasa Hamada*
 Tax Evasion Behavior and Tax Policy *Akifusa Fujioka*
 Political Economy of Deregulation *Yasuo Sakakibara*
 The Theoretical Formation of Recent Public Policy
 in the United States of America *Kiyohiro Kokarimai*
- BOOK REVIEWS
- Nobuhiro Okuno, *Public Sector Economy*, 1988 *Kazuyoshi Kurokawa*
 Yasuoki Takagi, *An Economic Analysis of Developing*
Economics, 1988 *Hideki Imaoka*
 Kunio Miyashita, *Shipping Industry*, 1988 *Mitsuo Sasaki*
- SURVEY
- Industrial Change and Industrial Organization
 in Japan:Recent Evidence *Noriyuki Doi*

世界の中の産業政策

ボーダーレス経済への対応

—日本経済政策学会年報 XXXVIII —

1990年3月25日 第1刷発行 定価3,090円
 (本体3,000円)

編 著	日本経済政策学会
発 行 者	柏崎利之輔
発 行 所	東京都新宿区 早稲田大学内
発 売 所	東京都文京区 後楽 2-23-15
株式会社 勤草書房	
振替東京5-175253・電話(03)814-6861	

落丁本・乱丁本はお取替します
無断で本書の全部又は一部の複写・複製を禁じます Printed in Japan

ISBN4-326-54881-9

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
 WASEDA UNIVERSITY, SINJUKU-KU TOKYO JAPAN

KANTO BRANCH: KEIO UNIVERSITY, TOKYO
 CHUBU BRANCH: NAGOYA UNIVERSITY, NAGOYA
 KANSAI BRANCH: KOBE UNIVERSITY, KOBE
 NISHINIHON BRANCH: KYUSHU KYORITSU UNIVERSITY,
 KITA KYUSHU

NIHON KEIZAISEISAKU GAKKAI-Japan Economic Policy Association was founded 1940 in Tokyo by about 300 professors and researchers interested in the scientific study of economic policy. At present there are more than twenty associations for the study of various fields of economics, most of which were established after World War II. Thus The Japan Economic Policy Association is one of the few academic associations for economic study established before the War in Japan.

The Association publishes annual reports in Japanese, each containing reports done at each annual meeting and resumes of the discussion about each report, including other articles written by members. Thirty-seven volumes of annual reports have been published until 1989, except for the years interrupted by the War. Besides annual reports, the Association published the following four books in Japanese which were the results of special group studies organized by the Association in its commemoration of the 15th anniversary of the Japan Economic Policy Association.

T. Ito(ed.), *Post-War Industrial Policy in Japan*, (1957). T. Yamanaka & M. Cho (ed.), *Analysis of Post-War Japanese Economic Policy*, (1958). K. Miyata & Fujita(ed.), *Development of Japanese Economic Policy*, (1958). H. Matsuo & K. Yamaoka, *A Chronological Table of Japanese Post-War Economic Policy*, (1962, enlarged ed. 1969).

The Association also published the following book which was the proceedings of the conference held by the Association in the commemoration of the 30th anniversary of founding the Japan Economic Policy Association.

H. Kato, T. Fujii, K. Niino and M. Ito (ed.), *Studies in Contemporary Economic Policy*, (1978).

The Association also published the following two books in commemoration of the 40th anniversary of founding the Japan Economic Policy Association.

Japan Economic Policy Association (ed.), *The Making of the Science of Economic Policy*, *The Development of the Science of Economic Policy*,

THE ANNUAL
OF
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

1990

No. 38

CONTENTS

昭和六十一年十二月六日郵政省告示・第九六二号郵便法
第二十六条第一項第五号該当刊行物にあたる学術刊行物

- Introduction *The Program Committee*
PREGIDENCIAL ADDRESS
Economic Policy for Global Society of Trust—Towards
Internationalistic Economic Policy *Takashi Fujii*
ARTICLES
INDUSTRIAL POLICY AND THE WORLD—RESPONSE TO
BORDERLESS ECONOMY—
International Coordination of Public Policy
toward Industry *Masu Uekusa*
Industrial Policy of Japan *Makoto Kuroda*
Industrial Policy for Horizontal
International Specilization *Toshimasa Tsuruta*
Comments *Koじro Niino, Hisao Onoe*
Summaries *Hiroshi Kato, Yoshiharu Shimizu*
REPORTS
Economic Foundation and the System
of Economic Policy *Toshiya Nagao*
The Task of Economic Policy
in the Present Pluralistic Society *Hidenori Onishi*
The Role of Advisory Organs in the Economic-Policy
Making in West Germany *Takeo Ohnishi, Takashi Inoue*
An Application of Optimization Scheme to the Problem of
International Policy Coordination *Yoshio Imai, Takeshi Hiromatsu*
A Structural Cause of Accumulated Debts
and an Issue of Aid Policy for LDCs *Ryozo Yamamoto*
What Will Become of Japanese Economic Policy
After Market Unity of North America & EC ? *Juro Ishida*
Industrial Adjustment and a Role
of Multinational Enterprises *Norihito Tanaka*
Cause of "Obscurity and Downgrade" of Auto Industry
in United States *Shigeharu Matsuura*

EDITED AND PUBLISHED BY
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
(BUREAU OF JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
WASEDA UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN)

ISBN4-326-54881-9 C3333 P3090E (勁草書房発売)